

[illegible]編

國史參考書 上

國史研究會發行

文學士　矢野太郎編

國史叢書

浮世の有樣　六

國史研究會藏版

例言

一、本編は浮世有様巻之九下及び巻之十の前半を採收す。

一、本書載する所の大要は巻之九下は天保十一年・十二年・十四年の雜事にして、所記の大要を列記すれば、光格天皇崩御の記事及び補足として寛延以來、主上・仙洞・大御所・大樹等の諒闇薨去に關する諸布達、破戒僧の處刑及酒井侯所替に關し庄内百姓の騷動、支那阿片戰爭の風聞等を詳述し、巻之十前半は天保十四年一月より六月に至る諸布達及び印旛沼發掘の模樣等にして、此の時代の世相を赤裸々に記せしものなり。

一、一般讀誦の便を計り語尾を補ひ文字を略ぼ一定にし、又難解の文字に振假名を施し、假名に漢字をあつる等、其他既刊の諸書に同じ。

目次

浮世の有様巻之九下

浮世の有樣卷之十

目次終

浮世の有樣 卷之九下

天保十一庚子年十一月十九日、仙洞樣崩御遊ばされ、同十二辛丑年閏正月晦日、江府に於ても大御所家齊公薨去し給ひしにぞ、諒闇・御中陰・御葬等の事を書記しぬるに、寛延以來主上・仙洞・大樹・大御所・御臺樣等諒闇薨去等の事を、聊か書留め置きしにぞ、之も兼ねて心得べき事なれば、爰に書添へて置きぬ。然るに此度は、大御所薨去し給ひし後、不日にして、之まで姦惡なしぬる奥女中・諸役人等を追ひ退け給ふにぞ、種々の風說あり。大御所の御骸上野へ入らせられしも、感應寺の一件も、川越の欲心よりして所替の騷動を引出せしも、皆悉く姦臣と奥女中と心を合せ、此者共の姦計なることは、口なけれども天人をして之を言はしめ、其外にも浮說洒落文等にても其事を知りぬべし。御政道も正しくして、斯樣の騷動もなく、下の奢有らざれば、此度新に嚴重なる改革の御沙汰も有るまじき事なれ共、之迄賄賂に依りて諸株を

も許され、物を〆賣りして其身を利し、奢を放にせられしも、皆夫より所あるが故なるべし。之に依りて實脱浮說洒落文等をも、予が聞きたる限りを書添へしかば、思はず紙數も增して、量らざるに大卷とはなりぬ。此卷九の下と記しぬれども、上卷より始めの事を書記せしこと多し。故に上卷天保十一庚子年巳下と混じ見るべし。然らざれば、事の前後せしも多く有りと知るべし。故にその事をこゝに斷り置きぬるものなり。

仙洞御所葬式の行列

天保十一庚子年十一月十九日曉、仙洞樣崩御。同十二月廿日夜御葬式、泉涌寺へ御行列之次第

町奉行本田筑前守 與力・同心・下雜色・同・上雜色・御付紋付高張・箱灯燈・同心・箱灯燈・同心・同・箱灯燈・同・小
與力・同心・下雜色・同・上雜色・同・高張・箱灯燈・同心・同心・箱灯燈・同心・同・同・同・小
頭同・與力自分紋高張・箱灯燈・與力・御隨身・鈴木左近將曹・村田左近將曹・渡邊右近府生・三宅府生・下北面・
頭同・同　同　・同　・同　・同　・村雲右近將曹・田中左近番長・山本右近將曹・鈴木右近府生・藤木番長・同　・
松波右衛門少府・姉小路右衛門少府・速水右衛門少府・山形左衛門少府・細川左衛門少府・三上右衛門大府・藤
藤木右衛門少府・堀川右衛門大府・岡本右衛門大府・松波右衛門大府・岡本左衛門少府・岡本右衛門少府・門
木河内守御煎・正親町中將・燒香者・院藏人・北小路勘解由次官・上北面・松宮豐前守・藤木刑部大丞・廳官・渡
御煎・六條中將・同　・同　・松室右衛門權丞・同　・松尾日向守・橋本民部權少輔・同　・初
邊近江守・童子・同・牛舍人・同・御車副・牛・同・同・牛・御車・同持・搦持・同・御附小笠原安藝守 與
川宮内大丞・童子・同・舍人・同・同・同・同・同持・棧持・同・同

力・御附大島丹波守與力・雨皮持取次・主典代・土島左近少府・院所衆・大石大監物・召次・小山右近
同心・掛竿持取次・主典代・井上左衛門少府・院所衆・佐々木刑部大丞・召次・石川右衛門
將曹・内藤隼人正・右番長
大府・飯室左衛門大府・左番長
一行二條左大臣・近衛内大臣・大炊御門前內大臣・花山院右大將・日野前大納言・萬里小路前大納言・鷹司左大將・一條大納言・冷泉民部卿・四辻前大納言・鷲尾前大納言・飛鳥井前大納言・葉室中納言・藤谷中納言・橋本中納言・九條中納言・高倉中納言・日野西前中納言・綾小路宰相・六條宰相中將・冷泉左衛門督・萬里小路左大辨宰相・久世前宰相・高松前宰相・倉橋刑部卿・豐岡大藏卿・武者小路三位・東久世三位・德大寺三位中將・西洞院三位・風早三位・高野三位・大原三位・外山三位・錦織治部卿・町尻三位・高倉三位・廣幡三位中將・殿上人日野西四位・淸水谷少將・唐橋少納言・藤谷中將・
同三條西中將・橋本少將・西四辻右衛門佐・園少將・
倉橋右馬頭・風早少將・平松安藝權守・高松備中權守・高野左衛門佐・千種大夫・細川新藏人・非藏人大
花園丹波權介・萩原遠江權介・裏松辨・三室戸右衛門佐・長谷美作權介・梅溪大夫・
西土佐・松室備前・同大賀尾張・松尾武藏・同泉亭上野・松室越中・所司
西伊豆・吉田安房・東辻信濃
代牧野備前守・御日附佐々木三藏・御目附山口采女・町奉行芝田日向守、

押右各御供略之。尤總人數凡壹萬人、酉上刻御出門、同曉寅泉涌寺へ入御。御道筋は堺町御門出御にて、三條を寺町五條の橋を東へ、伏見街道を南へ、泉涌寺へ入御あ

らせらると云ふ。

所司代には三條寺迄御供を致し、夫れより三條を東へ馳せ抜け、五條橋の東へ到り、此處にて御待受けをなし、是よりして御先をなして泉涌寺に到ると云ふ。

御送葬の日よりして三七日の間、天子閭廬に籠らせ給ひ、供御は白粥を召上られ、御菜には燒鹽・梅干計りにて物忌をなし給ひ、紺紙に金泥を以て、光明眞言數百枚を御宸筆にて書せられ、是を黄金の寶塔に納め給ひ、正月十二日には三七日に當らせ給ふにぞ、大佛妙法院宮を召させられ、是を供養し給ふ其式左の如し。（此法式を沙法院宮至つて秘し給ひて、之を他に洩らし給はざりしを、好事の人種々心を盡して其宮の臣下眞所何かしより手に入れしを、予は密に借りて寫し置きぬ。）

光明眞言供養の次第

天保十二年辛丑正月十二日、於二舊院弘御所一光明眞言供養次第

先公卿着座、次御導師參堂、次衆僧參堂、次門前洒水、次御導師着二假座一、次有職參進置二法具一、次御導師登二禮盤一、次前方便、次總禮、（衆僧起居禮三反、）次唄師發音、次殿上人賦二華籠一、次散華（有二對揚一、）次御宸筆光明眞言、（供養、作法）次啓白、（此間殿上人斂二華籠一、）次供養文、次唱禮、次驚覺、次九方便、次發願、（取次第）次五大願、（五大願畢、助修念珠發音）次入行法、次振鈴、次甲四智、次五悔、次佛名（取二

如意ニ、次敎化取ニ如意ニ、次隨方同向、次御導師下ニ禮盤ニ、次賜ニ布施ニ、次撤ニ御導師之布施ニ、次衆僧出堂、次有職參進持ニ法具ニ出レ堂、次御導師出レ堂、次公卿退出。

右

御導師、妙法院宮二品敎仁法親王　山門僧正・衆僧之徒

山陵使の行列

同閏正月廿七日山陵使發遣行列之書

太上天皇、御謚號光格天皇と稱奉る六門並雜色等前後警固、太政官直丁代・持櫃・太政官直丁代・持櫃・御幣櫃擔夫二人荷之・雜給幣擔夫一人肩之内舍人居飼神原中務少錄信董・騎馬同雜色白丁舍人・藤堂左馬大老・中原景恕騎馬同雜色白丁・內竪舍人渡邊主計助・珍賞朝臣騎馬同雜色白丁・誄策命使兼奉幣使・同六口定番先拂・素襖・素袍・同走雜色・同前驅傘・同同同同・田居飼種和泉守貞行同雜色・居飼信濃小路民部少輔季重騎馬・居飼牧式部少輔義備同雜色・居飼高橋兵庫頭俊㺿朝臣騎馬同雜色・居飼高橋兵部大輔俊彥朝臣騎馬同雜色・上田左番長源定衞騎馬同舍人・長官鷹司左大將殿騎馬同侍・職部佐紀直溫左兵衞大尉穗積重弘・居飼舍人長近衞同同近衞同・傘雜色長・水口左近府生・身部淸胤上品雜色・同同同同・同同同・同・下品雜色・同同同・同同同・待從者・郎等同・待從者・同雜色・雜色長從者・郎等同・番長從者・同・素襖同・素襖同・扈從殿上人・舍人西四辻右兵衞佐公路朝臣騎馬同隨身・小舍人童雜色同雜色同・白丁白丁傘・舍人藤谷左近衞權中將爲知朝臣騎

馬・小舍人童・隨身同・雜色白丁 隨身同・雜色白丁・傘・次官・正親町三條右近衞權中將實愛朝臣騎馬　舍人・隨身同・小 隨身同・小舍人童・雜色同同同 舍人童・雜色同同同・傘・舍人・諸大夫・周防守藤原範風騎馬・雜色同 雜色同・傘・諫人兼諸陵使・走・雜色・ 走・雜色・舍人・辨侍・三崎大舍人大屬源時習騎馬・雜色舍人・右客掌・峯式部少丞紀親成騎馬・雜色舍人・東防城 同同右大辨・騎馬・雜色同同同 雜色同同同・傘走 走舍人・久世右近衞權少將通熈朝臣騎馬舍人・隨身・小舍人童雜色同同 同 小舍人童雜色同同同・白丁・同 同・白丁・同・傘・舍人諸大夫騎馬・雜色 雜色傘舍人・侍騎馬郎等走・ 同雜色・蘢舍人 同 同・廣橋侍從胤保騎馬內大臣殿御馬・內大臣殿御厩舍人・小舍人童・同同・下品雜色同 同 居飼 同 同同・下品雜色同・關白殿御隨身水口右番長・身人部清廣騎馬・仲間 郎等・侍騎馬・仲間 郎等・郡行

詔　諡者德之表行之迹、周家之遺訓、我國之舊典也。仰以太上天皇、叡哲溫恭、以御萬民、淸肅嚴默、以臨四海、不治而人自化、無爲而事寔成。履唐堯之典、星辰軌道行、虞舜之政、風雨順時、上下平章、咸歌臨雲之慶、華夷協和、倶承就日之輝、於是庶物不得其行、靡人弗蒙其恩。蕩々仁化溢於四表、宣上大號、以旌盛德、雖禮文之久闕、奈孝思之無已。爰上尊諡、恭稱光格天皇。庶幾傳大名於萬代、與乾坤以長施、揚茂實於千秋、與日月而久照。普告天下、俾知朕意、主者施行。

天保十二年閏正月廿七日

大宮御所稱「奉新清和院」、女院・四條院以來奉」葬「泉涌寺」。山陵之事中絶、今度山陵使御再興。天皇號之事、年久御中絶、皆院號を授け奉らるゝの處、今度天皇號・御諡號、山陵使を立てさせらるゝ事、復古の御時節、山陵使の官も定めて此後は立てさせらるゝことなるべし。

光格天皇と高松公祐

高松公祐卿には、分きて仙洞様の叡慮に叶はせられて、常に御側に侍從し給ひ和歌をよみ給へば、宸筆を染めて之をなほさせ給へる事など常の事にして、恩遇他に異なりしに、此度崩御あらせられし事なれば、哀傷に堪へ給はず、御所に於て御尊棺へ關白を始め、公卿・殿上人に至る迄御燒香あらせられし時、此卿ばかりは泣伏して居給ふにぞ、殿下より「公祐は如何なれば御燒香を致されざるや、」と仰せられしにぞ、其答に「常に御側に伺候して、恩遇を蒙れる事の有難かりしを思出しにぞ、悲しみに堪へずして、覺えずしてかくの仕合なりし」とて、直に燒香し給ひ、其座に於て歌九首をよみ給ひて、これ臣が今生に於て歌の詠み納めなり。歌を考ふるについて

公祐の詠歌

は君の恩遇の深かりし事の思出でられて、戀しき事絶ゆる事なく、涙に噎びて言葉も出で難しとて、涙を拭ひつゝ、

かしこくも心にうけしつかひまていふべくもなく悲しかりけり
愚なるおいがことばも今よりはいかでか君にきこえあげまし
今よりはいかなるつてに聞えあげん殘るもかなし老が一とこと
君がめぐみ七十年ちかし大かたの悲しき事の限りなりける
喜御が惠み七十年近しかり衣なみだに添へて末つきあまさん
萬代もまつはと思ひしおこたりを思ふも今はくいのやちたび
いとけなきかむりをかけておほけなき惠みを今はいかゞ報はん
むくふべき道をも知らで愚なる身のおこたりをいかにとぞせん
いとまめてつひの御幸に顧みては仕へまほしやなむ阿彌陀佛

かやうに即座にしてこれを詠み終り、之ぞ臣が一生のよみ納めなりとて、伏沈み給ひしにぞ、殿下を始め公卿何れも感涙を催されしといふ。此歌叡聞に達せしか

ば之をあはれに思召され、上皇の御棺の內へ之を納められしと云ふ。有難たき事と云ふべし。右の外殿下を始め諸司・百官、御追悼の歌限りなき事にして、悉く之を記すときは、數卷に及びぬることなれば、その紙數の多きを厭ひて之を略す。下に記せる三首の和歌は地下人の讀みしなり。中にも及びなきの歌は、町家の女子十四五歲計りの者のよみたるなりと云ふ。

天か下しぼらぬ袖はなかりけり大內山の峯のしぐれに

秋春のいでましどころ道かへてこは何處へか御幸なるらん

及びなき雲の上なるなげきには天が下にし濡るゝそでかな

御中院中、洛中・洛外二町每に自身番詰所を構へ、晝夜とも町人共之へ詰め、至つて嚴重の事にして御停止を相守りしと云ふ。されども大御所の御停止に比すれば、至つて手輕きことなりしと云へり。大御所の御停止には、一町每に自身番所を構へ、何事も之に準じ至つて嚴重なることなりとて、種々の風說をなせしなり。

諸司代を始め御附町奉行、其外諸侯の藏屋敷等、正月に門松・七五三飾をなし、傳奏より御察當を受けしと云ふ。斯樣のことにても其緩かなるを知るべし。

大阪の御觸

仙洞御所去る十九日崩御の旨申來り候間、今日ゟ重て差免候迄は、町中物靜に仕り鳴物停止、道頓堀其外諸芝居幷普請可ㇾ相止ㇾ候。彌〻以て火の元等念を入れ可ㇾ申候。公事訴訟聞候義も差延べ候。右の趣三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

天保十一年子十一月廿二日　石見　伊賀

右御觸書の趣慥に奉承知候已上。　北組惣年寄

覺

一、普請の儀明廿六日より差免し候事。一、明後廿七日より公事訴訟可ㇾ令ㇾ裁許ㇾ候事。

一、鳴物の儀は、追而可ㇾ差免ㇾ候事。

子十一月

右の通り被ㇾ仰出ㇾ候間、町々末々迄不ㇾ洩樣入ㇾ念可ㇾ申付ㇾ候。

右御觸書の趣奉ㇾ承知ㇾ候。　北組惣年寄

覺

一、鳴物停止の儀、明三日より差免し候事。

十二月二日

右の通り被二仰出一候間、町々入レ念可二相觸一候、已上。

子十二月

右御觸書の趣慥に奉二承知一候。

北組惣年寄

附

覺

仙洞御所、昨廿三日崩御の旨申來り候間、今日より重而差免候迄は、町中物靜に仕り鳴物停止、道頓堀・安治川・堀江・曾根崎新地・芝居、并普請可二相止一候。彌々以て火の元等念を入れ可レ申候。公事訴訟聞候儀も相延候。

右の趣三郷町中可二相觸一候。

寛延三年午四月廿四日

御口上にて御仰出の覺

此節は火の元の儀、別に入念用心等嚴敷く仕り、盜賊の沙汰も無レ之樣に相心得、隨

分町物静に可ㇾ仕候。所々にて子供いかのぼりをのぼせ候儀、此節は堅く致させ間敷候。心得違有之候ても難儀可ㇾ致候間、借家末々迄も入念可ㇾ申聞ㇾ候事。右の趣銘々承知の上、借家へは家主より入ㇾ念、裏借家末々の者迄可ㇾ申聞ㇾ候。尤も此節常に心を付け可ㇾ申候。已上。

四月廿四日　年寄

覺

一、鳴物の儀、明八日より差免候事。

午五月七日

右の趣被ㇾ仰出ㇾ候間、町内可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。尤も御口上にて被ㇾ仰渡ㇾ候は、明朝より御差免す事に候間、今夜中は相愼み、心得違ひ無ㇾ之樣可ㇾ仕旨、被ㇾ仰出ㇾ候。末々迄入念可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候。已上。

五月七日　北組惣年寄

櫻町院樣、明十八日御葬送、來る廿一日より御法事始り候由にて候。右御法事中、彌

彌以て火の元入念候樣に、三郷町中可㆓相觸㆒候事。

五月十七日

御中院盡七日。初七日 五月廿一日 二七日 同廿四日 三七日 同廿七日 四七日 同三十日 五七日 六月一日 六七日 同三日 盡七日 同七日

午五月十七日

右御書付の上、御口上にて先達鳴物御停止中にも、町中にて手過（あやまち）其外何角と申出候事共間々有㆑之候。被㆓仰出㆒の趣末々迄不㆓行屆㆒樣に被㆓思召㆒候。御法事中萬事相愼み、火の元之儀は不㆑及㆑申、騷敷き儀など無㆑之樣に可㆓相心得㆒旨、被㆓仰出㆒候間、此旨銘々承知の上、末々迄入㆑念可㆓申聞㆒候。已上。

午五月十七日　　年寄

主上御不豫の處、御養生不㆑被㆑爲㆑叶、今二十一日寅の刻崩御の旨申來り候間、（以下一一頁の覺に同じ略す）

右の通り、被㆓仰出㆒候間、御承知の上家主より借家末々迄、不㆑洩樣特と可㆑被㆓申渡㆒候

寛延三午年七月　　年寄

覺

一、普請鳴物共明日より差免候事。一、來る五日より公事訴訟令裁許候事。以上。

午八月朔日

右の通り被仰渡候間、三鄕町中可相觸知者也。

北組總年寄中

右の通り被仰渡候間、銘々御承知の上、借家へは家主より早々可申聞候。

年寄

寶曆十二年年七月二十一日先帝崩御、寶算二十二。凶事傳奏、庭田大納言重熈。同奉行、中御門右中辨俊臣。凶事傳奏は御葬送以下、般舟泉涌の事を司るなり。諒闇傳奏、正親町院大納言實連。同奉行、櫛笥中將隆賢。「右の行章倚廬殿渡御、汚還御、親ら諒闇に入り給うて、一年御服中に入らせ給ふを御殿一まきを主るとなり。

泉涌寺傳奏、勸修寺侍從・甘露寺前大師(後見)・般舟院傳奏、萬里小路前大納言賴房、倚廬

諒闇御構

桃園院御棺葬儀の供奉

殿は新帝御豫中の御殿なり。竹を以て作る。勿論木の類は、松木を澁墨に塗るなり。御學文所の床板をはづし、土間にして猫飼と申す物をして、藁にて編めるものなり。其上竹の御帳臺を立つる。總體その內、近江表を以て圍ふ。御簾は葭にてあみ、鼠色の緣(へり)をとり、都て鈍色といふもの、こい花色・鼠等を用ゆ。右御殿は、御葬送の日又は翌日、自ら入らせ給ふ。十二日其處に居給ふ。

諒闇御構　清涼殿に之を錺り、御帳臺以下御座一式檜木の木地にして、鼠の御帷をかけ、几帳同事。御座も原疊鼠緣、葭簾鈍色なり。右倚廬殿を還御の後、十三月入らせ給ふなり。

奉「稱」桃園院」、御棺長さ九尺八寸、幅六尺三寸、高さ四尺八寸、六百五十貫目。御屋臺二百三十貫目、御車長さ二丈六尺五寸、幅一丈四尺八寸、牛三疋。御屋形檜木、網代車澁黑塗なり。供奉、左大臣尙實公・前內大臣・葉室一位賴胤・廣橋左大納言兼胤・淸水谷大納言實榮・姉小路大納言公文・二條大納言重長・中山前大納言榮親・松木前大納言宗長・難波前大納言宗定・冷泉前大納言爲時・庭田前大納言重凞・山科中納言賴長・平松

大納言時行・四辻中納言公事・清閑寺中將益房・芝山中將重豐・高辻中將家長・石井宰相行忠・六條宰相有榮・伏原三位宣修・日野頭辨資枝・櫛笥頭中將隆資・岡崎國榮。

七月二十七日　宣下　　近衞關白前左大臣內前公

寛延四未年、大御所吉宗公被ㇾ遊ㇾ薨去ㇾ候節の御觸、

吉宗薨去に就ての御觸

口上にて申渡覺

大御所樣、當月二十日被ㇾ遊ㇾ薨御ㇾ候間、町中諸事穩便に可ㇾ仕候。普請・鳴物・諸芝居幷傾城町商賣をも追而差免候迄は相止候。此節町中自身番・火の元別して入念可ㇾ申候公事訴訟も重ねて令ㇾ案內ㇾ候迄は不ㇾ承候間、右の趣三鄕町中可ㇾ相觸知ㇾ候。

寛延四未年六月二十三日

右の趣只今被ㇾ仰渡ㇾ候間、銘々承知の上、借家へは今晩早々可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候。已上。

年寄

殺生の儀相觸可ㇾ申候。尤も京橋・玉造・雜喉場の邊、餌刺獵師へ可ㇾ申付ㇾ候。

右の通り御口上にて被ㇾ仰渡ㇾ候間、殺生の儀相愼み候樣、可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候。已上。

六月二十四日

右の趣奉㆓承知㆒候。町内末々迄爲㆓申聞㆒急度爲㆓相守㆒可ㇾ申候。爲ㇾ其町中年寄判形仍而如ㇾ件。右の趣只今申來り候間、銘々承知の上、借家へは家主より今晩早々可ㇾ被㆓申聞㆒候。已上

北組總年寄

年寄

鳴物停止の布達

覺

一、此節穩便に仕り鳴物御停止、先達御書付を以て被㆓仰出㆒候。江戶表にては、斯様の節は見世をもしめ、物靜に仕り居候事に候。大坂事は是迄左様に被㆓仰付㆒も無ㇾ之、所の風儀も有ㇾ之者故、俄に御直し被ㇾ成候儀にては無ㇾ之候得共、總體見世先にて涼み候とても、喧嘩口論は不ㇾ及ㇾ申、聲高に噺などいたし、又は念佛の鉦音高く猥りに叩き、子供抔も喧しく立騷ぎ候體、甚だ不埒にて惡敷候。右體の儀物靜に可ㇾ致筈、於㆓御奉行所㆒御沙汰有ㇾ之、此方共相心得、隨分穩便に仕り候樣に可㆓申渡㆒旨被㆓仰出㆒候。

一、神明・六齋の夜市幷順慶町常夜店抔も差控へ可ㇾ申候。追而差免可ㇾ被㆓相成㆒候。御

葬送も無レ之内、別て右體の儀可二相愼一事に候。已上

六月二十五日

北組總年寄中

右の趣慥に奉二承知一候。町内末々の者迄不レ洩樣に申聞かせ、猥りの儀無レ之樣、急度爲二相守一可レ申候。爲レ其町々年寄判形仍而如レ件。

右の趣銘々承知の上、借家へは家主ゟ入念可レ被二申渡一候。跡ゟ印形取可レ申候已上

覺

一、遊山船・網打船川々へ出て候趣相見え候。右體の儀は此節は可二相愼一事。

一、船作事致間敷候。兩川口邊は勿論、川々の外にても作事致間敷候。尤も船大工有之町々は、別て入念可二申聞一候事。

一、諸事參詣人の儀、平日と不レ替相見え候。此節は格別に(可脱カ)相愼ミ事。

一、町方葬禮の儀隨分穩密に取斗ひ可レ申筈に候。佛事故と存じ心得違ひ、花麗かましく致間敷事。

一、川々に鱣商賣船出し候由相見え候。此節相止め可レ申事。

右の趣、町々末々迄相愼み候樣入念可ㇾ被㆓申聞㆒候。

六月二十七日　　　　北組總年寄

右被㆓仰出㆒候趣奉㆓承知㆒候。町内末々迄入念爲㆓申聞㆒、急度爲㆓相守㆒可ㇾ申候。爲ㇾ其町

町年寄判形仍而如ㇾ件。

同　日　　　　年　寄

右御觸書の趣慥に承知仕候。仍而印形如ㇾ件。

町人中連印

覺

一、此節御停止に付、致㆓自身番㆒候樣被㆓仰付㆒候處、町人心得違ひ、自身番所へ名代差出候者多く相見え候條、年寄相改め不念無ㇾ之樣可ㇾ被㆓取計㆒候。尤も番入町中火の元度々相見廻り候樣に可ㇾ被㆓申渡㆒候。已上。

閏六月七日　　　　北組總年寄

覺

一、道具市商賣の事、檜商賣の事、吹屋商賣の事、鑄物師商賣の事、於㆓川口㆒船小繕の

事、但嵩高成る普請締同前の事に候間、追々被レ遊ニ御免一候迄相止可ニ居申一候。右は家業の儀に候間、嵩高に無レ之樣商賣可レ致候

尤も右に準じ候商賣體の者共も、同前に相心得可レ申旨、被ニ仰渡一候

右の趣町々年寄承知、間違無レ之樣可レ被ニ申聞一候。已上。

閏六月七日　　北組總年寄

右兩樣御書付の趣、銘々慥に承知可レ有レ之候。尤も借家へは家主より入念可レ被ニ申渡一候。尤申談候通り、自身番出勤・名代被ニ差出一候儀、堅く無用に候。借家へも右の通り可レ被ニ申渡一候。已上。

閏六月七日　　年寄

覺

普請の儀、今日より差免し候事。

未閏六月十日

右の通り被ニ仰出一候間、町内早々可ニ相觸一候。已上。

六月十日　　北組總年寄

公事訴訟の儀、來る廿七日ゟ令㆓裁許㆒候間、三郷町中可㆓相觸㆒候。已上。

一、町中小借家幷裏借家に罷在候木綿賃繰仕候者、繰綿にしめり不㆑仕樣に、家主町人ゟ入念可㆓申付㆒候。若し相背き候者有㆑之候はゞ、家主迄可㆑爲㆓越度㆒事。

一、當月廿四日、町中小供集り地藏祭致し候祭の分は、其邊には往來の女童に妨げ致すを難儀に及び、沙汰の限りに候。町々町代入念可㆓申付㆒候。若し不屆の仕方有㆑之候はゞ、町代可㆑爲㆓越度㆒事。

右の趣承知仕候。私共町内年寄へ申達し、町内へ入念可㆓申付㆒候。爲㆑其町々町代判形仕差上候。已上。

七月

吉宗の葬式

ノ　大御所有德院樣(吉宗公)御葬式

高張灯燈 同諏訪文九郎 齋藤三右衞門・御馬・高張 高張・御挾箱・同同同・手挑燈 同・御臺傘・手挑燈 同・御日傘・手灯燈 同・御雨傘・

手灯燈 同・御床机・手灯燈 同・御曲錄・大御所樣付御徒士一人 同・御具足・手灯燈 同・御本丸付御小人目付二人 同但供一人・御具足 同但供

奉行一人 一人・大御所樣付御目付一人・高張 同・同 同・大御所樣付 御本丸付・御長刀・手挑燈 同・同 同・大御所樣付御徒士一人・同 同・小十人頭二人

高灯燈御本丸付御同朋二人御香爐持・手灯燈・手挑燈・同・御刀・大御所様付御小性二人替り〳〵持・高挑燈・付札
同　同　同　同　同・御脇持　同　御小性一人　同　御老
落髪　高挑燈出家・手挑燈・高家手挑燈・付札小笠原石見守・御棺・手挑燈・出家・御駕籠頭　組之者
中右近将監・同　同　同　付札堀田加賀守　同　同　手挑燈若年
寄戸田淡路守・若年寄付札板倉・御小納戸御小性。御槍・中奥御小性・中奥御番。手灯燈・大御所様付御
佐渡守　御側衆。御小性　同　御本丸付御
目付一人・手挑燈・大御前所様付小普請奉行一人・手挑燈・御徒士目付一人・御本丸御小人目付二人・手挑燈・二槍・
目付一人・同　同　御膳奉行一人　同　同　徒目付一人・同　同　同
同・御中間頭一人御鐵砲　高灯燈・大御所様付御小性番頭一人・大御所様付御目付一人・
同・御具足大鼓役御小人頭一人御草履取・同　御本丸付御書院番頭一人
高挑燈・両番御供押・手灯燈・御徒士押・御小人押・此間一丁程引下ゲ・高張・両番御供押・手挑燈・御徒士押・御
同　同　同　同　同　同　同　同
小人押　御徒士同勢・高張・手灯燈・同・御徒士押・手灯燈・御小人押・同勢馬荷・挾箱
同　同　同　同　同

吉宗薨御の節の御觸

寶暦十一辛巳年六月大御所様（家重公）薨御之節御觸書之寫

覺

大御所様當月十二日、被ㇾ遊二薨御一候間、…………（以下一一頁に同じ）

巳六月十七日

覺

餌刺漁師其外も殺生等、尤も可ㇾ愼事。總年寄中より口上を以て被二仰渡一候。

一、往來の人、端歌・淨瑠璃かたり通り候はゞ、於二其町一早速相止め可レ申候。若し違背仕候者有レ之候はゞ、其所にて早速捕へ、御番所へ御斷り可二申上一事。一、六齋の夜市幷常夜店不レ出候樣に可レ仕事。一、濱先にうなぎ船差置き申間敷事。一、葬禮等仕候共、穩便に可レ仕事。一、諸方神社參詣可二相愼一事。一、此節祭禮挑燈差出有レ之町々、早速取入れ可レ申事。一、町々店先にて大方に咄致間敷、尤夜分は店を締め諸事愼可レ申事。一、自身番今晩ゟ可致候。一諸役人衆晝夜御見廻り被レ遊候間、無作法無レ之樣可レ致事。　右の通り仰出され候間、家内は不レ及レ申、借家へは家主より不レ洩樣に早々可二申聞一候。已上。

六月十四日　　　　　　　　　　年寄

覺

一、御穩便中に候間、總體見世先に涼み候とても、喧嘩口論は不レ及レ申、嵩高に噺し致し、くはへ煙管等・念佛の鉦音高く猥りに叩き、子供迄も、かしましく立騷ぎ候體、甚だ不敬にて惡しく候。右體の儀物靜に致候筈に候間、隨分物靜に可レ致事。

一、神明六齋の夜市、順慶町常夜市は勿論、其外の夜店の商ひ店、追つて御差免被レ成候迄は、相止居可レ申候。尤も都て人立多く無レ之樣に於二町々一心を附け可レ申事。一、遊山船・網船等、川に出し候儀急度相愼み可レ申事。一、川口邊は勿論、川々にても此節船作事致間敷候。小繕等も相愼み可レ申候。別けて船大工有レ之町々は、入念可二申聞一事。一、諸方參詣人の儀、此節格別に相愼むべき事。一、町方葬禮の儀、隨分穩密に取計ひ可レ申候。佛事故と存じ、心得違ひ華麗が間敷致間敷事。一、川々に饂飩商賣船差置く間敷事。一、俵物水揚船積の儀は、穩便中は隨分物靜に可二取計一候。別て藏屋敷の名代・藏元の町人共へ入念可二申聞一事。一、道具市商賣・樽商賣・吹屋商賣・鍛冶幷鑄物師・絞り油屋商賣、大道にて米搗の事、戶障子商賣・吹子屋商賣・さらさや・足袋屋幷洗濯物の類打物の事。右は重〔嵩カ〕高なる商賣に候間、此節隨分相愼み可レ申候。商賣御差止被レ成候にては無レ之候得共、重高に無レ之樣質素に可レ致候。尤も右に準じ候商賣筋の者共、同前相心得可レ申候事。

右の通り町々に於て、心得違ひ無レ之樣、末々迄特と可二申聞一候。以上。

六月廿日

北組總年寄中

右御書付の趣慥に奉承知候。町内家持・借家末々の者迄、不ㇾ洩樣爲㆓申聞㆒急度相守らせ可ㇾ申候。爲ㇾ其町々年寄判形仍而如ㇾ件。

巳六月廿日

年寄

右の通り被㆓仰渡㆒候間、家内は不ㇾ及ㇾ申、借家は家主ゟ不ㇾ洩樣早々可㆓申聞㆒候。已上。

明四日於㆓江戸御表㆒大御所樣御尊棺御葬送有ㇾ之間、彌々諸事相愼み、別て火の元入念候樣被㆓仰出㆒候。右の通り可㆓相心得㆒候、已上。

巳七月三日

北組總年寄中

右の通り被㆓仰出㆒候間、御承知の上、家主ゟ借家末々迄、不ㇾ洩樣可㆓申聞㆒候。已上。

年寄

普請の儀は、追て差免し候迄、彌々相愼むべき事。

右の趣被㆓仰渡㆒候間御承知の上、家主ゟ借家末々迄、不ㇾ洩樣可㆓申聞㆒候。已上。

年寄

一、明十一日より普請差免し候事。一、平野町神明幷順慶町夜市の儀、明十一日より差免候事。

巳七月十日

右の通り被仰出候。猶又夜市の儀、右場所の外にも有之候はゞ、同事に相心得可申旨、被仰渡候。此段心得違ひ無之樣可相觸候。已上。

巳七月十日　　　　　　　　　　　　北組總年寄中

右の通り被仰渡候間、――――(原本ノマヽ)　　　　　　　　年寄

覺

一、於町々地藏祭致候事、此節相止め可申事。

一、聖靈祭送〔火カ〕水燈の儀、差止め可申事。

一、精靈迎火・送火軒下にて焚き候儀、重高に無之樣、常體穩密に可致事。

一、町中にて高燈籠上げ候儀は遠慮有之べくの事に候。

右の通り於町々心得違ひ無之樣可申付候。已上。

北組總年寄中

右の通り被㆓仰渡㆒候間御承知の上――――（原本ノマヽ）　年寄

鳴物の儀從㆓江戸㆒被㆓仰下㆒迄は、是迄の通り可㆓相心得㆒事。

町中自身番は、明三日より差免し候。右の趣御城代松平周防殿へ伺の上、被㆓仰聞㆒候。

右の趣可㆑得㆓其意㆒候。

巳八月二日

右の通り被㆓仰出㆒候間、於㆓町々㆒末々迄心得違ひ無㆑之樣、入念相觸れ可㆑申候。已上。

同日　北組總年寄

右の趣被㆓仰渡㆒候間、御承知可㆓相成㆒候已上。　年寄

鳴物の儀は、先達被㆓仰出㆒候通り、重て御免被㆑成候迄は、彌〻可㆓相愼㆒候。右の外渡世に致し候放下師・謠・小歌淨瑠璃・物眞似等にて、物貰ひ候者は、御免被㆑成候。尤も右體の者も鳴物は差加へ候儀は、決して不㆓相成㆒候間、此旨末々迄心得違ひ無㆑之樣、

特と可二申聞一候。已上。

八月四日　　　　　　　　北組總年寄中

右御書付の趣、慥に奉二承知一候。町内家持・借家末々迄、不レ洩樣爲二申聞一、急度爲二相守一可レ申候。爲レ其町々年寄判形仍而如レ件

鳴物の儀、所作仕候者計り、去る三日ゟ可二差免一旨、於二江戸表一被二仰渡一候間、此表も差免候。其段可二相心得一候。右の趣三郷町中可二相觸知一者也。

八月

右の通り被二仰出一候間。於二町々一心得違ひ無レ之樣に、入念早々可二相觸一候。已上。

八月六日　　　　　　　　北組總年寄中

來る十八日より公事訴訟御聞き可レ被レ遊旨、被二仰渡一候間、此旨町々早々相觸れ可レ申候。已上。

八月十一日

右の趣被二仰渡一候間、——（原本ノマヽ）　　　年寄

只今於＿總會所＿總年寄中被＿仰渡＿候は、先達鳴物の儀、所作仕候者御免被＿遊候處、町々にて心得違ひの趣及＿御聞＿被＿遊、鳴物の儀は一體に御免被＿遊候儀、猶又心得違ひ無＿之樣、可＿申渡＿旨被＿仰渡＿候。此段宗旨頭町被＿仰聞＿候。御承知可＿被＿成候。已上。

巳八月十一日　　　年寄

家重の謚號

一、大御所樣御儀、惇信院樣と奉＿稱候御事。

遠島・追放・所拂等の御仕置申付候者の內、當時存命にて罷在候者に候はゞ、其者の親類身寄の者か、又は其所の者ゟ赦免願度者共、御仕置に相成候者の名前幷何年以前如何體の科にて、何の御仕置に相成候譯書記し、當月廿五日迄に月番方番所へ可＿訴出＿者也。

寶曆十一辛巳年十月

家治の薨御に就ての御觸

天明六午年公方樣（家治公）御薨御之節、御觸書の寫

公方樣當月八日被＿遊＿薨御＿候間、町中諸事穩便に可＿致候。普請都て鳴物・諸芝居幷傾城町商賣をも追て御差免迄は令＿停止＿候。此節町中自身番、火の元別て入念可＿申

候。公事訴訟も、重て令二沙汰一迄は不レ承候間、右の趣三郷町中可二觸知一者也。

午九月十三日　土佐　後　　北組總年寄

御口達にて被二仰渡一候

此節の儀に付、火の元以下嚴重に致し、町中木戸暮六つ時限りに〆め、自身番等別て無レ怠樣、町々不二相洩一樣急度可二申渡一候。

口上の覺（條文二三—二四頁に同じ略す）

右は御差止め被レ成候には無レ之候得共、重高（かさ）なる商賣に付、御時節柄、格別重き御儀に候へば、銘々相愼むべき事に候條、心得違ひ無レ之樣可レ致旨可二申聞一事。

右の通り町々末々迄不レ洩樣可二申聞一候。

右の通り被二仰出一候間、此段承知可レ有レ之候。以上。

午九月十三日　　北組總年寄

此節穩便に付、諸事相愼み可レ申旨、尙更御口達を以て被二仰出一候一時にて相觸れ候所、嵩高の商賣にても此間相達し候箇條に無レ之儀は、一向愼む體無レ之事に候。御書

付箇條に無之とも、嵩高なる商賣體は急度相愼み可申候。町々觸方不行屆・不取斗の趣に及御聞、御沙汰有之間、何商賣に不寄、店先嵩高の商賣居細工水揚大道にて荷造り等迄も、銘々隨分相愼み可申事に候。此度格別重き御穩便中に候へば、猶以て町內末々迄嚴重に申付け、急度相愼み可申候。已上。

九月十五日

北組總會所印

御時節柄に付、一昨十三日商賣向其外等の儀も差留め、又は愼み方の儀相觸れ置き候處、桶類商賣致候者抔、其外にも嵩高なる渡世の內、平日の通り心得、聊不遠慮・不愼の趣にも相聞え候。別て重き御時節柄の儀故、音高き商賣筋に不限、其外の諸商賣人共迄も一統急度相愼み、町中物靜に可致勿論に候處、其辨へも無之差留めの箇條に無之分は、物音高き商賣筋にても不苦儀と、心得違ひ候哉にも相聞え候。如何の儀に候商賣人に寄り、至つて身輕き者共多分有之、心得違ひ可有之候に付、町々年寄は勿論、家主は尙更入念申付け、急度相愼み、職商賣等可致事に候條、少しも不敬無之樣可致候。

一、夜分麵類其外にも荷ひ賣致す者の內、火焚持步行候類有ㇾ之趣に付、御時節柄の儀差留め可ㇾ申候得共、別て身輕き者共、其日を送り候趣にも相聞え候間、商賣は不㆓差留㆒、併し平日とても、往來火を焚き持步行の儀は致間敷儀に付、此節尙更可㆓相愼㆒事に候條、火を焚き持步行の儀、堅く致間敷候。此上不愼の者有ㇾ之者、急度可ㇾ令㆓沙汰㆒候。

午九月十五日

覺

一、米銀相場・川筋漁舟渡世の者・殺生渡世の者・鱣船渡世の者・絞り油屋渡世の者。右の類昨日ゟ御免被ㇾ成候。此段承知可ㇾ有ㇾ之候。已上。

九月十七日　北組總會所

一、傾城町商賣の事、鳴物の外都て音高き職商賣類の事、青物市・雜喉場魚市の事、備前島川魚市。右職商賣等明十九日ゟ差免し候。尤も御穩便中故、銘々嵩高に無ㇾ之樣物靜に致し、火取扱の儀は尙更入念可ㇾ申候事。

宗旨頭町年寄總會所へ被ㇾ召呼、左の通り被ㇾ仰渡ㇾ

一、重き御時節柄の儀に付、火の元入念嚴重に致し、町中木戸暮六ツ時限りᄽめ、自身番無ㇾ怠樣可ㇾ致候。等閑の町々も有ㇾ之故哉、捨子又は盜賊入候所等數口有ㇾ之、甚だ以て如何の事に候。暮時限り木戸をᄽめ、其所の番人往來有ㇾ之節は明け遣し、又は前々ゟ木戸無ㇾ之町境目等には、番人差置き、自身番增し番人等、町內度々相廻り候へば、自ら怪しき者難ㇾ立入、盜賊幷捨子等決して無ㇾ之所、全く番の仕方等閑故と相聞え、不埒の事に候。町々ゟ自身番申付け候儀は重き御時節柄故、都て非常の筋無ㇾ之爲に候へば、町人共一同申合せ、諸事心を配り、格別の手當嚴重に可ㇾ致事に候條、心得違ひ無ㇾ之樣致し、暮時切町々木戸をᄽめ、會所へ番人を差置き、往來の人有ㇾ之節、早速に明渡し、木戸無ㇾ之町境は番人附置き、往來の仁人數に應じ、拍子木を以て次町へ通合せ可ㇾ申候。此上にも等閑の町々有ㇾ之者、番人は勿論、町人一同迄急度可ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ候。御時節柄を篤と相辨へ、聊無ㇾ麁略ㇾ嚴重に相守り可ㇾ申候。

午九月

一、神明六齋市・遊山網舟・舟大工作事・諸方參詣・馬場煮賣・町方葬禮。右は御沙汰有之迄、相愼み可ㇾ申事。

一、俵物水揚・道具市・樽屋・吹子屋・吹屋・鍛冶幷鑄物師・戶障子細工・大道にて米搗候事、茶屋掛行燈。右明十九日より御免被ㇾ成候。

一、神明夜市・順慶町夜市・諸船造作、右口々の外、夜店商賣の者共、明九日より御免。同十月八日御觸なり。

一、湯風呂渡世の者共、右同日御免。一、同十月十一日、普請御免被ㇾ成候事。

一、鳴物所作に仕候者計り、閏十月二十八日に御差免。

一、公事訴訟、閏十月二十一日より御聞有ㇾ之事。右の通り被二仰出一候。

天保十一庚子年二月朔日　御急觸

御臺樣去月二十四日被ㇾ遊二薨去一候旨、被二仰下一候間、(以下一一頁に同じ)

石見
伊賀

北組總年寄

右御觸書の趣、慥に奉二承知一候。爲ㇾ其銘々印形仍而如ㇾ件。

先達相觸れ候普請の儀、明八日ゟ差免候。鳴物の儀は追て可ㇾ申渡ㇾ候。

右の趣三鄕町中可ㇾ相觸ㇾ者也。

二月七日 石見 伊賀

右の通り被ㇾ仰出ㇾ候間、町々入念早々可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。以上。

北組總年寄

右御觸書の趣愷に奉ㇾ承知ㇾ候。已上。

先達相觸れ候鳴物の儀、所作に致し候者計り、明十六日ゟ差免候。其外は追つて可ㇾ令ㇾ沙汰ㇾ候。公事訴訟の儀も追而可ㇾ申渡ㇾ條。此旨三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

子二月十五日 石見 伊賀

右の通り被ㇾ仰出ㇾ候間、町々入念早々可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。已上。

北組總年寄

先達相觸れ候鳴物停止の儀、致ㇾ所作ㇾ候者の外も今日ゟ一統差免候。

一、公事訴訟の儀は、來る二十五日被ㇾ載許ㇾ候。右の趣三鄕町中可ㇾ相觸ㇾ者也。

二月二十日 石見 伊賀

北組總年寄

天保十二辛丑年閏正月晦日、大御所家齊公被レ遊二薨御一候に付、江戸表御觸書の寫

家齊薨御に付禁愼の御觸

大御所樣薨御被レ遊候間、町中物靜に仕り、火の元入念候樣、借家・店借裏々迄急度可相觸一候。

閏正月晦日

町中中番御定の通り、今晩ゟ差置き可レ申候。尤も表の間數に應じ、手桶に水を入れ出置き可レ申候。重て御赦免有レ之候迄は、右の通り相守り可レ申候。油斷有間敷候

一、町中鳴物幷作事等、此方ゟ致二左右一候迄は可二相止一事

一、自然惡事仕候者於レ有レ之者、見出・聞出次第兩番所へ可二申出一事。

一、喧嘩口論無レ之樣可レ仕候。若し左樣の儀出來候はゞ、名主・月行事・近所の者共、早々出合ひ取扱ひ可レ致事。一、火の用心の儀、入念麁末無レ之樣可レ致事。

一、家持同居仕幷店借・裏家の者迄も、此節無二用事一して他所へ出間敷事。

右の通り堅く相守り、若し相背き候に於ては、曲事可二申付一者也。

閏正月

右の通り從㆓町奉行所㆒被㆓仰渡㆒候間、少しも違背有ㇾ之間敷候。

閏正月　　町年寄役所

從㆓丑閏正月晦日㆒御殿御廻狀到來、卽刻三井組へ相廻し候寫左の通り、

大御所樣御不例、御養生不ㇾ被ㇾ爲ㇾ叶、今辰下刻被ㇾ遊㆓薨御㆒候。此段今日出仕無ㇾ之面々へ可ㇾ被ㇾ達候。

閏正月晦日

大御所樣薨御に付て、今日より普請・鳴物停止候間、被ㇾ得㆓其意㆒可ㇾ被㆓相觸㆒候。

閏正月晦日

二月朔日・二日右兩日共、公方樣・右大將樣爲ㇾ伺㆓御機嫌㆒總出仕の事。三日、公方樣爲ㇾ伺㆓御機嫌㆒萬石以上の面々可ㇾ有㆓登城㆒候。

右の通り可㆓相觸㆒候。

一、松平加賀守溜詰、御普代大名・高家雁の間詰・御奏者番・菊の間緣頰詰・諸番頭・諸物

頭・諸役人・御番衆迄不レ殘、右三七日過、月代剃可レ申候。

一、國持大名庶流・外樣大名交代寄合表・高家寄合・小普請詰〔衆カ〕の面々、右二七日過、月代剃可レ申候。

一、御目見以下の者共・坊主・同心以下輕き者共、右御一七日過月代剃可レ申。但陪臣月代剃候儀、無レ構候。

家齊公の棺上野入に付御觸

一、西の丸付の面々は、御目見以上は五十日過、御目見以下は三十日過月代剃可レ申。但一七日過西丸附御直參の面々轟剃、陪臣は月代剃、右の通り可レ被二相觸一候。

來る二十日午下刻、大御所樣御棺槨、上野へ被レ爲レ入候間、町中の者共他出・火の用心の儀、取分入レ念、名主共支配の場所切々見廻り、家主共自分屋敷裏々迄度々相廻り、無二油斷一可二申付一候。御棺槨御通りの節奉拜候儀、男女共不二相成一候間、一切罷出で申間敷事。

一、喧嘩口論萬事物騷敷無レ之樣、町々名主・月行事前後の木戶に附居り、彌々入念可二申付一事、御棺槨御通りの節、尼女奉拜候儀、如二先格一可レ爲二無用一旨、可二相觸一候。

右の通り従二町御奉行所一被二仰渡一候間、町中不レ殘可二相觸一候。

二月十三日

一、御出棺町々御道筋、町屋の分は二階の儀有來窓を前日ゟ戸を〆切り置き、懸錠をかけ、名主共封印致置き、御當日朝二階相改め、階子爲レ引一切差置き申間敷候事。

一、表の戸御當日の朝より建置き、尤も用事等は相達し、御出棺一番の御拂にて〆切り、外よりかけ錠をかけ可レ申候。尤も透間有レ之分は、兼て目張り致置き可レ申候。家内の者共儀、極老人・小兒等は前日より親類共方へ差遣し、其外の者共は表店には不二差置一勝手の方に差置き可レ申候。焚火の儀は、御當日朝五ッ時限り相止め、且又夜に入りても見世にては火を焚き申間敷事。

一、路次の儀は、御當日朝ゟ相立て、焚人附置き潜ゟ出入爲レ致、一番の御拂にて〆切り、錠を卸し可レ申候。透間有之處は、兼而板打置可レ申候。裏店の戸は、路次を〆切候故、其儘差置可レ申事。

一、御道筋町々幷木戸〆切の儀、一番の御拂有レ之候迄、往來の者共相通し、御拂後は

木戸幷新規〆切共建切り候間、往來差留め可ㇾ申候。併て固めの武家等御用に付、通路致候節、其處名主町役人共、固の御徒指圖を受候て相通し可ㇾ申候。且又木戸〆切の內者、家主・名主相詰め罷在可ㇾ申候。尤も木戸〆切の內にても、御道ゟ見え候處は名主・家主罷有間敷候。但し新規〆切の儀。御出棺二三日前に補理置可ㇾ申候。木戸〆切の前、四ッ時ゟ立置き、當日一番の御拂迄は通路爲ㇾ致可ㇾ申候。

一、書面新規〆切の儀、來る十五日皆出來致し、翌十六日出來見分受け、更に心得に致置き可ㇾ申候。

一、挑燈の儀は、御道筋町家の分、凡五間に一ッ宛差出し、木戸〆切際へ高挑燈差出可ㇾ申事。但し右挑燈の儀は、新規白張挑燈に仕り、火の元の爲め、挑燈の底へ土を入れ置き可ㇾ申候。

一、御道筋の町々の儀は、左右六十間を限り木戸〆切、有無に不ㇾ差構、凡五間に挑燈一ッ宛差出可ㇾ申事。右挑燈の儀は、御道筋武家方にて燈し候體見受け候て、町方にても早速燈し可ㇾ申事。

右箇條の儀相心得、御道筋并御見通し町々名主・役人共一同申合せ、火の元諸事入念相守り可ㇾ申事。

二月十三日

南北小口年番名主世話掛

一、御出棺御當日、神田邊元飯田町・下谷・根津・谷中・金杉・淺草・兩國橋・京橋邊は、朝ゟ木戸立、潜(くゞり)ゟ往來爲ㇾ致可ㇾ申候。右の外御曲輪近邊町々は、御刻限前ゟ木戸相立て潜ゟ往來爲ㇾ致可ㇾ申候。但し大道の分は、木戸相立て不ㇾ申、横町新道は前書の通り可ㇾ仕候。武家方往來の節は、木戸開き差障に相成不ㇾ申樣可ㇾ致候。

一、御當日朝ゟ諸商人暖簾・看板等かけ不ㇾ申、簾をかけ戸を立て、諸商賣爲ㇾ愼可ㇾ申候。一、御當日町々路次戸を立て、潜ゟ出入爲ㇾ致可ㇾ申候。

一、湯風呂屋・溫飩屋・蕎麥屋・菓子屋・鍛冶屋・豆腐屋、其外大火焚の類は御前夜ゟ御當日晝夜相止め可ㇾ申候。一、御當日朝ゟ屋根物干へ人一切差出申間敷事。

一、夜商人御前日・御當日共爲ニ相止可ㇾ申候。

一、御當日町々裏々迄、朝ゟ火焚の儀一切爲ㇾ仕間敷候。

一、御前夜・御當日、別て裏々迄繁々相廻り、火の元入念可ㇾ申候。
一、御當日御道筋近邊幷御曲輪近邊町々、火の見櫓に番人上げ置き不ㇾ申、出火有ㇾ之候はゞ登り見當て、半鐘を打ち不ㇾ申候て、其方角可㆓申通㆒樣爲ㇾ致可ㇾ申候。但し日本橋ゟ北三方は右の通り申合せ仕り、日本橋ゟ南三方は隔り候間、半鐘を爲ㇾ打可ㇾ申候。一、船大工共船板ため致し候儀、爲㆓差控㆒可ㇾ申候。

前書の通り、樽藤右衛門へ伺書差出置き候樣、今日被㆓召呼㆒伺の通り可㆓相心得㆒旨被㆓申渡㆒候間、此段御達申候。以上。

二月十三日　　南北小口年番世話掛

出棺道筋の固

大御所樣御出棺の節、御道筋御固め、矢來御門より竹橋、本多越中守二萬石、田安御門番牧野遠江守一萬五千石、松平石見守一萬六千石、竹橋御門より一ツ橋御門迄、松平市正三萬二千石、和田倉御門番、酒井石見守三萬五千石、一ツ橋御門より本庄伊勢守屋敷迄、松平下總守十萬石、本庄伊勢守屋敷より稻葉丹波守屋敷脇まで有馬其太郎五萬石、神田橋御門番、黑田甲斐守五萬石・鍋島攝津守五萬二千六百石、稻葉丹波守屋敷脇より筋違橋御門際まで、松平隱岐守十五萬石、

筋違御門外より井上佐渡守屋敷際まで、松平肥後守二十三萬石・藤堂和泉守三十二萬石、井上筑後守屋敷際より上野黑門迄、松平越前守三十二萬石、右の通り被仰付候。

黑門内御固め、黑門、安藤對馬守五萬石、文珠樓、久世大和守五萬八千石、中堂、西尾隱岐守三萬五千石、同裏の方、松平山城守三萬石、淸水御門、丹波若狹守一萬石、新淸水御門、堀出雲守一萬石、屛風坂、内藤丹波守二萬石、車坂、稻垣若狹守一萬三千石、右口々勤番被仰付候。

六千石交代寄合 松平三郎太郎、寄合蒔田權右衞門・神保三千次郞・大久保釆女。

右は東叡山御廟火の番被仰付候。

申渡

大御所樣御棺槨上野へ被爲入候間、御道筋御障にも相成る場所は、不陸等手入致し、取繕ひ候樣可致。

御道筋左の通り

矢來御門より竹橋御門、一ツ橋御門外右へ、御堀端左へ本庄伊勢守屋敷前通、今川太助屋敷前脇右へ、稻葉丹波守屋敷前通り左へ、松平信濃守屋敷脇前戶田日向守屋

敷前、筋違橋御門・外神田仲町・旅籠町通り、堀丹後守屋敷前・井上筑後守屋敷前、新黑門町左へ廣小路。

一、御通棺御道筋神田仲町ゟ上野黑門迄、横小路の分御道固め大名にて、竹矢來〆切致す事。

來る廿日午下刻、大御所樣御棺上野へ被ㇾ爲ㇾ入候間、町中の者共不ㇾ致ㇾ他出ㇾ火の用心の儀取分入念、名主・月行司裏々迄見廻り、無ㇾ油斷ㇾ可ㇾ申付ㇾ。尤も御棺槨御通りの節奉拜候儀、男女共不ㇾ相成ㇾ候間、一切罷出申間敷事。

一、喧嘩口論・萬事物騷敷事無ㇾ之樣、町々名主・月行司前後の木戸に附居り、彌々入念可ㇾ申事。右の通り町中裏々迄嚴重に相守り可ㇾ申者也。右の通り從ㇾ町御奉行所ㇾ被ㇾ仰出ㇾ候間、町中不ㇾ洩樣早々可ㇾ相觸ㇾ候。

一、御棺槨御通りの節、町々爲ㇾ尼女共ㇾ奉拜の儀、如ㇾ先格ㇾ可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ旨可ㇾ相觸ㇾ候。

右の通り從ㇾ町御奉行所ㇾ被ㇾ仰渡ㇾ候。不ㇾ殘可ㇾ相觸ㇾ候。

丑二月十三日　　　　町年寄役所

御道固之次第。往來兩側五間目每に白張屋根付大挑灯、其間に麻上下侍一人・若黨一人・槍持一人・草履取一人・挾箱持一人・六尺棒一人、以上。

增上寺より、御法號家齊公、大憲院殿仁蓮社寛譽治永大居士。

御行列左の通り

御出棺矢來御門より龕堂迄御行列、

御馬(御馬方同)・御馬乘・沓箱・御挾箱・同・同・同・御臺傘・御曲彔(御徒士同)・御具足(御徒士目附同)・御具足奉行(御小人目附同)・御目附・御徒士目附・(小十人組同)・御長刀・(小十人頭同)・御香爐・(御同朋持レ之、人代り〳〵に同)て、・御老中・出家。(高家同)・御棺・(西丸御側衆同若年寄)・御駕籠者頭・若年寄衆・御小性・(御小納戸同)。御槍・中奥御小性(御三卿御家老御供被ニ仰付一候はゞ此處にて可レ仕候。)同御番・同 同(御目附御普請方)近衞樣御名代御供被レ成候はゞ、此處にて御供可ニ相成一候。御目附・(御供押同)・(御徒士押同)・(小十人押同)・御徒士目附(御小十人目附同)・此處一丁程引下げ(兩御番御供押同)・(御徒士押同)・(御徒士目附同)・(御小人目附同)・御槍(御小人目附御表同御傘)。(御鐵炮御見太鼓)・(御中間頭御小人頭)・御草履取・(御小性組書記御書院番頭)・(御小人押同)・侍(御徒士押同)・同勢槍(馬挾箱)・是迄矢來、

御門より龕前堂迄の行列、是より龕前堂ゟ御洞穴迄の行列、

衣冠若年寄同同挑灯・挑灯同同伶人奏樂・同洒水衆徒・同御薫物衆徒・挑灯・同挑灯・御納物衆徒・布衣西丸御目附・同挑灯・御馬素袍御馬頭布衣御徒士頭・同同・御挾箱・同・同・同・布衣小十人頭・素袍小十人頭一組・同挑灯・御長刀・装束御同朋頭・衣冠御老中・同挑灯・同同・右大將樣御名代・衣冠御老中・同挑灯・御香爐持レ之御小納戸代々・同挑灯・同同・御棺・同高家・衣冠同若年寄御側衆・御脇指・御刀持レ之御小性代々・同衣冠若年寄・同御小納戸小性・衣冠御側衆・同衣冠中奥御番・挑灯・御法事勤番・同挑灯・御槍・布衣御徒士目附・同布衣御目附・同御徒士目附・同御徒士押・大御臺樣御用人・姫君樣御用人・衣冠大目附・御勘定奉行・寺社奉行・

奉供上下人數都合七萬八千七百人餘。

上野參詣の寫

上野御參詣被ニ仰出一候御書付之寫

二月二十三日、紀伊殿尾張殿右御參詣可レ有レ之候。右同日、松平三河守・同越前守・同淡路守・同大藏大輔・同兵部大輔右御參詣可レ有レ之事。二月廿四日、淸水殿・民部卿殿・右衛門督殿右御參詣可レ有レ之候。右同日、次に大名一萬石以上高家衆詰衆・御奏者嫡子、參詣可レ有レ之事。同廿五日、菊之間椽側詰同。同廿六日、嫡子諸番頭物頭・芙蓉之間御役人。中奥衆右兩日之內、一度參詣可レ有事。同廿七日、布衣以上諸役人。同廿八日御醫師右兩日之內、一度可レ爲ニ參詣一事。同廿九日、寄合面々可レ爲ニ參詣一事。三月朔日・二日・三日御番衆御小役人右三日之內可レ爲ニ參詣一事。

右朝四ッ時より九ッ時までの內、直垂・狩衣・大紋・布衣の面々幷びに法印・法眼の人

々其裝束、無官は熨斗目長袴着ㇾ之可ㇾ爲二參詣一候。牽馬幷に同勢黑門前橋の外に殘し置き可ㇾ申事。

覺

黑門・谷中・車坂・屛風坂・新淸水口より內は、國持大名たりとも侍四人・挾箱持一人・草履取一人・陸尺四人の外可ㇾ爲二無用一。若雨天の時は、簑箱・傘持可ㇾ被ㇾ連ㇾ之。此外又者一切停止之。宿坊有ㇾ之面々は可ㇾ爲二所次第一者也。

覺

一、一萬石以上の面々、御香典獻上之使者、熨斗目長袴にて朝六ツ時より五ツ時迄之內、文珠樓通差越し中堂へ可ㇾ被ㇾ獻之事。

一、一萬石以下三千石以上の面々、使者熨斗目半袴にて四ツ時より九ツ時迄之內、文珠樓より東方凌雲院前通りに差越之本坊へ可ㇾ被ㇾ獻之事。

一、此外之面々、使者にて熨斗目半袴にて、九ツ時より八ツ時迄之內、文珠樓より東の方凌雲院通りに差二越之一可ㇾ爲ㇾ獻之事。右之通り三月十一日可ㇾ被ㇾ獻之事。

香奠獻上の覺

御葬禮の節御用掛り

御香奠獻上之覺

一、白銀三十枚（六十萬石以上）　同廿枚（廿五萬石ゟ五十九萬九千石迄）　同十枚（十五萬石ゟ廿四萬九千石迄）　同五枚（十萬石ゟ十四萬九千石迄）　同二枚（一萬石ゟ四萬九千石迄）　同三枚（三十萬石以上嫡子・隱居）　同二枚（十萬石以上同斷）

御葬禮之節御用掛り

總奉行、（御老中）水野越前守、助（西丸御老中）土井大炊頭、御用掛（御若年寄）林肥後守・（御奏者）松平伊賀守・（同）阿部伊勢守・跡部信濃守・梶野土佐守。御使衆御用掛、野田伊勢守・（御目附）水野舍人・（同）鳥井輝藏・（御小十人頭）佐々木三藏。西丸御殿□〔中カ〕御用掛（西丸御老中）太田備後守・（御若年寄）增山彈正少輔・紀伊大納言樣ゟ太田備後守（道之通り）堀田備中守〔脱ア〕〔ルカ〕（〔頭書〕太田備後守は御葬禮御用掛りにして御老中なり紀州樣ゟとは如何成る事にや不審）

大御所樣薨御に付、京都御觸書

寶曆御觸之通可㆑致事。

一、諸殺生此節令㆓停止㆒候。上下京の魚店賣買可㆓差控㆒候。乍㆑併賣不㆑申候ては不㆑叶儀有㆑之候はゞ、其段可㆓了簡賣㆒候樣可㆑仕事。一、神社・佛閣開帳不㆓申及㆒、人集め候儀は、此節柄〔可脱カ〕致㆓遠慮㆒候事。

家齊薨去に付京都の觸

一、市中は不申及、町々群集大勢寄合ひ、物騷敷く無之樣可致事。一、他國々旅人烏亂の者不致徘徊樣、其所にて心を付可申候。尤も旅人等久敷留申候儀は、預り付可申事。一、總べて町々にて人集り致間敷候由、四條河原傾城町・其外遊興所々の儀は、尙以て相愼候樣に入念可申渡候。且又富札幷茶碗燒の儀可差控事。

右之通り急度可相觸者也。

丑二月四日

大阪の布達

大御所樣薨御に付、大坂御觸書。御停止の儀都て天明の通りに相心得候樣、被仰出候事。

大御所樣去月晦日被遊薨御候間、――(以下一一頁に同じ)

天保十二年辛丑年二月五日

一、御穩便中町方一町限り、町人共自身番等無怠樣致し、別而火之元入念候儀は勿論、物騷〔敷カ脫〕儀無之樣可致候事。

一、御穩便中諸事相愼み、喧嘩口論は不及申、嵩高に咄致し、くはへ烟管致間敷事。

一、念佛の鉦にても音高く猥に叩き、子供遊も喧しく立騷不申、物靜に致すべき事。

但子供凧揚げ候儀相愼可ㇾ申事。

一、傾城町は勿論、其外町々暮六ッ限り、木戸を〆切りくゞり明置き、往來を通可ㇾ申事。

一、神明六齋の夜市、順慶町其外町々夜市、又は夜店商賣の者、幷に酒屋渡世の者等、追而差免候迄相止可ㇾ申候。人立多く無ㇾ之樣町々に於て心を付け可ㇾ申事。但し夜中麵類其外［煮カ］□物の類荷ひ賣致候者の內、火を焚き持步行候類も不ㇾ少由相聞え候。本文同樣差止可ㇾ申處、別而身薄之者にて、右商賣にて其日を送り居候哉に相聞え候に付、商賣差止ず候。乍ㇾ併平日迚も、往來にて火を取扱候儀は致間敷儀にて、此節柄別而相愼み、火を焚き持步行候儀堅致間敷候。

一、遊山船・網船等川々へ出し候儀、尤相愼可ㇾ申事。一、川口邊其外川々にて、船作事致間敷候。小繕等も相愼可ㇾ申事。一、葬禮の儀尤も質素に取斗可ㇾ申候。佛事と心得違不愼の儀致間敷事。一、富札商賣店に差出有ㇾ之候目印幟、其外右に類し候品柄取置可ㇾ申事。一、川魚煮船等〆切置可ㇾ申事。一、御城前芝場酒田樂、其外煮賣商

致候者共は、御場所柄にて火扱候儀等も有之候に付、此節柄の儀尤相愼可申事。
一、俵物水揚船積等之儀、隨分物靜に可計候。
一、銅吹屋・解船屋・鍛冶幷鑄物師・吹子屋・瓦燒・石工・陶物師・木挽・木綿打屋・銅細工・軍書講釋・絞油屋・紙漉屋・道具市・樽幷桶師・戸障子屋、
右職商賣等差止め候儀に無之候得共、專ら火を取扱ひ又者嵩高成所業に付、此節柄の儀にも有之、銘々可相愼事に候。尤も右の外にも音高き渡世筋、或は火を取扱ひ候者は勿論、其餘の町人共も同樣相心得、急度相愼み、町中物靜に可致事。
右の通町々末々迄も不洩樣、早々可申聞候。

丑二月

右之通り被仰出候間、末々迄不洩樣早々可被相觸候。已上。

二月五日亥刻　　　　北組總年寄

右御觸書の趣、慥に奉承知候。尙銘々は不及申、借屋末々迄篤と申聞、御觸通急度爲相守可申候。爲其銘々連判印形仍而如件。

一、餌指・漁師其外殺生等、尤可ㇾ愼事。一、自身番所只今より晝夜共令ニ申付一心を付可ㇾ被ㇾ申事。

覺

丑二月五日

一、諸商賣相休み候事。但、物靜なる商賣は不ㇾ苦候。諸屋敷・諸問屋水揚・藏出等は、物靜に致候はゞ不ㇾ苦候。一、御公儀役人衆・總年寄町々廻り通の事。

一、町々於ニ會所一幕を打ち、兩人づつ一晝夜自身番廻り通し、毎家に用水桶出候事。

一、七日の御觸に、御穩便中諸商賣向き差止め、又は愼み方等の儀、去る五日申渡置候處、身薄者日數を經候ては可ㇾ致ニ難儀一哉に付、左之通り

一、銀相場・錢相場・米市場・青物市場・油相場・音高き職商賣。但普請並鳴物は勿論、船作事等は別段に候。

一、漁獵いたし候者。但、商賣は追而及ニ沙汰一候迄、可ニ相愼一候。尤漁船・遊山もの爲ㇾ乘申間敷候。

一、總て火を取扱ふ諸商賣。但火元別て可㆓念入㆒候。尤も湯屋共は、夕七ッ時限相仕舞、入湯人可㆑爲㆑致㆓物靜㆒候。

一、嵩高なる職商賣。但隨分可㆑致㆓物靜㆒候。

一、煎賣屋。但火之元別て入念候。尤も御城前等商致候儀者可㆓相愼㆒候。

一、茶屋。但火之元別て入㆑念、隨分可㆑致㆓物靜㆒候。

一、傾城町商賣。但右同斷。

右職商賣之分、明八日より差止、愼み等差免候。尤も此節柄の儀には候得共、夫々渡世の儀に付、右の通り申渡候儀に候間、銘々相愼み、嵩高の儀無㆑之樣諸事物靜に致し、火を取扱ひ候類は、猶更火の元入㆑念可㆑申候。勿論右體商賣差免候迚、若年又は身輕の者、最早平日通りに心得違不愼の儀無㆑之樣可㆑致候。

右之通町々末々迄、不㆑洩樣可㆓申聞㆒候。

丑二月七日

右之通被㆓仰出㆒候間、町々入念可㆑被㆓相觸㆒候。已上。

丑二月七日酉上刻　北組總年寄

覺

一、漁獵の儀、去る八日差免商賣は可二相愼一旨申渡置候處、身薄之者日數を經候ては可レ致二難儀一哉に付、左之通り

一、生魚市場・川魚市場・魚鳥商賣、右の分明十五日ゟ愼御免候間、勝手次第可レ致二商賣一候。尤も此節柄の儀には候得共、夫々渡世の儀に付、右之通申渡候儀に候間、銘々相愼み、嵩高之儀無レ之樣、諸事可レ致二物靜一候。右の通り町々へ可二申聞一候。

丑二月十四日

右之通被二仰出一候間、町々入レ念可レ被二相觸一候。以上。

丑二月十四日未上刻　北組總年寄中

覺

一、御城前芝場に於て酒田樂等の類商致候儀、愼申付置候得共、別て身薄の者共にて、右商賣の外身過も無レ之趣に相聞え、可レ致二難儀一哉に付、明十九日ゟ愼み差免

候。且兩御役所近邊明地にて、夫々店を出し小商等致し來り候者も、愼罷在候由に相聞候間、是又同樣不レ及レ愼、銘々勝手次第可レ致二商賣一候。勿論此節柄の儀には候得共、渡世の儀に付、右之通申渡候儀に候間、隨分相愼み、夕七ツ時限店を仕舞、火之元格別入レ念、嵩高之儀無レ之樣諸事可レ致二物靜一候。右之通り其向々之者共へ可レ申聞一候。

右之通被二仰出一候間、町々入レ念可レ被二相觸一候。以上。

二月十八日未上刻　　北組總年寄

一、先達て相觸候普請之儀、今廿二日ゟ差免候。鳴物之儀追て可二申渡一候。

右之趣三鄕町中可二觸知一者也。

二月廿二日 石見 伊賀　　北組總年寄

覺

一、神明六齋夜市・順慶町其外町々夜市、都て夜店商賣・船作事。

右之通り明廿三日より差免候間、勝手次第可レ致二職商賣一候。且湯屋渡世之者共、夕

七ッ時限焚仕舞不ㇾ及、且又兼て仕來之通り焚可ㇾ申候。勿論此節柄之儀に候得共、夫々渡世の儀に付、右之通り申渡之儀に候間、若年又は身輕之者共心得違、嵩高之儀無ㇾ之樣一同相愼み諸事物靜に致し、別て火之元入ㇾ念可ㇾ申事。

右之通り町々へ可ㇾ申聞ㇾ候。

二月廿二日

右之通り被ㇾ仰出ㇾ候間、町々入ㇾ念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。以上。

二月廿二日酉上刻

北組總年寄

大御所樣薨御に付、來る十三日ゟ十九日迄、於ㇾ四天王寺ㇾ御法事有ㇾ之候間、火之元は勿論、喧嘩口論等無ㇾ之樣、別て入ㇾ念可ㇾ申旨被ㇾ仰出ㇾ候間、於ㇾ町々ㇾ不ㇾ洩樣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。以上。

三月十一日

北組總年寄

右被ㇾ仰渡ㇾ之趣、慥に承知仕候間、銘々印形仍て如ㇾ件。

口　達

御中陰に付、三郷町中火之元以下嚴重に申付け、町中木戸暮六ッ時限り〆、自身番等別て無ㇾ怠樣申附置候處、最早御中陰も相滿候儀に付、此上取締相弛不ㇾ申樣心得可ㇾ申候。此度御中陰に付、格別に相勤候自身番は差免候得共、通例自身番之外に手當致し、木戸〆切り、火之元等入ㇾ念、無ㇾ怠樣相勤可ㇾ申候。

右之趣三郷町中へ不ㇾ洩樣可二申聞一候。

丑三月廿六日　　　　北組總年寄

右之通り被二仰出一候間、町々入ㇾ念可ㇾ被二相觸一候。以上。

三月廿六日午中刻　　　　北組總年寄

鳴物之儀、所作仕候者共計り、去る廿一日ゟ可二差免一旨、於二江戸表一被二仰渡一候間、此表も差免候。右之趣三郷町中可二觸知一者也。

丑三月廿六日 石見 伊賀

口達

御中陰も滿ち候に付、格別に相勤候自身番の外に手當致し、無怠樣相勤可申旨申渡置候處、所作に致し候鳴物御免の儀申渡候に付ては、猶更相弛み油斷も出來可致哉に付、諸手當等相止候時は、盜賊惡黨者抔徘徊致し、自然火難・盜賊等有之候ては、却て町人共難儀致し候儀に付、追而令沙汰候迄は、毎年十一月申渡候通り、町内取締ヶ條之趣同樣相心得、自身番等相勤、木戸を建て、往來人通候節等の儀、例年よりも格別取締、火之元等彌々入念候樣、町々不洩樣可申聞候。

丑三月廿六日

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。以上。

三月廿六日　酉中刻　　北組總年寄

去る十二日家齊公御院號、文恭院殿正一位御贈位被爲濟候事。

右之趣從江戸被仰出候條、此旨三郷町中へ可觸知者也。

丑三月廿七日

大御臺樣御事、廣大院樣。右之通り被遊御改候。

右之趣從江戶被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

丑三月　石見　伊賀

北組總年寄

公事訴訟、來月七日ゟ令裁許候。右之趣三鄕町中可觸知候。

丑三月

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。

三月廿八日

北組總年寄

御書出之趣、慥に承知仕候間、銘々印形仍而如件。

口　達

去る廿六日所作之鳴物差免候段相觸候處、町中心得方區々に相聞え候。鳴物師分之者共、銘々宅にて一分に致稽古候迄にては渡世に不相成候に付、外々へ被雇參り、鳴物取扱候儀不及遠慮候。尤町家之者共、芝居見物に相越候儀、又は茶屋等に於て鳴物致し候儀は、是亦其通之事に候。

一、所々煮賣屋等にて、賴母師講致集會候儀、何となく遠慮致し候由相聞え候。元

來頼母子講の儀は、金銀融通の一端にも相成候事に付、是迄仕來り候儀を差止候には不及候間、仕法等筋立如何の催にても無之候はゞ、講元又講人等申合せ、煮賣屋其外等の場所にて致集會候儀、勝手次第之事に候。右之通り町中心得違無之樣篤と可申諭候事。

四月四日　　北組總年寄

口達

一、御中陰中幷に御日數相滿候後、町中取締方之儀、追々申渡置き候處、火難・盜難等も無數一統物靜にて、畢竟夫々申合行屆き、自身番等無怠致たし、締り宜しき故之儀被相聞候條、最早格別に自身番相勤候には不及候間、此上の處町々申合次第取締、別而火之元等入念可申事。右之通り町中へ可申聞候。

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。以上。

四月十五日午上刻　　北組總年寄

文恭院樣御百ヶ日に付、來る九日より同十一日迄、於四天王寺御法事有之候間、右

御法事中、喧嘩口論等無レ之様、別而火之元油斷不レ致様被二仰出一候間、此段於二町々一不レ洩様可レ被二相觸一候。以上。

五月七日　　北組總年寄

先達て相觸候鳴物停止の儀、所作致候者の外、今日より一統に差免候。

右之通り江戸ゟ被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

五月廿八日 石見 伊賀　　北組總年寄

大御所様薨御に付種々の洒落話

昔よりして大樹薨じ給ふ時は、御一代は上野御一代は芝へ、代る〳〵御尊骸の納まれる定例にして、此度は芝へ納まれる順番に當れる故、其積りにて、芝に於ては何かと心構せし處、思寄らず御老中水野越前守殿計ひとして、御尊骸上野へ入らせらるゝ様になりぬ。此事御先例に背ける事なる故、然るべからずとて、脇坂中務大輔殿之を拒み留められしが、越州之を聞入れずして、上野へ入らせらるゝ様になりしかば、脇坂には其言用ひられざる上に、不首尾なる様子なれば、之を憤り切腹せられ

し抔と、種々様々の風説あるにぞ、夫につき下様の口さがなくて、落咄・落首・口合・悪口等数限りなく云ひ流行す。此事江戸よりして諸國へ書記して、事々しく送りぬる故、天下一統に之を云ひ觸らす。其中にて、予が耳に留まれるは、『ある夜芝の方丈夢に、猿五匹と狐二匹と舞をまふと見る。さめて後之を近習に聞き給ふに、五ざるまいこん／＼でござらう。』『大御所様薨御に付、芝の大鐘七部を唱へ替へ九部と唱へ候様、被仰出候處、鐘の音迄も是迄は、どんと唱へ候處、先日よりはこんと響き候由。』

大御所薨御に就ての落咄

落首附合

芝枯れて上野はほんに花盛り鶯谷にほふ法華經の聲

春雨や下馬は日毎に總出仕上は中陰下は元日

芝居をば止めて花見の評定に五つの猿を方丈がゆめ

明らかな眞如の月を御覧あれ何れも青い尼の愁寂

此度はまた儲かりの手向山おやぢの諸色金の數々　官家

あらざらん此世の外の思出に今一度の大御所もがな　上野

もろ共にあはれと思へ山法師水より外にうき人はなし　芝

國替にこりずに又も尊骸の水は上野へ逆さまに行く

水殿は絶えて仕まはにや中々に非常も世をも直らざらまし

判じ物發句　君上野　うかむ　（君と云ふ字眞上野と云ふ字、草うかむとかなに認めてありし故に）

君死んで上野は僧のうかむかな

川柳傳に　氣のきいたぢゝ（脇坂?）ひ親仁の供をする

天下一統 **大勢停止丸**　大包江戸百銅　半包大坂五十銅　小包京三十銅

功能　◎第一普請繕ひ、芝居見物せんきによし。◎小兒の遊、大人のあばれ、音曲の稽古、辻々の出し店、夜中せりふの聲を留むる事妙なり。◎自身番の大屈、見廻り立眩みには、時太鼓の數程用ひてよし。巡り出候方は、廻りの方にて目を明らかにする事神の如し。◎太夫の聲を休め、旅役者の下りを留め、遊女の氣かた或は忍びどき、

紋日のゑづき、ふかたの奸癖、仲居の煙草・しやくりに妙なり。◎日雇大工の肩を休め、左官の空手仕込、茶屋つかへ掛ケ行燈の指引、何れも日數にて用ゆるべし。◎藝子・舞子の包を留め、太鼓持の二日醉を醒し、茶屋駕の不喰、諸稽古屋愼みてよし。◎御藥用ひやう、隨分物靜にして、くはへ煙管堅く禁ずべし。立騷ぎては效能薄し、能々愼み給ふべし。

禁物　◎鳴物・川狩・音高き職物七日の間遠慮すべし　ふれ出し穏便湯前書の口に有レ之

本家調合所　愼肝要堂製

賣弘所　借本屋繁昌

此度御藥弘めの爲め、暮六つ時より木戸を締め、御立入に拍子木一つ宛相添へ申候。取次所は町々に有レ之候間、御勤め可レ被レ下候。

日本親分兩人連　先觸權柄赴二黄泉一　盛砂立派六道辻　掃除行屆三途川

三途渡場止二乘合一　今般新造空世船　亡者拜見爭二我一　獄卒御供守二先後一

閻魔正レ冠迎二路側一　彌陀輝レ箔拜二輿前一　頻汲荷池替二泥水一　急誂二蓮臺一開二酒筵一

地藏滑稽振ニ釋杖一　天人饗應催ニ管絃一　蓮葉膳部厨子所　苧殻爼箸料理鮮
地獄極樂大取込　看眼嗅鼻有頂天　佛醉悠々送ニ今日一　鬼咲吟々憶ニ來年一
今年冥途成ニ陽氣一　渭叶滑合唱歌專

跡部信濃守様へ伺書（但御新葬御用掛り大目附也。大坂町奉行を勤められし山城守と云ひし人にして、水野の弟也。）

一、此節御中陰中に付、魚類相止め野菜等おもに給べ申候内、牛房・里芋相用候處、殊に寄せ放屁出申候事も可レ有レ之候。御停止中鳴物の儀、故不ニ相成一儀に御座候哉、此段奉レ伺候。（御付札に書面の趣すかし屁位は不レ苦候。）

一、丑三月跡部信州へ問合、下ヶ札にて御通達有レ之。

此度魚鳥留に付、牛房・芋等多分に食物に致候間、別而放屁相催候。出物・腫物所嫌ずと云ふ古語も有レ之事故、勝手次第放屁仕候ても不レ苦儀には存候得共、鳴物停止中の儀、臍の下腹に心得罷在度、此段及ニ御問合一候。

下ヶ札
御書面の通り鳴物停止中、放屁の儀難ニ相成一事に御座候。御中陰は都てへろ〳〵の神もつんむき不レ申候由、御日柄相立ち普請不レ苦旨被ニ仰出一有レ之候はゞ、少々もす

かし候位は、あながち御咎も有ㇾ之間敷候間、猶勘辨の上取放候樣可ㇾ被ㇾ致候。

兩國橋へ當月初旬、板札に相認め釘〆に致し、打付有ㇾ之書付の寫

乍ㇾ憚書付を以て申上候。

各〻樣益〻御機嫌能く被ㇾ遊ㇾ御座、恐悦至極の御儀に奉ㇾ存候。隨而私儀御蔭を以て、日增に繁昌仕り冥加至極、難有仕合に奉ㇾ存候。尙又當二月上旬ゟ諸品相改め、下直に賣出申候間、多少に不ㇾ限御用向被ㇾ仰越、御賑々敷御入來被ㇾ下置候樣奉ㇾ願上候。尤も御家柄に不ㇾ拘御用向被ㇾ仰付候御方樣へ、御外聞・御外見のみ宜しき樣御爲め第一に相考、御用向精々出精御內願成就仕候樣奉ㇾ差上候。御見競被ㇾ遊可ㇾ被ㇾ下候。依ㇾ之諸品直段書左の通り、

金紋御挾箱代金一萬兩ゟ、　虎皮鞍覆同五千兩ゟ、　御持槍幷御打物同八千兩ゟ　宰相へ御昇進同一萬兩ゟ　中將へ同八千兩ゟ　少將へ同六千兩ゟ

右之通りに御座候。其外侍從以下御側衆の奉行は不ㇾ及ㇾ申、諸役人の役付御望の御方樣は、代金思召次第可ㇾ被ㇾ成下候。出精相働き、御役付御座候樣仕り差上可ㇾ申候。御

大名御役にても、金銀にて可ㇾ被ㇾ蒙ㇾ仰程之事に御座候はゞ、如何樣に六ヶ敷御座候ても、骨折成就仕候樣可ㇾ仕候。何卒多少に不ㇾ限御用向被ㇾ仰付ㇾ可ㇾ被ㇾ下候樣仕度奉ㇾ願上ㇾ候。且又金銀吹替の儀は、元來私渡世に御座候間、兼々金銀座へ申談じ、度々吹替之儀相願はせ、古金は高値に頂戴仕り、新銀は下値に差上申候。何卒多少に不ㇾ限無ㇾ御滯ㇾ御引替被ㇾ遊可ㇾ被ㇾ下候。遠國より御差出遊され候御方樣にても、御德分に相成候樣仕法仕度、別紙御觸書の通に相違無ㇾ御座ㇾ候間、無ㇾ遲滯ㇾ御引替可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候此段偏に奉ㇾ願上ㇾ候。以上。

本國遠州濱松より出張　江戶馬場先御門內西丸下　水野屋越前大掾

取次賣弘所　向島三圍の土手下にて　中野屋隱居

追て不ㇾ遠奧州棚倉へ所替可ㇾ仕候間、無ㇾ御油斷ㇾ被ㇾ仰付ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。以上。

中野屋隱居といへるは、中野播磨守とて西の丸にて、御側御用取次をなし、大御所樣の思召に叶ひ、至て御寵愛の人なり。五十位にて隱居剃髮し、向島に於て大諸侯も及ばざる程なる屋敷を構へ、高臺を作り、障子をばビードロにて張り、庭前

に數百株の櫻を植ゑ、花の盛には門戸を開き置きて、諸人入込み次第に之を見物させ、花の本に床几を据ゑ毛せんを敷き、茶・煙草盆等を置きて、諸人を休息なさしめて之を慰とす。隠居の身分にて勝手次第に登城をなし、榮耀榮華にくらしぬる事故、何事に寄らず此人へさへ頼みぬれば叶ざる事なく、又此人の氣に背きぬれば、忽ちに身の大事に及ぶと云ふ事なり。此の如くに飛鳥も落つる勢なれば、常に門前市をなし、身は御旗本にて有りながら、其暮し方大諸侯も及び難し。此人と水野侯にさへ取込みぬれば、何事も自由自在に叶ひぬる事なり、と云ふ噂なり。

如狂氣みしめ増上寺

娘道成寺の作替へ

上に恨はかず／＼ござる。初手の沙汰を聞く時は、寺中無上（むしやう）と騒ぐなり。上野の方と聞く時は、寺中滅法歎くなり。しんじやうの身持には、性得破戒附合は、俗物情弱くと見ゆるなり。聞きてそしらぬ人もなし。ヿなりは殊勝に見せかけて、旦方の布施を集めおこらん。ヿいはず語らず人心、亂れし山の亂るゝは、じんじやうも皆うつり

香の、どうても鱣はすきぢやもの、役者々々と遣はれて、寮と寺中の分け二つ、勤さへ只うか〳〵と、どうても女子はよいぢやもの、水野頼みも無益な者ぢやへ。テンカワ〳〵。例の脇坂これも病氣て引あめ笠よ。芝と上野の取沙汰。「花の上野は更に騒がぬ地取改、あてにするのは芝と作事の人達。テンテコ。マヒ〳〵 本の菩提所首尾をたてるを、知らで悦ぶ作事方ては、二度目しらべも、是が本のむだぢや。一ィ二ゥ三ィ四ナ四ッ世の中は、下の詮議をともに、今度はなじみかさねて、今に上野へ只丸取と、おもひこんだがほんぢやへ。

四月十六日封廻狀

御側衆 高八千石 水野美濃守

奥御奉公御免、菊之間緣頰詰。

右於二奥一被二仰付一之

高一萬八千石 林肥後守

名代 深尾小源太

申渡之覺

其方儀、兼々勤方思召に不レ應候に付、御役御免、菊之間緣頰詰被二仰付一、御加增之內

八千石被召上差控被仰付、居屋敷家作共被召上。

右越前守宅に於て、掃部頭老中列座、越前守申渡之。大目附跡部美濃守・御目附小出丹吾相越す。

申渡之覺

水野美濃守

名代 井上左太夫

其方儀、兼々勤方思召に不應候に付、寄合被仰付、御加增之內五千石被召上差控被仰付、居屋敷家作共被召上。

新番頭格御小納戶　高七百十四石九斗

美濃部筑前守

名代 花房長左衞門

其方儀、思召に不應候に付、御奉公御免。小普請入甲府勝手被仰付、知行之內三百石被召上、差控被仰付之。

右堀大和守宅に於て、若年寄中出座、同人申渡。大目附初鹿野美濃守・御目附水野

舍人・一色主水相越す。

四月十七日

右之外、奥女中二十餘人、外にも大勢これある由、先年水野に楯突き、大坂へ御用金又金銀吹替の事など、相拒みし御勘定奉行を勤め、西の丸留守居に轉役せし矢部駿河、同日に召出され町奉行となられしと云ふ。

井伊掃部頭が事

井伊掃部頭

兼て願の通り御役御免被仰付となり。此人にも大老となりし始めよりして、至つて不評判なり。既に其節の悪口に「世にいらぬ花橘が二本はへ」と云ひて、脇書に井伊感應寺と書記せしてとありしが、此人大老となられてより、種々の大變限りなし。うかうかとして勤め居なば、如何なる御咎めあらんも計り難き事なる故此度退役せられし事ならん。併自分の心付か、外より勸めし者有るか、又家來の中に其心得あつて之を諫めしものか、何にもせよ此度退役をなさずしてありなば、大變なるべし。之を遁れぬるは、全く大家のことにして、先祖の餘德によれるものと思はる。

水戸侯水野越前守を諷諫す

水戸侯、御老中水野越前守殿へ使者を以て申遣さるゝやう、「我等事近年多病にして、副將軍の大任勤め難ければ、何卒十年の間御暇を蒙り、國許に引取り養生致したし、此段宜しく執成給はるべし。又夫には別段御頼み申度き事あり。尾張殿・紀伊殿の兩家は、何れも國富みて産物等も多分に出づる事なれども、三家の中にても、此方の領分は、至つて宜しからざる惡地にして、何一つの産物なく、勝手向も大に差支へぬる事なれば、其元の計ひを以て、何卒奧羽の間にて、二十萬石下し置かるゝやうに取斗ひ給はるべし。さある時には、當時の領國速にさし上ぐべし。何事に寄らず賄賂さへ用ひて頼み込みぬる時は、其願相叶候由兼て承りぬ。先今日使者を以て此段御頼み申入れ候印とし、盲馬五匹之を進上致すなり。尚賄賂入用に候はゞ、何程にても御噂有るべし。跡よりして追々差出すべし」となり。右の如く申入れられ、越州より有無の返答を聞切候て引取るべし。其返事承るまでは決して引取るべからずと、申付けられて遣されしと云ふことなり。いかゞなり行くことにや、越州の世評甚だ宜しからざる噂なり。

高松侯家中至つて不取締にて、江戸定府と國方の家中と思ひ〳〵に、銘々勝手次第に諸事取計らひぬる事故、物入等も至つて多く、侯にも大に貧乏せらるゝ樣になりぬるにぞ、種々評定あつて、定府の家中一人も殘らず國勝手申付けられ、國許より入替りて江戸勤をなすべしと、申附けられしにぞ、定府の者共是迄繁華なる江戸に住みて、何事も自由自在に侯命を戴きて、思ひの儘に働きしに、國勝手になりぬれば、何事も不自由なる故、何卒して此事相止みぬる樣になさんと思ひぬれども、己等が力にては及び難き事なる故、公儀御役人へ取込み、此事止みぬるやうになし貰はんと、頻に賄ひせしこととなりと云ふ。彼の五十端のぼた織・二萬兩の金子紛失せし事不審なれども、定府一統斯樣のことなる故、同家に於て其吟味六ヶ敷き故、水戸侯の御計ひとなり、夫よりして公儀御役人方、殘らず高松家中の者共よりして、各々方へ何にても進上せしことありしや、其事承り度しと使者を以て、御用掛り夫々へ尋ねられしにぞ、何れも大困りにて、有體に云へるもあり。又少々の物貰ひしと云へるもあり。又何をも貰ひ申さずと、之を僞れるもありて、をかしき事なりと云ふ。ぼた織五

十端・金子二萬兩等の紛失も、大方分りぬるやうになりしと云ふ噺なり。

落首

水野越前
詰つてもはげぬは化の皮かぶり水乃の加減はよいかわるいか

水野脇坂
氣のきいた親父は跡を追うて行ききかぬ親父は困つても居る

林　肥後
馬鹿はやしばちも太鼓も投出し

千早振る卯月中ばは惡日よ金取る武士をせいばいぞする

美濃部
甲州に身延山とは聞きたれど美濃部さんとは山が違つた

林肥後
御停止が明いて太鼓にばちあたり林どころか居る處もなし

ほとゝぎす此頃不得て飛びはやし八千石は鳴いてかへらぬ

美濃部
五月雨もまたふらぬのにさくら田も露にながすは水の身の毒

雨降りに甲府に行けといはれては美濃部も笠も乾くまもなし

大和さまがおのが手桝で味噌をつけあぢがかはつて何と庄内

太田は天下の眞中で、林と美濃部をしてやつた。こんな太い奴は滅多にはネエ、水野ら五十石たゞすてた。

おみくじ作かへ

水野林
肥後すひきなぜ越前を巻込ぬ遠州濱松ふといよふてほちい

第百年目凶	
權門一時亡	望の如く高祿に昇ると雖もかゝるひどきめにあふ
家内驚騒聲	家財雜具を一時にはこび出し急の引越し大方ならず
雖有金銀多	諸侯諸士より金銀をつかみ取りし故有得になると雖も住所に迷ふなり
三人成無庵	金銀をちりばめた家を作ると雖も急に取上げられその儘置いて立去ること有るべし

落首

林・水野美濃部等のことをいへる落首

肥後米と美濃筑前が下落して跡の相場は評議まち〳〵

林肥後守の紋は三ッ巴なるゆゑに

川柳　御停止があくと太鼓は破れけり

肥後ろから兼ねて覺悟はしたれどもかう林とは思はざりけり

おもだかは水乃上野の大細工林につれて高はせり上げ

聞書　中野播磨守隱居 中野石翁

其方儀、隱居之身分にて奥勤仕り罷在候得共、奥勤御免差控被㆓仰付㆒候。

右於㆑奥家督人へ御書付を以て被㆓仰渡㆒候よし。但向島屋敷被召上候由、尤も屋敷計りなり。

御作事奉行　土岐信濃守

林肥後守居屋敷家作共被㆓召上㆒候間、引越等諸事可㆑致㆓世話㆒候。

右水野越前守宅にて、同人申㆓渡之㆒。

御小性組番頭　土屋伊賀守

水野美濃守居屋敷家作共被㆓召上㆒候間、引越等諸事可㆑致㆓世話㆒候。

右堀大和守宅に於て同人申㆓渡之㆒。

越前の奉書紙もいかならん美濃紙さへもやれる世のなか

筑前の博多の帶はしめきられ甲斐へ行くとは餘り御無體

甲州の身延山とは聞いたれどみのべさんとは是生始めて

ぽん〳〵のばち當りしかばかはやし肥後の守の祭なり鳧

梅はちる櫻田かるゝ世中に何とて肥後はつれなかるらん

落首

小水出て美濃部林の流れけりまた大水の出るであらうぞ

澤瀉は小さい方が先へかれ停止明けまつ御林が初めなり

筑前めそれ美濃肥後が目にあつた

田口加賀守改名狸かゞの蔭

田口の妻と水野越前守（美濃守ならんか）妾とは姉妹故、近年かゝの蔭にて大に立身せしと云ふ。此人嗅の蔭にて長崎奉行を勤め、歸府の上五百石の御加增にて、御勘定奉行となられしに、長崎にて頻に賄賂を取りし事相知れ候故、纔三十日計りを經て、五百石被召上、小普請入被仰付。始め五郎左衞門と云へる人なり。

四月十六日江戸表雨風大雷に付

天が下鳴渡りたる太鼓紋落つるもはやし肥後のかみなり

罰あたり太鼓の金も破れけりはやしどころか居處がない

飛ぶ鳥を落せし事はきのふけふ沈みきつたる水野美乃上

千早ふる卯月八日の二つ目に金取る蟲をせいばいぞする

美濃いらぬそばはいやだと御意が出る
御停止がすんで太鼓にばちあたり

江戸南町奉行御免
西の丸御留守居被仰付　筒井紀伊守
江戸南町奉行被仰付　矢部駿河守
御本丸御側被仰付　新見伊賀守

矢部駿河守の横暴

矢部駿州町奉行仰付けられし日、直に頻に賄賂を貪り、權勢を振へる與力・同心數人暇を出せしと云ふ。

太田備後守殿、五月廿七日迄登城ありしが、廿八日に至り、急病差起りし由にて、退役の御願ありしに、直に御免にて、三日の內に御役屋舖立退候樣被仰渡しと云ふ。是迄斯樣の願出さることと有りても、公儀御差止にて、篤と養生可致由仰渡るゝ事にて、二三十日を經て、再び御退役の御願あつて、御聞濟に相成り、御役屋敷も勝手に引拂候樣にとの事の由。然るに今度斯樣なる故、種々の風說あり。昨日殿中に於て、水野越州と爭論ありし故なりと云ふ噂なり。

水野越前守殿には、右大將樣御年頃に成せられ候故、右姬樣と御婚禮の掛り仰付けられ御馬拜領にて、益々勢盛なり。水野家何れも澤瀉の紋所なり。越州の紋計りは澤瀉の根に水の模樣あり。故に落首せしものありしとぞ。

おもだかのかれぬは水乃ある故か

跡部美濃守殿にも、大目付退役を願はれ隱居せられしと云ふ。此人も虎威によつて大に權勢を振ひ、至つて不評なりしにぞ、越州より之を勸め、事なき内に隱居なさしめしと云ふ噂なり。

元來往古は、奧羽一圓に蝦夷と唱へ、王化にも服せざる程の荒夷なりし故、京よりして之を征伐し給へる事數多度の事なりしが、漸〻王化に服する樣になりしにぞ、奧羽一圓に之を陸奧と唱へしが、中古また之を分ちて二つとす。出羽の國これなり。其二つに分ちぬる所の陸奧さへも、他邦に於て之に比すべき國なし。出羽も亦これにて知るべし。斯くの如く大國なれば、古よりして英雄・豪傑又は叛逆人等數々蜂起し、何れも其翼を延べんとする事なる故、互に劒戟交へて合戰絶ゆる間なき國な

出羽庄内と酒井侯

るにぞ、神祖世を治め給ふと雖も、未だ亂後間もなき事なる故、御譜代多き中に於て、酒井左衞門尉を御選みにて、奥州を押への爲めに庄内へ遣し給ふ。尤も其頃迄は、山林廣野のみ多く、肝心なる田畑等は至つて少なく、領地廣大なれども至つて惡しき所なりとぞ。上にも之を委しく知召しながら、左衞門尉に賜り、同人も其選に當りし事を深く辱として、早速に引移り、夫よりして山野を開き、田畑となし、河水を引きて田畑を潤し、二百餘年の星霜を經て、他國に比すれば領地も廣く、家富み國榮え、庄内は至つて宜しき土地なりと、世間にもよく知りて繁昌せるやうに成りしは、全く酒井家數代の功にして、政道正しく、能く百姓を撫育せし故なり。斯る由緒ある家筋なる故、御譜代の諸士大抵所替せざるはなき位のことなり。已に此度庄内へ所替仰蒙られし川越の松平大和守には、之迄所替せしこと九度に及ぶと云ふ。斯様の類少からざることなるに、庄内に於てはその事なし。これにて思ひ量るべし。

當時の大和守殿御養子大藏少輔殿には大樹家齊公の御子にして、此家を嗣がせ給ふと雖も、

川越は領内も狹くして、收納至つて少く、借財至つて多くして、勝手向不如意なる所より、金子五十萬兩の拜借を公儀へ願ひ給ひ、此儀御聞濟下置かれ候か、左なきに於ては、宜しき所へ國替仕りたき由、內々にて御願ひありしゆゑ、この段國替の台命ありしと云へる巷說を、もつぱら言ひ觸らしぬ。いかなることにや、眞實を知らず。

又一說に、庄內の領中に銀山有りしを、公儀へ御屆申上げずして、年來私の德分になせしと、又領中の者似せ金を拵へしを、公儀よりの隱目付これを見付け、直に踏込みて之を召捕へしと云ふ。隱目付等諸國を忍見し、斯樣の事を見聞すると其儘、江戸表に歸へりし上、之を屆けぬれば、公儀よりして夫々の地頭へ其御沙汰ありて、御役人入込となり、地頭より之を召捕御手渡すること定法なるに、此人之を召捕り、其身の手柄にせんとて、かゝる事に及びしと云ふ。庄內にて評定有り、公儀の御役人ならば此方へ其御沙汰之あるべき事なるに、〔頭書〕御養子大藏大輔には、五月十五日逝去せられしが、台命によりて六月五日上野へ葬らる。これ迄外に先例なき事なりと云ふ。されども公儀よりして、斯樣に仰出さるゝ程の事なれば、葬禮も公儀へ對し麁末の計ひもなし難き故に、入用金子一萬兩餘のことにして此金の工面に大に困り果てられしと云ふことなり。其事もなく、かゝる有樣は公儀を騙れる曲者なるべければ、其者召捕ふべしとて、直に其者を召捕へ、辛き目に合はせしことあり。斯樣の事によりて、此度所替仰付

けられしと云ふ風説もあり。如何なる事にや。

又小坂と云へるは、奥羽の國境に在る所の峠にして、若し叛逆人ありて、奥州より出來れることありぬる時は、此峠にて防ぎ止る要害の場所にして、至つて嶮難なる峠なり。百姓共の歌に、

奥の小坂も酒なら越すにあをい面して越されるものか

斯様に領中の者共謡ひぬる由、酒は酒井の事にして、あをひは葵のことにして、川越侯のことをいへるなるべし。

庄内百姓共の中にても、御國替のこと御免なくして、彌々川越と交代になるに於ては、川越の士一人も殘らず之を打殺し、銘々一命を果すべし抔いへる者もこれ有る由。

旗の印に正一意居成大名じんと書記せしも有りと云ふ。總大將をば野田甚四郎有近と云ふものなるよし。

此度所替仰付けられしに就きて、三家共金子借入の役人、大坂に出來りて、夫々館入

りする所の銀主を頼む。先づ川越侯に館入れる町人は、鴻池伊助・升屋平右エ門・山家屋權兵衞を重立てる者にして、銀主と唱へぬるもの凡五十人餘りありと云ふ。此者共よりして此度國替の手當金として、五萬兩借用致したし迚、元〆元方用人・家老追々に立替り出來りて賴みぬれ共、これ迄何れへも不義理のみなしぬる故、これを心よく諾ふるものなく、漸々と二萬五千兩の金子を、五十軒餘の者共調達すべきに定まりぬるにぞ、其金子早く受け取るべしと、頻に之を急ぎぬれ共、庄内の百姓江戸表に出でて駕訴訟をなし、領中大いに騷動をなすに依り、御所替も止みしなど種々の風說これあるにぞ、約せしまでにて其金子何れも出さゞれば、大差支にて困窮せらるゝと云ふ。

四月始めよりして五月迄には、三諸侯何れも一家中三度に交代して、御引拂ひに相成る約定なりしに、庄內の騷動にて其事なり難く、最早苗の植ゑ付も濟みぬるやうになりぬ。川越より輕き身分の者僅八人、何か談合のことにて庄内へ入込みしに、右騷動の折柄なれば、若しや百姓共不法の事もあらんかと、酒井侯より多人數を以

て旅宿の四方を固め、鐵砲十挺・弓十張・槍棒等を持たせて、晝夜廻り通しになし、用事にて出づるにも弓槍を以て之を警固するにぞ、何れも大いに困窮し、思ふ樣には用談も辨じ難くて、囚人の如く、如何ともなり難しと云ふ。此八人の者共何かの下間等をなし、其上にて重たるもの入込みて、交代せる者の屋敷割等をなすことなるに、五月下旬に至れども夫さへ未だ入込まずと云ふ。公儀に於ても、林・水野・美濃部等のしくじりも、國替の一件とも又御葬式の事なりとも、種々の取沙汰のみにして國替も止みしなど專らの風說なる故、之まで音に聞えし貧乏の諸侯にて、銀主共の何れも手を置きぬる事なる故、無據せふられて、此度調達する所の手當金、外の入用に遣かひ込まれなば、又々無理を云はれやせんと恐れて、金子手渡さゞるも尤もの事なるべし。

國替と豪農本間登野江

庄內は領中酒田といへる湊に、本間登野江といへる富豪者あり。此度の國替止めになられるやう、種々心を盡せる事は、領中の百姓と同樣なる事なれども、最早仰出されし上にして、今更詮方なきことゝならんには、長岡へ從ひ行ける覺悟なりと云

ふ。此者國中一番の金持にて、田地計りも十八萬石所持すと云ふ。餘は之れにて思ひ計るべし。此者よりして、此度の入用として金六萬兩調達す。されども之れにては少々不足なる故、大坂にて金二萬兩借り入れんとて、勝手方の役人出來る。庄内屋敷の藏元といへるは、米屋喜兵衞なり。銀主とて立入するものは、肥前屋德兵衞外に兩人計りありと云ふ。右二萬兩借り入れの事、此者共に相談せしに、言下に之れを諾ひ、金三萬兩を調達せんと云へるにぞ、金子の儀大抵相調ひし上なれば、用心に借り入れ置ける事なり。三萬兩にては一萬兩多し、無用の金なればとて之を斷りぬるに、何れも口を揃へて「御尤の事なり。二萬兩御入用の由仰せられ候を、三萬兩調達せんといへるも、銘々共利を貪らんとて之を調達せんとにはあらず。故に左樣の御心配少しも下されまじき事なり。此度御所替については、外樣には過分の物入故、種々に工面をなして、金子を多く借入れんとし給へる事なるに、當家に於て餘り聊の金子御借入にては、世間の聞え却て御爲に宜しからぬ事もあるべし。御爲惡くは計ふまじとて、强いて三萬兩用立てし」と云ふ。世間に云ふところ諸

人の知るところにして、川越とは大いに異なる有様なり。いかに數代庄内を領せしとて、當時の君侯不仁の人ならば、一人も之を慕ふ者はあるべからず。彼の家代々政道正しく、當君また仁を施せしゆゑなり。この度其の徳顯れしものなり、感心すべし。

牧野侯國替の事

越後小知谷の帷子問屋、本町呉服仲買の方へ商に出來たり。長岡の話をなす。此人名を喜右衛門と云ふ。　牧野侯には勝手向宜しからざる上に、近年京都所司代を勤められ、別けて仙洞御所御崩御に大役をも首尾能く勤めらる。此所司代といへる役向は、至つて物入多くしてたゞさへ之に困りぬるとなるに、斯る御大禮を勤められし事なれば、臨時の物入等少からず。斯樣なる事の勤役中に、思ひ寄らざる所替仰付けられしことなれば、途方にくるゝ事なりと云ふ。斯樣なる事なる故に、長岡に於ては一家中大いに狼狽愁傷し、屋敷内の植木を掘り大木竹藪の類は悉く伐拂ひ、數代持ち傳ふ處の家財諸道具に至る迄、聊かにても金錢になる所の品をば殘らず賣り拂ひ、何一つもなきあばらやに住居をなし、何れも在町等へ出行きて、逢ふ人毎に數代住み馴れし地

作者國替の騷動を批評す

を離れ先祖代々の墳墓を捨てゝ、他國へ移れることを愁傷するの外には、何の話もなし。實に氣の毒なる有様なり。然るに庄内百姓共の愁訴によつて、交代のこととも暫く延引し、世間にては所替も相止みぬるなど、專ら風說あるにぞ、若しや噂の如く所替止みぬる様にならば悅ばしき事なり。併し餘り早まり過して、何も角も賣拂ひつまらざる事なりとて、皆一統に夢に夢みし如くにて、氣拔の如くうつとりとなり、只さは〳〵はとする計りにて、只何事も手につくことなくて、さりとは氣の毒千萬なる有様なりと云へる事を、咄せしと云ふ。いかに貧乏に暮しぬればとて、所替は公の命にして私の事とに非ず。士の身にして樹木竹藪までを伐拂ひ、大に家屋舗を荒し、此度交代に至る人は夫々に之を引渡しぬること、只私の恥のみにあらず、君侯の恥辱甚しと云ふべし。士にしてこれ程の心得なきこと、淺ましきことなり。

〔頭書〕所替に付、長岡領の内新潟二萬石は公儀へ御引上げになると云ふ事なり、新潟と云へるは至つて繁昌の土地にしてよろしき所なりと云へり。

寛延元年、松平紀伊守殿丹州篠山より、同國龜山へ所替なりしに、篠山をば其儘にて立派に引渡し、龜山へ引移りしに、此度牧野家の如く家屋舗樹木藪に至るまで

相互に其儘にて交代すべき約定をなし置きしに、笹山は堅く約を守りて引渡しぬるも、龜山に於ては何れも其約に背き、悉く之を賣拂ひ、あばら家にして引渡せるにぞ、笹山より引移りし者共之を憤りぬれども詮方なく、大に困りしと云ふ。多くの家中此の如く、不法なる中に疊・建具も其儘にて床にかけ物をかけ、屋敷内の掃除をも行届かせ、立派に引渡せし者只一人有りしと云ふ。當年よりは九十四年の古なれども人心の卑劣なること斯くの如し。心有りては恥思ふべきことなり。

酒井侯出府延引

酒井侯には昨年出府被レ致候筈之處、病氣騷動等にて大に延引し、漸く當年三月に至り、庄内を發駕にて、同十八日江戸へ着致されしか共、道中より病氣差起りし由にて、出府せし御禮さへ代人を以て仰上げられ、直に病氣引にて籠居致され候由にて、御國替の御禮等は七月に至れども、未だなしと云ふことゝなり。

昨年來庄內の百姓共大勢度々出府せしこと故、往來筋は申すに及ばず、嶮阻にして道なき處まで、嚴重に番人ありて、一人も出づることなり難きにぞ、詮方なくて密

庄内の百姓上京出訴せんとす

み居たりしが、五月に至り、三百六十六人の百姓、何れも申合せ、方角違のことなる故、奥州境の方には番人の守りも、江戸・上方筋程には嚴重にあらざる故、奥州路へ廻り、湯殿山を越え、岩手山を通り掛りしに、こゝには仙臺の內取伊達彈正の陣屋あり。此有樣を見て、早々訴へ出てしかば、彈正自ら出馬をなして、之を押止め、「訟訴の筋は何事によらず、此方より早速に公儀へ申上遣すべし。左樣に大勢の者共出府をなし、これ迄も御取上なきことなるに、又々國中の鬪を被り掟に背き、出訴するに至らば、其方共の身の上に於ては、兼ねて覺悟をもなしぬることなるべけれども、大切に思ひぬる處の侯の御不首尾となりて、御仕くじりは眼前のことなるべし。さあるに於ては、何の詮なき事なり。願の筋は此方より、早速に公邊へ取次致し遣すべければ、重立つたる者の內にて五人、此方へ止り、其餘は悉く引取るべし。右五人の者共は江戸表の便を聞きし上にて引取るべし。」と種々利害を申聞かせしかば、五人の者引殘り、其餘は庄內へ引取りしと云ふ。伊達家よりは此旨早速御老中へ御屆に相成り、庄內へも御引合せに相成り、中村右門といへる代官、岩手山へ到り、同

二十二日右五人の者共を受取り、引連れ歸りしと云ふ。

御殿御廻狀

五月二十八日御殿御廻狀之寫

上意の趣、御政事の儀御代々の思召は勿論の儀、取分け享保・寛政之御趣意に不ㇾ違樣思召候に付、何れも厚く相心得可ㇾ被ㇾ勤旨、御老中方へ仰渡之趣、寛政の度御初政の砌、向々相心得方之儀に付、厚き上意有ㇾ之候旨、其節達し置き候へば、一統相辨へ居り可ㇾ申儀に候處、年月押移り、場所々々古く相勤候者も殘り少に相成候より、自然御趣意取失ひ候故、前々規定の心付薄く、當座は御用便のみ專務と心得候樣に成行き候は、如何儀に思召候。自今以後、御代々樣被㆓仰出㆒候儀は勿論、分ては享保・寛政之御政事向に相復し候樣との御儀に付、假令御沙汰の儀にても御規定に振候歟或は筋合の穩ならざる儀は不㆓差控㆒可㆓申上㆒樣との御沙汰に付、誠に難ㇾ有恐悅の御事に候。乍ㇾ然是迄不行屆御安心不ㇾ被ㇾ遊候御儀、深く恐入候事に候。右之御趣意各奉㆓承知㆒、享保寛政度觸達之書付熟慮致し、向々厚く相心得、是迄仕來り候事たり共、筋合に違ひ候儀は改革致し、何事も正路に御爲第一に取計被ㇾ遊、御安

心候樣精々可レ被二相勵一候事。

但し享保・寬政之度を始め、總て度々被二仰出一候儀、當座同樣相心得候輩も有レ之、甚だ如何之事に候。殊に御役人之儀も表趣之手本にも相成候事故、別て厚く相心得、新役被二仰付一候節も、聊不レ洩樣に傳達可レ有レ之事。

前書之通り上意之趣幷に御老中方被二仰渡一候趣共寫し相達候。御勘定所支配之儀は、別て此度被二仰出一候御主意、厚く相心得、享保・寬政度之御書付類得と熟慮致し相守、一己の愼方は勿論、末々迄も御主意の趣申諭、向後違失無レ之樣致し、猶此上御奉公向精入相勤、御爲第一に取斗候儀專一に候。右之趣可レ得二其意一候。已上。

五月二十八日　中村兩組外九軒

六月五日御殿御廻狀之寫

質素節儉其外心得方の儀、天保九戌年四月相達候趣、尙又去十二月相達置候間、萬石以上以下共、奢りヶ間敷儀無レ之、衣服・飮食の儀は勿論、都て無益の費を省き、武備非常の手當專一に可レ被二心掛一儀には候得共、此度厚き御沙汰も可レ有レ之候につき、彌

々質素節儉を相守り、御主意不ㇾ違樣可ㇾ被ニ心得一候。右之趣可ㇾ被ニ相觸一候。

六月五日　中村兩組外九軒

役替の面々

五月十日〔被ニ仰渡一脫カ〕

御役御免、今日中御暇。　右大將樣御老女　浦尾

右は增山彈正少弼殿へ被ㇾ仰候旨、御留主居松平內匠頭殿御演舌。御下東條權太夫。

五月十二日被ニ仰渡一

御本丸御小姓・三百石内藤中務少輔・同二千石織田圖書頭・同八百石石谷市正・右大將樣御小納戶・二千五百石村越若狹守・御本丸御小納戶・五百石京極右兵衞佐・同・二百石辻定右衞門・同・四百石戶田六郎右衞門。

右思召有ㇾ之、御役御免、寄合被ニ仰付一候。

五月十三日被ニ仰渡一

御刀美濃國兼元代金貳十枚　井伊掃部頭

是迄出精相勤候に付、御手自被ㇾ下ㇾ之、御役御免。

御勘定奉行土岐丹波守御作事奉行ゟ三千五百石　御作事奉行石河土佐守小普請奉行ゟ二千七百石　御勘定吟味

役川村清兵衛　御裏御門切手番頭・二百俵

五月十四日被二仰渡一

御拜領之内二百石被二召上一小普請入　田口加賀守　御勘定奉行　逼塞被二仰付一　寄合　同五郎左衛門　御領地被二召上一吉田枠へ新規、

成方院　右大將樣付奥御醫師三百俵　百俵被二下置一　同　同　頼庵

六月二日於二南御番所一

當人自殺　矢部右近將監組同心　佐久間源助　良死　同　堀口定治郎　手負　同　高木平次兵衛

右遺恨之筋有レ之於二詰所一及二刄傷一騷動に付、當日依レ之公事訴訟流に相成。

太田備後退役

御老中太田備後守殿には、五月二十七日登城にて、諸侯の國替相止候樣にと、水野越州と爭論をなし、翌日直に病氣の由にて、退役願差出されしにぞ、願の通仰付けらる。御老中の內にても此人と脇坂の兩人は、別て評判も宜しかりしに、惜しき事なりと、諸人噂せし事なりと云ふ。

國替其外御政事の事など、嚴しく申上げ引取りし上にて、直に剃髮し、病氣願差出して退役せられしとも、又何か御政事の事に付、此人の計ひ宜しからぬ事有りて三

ケ條の御不審を蒙りしに其返答に行詰り、詮方なくして退役せられし共、云へる噂にして、其趣意一向に分り難しと云ふ。

眞田家財政困難の理由

御老中脇坂侯は逝去せられ、太田侯には役を退かれぬること故、差詰め京都御所司代牧野侯こそ御召出なるべしと、諸人思ひしに、思ひの外に之まで先例になき眞田信濃守殿御連判の列仰付けらる。こは田沼の跡に出でて、能く天下を平定せられし松平越中侯の御末子にて、眞田家へ養子となられしといふ。至つて學者にして賢明なる故、水野侯の御計ひにて召出されしと云ふ。眞田家の太鼓の役者に、樋畑孫兵衛といへる者あり。侯にも兼ねて斯樣の望之有る故、中野閑翁へ取込み、數萬兩の賄賂を贈りて種々手入せられしに、閑翁心易く之を諾ひ、頻に賄賂を取込みし上にて、種々樣々に力心を盡しぬれども、外樣より御老中へ直になりし先例なければとて、氣の毒ながら詮方なしとて斷られしにぞ、侯には御役を望まるゝ所より、不勝手なる身代なるに、多くの借財せられし事故、其年よりして家中へ渡せる手當もなく、御役につかば忽に賄賂せし物入をも取戻すべしと、思はれしも空しくなりし事ゆ

ゑ、必至の差支へとなりて、一家中扶持米さへも渡ることなく、大困窮に及べる様になりぬ。之全く旦那の御役を望まれし故、闘翁に騙され、始めよりしてならざる事は知れぬる事なるべき事なるに、賄賂を取る程取りて突放されしものなるべしと、予が知れる人、右孫兵衛より咄せしことありしが、闘翁をはじめ賄賂を取れる人々皆々仕くじりし上なれども、此度此人世に出でられぬる様に成りしは、賄賂も不益にはならざりし。如何なる事をか仕出されぬることやらんと、其人笑ひながらに予に語りぬ。

太田侯の退役せられし噂、種々様々の事なれども、何分是迄まで評判も別て宜しかりしに、思ひよらず退役をせられしこと故、諸人不審しく思ひしに、外に仔細なし。

日蓮宗繁昌

法華宗感應寺建立の事を彼寺の住僧、林・水野・美濃部・中野等は云ふに及ばず、奥女中をも取込み種々姦智を振ひしが、七堂伽藍建立を許し賜ふ様になりて、七八年專ら其噂あり。將軍家の御眼病平癒し給ひ、又越前家へ養子に入らせられし君達の盲ひ給ひ、目明かになりしなど、種々に奇怪の説を申觸らし、殿中に於て佛工に命ぜ

ヶ條の御不審を蒙りしに其返答に行詰り、詮方なくして退役せられし共、云へる噂にして、其趣意一向に分り難しと云ふ。

眞田家財政困難の理由

御老中脇坂侯は逝去せられ、太田侯には役を退かれぬること故、差詰め京都御所司代牧野侯こそ御召出なるべしと、諸人思ひしに、思ひの外に之まで先例になき眞田信濃守殿御連判の列仰付けらる。こは田沼の跡に出でて、能く天下を平定せられし松平越中侯の御末子にて、眞田家へ養子となられしといふ。至つて學者にして賢明なる故、水野侯の御計ひにて召出されしと云ふ。眞田家の太鼓の役者に、樋畑孫兵衞といへる者あり。侯にも兼ねて斯樣の望之有る故、中野閑翁へ取込み、數萬兩の賄賂を贈りて種々手入せられしに、閑翁心易く之を諾ひ、頻に賄賂を取込みし上にて、種々樣々に力心を盡しぬれども、外樣より御老中へ直になりし先例なければとて、氣の毒ながら詮方なしとて斷られしにぞ、侯には御役を望まるゝ所より、不勝手なる身代なるに、多くの借財せられし事故、其年よりして家中へ渡せる手當もなく、御役につかば忽に賄賂せし物入をも取戻すべしと、思はれしも空しくなりし事ゆ

ゑ、必至の差支へとなりて、一家中扶持米さへも渡ることなく、大困窮に及べる樣になりぬ。之全く旦那の御役を望まれし故、關翁に騙され、始めよりしてならざる事は知れぬる事なるべき事なるに、賄賂を取る程取りて突放されしものなるべしと、予が知れる人、右孫兵衞より咄せしことありしが、關翁をはじめ賄賂を取れる人々皆々仕くじりし上なれども、此度此人世に出でられぬる樣に成りしは、賄賂も不益にはならざりし。如何なる事をか仕出されぬることやらんと、其人笑ひながらに予に語りぬ。

太田侯の退役せられし噂、種々樣々の事なれども、何分是迄まで評判も別て宜しかりしに、思ひよらず退役をせられしこと故、諸人不審しく思ひしに、外に仔細なし。法華宗感應寺建立の事を彼寺の住僧、林・水野・美濃部・中野等は云ふに及ばず、奥女中をも取込み種々姦智を振ひしが、七堂伽藍建立を許し賜ふ樣になりて、七八年專ら其噂あり。將軍家の御眼病平癒し給ひ、又越前家へ養子に入らせられし君達の盲ひ給ひ、目明かになりしなど、種々に奇怪の說を申觸らし、殿中に於て佛工に命ぜ

感應寺と奥女中の不義

られ、日蓮の木像を作らせ給ひ、殿中よりして池上本門寺へ寄進し給ひ、夫よりして感應寺へ納りしと云ふ。將軍より御寄附なることなれば、殿中よりして行列正し警固嚴重にして、諸人の往來を止め、其勢諸人の目を驚かせしといふ。斯樣に上の信仰し給へる事なる故、諸宗共に內には法華を信仰して、家每に題目の聲絕ゆる間もなく、平人は申すに及ばず、諸侯の中にも二人改宗して、法華宗となりしもありと云ふ。斯る有樣なれば、奥向よりも女中大勢常に參詣せられしを、住寺を始め伴僧等申合せ、銘々に不義密通をなす。後に至りては女中互に申合せ、奥向よりして感應寺へ寄進の物なりとて、代る〲長持の內へ入れ、之に錠を卸し、寺へ持込み放に姦淫をなす樣になりしとぞ。御老中の中にて、脇坂侯之れを怪しみ大目付へ御沙汰あつて、其長持を改めしにぞ、其事分りしと云ふ。其節これに拘はりし女中の向は、悉く罪せられしが、林を始め何れも勢を振へる事なれば、程能く事を濟せしが、何分にも脇坂を其儘に生置きては、姦惡をなす邪魔になるべしとて、林・水野・美濃部等、感應寺奥女中と相謀り醫者兩人に命じ、脇坂を毒殺せりと云ふ。兩人の醫

者此事を種々斷りぬれども、之を諾はざれば、其場に於て忽ち命を失ひぬる事故、是非なく毒を用ひしと云ふ。感應寺は直に入牢、兩人の醫者も直に召捕られ、之は揚り屋、奧女中大勢何れも召捕れしと云ふ。感應寺は箇樣の惡僧なる事を知らずして、寺社奉行よりして彼が願を申立てしが、容易ならざる大望故、早速には事ならで、年月の立つ内に寺社奉行も轉役し、太田侯其跡に出でられしに、下地よりの手續なれば、斯樣の惡僧とも思寄らず、其願へる儘を申立てられしに、此度斯ることに及びぬる故、はなはだ氣の毒の事なりとて、或人予が知れる人に語りしと云ふ。

三諸侯所替のこと

三諸侯所替の事も公儀よりして、兵部大輔どの川越に御養子に入らせられしにぞ、二萬石の御加增有るべき御內意有りしに、川越領は至つて惡しき所にて、土地も至つて切り詰りし上に、收納も少くして勝手向大に難澁の事なる故、之を辭し、其代りに播州姬路に所替致し度き由を內々願はれしと云ふ。元來此侯下地姬路に居られしが、不首尾の事有りて、酒井侯と入替になりぬ。下地姬路に居られし事なれば、土地も收納も宜しきことを知らるゝが故なりと云ふ。內密のことなれ共、誰人か此

事を知れる、密に姫路侯へ告げし者有りと見えて、其噂を聞き、大に驚き、水野越州へ數千兩の賄賂をなして、其事止みぬるやうに頼まれし故、賄賂の奇特有つて、所替をば逃れしと云ふ。川越侯には姫路望みに叶ざれ共、其餘は何國にても御望に任せんといへることとなる故、侯にも種々評定の上にて、此度は豐前の小倉を望まれしにぞ、其意に任せんとて、已にそれに極りし由を、小倉侯に告げし者有りしかば、侯には大に驚きて、之も亦水野越州を頼みて、數千兩の賄賂をなせしにぞ、水野其賄賂を收めしが、之も亦止めぬるに、其趣意立たざれば如何にとも詮方なしと、種々工夫をこらし、此度は兵部大輔殿の御腹にて、花園〔頭書〕中野石翁が女なりと云ふ殿とやらん御妾に取込み、小倉は餘りに遠き國なる故、之に御越あつては、婦人のこと故大に案じ奉れば、同じくは近き所に所替仕り給ふ樣にと、頻りに申さるゝ樣に仕組みしにぞ、夫より して庄内といふ所になりぬと云ふ。されども庄内侯には、神君より賜りし急度したる御書物有りぬる事故、之も少しも氣にかけずして、平氣にてゐたりしが、彌々國替になれる由を聞きて、水野侯へ五百金の賄賂をなしぬれども、最早三度目の事な

れば、之を止むるの手段なかりしにや、又賄賂の少なかりしにや 其功能もあらはれずして、彌々庄内に極りて、三諸侯へ其事仰渡されしにぞ、庄内も大に仰天して、爰に於て金子千兩を賄賂ひし、其止みなんことを願ひぬれども、もはや表向に至りし事なれば、賄賂の驗もなく、いかにともなし難く、賄賂の仕損となりしにぞ、然らば領内の內、酒田をば其儘に下し置かれ候樣にと願はれしにぞ、其儀は兎も角も計ひなんとて、長岡へ所替有つても、酒田をば其儘下し置かるゝ樣になりぬ。此酒田と云へる所は、大なる湊にして、船掛りも至つて宜しく、至て繁昌の土地なる故、本城の外に此所にも一城を構へ、其備へ嚴重なることにて、本間藤淸といへる富豪を始めとして、有福の者共何れも此處へ集ひ住みぬと云ふ。然るに領內の百姓一統に數代の君恩・當君の仁政を蒙れる事なれば、其別れを歎き、當春已來御大老・御老中・水戶侯迄に愁訴をなして、大に騷動をなし、天下の人耳目を驚感せしむるに至る。斯る質直なる百姓共なるに、一端仰出されしことなれば、定めて御所替はありぬべし。斯る所へ强ひて川越の如き貧諸侯行かれしとて、酒井侯に上越す程の仁政を以て、

民を撫けんとするとも、覺束なき事なるに、人の國に望みをかけ、其家を利せんとし、所替の手當さへも調ひ難き程なる事にして、如何して其領内を治めんとするや。一揆騷動大亂の端を開くことならんと、心有る輩々之を思はざる事なし。されど一端公儀よりして、四月中に雙方引移れるやうに仰渡されしにぞ、四月初旬、川越よりして屋舗地下見分の爲に、輕き身分の者共七人計り入込みしに、百姓大に騷動をなす折柄なれば、如何なる無禮あらんも計り難し迚、此者共の旅宿をば酒井侯より鐵砲十挺・弓十張・槍・三ッ道具・棒等にて、數百人之を固め、此者共の出入毎に、嚴重に警固せられぬる故、大に驚怖し、碌々に見分することさへなり難く、旅宿に慄ひ居りしと云ふ。此者共下見分せし上にて、屋舗割付の役人入込む積りなれ共、箇樣の有樣なれば、夫迄に至り難く、日を送る中に五月に至り、植ゑ付も相濟み、又もや三百六十六人の百姓共、始めにいへる如く奧州路へ廻り、湯殿山越に岩手山へ出づ、仙臺侯より其由を訴へらるゝ樣になりぬ。七月に至りて、川越・長岡等總家中の荷物、南北海を經て追々に攝州の兵庫迄着船す。大層なることとなりしと云ふ。然るに

百姓共の愁訴を御取上げになりしにや、又騒動せん事を思召るゝにや、七月上旬に至り、三家共御召出しにて、酒井左衞門尉殿へ所替其儀及ばず、格別の由緒を以て、是迄の通り其儘永々之を下され候趣仰渡され、松平大和守殿へ所替申渡候處、其儀なく二萬石御加増、都合十七萬石下され候事。

牧野備前守殿へは、所替申渡候處、其儀なく是迄の通り其儘下置かれ候趣仰渡されしと云ふ。庄内領の百姓共の愁訴することなくば、何事なく双方難澁ながらも、所替となるべきに、百姓共の領主を慕へる事、幼子の慈母に於けるが如くなるにて、酒井侯數代の仁政、當侯の德も天下に顯れ、川越の慾心にて、斯樣の大變を引き出せしと、之も亦天下に大なる耻を晒らしぬるに至る。何分にも神君世を治め給ひてより、二百廿七年の間に百姓の一揆して、騒動せし事其數多く、諸侯の所替も其數限りなしと雖も、未だ斯る目出たき騒動をきかず。天下の諸侯、此度の庄內の一件をよく／＼心に留めて仁政を施し、領內の民をして如斯に上を慕ひ思へるやうになさば、自ら其國々も富めるやうになりて、自己の貧困するには至るまじきやうに思

はる、慎むべき事なり。

文化末の物價騰貴と不景氣

文化の終れる頃かと覺えし。江府に於て石橋何某といへる町人、其外數人申合せ、公儀へ運上を差上げて總て何品に寄らず、商ひ物悉く此仲間へ買入れ、此仲間よりして諸商人夫々に己が商ふ品々を買ひ取りて、何れも商賣をなさゞればならざる樣に之を〆め括りぬ。此の如になして、十組の者共過分の利を貪りぬることとなれば、諸商人も自ら高價に商はざれば、妻子をも養育なし難きにぞ、物の價次第々々に高價になれる計りにて、少しも下れることなければ、諸人之が爲めに不益の金銀を費せるやうになりて、自ら金銀も不融通になりて、貧窮の者は愈々困苦するやうになり行きて、世間も年々に淋しくなり行きぬ。これ全く十組の者共が過分の利を貪れる故なり。此度此者共も嚴しく御咎を蒙りしと云ふ。心地よき事なり〔頭書〕矢部駿河守の計ひにて、十組の者共は之迄の通りに一端免るされし者なれば、其儘に差置かれて、諸商賣とも十組の者に拘らず、勝手次第に物の買入をなし手廣く商をなす樣に言渡しありと云ふ。

金銀座共大に敖長じ、先年仰山に賄賂をなして、町人の身分にて有りながら、帶刀を免許せられ、其敖れることと言語に言盡し難き程の事なりと云ふ。此者共も近來御

咎を蒙りしと云ふ、さもあるべき事なり。

京都御觸之寫

近來世上一統相馳み、侈奢に押移候哉にも相聞え、右體の儀は無之樣、享保・寛政度の被仰出も有之、近くは寛政度、夫々商ひ物其外萬端華美に無之樣、觸書も追々差出有之、其儀は一同に忘却致間敷事に有之處、寛政分迚も年數相立ち、殊に其頃の事共可存者も殘少に相成候事にも可有之哉、自ら何も無辨、心得違候儀有之趣不當之事に候。右享保・寛政度觸書等取調べ、町内限り人別に見せ候て、町役人共より得と申諭し、都ての商ひ物等華美に無之は勿論、御制禁の品決而取扱不申、質素第一に致し、奢超過不致樣取計ひ、新規之儀仕出し不申、正路に諸商賣可致、其外共萬事致省略、費無之樣質素儉約第一に心掛け、永久相續致候樣可致候。此上心得違者有之候はゞ、急度可及沙汰候。右之通洛中洛外可相觸者也。

丑六月

別ニ町代々の添書

享保・寛政度々御觸書之趣相守り、奢侈超過不致。質素儉約第一に可致旨、御觸書御差出被遊候。右享保・寛政度之御觸書は數通之事に付、若し右御觸書難相分御町分も有之候はゞ、持場之者へ御聞合せ有之候て、御觸書之趣急度相守候樣可致旨、此段御役人樣より御沙汰有之候事。

但し女子髮餝り絹面色切れを用ひ候儀致間敷旨、享和二戌年六月御觸書之趣をも見合せ候樣、御沙汰有之候事。

大坂御觸

大阪の儉約令

近年一統花美の風儀に成行き候に付、自ら無用の費多く困窮に至り、日用の品却て高直に成り人々難儀候事に付、男女分限不相應の着用又は髮の飾・手道具・履物等迄質素儉約可致旨、享保・寛政の度被仰出も有之、當表市中之者共へは、其後追々觸置候處、年月相立候につき、自然と御觸面忘却致し。近來相弛み候趣相聞え。以ての外の事に候。右享保寛政之度、其後追々觸書等も取調べ、町內限り人別に爲見候て、町役人共より得と申諭し、前々御禁制の品々、其外分限不相應結構の衣類品等、用ひ申

間敷儀は勿論、萬事致₂省略₁無益の費不ㇾ致、質素儉約第一に心掛け可ㇾ申候。鼈甲櫛笄簪等も、先年申渡置候通り、百目以上の品堅賣買致間敷候。若し心得違ひの者有ㇾ之ば、急度令₂沙汰₁候。

右之通り、三郷町中不ㇾ洩樣可₂觸知₁者也。

天保十二年七月十日 石見 遠江

北組總年寄

口上

今日御觸書之儀、嚴敷被₂仰出₁之趣に相心得不ㇾ申、唯花美又は縫抔相用ひず、都て分限相應に致し、人氣に不₂相障₁樣可₂申諭₁旨、尙又總年寄中ゟ御口上にて、被₂仰渡₁候間、此段御承知可ㇾ被₂相成₁候。以上。

七月十日　玉水町年寄

各樣

別に總年寄の口上にて、大家之儀は何れも平日ゟして、家格相定り、別段に奢りがましき事は無ㇾ之儀に候へば、此度の御觸通りに依つて、尙又嚴敷儉約等致し候

享保寛政の觸書

樣に相成候ては、出入其外小前の者共大に困窮に及び候事故、此段心得違無レ之樣可レ致由、今橋筋一丁目・二丁目・玉水町其外豪家有レ之候町計り、年寄を呼出申渡候由。

○享保寛政之御觸書之寫

覺

婦人の衣服縫・金絲等入り候ても、小袖一ツニ付代銀三百目、染模樣の小袖表は一ツニ付代銀百五十匁を限り、夫々高直之物一切拵出し申間敷候。尤帷子も右に準じ可レ申候。若し違犯之輩有レ之者、急度可レ爲ニ曲事一旨、町中へ可レ被ニ相觸一候。以上。

辰六月

右之通今度從ニ江戶一被ニ仰下一候條、三鄕町中へ可ニ相觸一者也。

享保九年辰七月十日 飛驒 日向

三鄕總年寄中

御口上之覺

今般被ニ仰渡一候衣服之儀は、御所方・武家方御衣類之事。

右之類織出し候職人共へ、別て被二仰出一候事に候。町人妻子の衣服の儀は、前々ゟ被二仰出一候絹紬之類着可レ致候。此段町人へ心得違無レ之様、町々年寄中渡候様被二仰渡一候事。

七月十日

寛政元酉年三月御觸

近年一統花美之風儀に成行候間、自ら無用之費多く困窮に至り、日用の品は却て高直に成り、人々難儀致し候事に候。武家に於て質素に相守り候得ば、商賣向も薄く可二相成一候。然る處下人共是迄の心得にては、此上取續様無レ之候間、一統花美之儀無レ之様可レ致候。自今町人男女共、分限不相應結構之着用致し。又は髪飾等迄も大造なる品相用候者候はゞ、組の者見廻り次第、右居所・名前等相糺し、町役人差添へさせ、直に奉行所へ召連吟味致し候間、左様に可二相心得一候。

但し不相應之衣服又は髪飾結構に致し候者は、於二奉行所一に吟味の上、咎申付候事にて候。於二途中一着類幷髪飾り等取上候儀は、前以無レ之事に候間、不レ紛様兼ねて其

趣を可レ存候事。

右觸書之趣、借屋之者共へ不レ洩樣申聞、幷家主之宅へは張置可レ申事。

酉三月

右之趣從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄉町中可二觸知一者也。

酉三月　石見　土佐

覺

一、不益に手間掛り候高直之菓子類、向後無用に可レ致候。是迄拵へ來候共相止可レ申事。

一、火事羽織・頭巾結構之品可レ致二無用一幷町方火事場纒錫箔之外用申間敷事。

一、能裝束甚だ結構なるも相見え候間、向後輕く可レ致候。幷に女の着類も大造の繡物・縫物無用に可レ致事。

一、はま弓・菖蒲甲刀・はご板の類、金銀かな物幷箔用ひ申間敷事。

一、雛幷もてあそび人形之類、八寸以上可レ爲二無用一候。右以下の分は、麁末の金銀・緞

子類の裝束は不ㇾ苦候事。

一、ひな道具梨子地は勿論、蒔繪に候共紋所之外無用の事。

一、櫛笄・髮さし等金は決して不二相成一候。銀・鼈甲も大造に無ㇾ之は不ㇾ苦候。幷目立候飾細工入組み、高直之品は賣買固停止之事。

一、きせる其外もてあそび同前の品、金銀遣申間敷候。幷に蒔繪等結構に致間敷事。

右之條々急度可二相守一候。總て奢りたる品拵へ申間敷旨、元祿・享保年中觸候趣、尙又此度改て右之通り被二仰出一候。尤唯今迄商人仕入候分は、當年限りに賣買致し、來戌年よりは書面之通り賣買停止たるべく、　停止之品自今詭候者有ㇾ之候はゞ、奉行所へ相伺差圖を可ㇾ受候。

右之通從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

酉三月 石見 土佐

同年五月六日御觸

近年一統花美の風儀に成行き候に付、向後下入男女共、分限不相應結構〔之品脱カ〕着用致し、又

は髪飾等迄も大造なる品相用候者、見廻り次第奉行所へ爲ニ召連一候旨、江戸表ゟ仰越候趣、當三月相觸置候間、町中一統令ニ承知一相愼み可レ申儀は勿論の事に候。且又傾城町幷に芝居役者共之衣類の儀は、絹紬布、木綿着致し、遊女之衣類何地にても可レ爲ニ紺屋染一芝居舞臺之裝束は、平縞羽二重・絹紬可レ爲ニ紺屋染一人形裝束其外結構に致間敷旨、寛文八申年五月申渡。其後右定法可ニ相守一度々觸置候通り、相心得可レ罷在儀に候得共、先年之申渡年久敷相成候事に付、尚又心得違無レ之爲め申渡候。彌々右之趣相守可レ申候。尤も役者共儀、芝居外之儀は素人同樣に致し、少々にても花美之風體にて往來致し候はゞ、是亦急度可ニ申得一候。

一、茶屋・風呂屋等に召抱へ候女共之儀も兼ねて相極置候通り、茶立女者二人宛・髪洗女者二三人宛に限候處、近來多人數召抱へ、賣女同前商賣致候者數多有レ之趣相聞、不埒之至りに候。既に去春中嚴重申渡候處、今以如何之事共在レ之趣相聞、其上御城近邊其外場所柄も不レ憚、賣女屋同樣商賣致し候者も有レ之由に相聞え、別て不埒至極に候。此以後若し如何之商賣致候者有レ之候はゞ、召捕可ニ追て吟味一候條、其旨可

十二月の儉約令

レ存候。

右之通、三郷町中不レ洩樣可二觸知一者也。

丑五月 石見 土佐

右同年十二月御觸

先達て奢たる品賣買致間敷旨相觸候趣彌々固相守可レ申候。先達て觸候內、

一、女の着類大造の織物・縫物無用可レ致旨有之候。享保九辰年申渡候通り、小袖表代銀三百目、染模樣小袖百五十目を限り、夫より適宜の物彌々以賣買致間敷事。

一、櫛笄簪の類、金は勿論不二相成一、銀・鼈甲細工入組み、高値の品相止候の上は、櫛代銀百目を限り、笄・簪右に準じ、下直に仕立可レ申事。

右の外はま弓・羽子板の品、金銀箔を用ひず、雛は遊び人形八寸を限り、結構の裝束類雛道具梨地銀遣ひ、蒔繪結構に不レ致儀等、彌々當三月相觸候通り相心得、來年よりは決して賣買不レ致候。萬一誂へ候者有レ之候はゞ、早速訴出て候樣可レ致候。若も相對を以て誂へ候品曲事たるべし。都て商ひ物改めとして、以後奉行所より組之者不

繪本出版に就處刑

時に相廻し、禁止の品有レ之候節は、町役人共へ見屆けさせ、封印附置き預け、追つて取上げ燒捨申付け、持主咎申付候間、兼ねて心得違無レ之樣可レ致候　尤も向一枚[illegible]致方致し候者有レ之歟。或は途中にて往來之者捕へ改候儀等有之候はゞ、其者を留め置き早々訴出づべし。右體之儀者決して無レ之事に候之條、其旨をも可レ存候也。

十一月〔二カ〕

右之通り町中可レ被二相觸一候。

右之通從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

一　酉十二月　石見　土佐

以上享保・寛政之御觸書之寫也。此度之御觸書之內に、享保・寛政之御觸通りといへる文言のみにて、其節の御觸之趣不二相分一候故、これを取締候て、此所へ記置者也。

六月十日　小從人本田左京組　大野權之丞　丑五十四歳

公方樣日々御勤向之儀、幷諸役人日記其外有りとあらゆる公邊取計らふ事、品々

事記し有之本貮部、御買上げに相成申候。

其方儀御政筋に抱り候儀不容易事共彫判致し、繪本屋伊助へ相渡候段、不届の至りに候。依つて九鬼式部少輔へ御預け。

六月十八日

元小従人本田左京組權之丞總領
大野鏃之助 丑十六歳

依父料改易

右於評定所岡村丹後守・遠山左衛門尉・櫻井庄兵衛立會、丹後守申渡候。

七月三日

寄合水野美濃守名代
戸田久助

其方儀は、御咎後も愼み方不宜趣相聞、不埒之至被思召候。依つて隱居被仰付候。蟄居可罷在候。

水野備前守名代
高井遠江守

父美濃守不埒之儀有之候に付、隱居被仰付蟄居可罷在旨被仰付候。家督無相違其方へ被下候。追て知行所之内、村替可被仰付候。

右本多豐後守宅に於て、若年寄中出座、同人申渡之。小目付佐々木三藏罷越す。

水野備前守

本所元柳原永御預地被召上候。借地之分貳ケ所共、早々可有返地候。

酒井左衞門尉

思召有之に付、所替之儀不被及御沙汰候。其儘庄内領地可被致候。

右之趣於黑書院御老中列座にて被仰渡候。

松平大和守

思召有之候に付、所替之儀不被及御沙汰候。其儘川越領地可被致候。兵部大輔願之筋も有之候間、貳萬石加增被仰付候。

牧野備前守

思召右同斷、其儘長岡領知可被致候。

右之趣菊の間において、御老中列座にて被仰渡候。

水戸殿へ

所替の命

國元制事行屆候趣、上聞に達し、御氣色に思召候。右に付今六七年、於國元制事〔致カ〕可被致候。

但是は當年迄三ヶ年御在國の所、當六月中又候來春迄年延べ御願之處、右之通被仰付候。是は餘り我儘之故にての事、此上共餘り儀有之候はゞ、上にも重き思召有之由に候。

大阪大御番永井伊豫守の貪欲

天保十二丑八月、大坂大御番永井信濃守・曾我伊豫守之兩人仰付けられ候處、永井には至つて慾深き人にて、是迄大御番を勤められしに、同役百騎等をぐづり、何事によらず事六ヶ敷こね廻して、頻に賄賂を貪りぬる故、何れも大いに困り果てしと云ふ。大御番には一萬石餘の小諸侯と、七八千石より萬石に近き御旗本と、兩人宛一年代りに交代なり。御役料は、諸侯は黃金一萬五千兩、知行聊の違ひなれども、御旗本は黃金六千兩の御役料なり。同じ大名にても御加番などは、御役料の内にて、過半は御普請の手傳・御鐵砲筒淩へ、其外御役筋への附屆等に費ゆることとなるに、大御番は身分は輕き人々なれども、御本丸預りにて、其御役重き事なる故、御城代を始め

として、之に附屈をせらるゝことなりと云ふ。同役にても一方は御旗本なる故、斯樣なる諸侯の同役にては、自ら其下風に立ちて、常に困らせらるゝ事なりと云ふ。斯樣なる人と同役になりては難澁なること故、曾我には、病氣の由にて引込まれしに、永井の不人柄なること、上聞に達せしにや、多くの物入をなして登坂の仕度せられしに、暴に之を免ぜられて、新に大岡紀伊守に仰付けられしにぞ、曾我にも出勤をなして、登坂せらるゝに至る。左もあるべき事なり。

大目附への布達

江戸より申來り候書付之寫

大目附へ

近來御大禮御慶事等にて、御入用も莫大に候上、別て去年・當年抔、臨時の御入用差添候のみならず、引續き當時の御普請場も其數多く、都て御入途大造に候處、此度關東筋川々の御普請御入用も不少儀に付、御手傳をも可被仰付候得共、右體非常之御入用御備之爲、兼々御儉約等の被仰出も有之候と雖も、猶又去る戌年以來、嚴敷御儉約の御沙汰にも被及候儀にて、近來打續き、御手傳被仰付候上之事に候間、

此度は思召を以て、右川々御普請は、皆御入用被仰付間敷旨、被仰出候。必竟右之御趣意も相届候儀も、諸向き御儉約も相立候故と、御機嫌に思召候。此趣御入用携候向々へ申聞候樣にとの御沙汰に候。猶御儉約等の儀出精心を可被配候。

大目附へ

別紙被仰出候趣、向々へ達の儀、御入用携候向の儀には候得共、心得の爲諸役不洩候樣に申通も可被致候。

萬石以上の面々より御禮後抔に無急度爲心得、席限りに寫一通之覺被爲見候樣可被致候。并に御三家御城附よりも同樣に可被致候事。

大目附へ

萬石以上の御役人供立行裝、是迄は元席等の仕來を以區々に候處、以來御役相勤候内は諸事質素專一に相心得、前々乘物・腰懸并化粧劒・塗籠等相用ひ來候共、莫蓙卷下ケ被致、化粧劒・塗籠其外日覆も毛類・木綿等者相止、夏中計り莫蓙日覆相用可被申候、只陸尺手廻り目立候印附之看板類無用に致し、陸尺人數可成丈減少致し、陸尺并

手廻り迄も手人を相用候。尤も在所人にて不案内之分者、聊不レ苦候。長柄の傘も袋は相止、鞍覆御紋付虎の皮・白羅紗切付紋・天鵞絨、其外都て目立候品は無用に可レ被レ致候。先挾箱も駕籠之跡へ引下げ、對箱・簑箱と三ッ持、尤も化粧釼は相止め、徒之先へ立て候鑓も駕籠の前後へ引付け、羽織爲レ着來候者も無用に致し、牽馬も乘馬一疋口付草履取帶刀被二致來一候向も脇差計に致し、押足輕に絹羽織爲レ着候向も、紬布・木綿を相用候樣可レ被レ致候。都て御役中は質素に行粧相改め、徒士も互に手の屆候樣に供立いたし、場廣に無レ之樣可レ被二心懸一候。

右之趣向々へ可レ被レ觸候。

八月

諸大名への儉約令

諸大名へ御觸書

一、此度嚴敷御儉約被二仰出一候上は、公儀のみにも無レ之、諸大名迄も萬端入用少く、各致二安心一相勤候樣有レ之度候。勤向とは乍レ申、御武事に付候へば、譬存外之散財有レ之候共、元來銘々覺悟之儀に付、別段可レ達品も無レ之候得共、平常の勤向幷獻上物等無

益の費用は、成丈相省候樣有レ之度候。獻上物之儀に付ては、享保・寛政度追て手輕之方に被二仰出一候得共、古今同種の價の、時勢に寄りては高下有レ之事に候得共、仕來獻上物之内にも、江戸表にて調達之品を土産に引替へ、右土産之品も江戸表の調達に替候方、勝手の向きも候はゞ、聊無二斟酌一可二相調一候。御用向差支無レ之分は、申立候通にも可二相成一候。且又年中定式・臨時御祝儀事に付、鮮鯛獻上之砌、暑中或は連日風雨等之砌、品物調心配、其上不相當之入用有レ之趣相聞、且又炎暑之時分柄は、猶又厚く心配可レ有レ之候得共、差上候以後時刻も移り候儀に付、御用に相立兼ね候儀も有レ之、旁々諸家無益の失費に候間、御樽代・肴代等准例を以、向後鮮鯛獻上之節、十萬石以上者金貳千疋、五萬石以上は金千疋、五萬石以下者金五百疋、代金を以て相調候樣可レ被レ致候。

右之通可二相觸一候。

丑九月十八日

右之通り御觸被二仰出一、誠に難レ有御事に御座候。是迄御祝儀事有レ之、鮮鯛惣獻之折柄

御大名方御留主居幷に若殿より

公方樣へ　一折　　內府樣へ　一折　　大御所樣へ　一折　〆六折つゝ

右之通り御銘々獻上に相成り、是迄鮮鯛一折に付、御鯛屋より諸家樣方へ相調へ候直段價之節にても、一折金五十兩位、風雨・暑氣之節は、一折金百五十兩・貳百兩宛も散財有レ之、諸家方大心配の所、右樣の御觸有レ之、右に携らざる町人迄も、實に難レ有御觸と感淚仕候。尚又此後追々諸事御改正被二仰出一可レ有レ之と、難レ有御事に御座候。

八月御譜代の諸侯不レ殘被二召出一、馬術御上覽ありしに、柳澤伊勢守・本庄伊勢守の兩人落馬して、晴なる場所に於て大に恥を晒せしと云ふ。其中一人は別ても見苦敷事にて、差控仰付けられしといへり。

破戒僧の處刑

水戸屋敷の裏手にて、何とやらんいへる寺の住職不如法甚しく、女犯其數限なきことなりしにぞ、此坊主召捕へられしに、將軍家直に之が吟味を聞召さんとて、吹屋御門より呼出され、寺社奉行・町奉行・大目附立會にて吟味せらるゝを、障子の內にて

聞召されしに、此坊主女犯多き中にも、吉原へ通ひ、金山屋の金山太夫といへるに深く馴染みし事など白狀せしにぞ、將軍の仰に、「傾城といへるものは噂に聞きしのみにて終に是迄見し事なし。之をも召出し吟味すべし」との上意なりし故、直に明る日是をも召出され、奉行より吟味せしに、有りの儘に答へしにぞ、又「如何なる事にて遊女とはなりしや」と女の身の上を御尋ねありしに、親困窮・病氣等にて、必至と貧に迫りて、親の爲に身を賣られて、苦界に沈みし由審に答へしにぞ、將軍の仰せに「彼は親への孝なる者なり。客なくては渡世なり難し。色を賣れるは彼が渡世なり、客なき時は身過ぎもなり難し。渡世のことなれば苦しからず。氣を付けて遣すべし。」との上意にて、其儘に御下げなりしと云ふ。

〔御觸脫カ〕

一、不益に手間懸り候高直の菓子類・料理等、向後無用に候。是迄拵へ來候とも相止め可申事。一、能裝束甚だ結構なるも相見え候間、向後手輕之品相用可申候事。

一、破魔弓・菖蒲甲刀・羽子板の類、金銀かな物幷に箔用ひ申間敷事。

一、雛幷もてあそび人形之類、八寸以上可レ爲二無用一候。右以下之分は、麁末の金入緞子の裝束は不レ苦候。一、雛道具梨地は勿論、蒔繪に候とも紋所の外無用の事。

一、高直の鉢植物賣買停止せしめ候事。

一、烟管其外もてあそび物同前の品に金銀遣候儀は勿論、彫物・象眼の類幷に蒔繪等結構に致間敷事。

一、女之衣類大造の織物・縫物無用に可レ致候。縫金絲等入候ても、小袖一つに付代銀三百目、染模樣小袖表一つに付代銀百五十目を限り、夫より高値の品賣買致間敷候。尤も帷子も右に准じ可レ申事。

一、町人共一統に華美の儀に無レ之樣致し、自今町人男女共、分限不相應結構之品著用致し、又は髮飾等迄も大造なる品相用候者候はゞ、組之者見掛け次第右居所・名前等相糺し、町役人差添へさせ直に奉行所へ召連れ、吟味致候間、左樣に可二相心得一候事。

一、櫛・笄・髮さしの類、金は勿論不二相成一、鼈甲細工入組み、高直の品相止め、櫛代銀百

目を限り、笄髪さし右に准じ下直に仕廻可レ申事。

但し髷結に縮緬の色切を拵へ、又は女用ひ候履物の鼻緒等、高直の品賣買致間敷事。

右之趣、享保・寛政之度幷其後も相觸候趣も有レ之候處、累年世上華美に相成り、銘々身分をも不レ辨立派を競ひ、且又外見は不二目立一樣にても、內實高金なる品々猥に賣買致候者共も有レ之候由に候。譬へ翫びの品に無レ之候ても、度々觸渡置候儀、當座の事の樣に相心得、畢竟等閑に成行き、法度背き候段不屆の至りに候。併是迄の儀は格別の御宥免を以、先御咎め不レ被レ及二御沙汰一候條、難レ有奉レ存儀、今般厚く御主意を以、風俗改候樣被二仰出一候に付、不レ輕相心得可レ申候。尤も是迄仕込み置候品も可レ有レ之候に付、來寅年より急度停止たるべく候條、觸面之趣相背き候者有レ之に於ては、遂二穿鑿一無二用捨一嚴敷咎可二申付一候。尤も紛敷改方致し候者、或は途中にて往來の者於二捕致候改等一、決て無之事に候。若右體之者有レ之候はゞ、其者を留置き品々可二訴出一候。自今奢侈高價の品、武家方に候共、誂へ候者有レ之候はゞ、奉行所へ相伺可レ任二差

圖一候、

右之通町々へ相觸候條、被レ得二其意一、總て華美高價の品誂申間敷、此度之御主意彌々厚く相心得、諸事奢ヶ間敷儀無レ之樣可レ被レ致候。右之趣可二相觸一候。

十月

右之通從二江戶一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也、

丑十一月十二日　石見　遠江

北組總年寄

在々に於て神事祭禮之節、或は作り物・虫送・風祭抔と名附け、芝居・見せ物同樣の事を催し、衣裳道具等□□□見物人を集め、金錢を費し候儀有レ之由相聞、不埒の事に候。右樣の事企て渡世に致す者は勿論、其外にも風儀悪しき旅商人或は河原者抔、決して村々へ爲二立入一申間敷く候。遊興惰弱よからぬ事を見習ひ、自然と耕作にも怠り候よりして、荒地多く困窮に至り、終に其果は離散之基にも成候事に候間、右の次第を能く辨へ候樣に可二心掛一候。仍ては自今以後、遊稽〔藝カ〕・歌舞伎・淨瑠理・踊の類、總て芝居同樣の人集堅く制禁たるべく候。此度右之通り相觸候上にも、若し不二相止一

に於ては、無₂用捨₁急度咎可ㇾ有ㇾ之者也。

右之通寛政十一未年相觸候處、近來猥に相成候趣相聞え、不埒之事に候。以來觸面之趣急度相守り、人集箇間敷儀一切不ㇾ致、惰弱の風儀相改め耕作に專一に心掛可ㇾ申候。若し相背者於ㇾ有ㇾ之は、吟味の上急度咎可₂申付₁候者也。

右之趣御領は御代官、幷其所の奉行、御預り所主領は地頭・寺社領共不ㇾ洩樣相觸、無₂油斷₁遂₂吟味₁、小給所の分は最寄御代官よりも常々心付候樣可ㇾ致候。

十月

右之通り可₂相觸₁候。右之趣從₂江戶₁被₂仰下₁候條、此旨三鄕町中可₂觸知₁者也。

丑十一月十二日 石見 遠江

奥儒者成島邦之丞上書の寫

慶長の昔より、權現樣駿河におはしましける時、御廚方の輕き者存付候儀、數ヶ條認取りて差上候を御覽遊ばし、其者を御前に召給ひ、汝の申す處一々尤と思召給ふとて、御褒美有りとかや。本多佐渡守御側に有りて、「彼者申上げたる箇條少しも御

用立事は無御座候」と申上げしかば、「夫は其方存慮宜しからず、彼者の書面は不用の事計りなれども、箇樣に存付候事を、我等の聽に入れたく存込みたる志を、稱美せずしては叶はぬ事なり。都て主人へ對し存慮を申立つ者は、戰場にて一番槍を致すよりも猶仕憎きものなり。」と仰せられければ、佐渡守も上の御寛仁御大度を殊の外感じ奉りけるとぞ。

家康と下賤者

文昭院樣には、町奉行共市中にて、町人等の內に上の御政事を取沙汰致し、狂歌・落首抔にも仕り、申觸らし候事以ての外不屆なれば、嚴敷吟味仕るべしと言上せしに、聞召して、「夫は少しも苦しからず。下々取沙汰聞きてこそ、政事の得失も心付く事有るべし」と、仰せられし上ぐべし。左樣の狂歌・落首抔あらば、何程も寫し取つて差かば、斯く申上げたる者、感服し奉りける。

有德院樣御代、山下幸內と申す浪人者、御政事を批判し存慮を申上げし時、年寄共は一統、「浪人の身にて斯樣なる無禮の儀、申上げ候事不屆なれば、御咎仰付けらるべきや。」と申上げければ、「譬へ下賤の身にて不用の事申上げたり共、上の爲と存じ申

上げたる志を、稱美すべし。」と仰せ有つて、御褒美に白銀を下さる。是等は皆夏の禹王善言を聞く度に拜されしと、聖人の振舞と千古同轍の思召にて、難有御事に奉存候。堯舜抔と申す大聖列聖の上にても、猶諫の鼓を設置きて下々の言葉を承はられ候。後の世にも漢の文帝・唐の太宗抔と申す名高き大賢・英王達は、皆下々の詞を能く聞れてこそ、今の世まで美名芳蹟を顯され候。恐れながら當御代御仁心厚くおはしまし候事、士民町人其外浪臣共、皆々御噂申上候事は、聖人の威格と申す所にて、自然と御德義の下に通り候、神明不思議の場にて候。是全く御美覽申上ぐる迄もなく、數十年來聖人の道を御耳に留められ、御心に熟し遊ばし候御光の、外へ顯れ候儀と難有存上げ候。然る處昔禁中にても、白河院・鳥羽院など、仙洞にて御政事の御世話まし〳〵、武家にても足利義滿・義政など隱居して後、專ら政務を指圖致されし其間は、下々も隱居の政事とのみ心得候處、其隱居終られて後英家の威光俄に衰ふる事、まゝ御座候。是は當主其時の心得宜しからぬ故にて候。

權現樣・台德院樣、何れも御隱居の後、萬事御世話遊ばされ候。是は御當主樣御孝心

の厚く候故、萬事御指圖を受けさせられ候事にて、當御代も亦此御模樣に候得共、天下の人今日までも、萬事西の丸より出候御政事とのみ存候處、當上の御仁慮感格の生にて、いつとなく下々恐れ察し、あはれ當上御自身の御政事とならば、いか計りか難有からんと、大旱に雨を待つ心にて囁き居申候。縦令へば只今よりの御政事を、天下萬人目を付けて罷在候處故、こゝの御手始めにて、是非一度の御仁政施されて候て、困窮難儀の事を御救ひ遊ばされずしては、叶はぬ御場合に御座候。其御仁政の遊ばし方は、年寄共始め、夫々其筋の役人より仰付けられ候はゞ、何程も是有るべく候。宮室を卑くし、力を溝洫に盡すは仁政の第一に候。然るに當御代には、前により御一身の御榮耀を少しも御好みなく、只御慈悲を第一と遊ばし候へば、早自然と聖人の御德御身に備り給ひ、此上もなき御事と天下一統難有がり罷在候。併しながら餘りに細かに御世話御座候へば、差支多く相成り、萬事滯りて政務の害に罷成候。古人も天下を治むるは、小鮮を烹るが如く例へ申し、小魚を鍋に入れ置きて、其煮加減を試み致し度候て、度々鍋の中へ箸を入れ動かし候へば、其魚皆

潰れ申候。天下は廣き者に候へば、自身一人にて瑣細の事迄行屆き世話せんとすれば、心計り疲勞し、果には精神盡きて、大病を引起し候。其節は先祖兩親へ不孝に相成候。其辛政に苦み兵亂を致し候秦の始皇・隋の文帝抔、皆其才智に任せ、大臣等を疑ひ、瑣細の事まで自身骨を折りて、終に病を起し子孫まで衰へ申候。天下の事は寛仁大度を體に備へ、英明獨行の用なくては、一日も安く經べからず。寛仁とは廣く慈悲を施し、大度とは小事に拘はらず、夫々役人に申付け手をおろさず。英明とは臣下の善惡を見分くる事、獨行とは決斷の場に至つて、衆人の詞に迷はずと定め申候事に候。此四德備はらざれば、慈悲も仁政も姑息と申す者に成つて、婦女の小兒を哀憐する如く罷成候て、廣く及び申さず候。又晉の世には兄弟多く、大國の大名に取立て置き候此大名共、何れも我等は先帝の御子なりと申して、兄弟の爲に亂れ申候。是全く天子の權威薄く相成候故の事に候。

台德院樣には能く此所を御心得遊ばし、越前・越後兩家を始め、恩を以て御撫育、威を以て御服し遊ばし候。一門は他家の手本にて、一門亂れ候ては法令も立ち申さず、

又三年の間父の道を改めずと申候。衆人の難儀にも天下の害にもならざる事、成べき程父が致置たるは、先づ其儘に差置候かと申す事にて、天下衆人の害になる事、卽日にも改めけるが孝道に御座候。

文昭院樣にはよく此所を御心得も存せられ候故、常憲院樣御棺前に於て、御自身御斷りを仰上げられ、殺生禁斷を許仰付けられ候。誠に斯程なる處が英明獨行に御座候。兎角上の權下へ移り、下威强く相成候へば、擁蔽と申候て、下々の事中途に留り候て上へ通ぜず、權臣權を專に仕候へば、上の思召下へ屆かず、天下逆亂の基等御座候へば、權下へ移らざる樣に政事執行申すべき事に御座候。畢竟箇樣の事上には能く、元來御心得の事に候得共、此節分けて大切の御時節と存じ候へば、恐れながら省ず御傍まで申上候。老の繰言に御座候。あらましなり。〔頭書〕九卷目上に書記せし文昭院樣御遣之寫以下市中風俗改候樣の觸迄此所に入れて見るべし。

天保十二丑年九月

此度節儉の御觸は、前にもいへる如く、享保・寛政の御觸之御趣意なり。寛政の御

觸は、松平越中守殿執政にて觸出されし書付なり。則前に記す。又同侯執政となられしに付、心得書有り、左の通也。

某身不肖に候得共、御代の御選みに預り、天下の政道を司り、未だ御幼稚に在す將軍家を輔佐し奉る。誠に任に能はず、中々天下の御爲に可二相成一共不レ存寄一、各ゝ申談の上にて、事を取捌き、津々浦々迄も安國と極りなく治り、靡き從ふ御政道猶又大切に存候。玆に因つて某が存じ候處を無二腹藏一申聞け候。不所存之事於レ有レ之は、各ゝ存念を不レ殘可二申聞一候。國主・城主總て萬石以上共申輩は、譜代恩顧の家臣を數名召仕へ、就中家長としたる者は、其主人に非道有レ之時は諫を入れ、家の仕置を正し申候故、其家治り國民も安く候。御旗本萬石以下の輩は、譜代の家臣と申も稀にて、新規に召抱へたる家來にて候へば、自身に家を治むる事にて候。其身心正しからざれば忽家とゝのはず、能く考へ見らるべく候。銘々の先祖たる者は、多くは東照宮に仕へ奉り、數多の戰場に身を碎き、骨を粉にして相働き、其勳功に依つて、知行を被レ宛二行之一候。今に至つて、其身々々安樂に妻子を扶助し、諸人に御旗本と敬はれ候。是皆

先祖の勤功に寄る所なり。然る所其先祖の恩を忘れ、宛行はれたる知行所を自分の物と心得、百姓を虐げ、聊かも撫恵心なく、良もすれば課役を申付けなど致す輩、是皆心正しからず、不行跡より事起り候。其不行跡といふは、若年より不學にして、何事をも辨へず、育ち候よりの事に候。父母に孝を盡し、兄弟の仲睦しく、夫婦別有る事存じ、傍輩に信を以て附合ひ、君臣の間義理を主とし、此五つの道を取外さず和守る時は、其身人に恥づる事なく、御奉公を勤に力有レ之、御用に相立候なり。人倫の本は夫婦に始まる所、本妻の外に妾を寵愛し、是が爲めに本妻の仲を隔て、或は離緣の沙汰に至り、又は妾腹に生ぜる庶子を愛し、本妻に生ぜる長子を疎み、妾の計ひに依つて長子を廢し、二子を立つる程の事に至るも、まゝ多く候。是妾に溺れて其身の心暗らみ候より事起り候。其妻といふは、元傍輩の娘を迎へ取り候事〔故脱か〕。假初の事にては無レ之、上へ申上げ御許を蒙りたる上の事にて候へば、如何樣の事有レ之候とも、輙すく離緣の沙汰に可レ及と雖も、我朝に於ては夫婦の和順を第一と致せば、是等に於て唐土の風に習ふべきにても無レ之候。離緣不レ致共、夫の心次第にて、

如何樣にも事の靜まらざるといふ事不レ可レ有。直に離別致すは、傍輩の娘に疵を付くるにて、其親・兄弟の間ひま出來、殿中に於て面會致すと雖も、相互に言葉をも交へず、憤を含み候事、是御奉公の妨げにも相成候へば、不忠の筋にては無レ之候哉。此等の所を相考可レ申事にこそ候。又一旦妻を持ち、其妻死去致さば、幾度も再緣のことを取結ぶべき事に候。近來は再緣致さず、多く召仕ひ候女にて事を濟候故、其人柄自ら損じ候て、輕々敷く下樣の眞似を致し、譬へば樂みと致すこと古來よりの翫び和歌を詠じ、蹴鞠の會・茶道或は連歌・俳諧・碁・將棊等の遊び業有レ之處、今にては御旗本に不似合三味線・淨瑠璃を語り、かうしては河原者の眞似を致す族も、まゝ有レ之由、是皆本妻と云ふ者なく、召仕女にて家内を納め候故、物輕々敷く相成り、不相應なる者を奥深く出入を許し、不取締りにて其身の恥を思はず、我儘なる行跡に成行候。爰に於ては自ら勝手不如意に相成り、嗜む可き武具をも嗜まず、益もなき事に金銀を費し、是を償はんが爲め、多く筋目なき者の子を金銀の持參に愛でて貰ひ、輕き者の子をも緣金によつて養女とし、娘と致すより事起り、自然と家風を取亂し

候。天和の法制に有レ之養子は、同姓より致す共、筋目を糺すべきの法制にて、某が存ずるには、以後養子致す共、娘取り致す共、緣金と申す事停止せしめ、姓を糺し婚姻すべき時節を延さず、相互に可取結事に候。不勝手なる族娘を片付くるに金銀の用意なく、自然と其時節を遲れ候時は、男女の道自ら正しからず〔ざるか〕事に至り候。此所を深く考ふべき事に候。頭たる者、よく〳〵心を用ひ、最初緣邊願ひ出で候時、吟味を遂ぐべき事に候。婚姻の時節を外れ候に付、年若き面々遊所へ入り込み、不相應の遊事致し、風俗を亂り衣類に付候紋を略し、夜行の時挑燈の印を替へ、衣服の紋は元は家々に定めし事にて、すでに總領家にては何、庶流にては何と差別ある事に候。幕の紋より衣服に至り、聊も人に紛ざる樣に致すことに候。夫れを心得違ひ、其時々に至り紋など改め付け候時は、末代に至り殘る時に家の紋かと紛しく相成候。挑燈の印は猶更、夜行の時人と見違へざる爲めに候へば、急度其印を顯はすべき事に候。衣服の事は我朝往古より其制これあり。官位の高下に依つて定まれる法有レ之候。地下に至りても上中下の差別これある事に候。然る處享保の頃、上より御

儉約と申すことを仰出され候に付、衣類の制し仰出され候。諸國にて心得違ひ、衣類上中下の無差別に、萬に布木綿を相用ひ候へば、儉約と相成ると心得違ひ、士も町人も同じなり形に成り候事、我朝の風儀を取失ひたるにて候。同じ武士といふ中にも、格式これあり候て、衣服を着する事に候。上に立つ者は、下に居る者と同じ衣類體にて何を以てか出立ち候に、容體の違ひ申す可き哉。高知を取り候者、小知を取り候者、又重き役を勤候者、輕き奉公を致す者、面々相應の衣類を着用致す可き事に候。依つて此度仰出され候も節儉を相用ひ候樣の事に候。儉約を衣服の事とのみ心得違ひ、分限不相應の體たらくに成行き候。身を正しく致すことは衣服を以て致す事と計り、相心得候ては違ひ候。我朝上古の風に倣ひ、冠婚・喪祭に禮式を取失はず、其身不相應に取計らひ候事に御座候。何もかも手輕く事を略し候は、質素にては無之、今樣の事にて候。質素の二字、物知れる人に尋ね候て、能々可心得候。御政道を司り候者、近來御記錄を龜鑑と心得、本朝政事の本、律令格式ある事を怠らず、さるに依つて、享保の頃神尾若狹守・細田丹後守の如き者に御政道に預り、御儉

約と申す事を表に致し、天領へ繩を入れて民を困窮せしめ、御領を虐げ、下の痛を顧ず、是を御爲めと心得候は、不調法の至りに候。治平久しく候へば、世の亂るゝといふ處に遠き慮りなく、目前の利用を以て御爲めと存じ候事、古を考へざるより事起り候。有德院樣御代知召し候時、專ら儉約の事を仰出されたるは、常憲院樣・文昭院樣御代、共に天下華美にして、御寶庫も空しく、不慮の御備へ有餘り無之故、專ら御儉約と申すことを仰出されたるにて候。且諸家の風公家めかしく成候につき、弓馬の道を御勵しなされ候故、諸家共武邊を大に心掛け候へば事濟み候樣、是又心得違ひ、孝悌忠臣の道を學び、心を正しう致し、家を整ふべきを脇に致し候故、自然と風儀を亂し候。於殿中月次の講釋被仰付、聖堂に於ても日々講釋有之候間、年若き面々無惰怠日參致し、志を正しく可相整事と存候。節儉・質素を心得違候儀に至つては、我朝の古法は不及申、東照宮の神慮にも不相叶候。外國通信の事重き事に候へば、年々入津の唐物、我朝に於て價と交易致す事に候。儉約のことのみに拘はり候へば、唐土の織物・其外毛類など、士已上の着用不致時は、自ら入津致す唐物

も致し難くなり、其品商賣致す天下の町人等に至る迄も、自ら衰微致すに至り候。然れば共に天下の御爲めとは不二相成一候。士は諸侯より以下に至る迄、勤を致すを以て夫々に知行取り、其知行の收納にて身分を賄ひ候に、是はならぬ彼(あれ)はならぬと身をつめ候時は、物成を積候外は無レ之、一ケ年の貯を慥に致し有餘り有レ之程は外用に致し、金銀天下に融通致す樣に可レ致事に候。唐物を用ひ候事に心得これあり。無益の費を出さず候て相用ひ候は、共に天下の御爲めに候。己れ〱一分勝手づくを存じ候ては、天下の衰微と相成候所に深く心を付べく候。天下は一人の天下に非ず。天下の天下と可レ存事に候。某短才不學に致候て、事を分別致し申出候。一々其利に不レ當候はゞ、其所一々助言せられ、天下の御爲に可二相成一事、無二遠慮一評議せらるべき事に候。寺社奉行・御勘定奉行・町奉行の三職は、猶重き事に候。平日の寄合ひにも多く古を考へ、非道を取捌かざる樣、支配下御代官・支配勘定人を選び、私慾の心ある人を不二召抱一候樣、下の痛に爲らざる溫潤の人柄を選み可レ申事に候。御目附たる人は不レ見不レ聞して、人々の自身恥を存じ、嗜みの出來候やうに可レ致事に候。上

より裁許に預り候事は、御旗本以下御家人迄の恥辱は御家人の恥、御家人の恥は取も不直天下の恥にて、諸國城主の面々へ對しても、各の恥辱にて、諸國主・城主には能き家來多く候故、其國郡を能く治め、文武の道も相應に行はれし故、國々能く治まり候。多く風俗の正しからざるは、御旗本以下の御家人にて、可歎事に候。是皆々諸役人・番頭・組頭等心得違より事起り候と存じ候。猶追々可申談候。事長く候得ば、却て費多く候故申殘し候。銘々の存寄も承度候也。

諸家譜代への上意

御諸家御譜代上意之趣

一、參覲之節、從者多く召連れ申間敷事。從者多く召連候事、何の謂ぞや。家來計り召連候にてはあらず、町より手振今樣風流なる者を雇ひ、分限不相應の人を召連れ、身の美を飾り、他人の見分を悦ばしむる事、無益の體、向後相愼可然候。

一、雇人仕間敷事。面々當時軍役の人を不揃、手前家來町の長者を相交へ、軍役勤候段、言語同斷、武士の上に此體の品可有之儀にても無之事。向後道中は不及言、在江戸中にも急度其の高に應じ、軍役の人數所持可相勤候。人不足も有之面々

の領地より召仕へがたく相愼可ㇾ申候。世上靜謐は權現樣御神德の事、某を始め面々安閑に住する事、偏に東照宮樣の御神德難ㇾ有事にあらずや。且又面々も先祖の武功に寄り、今安閑に住する事、父祖の武恩の過分の御事何ぞや。おろそかに思ふべきや。治平安康に任せ、物多く結構になり行く故、武備を忘れ軍役の人をも不ㇾ扶助、武道不ㇾ心掛ㇾ候族有ㇾ之樣子及ㇾ聞候。就ては天下の用に達し難く、東照宮樣への御神德をも不ㇾ威、其家父祖に對し孝も立ち難く、某天下の執權を取り、民百姓の歎を救はんと政事を行ふと雖も、邪智佞行の政事共多し。向後相愼み、武恩を不ㇾ忘樣可ㇾ心懸ㇾ候。

一、面々靜謐の御代安泰に住する事。權現樣御神德の武功をわすれ、一身の榮華に誇り、軍慮武備の嗜なくして、從者・民百姓を貪り取り、政道を疎かにする事、國主・城主に至る迄、武士の本意を忘るゝなり。斯樣なる者の從者・民百姓、天下に不ㇾ圖の事ありとも、何の用にか立つや。是己々が先祖の武名を汚し、功をよごし、忘るる者も口なり。向後深く愼み、武を嗜み、諸民を愍れむべし。

一、領地より江戸へ出づる者、惡事致す事。面々領地より江戸へ出づる民百姓は、領主に仕置邪多く、民百姓に辛く當る故、貧窮の身となり、所を退き浪人となり、身の業なき故、惡事をなし、身のすぎはひをなす。只領主の仕置惡しき故なり。向後心を附け、領主より左樣の者出でざる樣心掛け可ㇾ申事。

一、譜代近習仕置能く仕る儀、外樣へ通達成事。面々邪路に不ㇾ抱從者・民百姓を扶助し、諸民安泰に治め、面々先祖の武備益々輝すは、對二子孫一戒むる教なるべし。不孝邪義にして身を失ひ家を忘れば、先祖への不孝天下への不義、不ㇾ愼べからず。

一、面々身持不ㇾ宜從者は云ふに及ばず候事。前々より今迄安樂に有る事。權現樣御神徳、面々先祖の厚恩也。彌々武を忘れず相愼み可ㇾ勤候、今日外樣大名を召寄せ可二申聞一事なれ共、別て面々は心易き故申聞す也。外大名の手本にも相成候樣心掛くべし。一人愼む時は十人、百より千、千より萬への鑑愼敎也。國主一人の愼み、其家一國の愼みなるべし。其身を愼み從者に至る迄安泰に仕させ、軍事公役を勤むるに苦しまざる樣に厚く政道をなすべし。近年靜鑑〔謐カ〕にて奢り遊山話計りの趣

各々武藝油斷の樣に相聞え候。又は家中の者少しの科を以て、暇を遣はし候段、相聞え候。殊に譜代の者など少々の科を以て、暇を遣し候族も有之由、不便の儀に候。依て右浪人江戸表徘徊致候儀、內外共急度相聞及候。重ねて何れも了簡有之儀に候。奢長じ罷在候故、家來侍分の者、輕き者には平生詞をもかけ不申候。若し萬一の時節、俄に用事に立兼ね可申候。先代不便を加へ召遣ひたる者も、後代に至り心に合はざると申し、暇遣し候儀相聞え候。是等の趣き相愼み候樣思召候。

天明八年申六月

右は前にもいへる如く、此度の御觸書に、越中侯執政の節の御觸を被仰出候事故、之を書記す者は御老中の駕の緣悉く木綿緣になりし抔、云ふ噂をも聞きぬ。又大坂に於ても、油高直なるに、夜店に費しぬる油仰山なる事故、夜店も停止になるなど、種々しみたれたる風聞あり。都會の都會たる所以は、かゝる事の他邦に異なれる故に、自ら繁昌をなすことなり。殊に公儀よりして御許を蒙り、數年來出し來れる夜店を、今又暴に停止仰付けらるゝことあらんや。餘りに浮說騷々敷故に

此心得書を書き記して、其の惑いを說く者也。

廻船問屋の布達

天保十二丑年十二月廿三日御觸

菱垣廻船積問屋共より、是迄年々冥加金致し來り候處、問屋共不正の趣も相聞え候に付、以來上納に不㆑及候。尤も向後仲間株札は勿論、此外共都て問屋仲間幷に組合抔と唱へ候儀不㆓相成㆒候。右に付ては、是迄右船に積み來り候諸品は勿論、都て何國より出候何品にても、素人直賣買勝手次第たるべく候。且又諸家國產類、總て江戶表へ相廻し候品にても、問屋に不㆑限銘々出入の者共、直引受賣捌候儀も是又勝手次第に候。

於㆓江戶表㆒被㆓仰渡㆒候。右は諸商賣手廣く相成候樣、格別の御趣意を以て、被㆓仰渡㆒候儀に候間、厚く相心得、江戶積致候者は、危踏みなく諸品積廻候樣可㆓相觸㆒者也。

右之通三鄕町中可㆓觸知㆒者也。

右は十組と唱へ仲間を結び、公儀へ此者共か、一萬二千兩の冥加金を差上候にて、何に寄らず諸品此者共引受候て、其品を締め置き高直に致し、諸商人へ賣付

候故、商人も買元高く候上に、銘々是に准じ、利を掛けて相商ふ事故、諸品高價に相成るのみにて、少しも下落する事なし。此度十組の株潰れ候に付ては、此者共七百人計りの難澁となりて、數萬人の大小悦べる事なり。年來諸品を〆圍ひ、大に利益を貪り、諸人を困窮せし報い、此節の御仁政にて斯く成行きぬる事、心地よき事と云ふべし。

江戶ゟ申來り候書狀書添之寫

此表矢部駿河守樣御事、御評判宜しく、種々御取計ひ、御捌にも面白き事御座候。本鄉三丁目八百屋久助と申す者の女房と、近所の傳七と申す者と密通致し候處、久助申聞け候は、女房御好に候はゞ進上可ㇾ致候間、少々計印被ㇾ遣候へば、宜敷と申候に付、金五兩肴代として、密夫より久助へ遣す。近所に被ㇾ居候は外聞あしく候に付、外町へ引越し呉れ候樣約定にて事相濟み候處、密夫能き事に存じ、引越不ㇾ致、日々酒宴にて大騷計り致し、餘り踏付けに相成候間、約束の通り近所に居らず外方へ引越候樣、申聞け候事度々に候得共、承知致さず候につき、無ㇾ據矢部樣へ訴へ出て候處、密

共呼び出しにて一通り御尋有レ之候上、何故約束の通りに引越不レ申候哉と御尋ね有レ之候處、引越候ても宜敷候へ共、引越料手當無レ之候趣申立候處、然らば引越料は公儀より御貸し下され候間引越候樣被二仰渡一、直に鳥目五貫文被レ下候て、密夫には女房は取るし、引越料は公儀より戴き、無二此上一難レ有事と大悦び引取り候處、自分宅には封印付にて這入り候事相成り難く候故、家主へ參り承り候處、今日公儀より引越料頂戴し引越被二仰付一候上は、密夫傳七宅には無レ之被二召上一候旨、被二仰付一、有物缺所被二仰付一候。家財は久助へ被レ下候旨、町役人へ被二仰渡一、傳七儀は五〆文戴き、着類其外皆被二召上一何れへも引方無レ之、途方に暮れ候由、大評判に御座候。

一、當九月赤坂氷川祭禮に付、町內若者共酒興の上口論致し、少々疵付も有レ之、矢部樣へ訴へ出候處、何故酒を飲み候哉と御尋ね有レ之候間、例年祭には、町內店々家々貧福により無心申聞け金子を集め、少々樽尻樣なる物拵へ、其後にて酒盛致し候間、當年も其通りに仕り候旨申上候處、町人を無心申し貰ひ歩行き候は、非人乞食同樣の振舞に付、已後非人頭松右衛門手下へ被二仰付一候と御裁許相濟、訴人一同非

人に被二仰付一候間、其後町々祭禮も多く候へ共、若者共、町内を一文たりとも集錢致し候者無レ之、町々にては大悦に御座候由。

一、當時の江戸表何も差て相變る儀無レ之、御目見以下御家人御賄役、其外に多分流罪又は御改易、又は下席被二仰付一候向も夥しく御座候。是は以下の事故、餘り評判も無二御座一候。

一、當時當表米は兩九斗位仕候處、一昨日より俄に八斗一二升位に引き上げ申候。一石に付七十二三匁位也。右之外相變る儀無二御座一候間、尙追々可二申上一候。

甚五右衛門

友助様

下總國中山村日蓮宗法華經寺地中智泉院持八幡別當
守玄院　日啓
智泉院　日尙
同田尻村百姓文藏後家りも事
尼　妙榮
同國船橋九日市村百姓仁助女房
まつ

智泉院納所珍山・所化珍也、珍勇・下男新右衞門・小太郎・長藏・德次郎・
利助・與八・佐兵衞

智泉院家来　關留平次郎

馬喰町三丁目彌兵衞店　又七

日蓮宗の處刑

一同申渡之旨可ㇾ承。日啓其方事、智泉院住職中、同國田尻村百姓文藏後家りも事、妙榮院内へ爲二止宿一密通之上、度々及二女犯一之次第、御祈禱・御法用御用取扱候節之儀には無ㇾ之候得共、淸僧一寺住職の身分に有ㇾ之間敷儀、殊に露顯を恐れ、一旦立退候始末、旁ㇾ不屆に付遠島申付る。

一、五日より七日迄晒、日尙（五二十四）。其方事、淸僧殊に御祈禱御法用手代りをも可ㇾ相勤ㇾ身分、下總國船橋九日市村旅籠屋長兵衞方へ罷越し、同人下女まつ儀を酒の相手に致し密通候上、度々女犯に及び候段、住職以前の儀には候へ共、右始末不屆に付、晒の上觸頭へ引渡し遣し候間、寺法の通り取斗ひ可ㇾ受。

一、尼妙榮。其方儀、中山村法華經寺地中智泉院持八幡別當守玄院日啓・智泉院住職

中より年來立入り罷在、同人を淸僧と乍ㇾ辨度々及二密通一殊に舊悪露顯を恐れ、一旦立退候始末不埒に付、押込申付る。

一、文藏女房まつ。其方事、村內籠旅屋長兵衞方へ酌取奉公致し、中山法華經寺地中智泉院日尙儀、右長兵衞方へ止宿の節、酒の相手に罷在、淸僧と乍ㇾ辨度々及二密通一候始末、不埒に付押入申付る。

一、日導。其方儀、地中智泉院持八幡別當守玄院日啓儀、右智泉院住職中、同國田尻村文藏後家りも事尼妙榮と密通におよび候儀、不二相辨一候共、引續同人を院內へ爲二立入一又は智泉當住日尙儀、舟橋九日市村旅籠屋長兵衞方へ罷越し、同人下女まつと密通におよび候をも不ㇾ存罷在候段、不埒に付逼塞申付る。

一、珍山・珍世・珍勇・新右衞門・小太郞・長藏・德次郞・利助・與八・佐兵衞・關留半次郞・又七。其方儀、不埒之筋も不二相聞一候間無ㇾ構。右之外吟味に付先達て呼出候者、同樣に無ㇾ構。右申渡之趣、一同證文申付る。

觸頭谷中
妙法寺

右之通申渡候間、可㆑得㆓其意㆒、日向は晒相濟後、於㆓場所㆒引渡遣し候間、寺法之通可㆓取計㆒。但し證文與書申付る。

御代官羽倉外記手代
秋山二郎

右之通り申渡候間、得㆓其意㆒御代官へ可㆓申聞㆒候。

谷中
妙法寺

十月十七日

右中山法華經寺儀、先達て御祈禱被㆓仰付㆒、地中智泉院御法用取扱被㆓仰付㆒候處、向後一切不㆑被㆓仰付㆒候間、御祈禱幷御法用所等の儀は、決して相唱間敷く、且智泉院持八幡儀、今般思召有㆑之に付、取拂被㆓仰付㆒、社領被㆓召上㆒候間、其旨相心得、先達て被㆓下置㆒候御朱印一同、早々可㆓差上㆒。尤も別當守玄院に附有㆑之本尊又は什物類も有㆑之ならば、法華經寺へ引渡し遣し候間、其旨可㆑存。右申渡之趣、證文申付る。

池上
本門寺

右雜司ヶ谷感應寺儀、先達て一寺御取建被㆓成下㆒なれども、今般思召有㆑之に付、廢寺被㆓仰付㆒寺社被㆓召上㆒候。且堂社取毀之儀は、小普請方にて取拂ひ、御拂代金本門寺

芝増上寺の僧の處刑

へ被レ下候間、其旨相心得、感應寺當住は別段御構無レ之候間、一宗之内相應の寺院へ住職致す儀は、勝手次第可二相心得一。本尊其外什物類は、本門寺へ引渡遣候間、其旨可レ存。右申渡之趣、證文申付る。

觸頭

有教寺

朗埋寺

右之通り申渡候間、可レ得二其意一證文奥印申付る。

右之通り寺社奉行於二阿部伊勢守宅一に申渡す。

增上寺坊中貞松院ニ罷在候

觀月丑三十六

其方儀、淸僧之身分にて、增上寺坊中安養院に所化にて罷在候節、元三田通り新町新八店後家きわ娘てつへ密通之上、度々及二女犯一候始末不屆に付、晒之上、役者へ引渡遣し、寺法可二取計一旨申渡し遣し候者也。

十月十三日

四ッ谷北寺町淨土宗西迎寺所化にて欠落致候

智道丑三十

此者儀、淸僧之身分にて、牛込原町三丁目龜次郎店幸吉娘みやへ密通之上、度々女

犯に及び、折々院内へ呼寄せ候趣も相聞え、先達吟味之上、相違無レ之旨申立、口上書差出置ながら、預け中の身分をも顧ず、御仕置可レ逢旨、隙を見合逃れ去り候始末、旁不屆に付、晒之上江戶十里四方追放申付候者也。

十月十六日

右の外女犯姦惡の賊僧多く有レ之、夫々御仕置有レ之候趣承り候得共、被二仰渡一御仕置等之書付を見しはこれ斗なる故、こゝに記し置者也。

諸人不二相藏一　享保仁政年　謾莫レ愁禁レ奢　囊中自有レ錢　奢侈錦繡服
停止天下傳　君逐還二享保一　明政滿二眼前一　惡黨閉口日　已見二傳同心一
盜心正所レ絕　君憶那免レ身　此度權門止、　忠士髮衝レ冠　昔時奢已止、
今日青樓寒、　去レ奢酒盃遠　競レ藝文武春　傷心遊興客　是不二享保人一

詠敗風

豈斗縮緬木綿變　通人近頃不レ登レ樓　權門上進皆已敗　富札中買共相休
頭巾有レ障各顯レ面　髮結被レ留不レ堪レ愁　大佛首落苦二炎天一　高祖堂廢參詣幽

小譜請小川力九郎知行所武州豐島郡西ヶ原村

百姓
治郞吉丑四十三

同人妻
き　く同三十五

倅
幸太郎同　十二

娘
と　め同　九

同
ち　か同　五

右者天保十二丑年十一月、王子筋御延氣御成候節、御膳所王子金輪寺ゟ還御掛け、西ヶ原村熊野坂邊にて、俄に御小用に可ㇾ被ㇾ爲ㇾ入間、御道筋ゟ少々隔て候人家へ、御先立申立候樣、御小納戸頭取格御場掛伊奈左衛門談に付、右治郎吉方へ御先立仕候處、御用相濟、同人居宅裏邊迄も御入込上覽の上、御腰可ㇾ被ㇾ爲ㇾ掛旨にて、新敷莚御用之處、治郎吉方には有合無ㇾ之に付、同所德右衛門方に有ㇾ之候莚、御用に相成り、暫く御猶豫之內、御側向より家內人別等御尋有ㇾ之、御途中に於て、御用掛新見伊賀

守殿へ、極窮人に被思召候旨御沙汰有之、伊奈半左衛門より、右困窮の儀は素より に候哉、又は當人不心掛の儀に候哉取調べ申聞候樣談に付、同村名主喜右衛門へ篤と相糺し候處、右治郎吉儀幼少の砌より、至つて病身にて、農業の手傳等も相成兼ね候に付、十一歳の節隣村王子村油渡世致し候市兵衛と申す者方へ、年季奉公に差遣し、同人弟松治郎と申す者農業相續可爲致、父長治郎心持の處、松治郎儀病死致し候に付、二十五歳の節取戻し、農業見習のため舊緣も有之候に付、名主喜右衛門方へ差置き候處、長治郎儀追々老衰にも及び候に付、二十九歳の砌宿元へ引取り小作爲致候。然る處父長治郎より引續き困窮の儀に付、住居地面の外、田畑等一切所持不仕候得共、少々づつ小作等仕り候儀に付、十四ヶ年以前子年八月中、武州足立郡本木村百姓孫右衛門娘きくと申す者妻に貰ひ受け、出生三人有之候處、治郎吉儀病身の上、近年脚氣にて足痛致し、別て荷物等骨折之儀出來不致故、農業相成兼ね、無餘儀一同相談の上、六ヶ年以前去る申年・酉年引續き兩親共死去致し候に付、尙又困窮相迫り候處、治郎吉儀一年極の奉公住の儀に付、僅の給分漸く自分一己の

賄のみにて、妻子養育の足合も出來兼ね候處、妻さく儀嫁に來り候砌より、隨分兩親を勞はり、夫婦睦敷相暮罷在候得共、夫治郎吉前書の始末、殊に厄介多きに付、小作等も手廻りかね候故、近邊農業手間に罷出て、右間合には王子往還端へ持出し餠菓子商ひ、暮方足合に致し候得共、厄介多く候儀に付、女の手業に行き屆き兼ね候間、近邊身より其外よりも相雇ひ候節、子供迄の食物等の手當等も致遣候儀は、全く日々暮方差支候を見兼ね、少々にても見續遣候心得にて相雇候者も御座候。右はさく儀、一體是迄の始末、不身持等の風聞も有之候はゞ、右樣心付候ものも有之間敷き處、貞節に相辨へ、家跡取失はざる樣、平日相心掛心勞致し候趣及承候旨、村役人共申聞候間、其段伊奈左衞門へ相達候處、右趣翌日五日書面に認め、御城へ差出候樣談有之、染井藏屋茂右衞門方より還御四五丁も被爲入候頃、左衞門立戾り申渡す儀有之候間、さく儀呼出候樣談に付、則村役人同道呼出し、同所藏屋由五郎方にて、其方平生貞實に相心掛候得共、無據困窮の趣入御聽に候付、思召を以て白銀三枚被下候間、尙又貞實に相守候樣申渡し有之、左衞門より金百疋心添有之。依つて翌

五日奥向御場掛竹田伊豆守・伊奈左衛門・御鳥見頭後藤典兵衛・杉浦五作より、きく名代にて村役人差添為二御禮一罷出候様申渡候處、きく儀御冥加の程も恐入候儀に付、自身御禮に罷出度き旨にて、村役人同道御禮廻致し候。然る處同名伊奈左衛門より、御本丸御用掛衆へも村役人差添ひ、御禮に罷出候様可二申渡一。尤も渡世相休み急に罷出にも不レ可レ及候間、不日之内都合次第罷出可レ申。其節は通用門より中之口へ罷出、御禮申上候様可二申渡一旨申來候に付、其段申渡候處、きく儀是迄江戸へ罷出候事無レ之、其上今五日御禮廻之節、末女脊負罷出候儀に付、痛所も出來、歩行致し兼ね候間、一日休息為レ致、明後七日同道可レ致旨、村役人申す間、翌々七日御用掛衆五軒へ罷出候處、通用門番所にても兼て心得候哉、中之口迄案内致し呉れ候方も有レ之、内にも新見伊賀守ゟ金百疋心添有レ之候由。且御立入御猶豫に相成候に付ての被レ下銀二枚は、十一月十六日別段被レ下候。右様御仁惠に付、身分〔寄カ〕勿論村内にても打寄り、きく住居向大破之場所取結ひ遣候。地頭山川力五郎ゟも米三俵手當有レ之由。治郎吉儀病身には候得共、主人方暇貰受け悴幸太郎追々年輩にも相成候に付、農業為二手當一相續方之

儀專要に相心掛け、永久御仁恩を忘却不仕心底に付、來秋穀物取上候迄之內、日々食類にも差支候間、身寄之者打寄り、見續幷に作道具等の手當も致し遣候趣に示談致し候由、治郎吉父長治郎迄は、高二石餘所持致し候處、追々困窮に相迫り、右二石餘も田畑流地に相成候趣に付、當時は何方誰へ流地に相成居り候哉、金高幷に反別等巨細に取調可申出旨、元御代官中村八太夫役所より、同村名主忠兵衞へ談有之、取調べ候處、治郎吉先祖次郎兵衞と申す者、延寶二寅年四月西ヶ原村御檢地入之節、高七石五斗餘所持罷在候百姓に候處、其後追々微祿致し、治郎吉父長治郎迄は高二石六斗二升四合九勺所持致し罷在候處、右之內高七斗五升九合三勺は、文政六未年中、同村同領百姓武右衞門方へ、金四兩一歩貳朱にて質流に相渡候處、追々借財等も相嵩み候間、無據右の外所持の田畑を以て、諸借財相片付可申心得にて、天保三辰年二月中、居屋敷三畝八歩相殘り、中畑一反七畝三分は親類・組合・村役人、一同相談の上、質地に差出可申と、心當り所々掛合ひ候へ共、一體地所惡地にて、引受け候者無之候に付、名主喜右衞門儀舊緣も有之候事故、同人達て相賴み候に付、無據辰

より未まで年季に相究め、證文之通にて金七兩二歩借受け、質地に相渡し、右金子を以て諸借財等相片付け、右地所之儀は治郎吉小作引受け罷在候處、無㆑據年季明け候へ共、受戻候手段無㆑之に付、去申年二月中、喜右衞門方へ流地に相渡申候處、父長治郎儀追々老衰致し、治郎吉病身にて前書の始末に付、日々の暮方にも差支候處、此度出格の御仁惠の儀に付、名主喜右衞門方流地に受取り置き候。中畑一反七畝三歩此金七兩二歩之地所、此度喜右衞門より治郎吉へ無代にて差戻し遣候外、上田三畝一歩・中田二畝二十七歩・林五畝六歩、合一反一畝四步。高合七斗五升九合三勺八厘、四兩一歩二朱にて流地に相成り、當時同領同村武右衞門方に所持罷在候段、名主忠兵衞より中村八太夫元役所へ書上げ候由。然る處同年十二月二十七日、御勝手掛御勘定奉行土岐丹波守より、名主喜右衞門幷治郎吉・きくとも、明二十八日、同人宅へ可㆓罷出㆒旨差紙に付、右三人幷村役人差添ひ罷出候處、地頭小川力五郎家來へも呼出候に付、罷出で、丹波守退出相待候內、喜右衞門・治郎吉・きく三人も外公事人控とは別段の由にて、長屋內へ案內有㆑之、茶・火鉢・強飯・夜食等の手當有㆑之、夜に入り退

出之上、白洲に於て、治郎吉病身にて奉公稼致し、さくは僅いたし年來窮困の中、子供養育貞實に相暮し、殊勝の事にて、困窮の體御見留相成候に付、兩人へ生涯御扶持方二人扶持被ニ下置一候上、質流に相成候高の內七斗餘の代金御下げ、地面御取戻被レ下、喜右衞門儀、治郎吉よりの質流地高一石餘所持罷在候處、今般御仁惠の御沙汰を承り傳へ、同人續柄の故を以て爲ニ取續一無代にて地面差戾候段、奇特之旨御譽の由、丹波守申渡す。御金四兩一歩二朱相渡し、治郎吉には別段農業出精永續の儀厚く敎諭有レ之。其砌力五郎家來鐺田量左衞門も白洲へ罷出で候。右申渡し相濟み、中之口へ用役之者罷出で、質流地無代にて治郎吉へ差戾し候段、奇特の旨にて、丹波守より喜右衞門へ金二百疋、治郎吉・さくへ丹波守より金百疋、同人妻より金百疋、同長屋中より金百疋、奧召仕の者より金一朱心添へ有レ之由。翌廿九日、名主忠兵衞・喜右衞門、中村八太夫元役所へ可ニ罷出一旨差紙に付罷出候處、質地に入置候治郎吉元所持七斗餘の地面取戻し、永く同人所持爲レ致候樣可ニ取計一旨申渡有レ之。依て同日爲ニ御禮一御本丸御用掛御側白洲、甲斐守殿・松平筑後守殿・本郷丹後守殿・新見伊賀

守殿、御勘定奉行梶野土佐守殿・土岐丹波守殿、奥向御場掛竹田伊豆守殿・伊奈半左衞門改名遠江守元御代官中村八太夫役所・御鳥見組頭後藤與兵衞方へ、喜右衞門・治郎吉菊外村役人差添ひ罷出候由、右樣厚き御仁惠の程、往古以來より承及び不ㇾ申候儀に付、後年に至り申傳誤候程も難ㇾ計候間、及ㇾ見聞ㇾ候趣記置候荒增也。

天保十二丑年十一月

○肥後下り藩中武士かなし輕業

水野林等の輕業口上

太夫　尾役御免太
林方　水野美濃助
　　　美濃部筑前

乍憚口上

當代々々、御評判高うはござり升れど、是から口上を以て申下し升。此度所々御改正に付、何哉珍敷物御覽に入度存じ升れども、向島石翁坊を始め倭人達の藝等は、中々當時の御意に叶ひ升まひ。夫に付乘ねて心得ました肥後下り尾役御免太、家中かなし輕業殘らず、馬鹿林にて御覽に入れます。先御免太御目通迄差控させ升。最

初の藝當は些かなる旗本より、段々に經上りました四品の竹の上へ飛移り升。此儀を名けて權家の一足飛びく。是より益々勢强く、諸方の金銀を追々手元に取込み升。かやうに仕ますれば中段を勤めまする美濃共手合致し、自然に横島に成升。是より直に上り升れば、林につれまして賄ひ多き族は、次第々々に立身の體にござります。此儀を名附けて運の月慾の川波、此儀が御目に止りますれば、四方の緣の綱一度につんと切れ、一萬八千石を引繰返し、一萬石に替る、誠に此度御役に離れわざの儀にござりますれば、若しくじり閉門等の節は、幾重にも御用捨の程願上げ升。此儀いよく相濟みますれば、御先代の御方は先づ御入替りく。

成島が上書の中に、浪人山下幸内が存意を申上げ候事を書載せぬ。彼が存意書といへるは、右の如き事をかける物なり。筆のついでにこゝに書き記すもの也。

乍恐奉言上事

恭白。天下の武將に備らせ給ふ御大將は、古より悉く將器を撰び奉り、判斷の明衡を

以て名將・愚將の境を明かに記錄して、武門の家々に止り、末世の鏡となし、尤も異國へも事に觸れては渡り候なれば、至つて御身持御政道御恥しき御事に御座候。然るに權現樣此方珍敷くも當將軍樣、自然と御名將に御器備らせられ、先以て天下の萬民歡の色をなすは、此時に御座候。依て乍レ恐一書を奉獻上、猶當時世上の風聞を詳かに奉言上、御心得の端にも罷成候得ば、少々の儀にて一天下の響に成る事に御座候。尤も隱御目附等數多御出し被レ遊、世上の風聞上聞に達候と、是又風聞仕候得共、有之儘には不レ被二申上一候故、又は面々の身を大切に固め候故に、細かなる事共目附衆不レ被レ存候と相見申候。恐多き申上げ候事に御座候得共、下拙申上候趣は、一度御耳にだに奉レ達候得ば、天然自然の道理を以て、天下國家の御爲とは其儘罷成り候事、具に御感味可レ被レ遊候。

衆人奉響品

一、紀州より御供之面々へ過分の御加增不レ被レ下候事。一、法外の御物入御停止、幷御役人私慾不レ被レ成候事。一、猥に人を御殺不レ遊候事。一、賄賂輕薄御嫌の事。一、下

々奉公人槍判御停止之事。一、諸國水損にて田畑永否場、國主・地頭力難レ及二普請一之場合有レ之、訴出候はゞ、上より御力御添へ可レ被レ遊趣之事、一、御目見へ以下の御家人與力迄、金銀を以て家督渡し入代り難レ成事。一、今度新に御定被レ遊候御高札之事。一、近代相絶候日本之武機御見付被レ遊候事。

右之趣當御代之珍寶と稱し奉候。扨て此上にも御爲に成筋可二申上一候。無我之御思只萬々世に難レ有御事に御座候。御爲と申すは、天下國家之爲をさして、御爲とは可レ申候。當時通言に成り候御爲と申すは、金銀の德用被レ成候を、御爲と存込み罷在候者も多く御座候。至つて下賤の口すさみにて、大夫以上の御耳にも不レ入御事に御座候。下拙言上の御爲めと申上げ候は、曾て金銀の御爲に非ず候。天下の萬民・國家の御爲め、萬代不易の御寶を奉レ獻候間、彼金玉の御爲とは御競べ御感味被レ遊のみ、他事無二御座一候。

一、右程の御器量に渡らせられ候へ共、乍レ恐武門大道の御守〔修カ〕行、未だ得と御熟得不レ被レ遊候歟、御政道思召之儘に行屆きかね、是のみ御苦勞被レ遊二御工夫一、御思案止む時

なく、是全く天下を掌に治め給ふに非ず。先初に御心を安んじ、能々御心の修りたる以後ならでは、天下は全く治まらざるものと承り申候。當時泰平の御代に御座候へば、事不レ勸はよく治りたる御代と可レ被二思召一候得共、四海泰平と申すは、天下の萬民海内外服し奉りたるを、全く御代の治りたると申候。上邊は御威勢に恐れ服し顏にもてなし、底心に服し奉らず。假令ば竹を撓て我に隨ふと雖も、撓の戻る時、之一倍に戻るが如く、何の用にも不レ立のもにて御座候。

一、慮知・思辨を以て御治可レ被レ遊と被レ爲レ量候は、御守〔修記〕行御不足なる證據にて御座候。人才の智惠を離れ、生得正銘の儘にて、全く天下國家治り、萬民毛を脫いで服し奉るの德、其道路〔理カ〕御座候。則ち武門の大道と中興にあら〳〵申上候。此儀は不レ及二申上一被レ爲二御存一候御事に御座候得共、御守行の厚薄と、又其流の善惡御座候へば、官蛇に不レ恐の所、只天下國家の御爲、萬民を安からしめん事の大願、方寸の中に滿ち、賤しき文筆を奉レ捧二公聞一候其罪不レ少奉レ存候得共、萬士萬民之爲めに、一途に分別を離れ、正銘の御下知に任せ、憚をも不レ顧奉二言上一、良藥口に苦き習にて御座候へ共、尊意

に當り奉る處、則ち御爲に御座候得ば、深恐を不㆑顧申上候。依つて只今迄、御政道の衆評を可㆓申上㆒候。總て慮智思辨・方便・謀を以て成せる事には、是非の差別御座候。御一人の非は天下の困、日本の懟は御門への御不恐、大切至極の御事に御座候。

衆人奉拜品

一、金銀出入之公事御取上無㆓御座㆒事を、天下德政被㆓仰出㆒候と心得、一切借り方の者共、大名・小名乃至下々に至る迄、返辨不㆑仕候に付、追て德政にては無㆑之と被㆓仰出㆒之樣に被㆑遊候事、天下の御觸書に間違之儀、少しも御座候はゞ、御役人德なきと可㆑申哉。自ら上の御懟に成候事。

一、右之被㆓仰分㆒にても、金銀の公事御取上げ無㆓御座㆒上は、曾て返辨金は不㆑仕、依つて新に貸金仕候者無㆓御座㆒候。日本の寶すくみと成り、困窮の種と罷成候。假令ば流に大木を横たふる如くに、妖の端と可㆑成御事に御座候。金銀は通ずるを以て寶と仕候。惡敷き道には移り易き世の習ひに御座候へば、當時大名の借金、京・大坂は不㆑及㆑申、江戸の町人共への借り金、京大坂は不㆓申及㆒、江戸之町人共へ買掛等ま

て、先年切金に成るをも曾て不レ遣輩多し。古には無二御座一、大名の門に妻子連れたる町人共付參り、或は駕籠の尾に取付き願ひ悲み候と雖も、其恥をも曾て恥とせず。名より利を取るといふ賤敷き心の移候は、上に御始末多く、下より過料等多く御取被レ遊候。其御心有るに依つて、自然と下へ御風儀移り申す事、日月の光世界を照す如く、善惡共に上より下へ移る事は、雷の坤軸に響くに同じ。疑ふべきにあらず。扨て一旦借人共德を甘なふと雖も、終には又貸人の無きに困窮し、或は國主・郡主も惡事の報ひは、くびすをめぐらさゞる習に御座候得ば、國々風雨・旱損の難儀、年月を經ずして大損を仕る事、最早御心當り可レ有二御座一候。結句天下德政の被二仰出一にも御座候はゞ、跡は金銀の通用自由なるものに御座候。又重て德政と申す迄は、大分の年數御座候事故、德政の跡は心易き者と承傳候。只早晩となくに、金銀出入の公事、御取上無レ之と御極め被レ遊候はゞ、日本困窮の元と可レ成候。かゝる事を委細申上ぐる御役人も無二御座一候は、眞有る人を御好み不レ被レ遊と、世以て愚察仕る處に御座候。當分金銀に御德付候事を申上るが御爲と存じ、又は

上にも夫を尤と思召候は大なる御違にて御座候。

將軍樣御始末被遊、金銀御溜め被遊候得ば、一天下の萬民、皆々困窮仕り候。僅かの問屋商賣物を〆めたるさへ、其儘其物の高直になり、世上のつまり申すにて、御賢察可被遊候。況や公儀に於て寶を〆被遊、下々の立可申哉。果して此以後に五穀打續き不作仕り、火災・水難等可有御座候儀、是天性の化育と申す者にて御座候。只大切なる物は米穀に極り申候。當時の御風儀は米穀を輕く、金銀を重く被遊候と相見え、乍恐紀州を御治め被遊候御災失せ不申候。一國・二國の主を治め、乃至一鄕一村の地頭より下つ方の願には、金銀だに澤山に御座候得ば、米穀を次に仕り候ても濟み申候。夫さへ國主共備り候者の心には、賤敷き意地と心有る武士は可笑事に御座候。まして況や一天下を治あ給ふ御身に於ては、金銀は有生不滅の世寶にて、何迄も不滅して天下を融通し環るものにて御座候へば、大名以下の心とは格別の違ひ、是第一の御事に御座候。米穀は一年切の物にて、惡年打續き候へば、何方よりも入る事なく、扨て一日半日にても無之て不叶は御

百姓にて御座候。別て可ㇾ貴は武門の源なれば、上の善惡・田畑の善惡に移ること、雷の如く、然れば國主以下の心と天下一統の御大將の御心とは、大に違ひ御座候。此境をもあきらめず、只銘々の分限を規矩として、天下國家の御政道の御助言申上ぐるは、御役人衆こそいとほひなき事に奉ㇾ存候へ共、諸の惡事の起るは、朕が咎なりと、今日を送り、諸の惡事は起る者なりと、嵯峨天皇仰せられしかや。今武家一統の御代にて、將軍樣御心より諸々の善惡出て候。能く御思案被ㇾ遊、乍ㇾ惡御守行に赴かせられ候はゞ、國土豐に水火の難漸々に絶え可ㇾ申候。此守行と申すは奥に荒々申上候。總て人困り候はゞ、天地の德薄く成り申候。天地の德薄ければ、五穀は不ㇾ及ㇾ申、千草・萬木共に育ち不ㇾ申候。然れば重ぜらるゝ事とは相見え不ㇾ申候。

昔太閤秀吉公、天下を知召して以後、兩度迄御藏拂被ㇾ成候由、金銀を大分藏に[illegible]め置くは、能士を陰に押込め置くに等しきとて、金銀不ㇾ殘明けられ、天下の四民四道へ悉く下され候事、二度に及び候由、太閤の御代には、朝鮮攻、其外金銀入用

多き時節すら如ㇾ此。大勇を備へ給ふと語り傳へ申候。尤成る哉、天下の金銀は皆將軍樣の物にて、古より武將の金銀に御手閊被ㇾ遊たる事を聞かず。さらば御大事有らん時は、海內の寶自ら集まる事的然也。縱へば不足に候へ共、由井・丸橋如きが大望にさへ、金銀には手をつかずと承り候。況んや治國太平の御代に於て、金銀をメめ萬民を困らしめ給ふ御小機は、そもいかなる事ぞや。當時諸大名の困窮は如何なる故と被ㇾ思召ㇾ候や。日本の金銀は不易に日本に御座候へば、只すむと能く通ずるとの違ひにて、全く此源を御考へ可ㇾ被ㇾ遊候御事。

一、御家人の御切米、金子にて當年は御渡し、大分の難儀申す計りも無ㇾ御座ㇾ候。米にて定め候御切米は何迄も米、金にて定り候御給金は、何迄も金子にて御渡し被ㇾ遊候へば、如何程損益御座候とも、上を恨み奉る事無ㇾ御座ㇾ候。假令上に御損被ㇾ遊金子にて御渡し被ㇾ遊候ても、不足の事は天下の御仕置にも御座有間敷奉ㇾ存候。殊更當年の被ㇾ遊方、上に御德眼前に御座候へば、御家人下心には恨み奉る色にこそ出ず共、人情の習ひ御賢察可ㇾ被ㇾ遊候。上にて御德と申すは、當春御張紙の直段より

町の相場は高く、當冬御張紙直段高く被ㇾ遊候へば、其内を御借り被ㇾ遊候に付、明かに御徳用に相見え申候。斯様なる御儀は、能き御仕置とて、日本の萬民服し奉るべき哉。服せざる時は四海掌に御治め被ㇾ遊候と申す者にて無㆓御座㆒候。第一御大切の御家人、纔の事にて御責被ㇾ遊候へば、況や下萬民の事に於て、御憐愍のなき處、乍ㇾ恐下々の察し奉る事に御座候。御家人の難儀は、御鋒先の鈍にて御座候へば、此一條に至つて御爲に重き御事にて御座候を、御厚恩の蒙り奉りたる御家人あはれ心は付ながら、御諫めも申奉らずば、甲斐無とや可㆓申上㆒。本意なきとや可㆓申上㆒。下の了簡に落ち申さず候事。

一、四季の御狩は武將の御役目にて御座候。其外は御遊興一通にて御座候へば、御用捨被ㇾ遊べき御事。第一江戸近在殊の外困窮仕り候事、逐一に御存じの御事。是は御遊を妨げ申すに似候へ共、御鷹野より外に御樂被ㇾ成候御事、餘にも可ㇾ有㆓御座㆒と奉ㇾ存候。只眞を御慰に被ㇾ遊候はゞ、是より外の御遊興は有㆓間敷㆒候。御遊山の爲めに人民を苦しめ給ひ、御樂には被ㇾ爲ㇾ成間敷御事に奉ㇾ存候。人間の歡は天の

御歎と承り候へば、富めるも奢らず、貧しきも恨まず、千々の事草まで、武門の美景を照し給はんは、無〻上御樂と乍〻恐奉〻存候。頃日世俗の風說に、御鷹野は假令の御事、備立人數扱ひ等遊され、采配を以て人數御遣ひ御馴らし被〻遊候由、專ら風聞仕り候。尤も四季の御狩は、軍馴らしに御座候へば、御尤も千萬に奉〻存候。然れども今の御采配にて、御自由に御人數御遣ひ被〻遊候は、業の采配にて、生死の場に於て誠の御用に立ち申さず候。前に申上候人を撓めて、御遣ひ遊され候にて御座候。眞採に非れば眞服の人を使ふ事不〻成ものに御座候。則ち獻三ッの采配を餘流と御競べ御感味可〻被〻遊事。

一、神佛を疎に被〻遊候樣に申候。乍〻恐國家を御保ち被〻遊候道具の一部を以て、國の機となし。神佛儒醫の四道を以て、國の緯とし。天下は治まるものにて御座候。其眞理は御守行の上にて、明らかに知れ申す事に御座候。機慣に全く甲乙なく、揃はざれば國病治し難し。片荷を附くる馬の如く、釣合はざるものにて御座候。

一、金銀は片付き安きものにて、多くある處へは段々集まり、少々乏しき所は間もな

く減する物にて御座候へば、上より隨分融通自由なる樣に御心を不被爲付候へば、兎角すくみ易きものにて御座候。是困窮と豐成との元にて御座候。只今新金・新銀・四寶銀等の御引替にても、大分位の高下出來、其位違ひの所皆々上の御德用と罷成候。旁以て金銀の通用不自由なる折から、又々金銀の公事御取上無御座、彌々すくみと成り候故、別けて銀子のみ通用仕り候國々は、大名・小名悉く手詰まりに罷成り申候。近年御奉公向の事に付いて、困窮仕りたる大名は及見不申候。殊更大名・小名の困難程、公儀の御損は御座なく候は、先近き事を申上ぐ可きなれば、江戸總門所々の御番所・或は京・大坂・臨時御番所等の番人士列の者は、大概家來にて、徒士已下の者は皆々當分の日雇を以て、番人に拵へ置く事、萬一少々の御急變も御座候時、何の御用に不立、士計りにて四具の羽襲調ひたれば、羽脫鳥の如くにて、一虎口も持たるゝ物にて無御座候。如何に御靜謐の御代とは乍申、平生戰場と御座候へば、餘り御油斷千萬不心掛の至り、奉恐入存候。一を見て萬を知るにて御座候へば、此外に武備のうすくなる事、御賢察可被遊候。歷々の武士た

る者、近年は少し身を持たる町人方へ文通仕候に、大方用付候書通にて御座候。或は出會の節の挨拶等を承り候に、互に取付の口上にて、武士・町人の界も難見分、一座の族間御座候。是全く餘の儀にて無御座候。武威薄く成り候證據に御座候。何とやらむ町人の蔭にて、武士も立ち候樣に覺え、町人も我等の用を達する故に、武家方も立ち候抔と申す族多く、扨々見苦しき事共に奉存候。斯樣の儀皆金銀を重く覺え被存候と、武家困窮との二つにて御座候。

一、金銀箔停止、扨て又子供手遊びの大人形・雛の道具等、結構なる物の類御停止被遊候趣、乍恐御器量狹く、相次日本の衰微にて御座候。乍恐御兵儀を察し奉るに、世上奢り申す故、困窮仕りたると被思召、無益の子供手遊び等に箔を遣ひ候儀、金銀を費し候と一途に御了簡被遊候と奉存候。斯樣なる無益の物を高價に調へ申し候者は、貧賤の者の調ふるものにては御無座候。何れも大身か內福の者の翫び事にて御座候間、溜り有る所の金銀を出させ、小身なる細工人等へ金銀を省を以て、實の通用と罷成り候。假令ば、水道を浚ふが如し。全く費の樣にて、

嘗て費とは成不ㇾ申候。取るも遣るも同じ日本の内を巡る金銀に御座候。更々無益にはあらず。箔になり失ひ候金銀は、惜しき事の様に御座候へ共、天運は是に限らず、西へ〳〵と行く月日と覺え候。東に出づる月日死失る人間と覺えば、人が人を産み夜晝分らず流れ捨れども、河水の盡くる事もなく、一秋の五穀は一年に喰仕廻うても不足もなく、餘りて捨てし事もなく、金銀又こちらへ落捨れ共、又土より出づる。兎角世間は車の輪の如く、行くを止むれば出づる方弱し。是天道の御運び御律儀なる御粧ひにて御座候。然るに右の被ㇾ仰出ㇾに付いて、諸職人諸商人、何を仕り候ても賣れ不ㇾ申と、其日を過し兼ね申候。扨てこそ内福なる者の金銀動き不ㇾ申すくみ申候故に、自ら世上困窮仕り候。奢と申すは下を苦しめ、上たる者の淫逸・遊興を悉く仕るこそ、奢る者とは申候。金銀澤山に持ちたる者の、高直なる物を調ふをば、奢とは申さず。貧なる者の其日を暮しかね、歎き悲しむは莫大の事にて、有福なる者の手遊び類、結構なるもの無ㇾ御座ㇾとて、苦しむこと嘗て無ㇾ御座ㇾ候。然れば何れ成り共珍らしき事を仕出し、内福なる者のすくめ

置き候金銀出させ候が、通用自在の元にて、御静謐の御代の美景・武門の御手柄にて御座候。世上斯様に次第々々覺成候は、全く寶のすくみに相極り申候。人は小天地にて、天地を全く備へたる者にて、天地を以て人の上にたとへ候に、金庫も違ひ不ㇾ申候。寶のすくみたるを、人の上に於て申す時は、氣血不順にして滯りたるに御座候。氣血環らざれば、腫物出來るが、輕き分にて煩はしき者にて御座候。まづ其如く、世上煩はしく罷成り候前方に、養生御加へ不ㇾ被ㇾ遊候はゞ、腫物となり候て、身の内に疵付癒兼可ㇾ申候。中々細かなる費等に御心を付けなされ候て、天下の困窮止むものには無二御座一候。却つて夫れに付いて困窮仕り候。如ㇾ此なるを武門の小乘と申候。格子の內にかゞまり、自由自在曾て不ㇾ成者にて御座候。武門の大乘ならずしては、一天下掌を見るが如くには不ㇾ被ㇾ爲ㇾ成候。御守行の上にて、明日にても相知れ申す御事に御座候。兎角大乘の御身に於ては、米穀を以て世界の本心と被ㇾ遊、金銀を以て手足と被ㇾ遊候へば、其末は同國も安く可ㇾ有二御座一候。當時御風儀乍ㇾ恐奉ㇾ窺に、金銀を以て本心と被ㇾ遊、米穀を以て支體と被ㇾ遊候。

此前後黑白にして、大切至極の御事に御座候。只今其前後に依には、金銀の手足餘程不ㇾ叶に相見え申候。然し、只今療治の眞最中と奉ㇾ存候。

一、近年井澤と申す者の書に、明君家訓と申して、上下二卷の書御座候。世俗專らに當將軍樣御述作の書迚、或は譽或は誹り、其評區々にて、當時專ら時花申候。御上覽被ㇾ爲ㇾ遊候か、愚體全く井澤が自作と決定し奉ㇾ存候譯は、井澤が書に、武士訓と申す書御座候。此文と質等しく御座候へば、全く御上作とは不ㇾ奉ㇾ存候得共、世俗御上作とてもてはやし申候。文體は御上作に眞似しものにて御座候。若御上作にても御座候はゞ、乍ㇾ恐氣質の顯れ申書を、御廣め被ㇾ遊候事、心ある武士は恐れながら淺間敷奉ㇾ存候儀に御座候間、絕板被ㇾ爲㆓仰出㆒可ㇾ然奉ㇾ存候。此書の作は、日本の弓箭と、漢傳の弓箭と相交へ、一質に多く綴りたる書にて、日本正道の弓箭に對して、大いに無禮至極なる事にて御座候。是百乘の漢士七千五百人也に、一備の倭兵武士五十騎兵共に七百人也を以て對鬪とする事、天然の素性末代といふとも替ふべからず、神功皇后三韓退治太閤唐土攻め何れも百乘三備の格を以て對鬪となり。然れど兵權の要法に於て、異國を便らば兵家それ誤るに近から

んと、日本舊典を引きて、上杉謙信公の宣ひしや。却つて異國の弓箭人情の陰氣厚く生れ付候故、謀作を以て軍の利を得ん事を計り、不義にして帝王を殺し奉り、下賤より氣質にて意地賤敷石淋を嘗め、匹夫の胯をくゞりて後に功を建て、はだの穢の消失候樣に覺えて、亡質に陷り、陽氣延びやかなるを隱し、實想を汚す。その穢名末代といふとも除くべけんや。日本は陽氣の武機に應じて、政道の龜鑑とし、自ら才智聰明にして、淸直剛强なる事、天竺・震旦にもすぐれて□なり。日本の質にて下々の者にても、左樣なる賤しき振舞は、一命終るとも不レ仕候。爰を以て陽氣に勵したる證據にて御座候。是神道冥加の大道なるが故に、往古より惡人・惡逆の者數多御座候と雖も、帝王をばいろひ奉らず、之全く義を守る國の驗也。唐土・天竺に勝れたる證據にて御座候。然るに日本に於て、不義の漢傳を學び、何の爲めにか柔弱を修行すべきや。井澤が書に依つて質を見るに、唐國の風俗に移りたき下心なるに見え申候。是日本正道の弓箭の大道を知らざる故なれば、敢へて惡しきにも非ず候。井澤が如き如何程企て候ても、容易に日本の風俗變るものにて

は無㆓御座㆒候。誠に子供たらしの草本に頓着は無㆓御座㆒候。井澤が作にさへ相宛候はど、其分にて御捨置被㆑遊候ても、悪敷きものにても無㆓御座㆒候。只口に計り能き事を書きたる分にて、我等行ふことのならぬが、今世の學者の身持にて候へば、井澤が口かしこき書たりとも、何の用に立つものにても無㆓御座㆒候。誰も少しく學問をも仕たる者は、朝夕申すことにて、賢人の口眞似するものにて御座候。斯樣の儀を勿體なくも、上の御作などと誂び候こそ、乍㆑恐氣の毒の至に奉㆑存候。天下を治知召す御大將は、御好嫌の知れざるを以て用とし、些細なる事に御心を寄せられぬを以て體とし、愛を以て名將の御氣ざしと奉㆑稱ものにて御座候。執權職の身さへ、度量狹容にして難㆑計と御座候へば、況や一天の武將に於てをや。乍㆑恐兼奚敬白、御家人御切米金子にて御渡し被㆑遊、何れも難儀仕り候段、逐一に御存じ被㆑遊候御事に御座候を、押して金子にて御渡し、剩さへ薄給百俵の内、八兩も御借り被㆑遊候段、是下々の困窮を御存遊されながら、御構ひなく被㆓仰出㆒候は、素より御思慮御座候事と、乍㆑恐察候。總て近年は武家武機衰へ、内證の榮耀にの

み誇り、華麗に世を送り、銘々身上の程も顧みず、我と不ㇾ知高ぶり申す故に、自然と困窮仕り候事を、御賢察遊され、御家人身上をしまり申す爲めに、御切米を金にて御渡し、餘程の難儀身に懲候へば、法外の餘盛等難ㇾ仕時節、または御切米のうち御借り被ㇾ遊候て、猶更かしこく、經に世を暮し申すにて、次第々々に困窮の直り申すことにて、御見付是に隨て、農工商の者共程々を省きて、不益の擧動を以て停止の段々、斯樣に成りて行くは、自ら我等軍役をのみ嗜み、餘盛なる物好もならず、約に御代も治り可ㇾ申と被二存量一候か、又は御軍用の爲めに米にて御藏へ多く被二差置一度く、依ㇾ之金渡し被ㇾ遊候か、此二つと奉ㇾ存候。乍ㇾ憚右の御謀も並を立越え候御機、乍ㇾ恐奉ㇾ感候。然れ共奥に申上候要門大業の眼を奉ㇾ觀時は、彼慮智思辨より出で候方便にて、全く平にはまゐらず、假令ば滿月の光の如く、至極照赫きても、日の光には不ㇾ及が如し。爾も月には盈虚有つて、一方よければ片方に惡しき方御座候。此一條乍ㇾ恐驚と御感味可ㇾ被ㇾ遊候。たとひ御家人衆中にも、二三年の内に困窮も直り、いやともに武器をも嗜み申す時に至りて、底魂を眞服に

て、御身になるものと賴母敷可ㇾ被ニ思召ー候哉、御威光に撓付られ、務向の上には直り候共、內には反氣さし含み候事明らかに御座候。縱令ば作り木を好み候者、異形に幹を曲げ枝を撓め、土をかはせなどして、見事に作りなし、是を樂の最上とするが如く、內心の樂にて隱體にして、眞に草木を樂しむは、あふるゝ枝を切り或は指通して陽氣の暢かなると、育勢の長じたるを樂の最上とするは、本心も樂み身の養生に成つて、陽體にして生ずるの類、皆是に外ならず。何れも手前の陽氣のかくなるを不ㇾ知にて御座候。扨て御藏に米を御貯被ㇾ遊候て、世上の米直段上り萬民の難儀に罷成り候。御米より大切の士民共苦しみ候へば、御軍用には猶不ニ罷成ー候。日本の米を日本の人喰ひ候へば、御貯被ㇾ遊候も不ㇾ被ㇾ遊候も、同じ事に參り申候。人間の喰には限め御座候。亂國迚もすぐれて多く食事仕るものにては無ニ御座ー候。只士民の眞服が御軍用の第一にて御座候。武門の小乘・大乘とを御見分け遊さるべく候。右の品々御感得の上、御用捨の二つを御治定可ㇾ被ㇾ遊御事に御座候。誠にや天に口なし人を以て云はしむにて御座候へば、衆人の口は天の

ロと思召さるべく候。

山下幸內

右幸內は如何なる者ともしらざれども、浪人の身にして、其存意を上書せることと大丈夫と云ふべし。本文中の趣を見るに、こは定めて謙信流の軍學者のやうに思はる。

天保十一庚子年十一月、松平大和守・酒井左衞門尉・牧野備前守所替仰付けられしかども、故有りて其事止みぬ。是迄種々の風說ありしが、其實を篤と聞き正しぬる故、委しくこゝに記置くもの也。

出羽國庄內へ所替

松平大和守名代
山內遠江守

右被仰付之旨、於御黑書院御緣頰、掃部頭殿御老中列座、越前守殿被仰渡之。

越後國長岡へ所替

酒井左衞門尉名代
酒井攝津守

右被仰付之旨、於御黑書院溜、列座同前、御同人被仰渡之。

武藏國川越へ所替　　牧野備前守名代　牧野遠江守

右被仰付之旨、於芙蓉之間列座同前、御同人被仰渡之。

但し大和守左衛門尉在邑中、備前守在京中之事、庄内・長岡共に被仰渡、當朝迄御所替の儀は實以て不相知、不計儀之由風聞有之。

酒井左衛門尉所替に付家中への觸書

酒井左衛門尉出羽國庄内より越後國長岡へ所替被仰蒙候に付、在所御家中への御觸書之寫。

今度御轉領の儀は輕からざる事に付、一同心力を盡し、御家の爲め專一に相心得、諸事油断無之樣可致は勿論之儀、心付之事も有之候はゞ、無遠慮可申出候。

一、面々家屋敷不取亂、樹木に至る迄猥に伐り取り申間敷候。

一、貳百年前より御領地を離れ候儀に付、殘多く存じ候儀人情に候得共、自然中間敷事を口外致し、公儀へ對し不敬の筋有之候由は、以ての外の事に候。萬端相愼み穩便に可致候。召仕下々に至る迄、無用之雜談等致し不申樣、能々可被申含候。

一、在町へ對し候ても、猥ヶ間敷事無之樣申附方可被有之候間、各右趣意之所等

之致二勘辨一可レ被二申付置一候事。

十一月

右之趣、支配有レ之面々は支配下へも可レ被二申達一候。

御家中御給人へ

天保十一庚子年十一月朔日、所替之儀被二仰出一候處、酒井左衛門尉には在國の事故子息攝津守爲二名代一登城有レ之候處、御老中御列座にて被二仰渡一候趣難レ有奉レ存候 左衛門尉歸國中、追て御受可レ奉二申上一候旨にて、下城有レ之。則刻病氣の御披露被レ致、御老中御禮廻り名代にて勤められ候由。

一、酒井家庄内御拜領之有增承レ之候處、元祖左衛門尉には、東照神君御伯母聟にて、織田・武田之頃、常に先陣を勤められ候事は世の知れる所なり。三代目に至り、宮内大輔忠勝信州松代より、元和八年庄内御拜領仰出され候。同日出羽山形鳥居右京亮忠政、山形拜領の儀被二仰出一候處、左衛門尉忠勝申條には、出羽山形は最上源五郎義俊百萬石の本城にて、庄内は枝城にも有レ之候故、山形にても被二下置一候はゞ、難レ有

存じ候旨申上げ、庄內は御受も之なく候處、台德院殿御上意の旨を以て、土井大炊頭利勝を以て、庄內二郡一圓に被二下置一候者、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩城も有レ之、要害の場所にも有レ之、〔羽カ〕出州・奥州・蝦夷地迄締の爲、家柄・戰功を見立て差置かれ候旨被二仰渡一候に付、忠勝御受を申上げ、家之面目と松代より引移り申候。

出羽國庄內田川郡鶴ヶ岡 八萬石餘、外に丸岡餘目とて、御預り所二萬八千石。 同飽海郡龜ヶ崎 六萬石餘、外に分家酒井岩見守城地八千石。

內高十九萬六千石

田川郡五郷 中川 狩川 京田 櫛引 山濱　飽海郡三郷 遊佐 御原田 荒瀨　兩郡總物成三十年平均、米凡三十八萬俵餘。 五斗入

同　同　金二萬兩計 酒田運上 浮組諸株運上 賀茂運上

鶴ヶ岡本城之內、三の丸に大督寺院有レ之、右之內二代家次公より、代々埋葬有レ之候。江戶表にて逝去有レ之候共、棺國送り埋葬に相成り候。先例家格也。幼年家督の節は、御目付とて國本へ御旗本御下向にて、國政御聞糺有レ之候。先例之家格也。

一、牧野家領越後長岡は、是又元和四年御拜領の土地にて、高十一萬石餘。米にて〆十

六萬俵計（四斗五升入）、新潟其外運上金一萬餘有レ之候由。

同十二月上旬、御用番御老中御内願の寫

庄内二郡一圓、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩條拜領仕候儀は、二百十九年以來の事にて、奥羽蝦夷地迄の御締の爲めに御座候へば、家柄・戰功・御由緒迄も思召候ての儀に御座候。今度無レ故所替被二仰付一、右御趣意も無に相成り、其上久敷扱來り候百姓の親みを捨て、代々の墓所に相離れ候事抔に至候ては、誠に不レ堪レ悲事共、筆紙に盡し難き次第に御座候。仍ては此上牧野家領し來候地所は勿論、庄内二郡の内飽海郡酒田は、是迄の通り被二下置一度、若又飽海郡御居置被レ下度候事不二相成一候はゞ、牧野家領し候新潟等は不レ及レ申、魚沼郡にても御添地に被二成下一〔度脱カ〕候。爾右之通故なく二郡兩城差上候筋合、何分御立被二成下一、規模首尾合に相成候御沙汰、偏に奉二歎願一候事に御座候。左も無レ之、其廉相立ち不レ申候ては、先祖・子孫・家來共幷世間にも、面目無二御座一候次第を深く御憐察被二成下一、領地首尾合共前文之通り被二成下一候樣奉レ存候。

十二月　　酒井左衛門尉

魚沼郡は會津松平肥後守御預り所、高六萬石餘。小千谷・十日町抔宜敷場所有之信州境迄一圓の由。

酒井攝津守內室おてつの書翰

攝津守殿御內室おてつ殿ゟ、御父田安一位樣へ被進候文の寫。

今度所替の仰蒙り、難有存上まゐらせ候へ共、一同の歎の樣子にて承り候へば、何の辨へなき心にも、只途方に暮れ居候處、庄內ゟも別紙の通り御歎申上候。猶承り候へば、庄內拜領の事は、台德院樣厚き思召もあらせられ候事にて、家の面目と家來共まで難有存まゐらせ候。此度の所替仰付られ候て、左衞門尉・攝津守の心中も察入り、いか計か痛はしさ、私も安き心も致し申さず、歎はしく存まゐらせ候。其上此度の仰渡され、此儀にては先祖へ對し、後の世迄も恥辱、世上に面目も缺け、何か不調法の筋にても御座候樣に聞え候はんと、左衞門尉申越せる事は、御緣續きも御座候へ共、兩人へ對し候ては面目なく、何共氣の毒、殊に庄內は二百餘年の地に御座候へば、百姓をも親子の思も同じ樣になつき親み候處、俄に所替被仰付候ては、嘸々歎に堪へず、長岡へ引移り候事、家中下々の家居も不足の由にて候へば、末々はいか計り難儀の事

と痛ましさ不便に存ぜられ、此頃は夜もふせりかね、朝夕の食事も通りかね候樣に存ぜられ〳〵。差出がましき御願にて、何共恐入候得共、何卒左衛門尉・攝津守の心中も深く御察し遊ばし、面目缺け申さず、下々迄難レ有候歎に及び申さず候やう、偏に〳〵御厚う御慈悲を以て御取なし、憚ながら上樣御聽にも入れ、御歎き遊ばし下され候はゞ、いか計り〳〵難レ有、此上の御恩に存上〳〵。此節不快中筆。末略。

同十二丑年正月

庄內兩郡田川・飽海百姓罷登り、御老中へ駕籠訴。「酒井家永城の愁訴仕候事、追々百姓〔衍カ〕百姓罷登り駕籠訴仕り候。同閏正月、水野越前守殿御家老を爲二御內意一、飽海郡酒田の城は御殘しに相成候積り被レ申候由。田安一位樣より、右坂田城の儀御殘に相成り候御內意有レ之候。同二月六日、御用番太田備後守へ御墓地一件、御願ひ被二差出一候。

願出之寫

私儀今般所替被二仰付一候につき、代々の遺骸改葬の儀可レ奉レ願の處、年久敷數代の古

酒井左衛門の願書

墓朽敗の程難計、何分掘發候儀難忍、又持運方甚だ以て心許なく、當惑至極仕候に付、無據奉願候。右改葬候難澁の次第は、元和八年庄内拜領の砌、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩城の儀は、外藩警守の尊慮にて、家柄を爲思召候て被下置候に付、永々守護可有之旨被仰渡候條、家に申傳へ書き留めも有之、專ら右の御趣意を相守り、永久守護の儀に付、入部の節、鶴ヶ岡三の丸西南の隅へ菩提所建立仕り、大督寺引移し、二百二十年來代々の父祖、江戸にて死去候共、毎度奉願棺を庄内へ差下、右大督寺へ致埋葬來り候に付、子弟並に家族の墳墓數多罷成申候。且又幼年家督の折、在所へ御目付御差下し、政事幷に警衞向等、毎度御尋ね被成下候儀、庄内拜領の砌、台德院樣御深慮あらせられ候續きにも可有御座、又前條の通り歸葬被仰付來候儀も、家柄御由緒の儀、思召他に異なる御趣意を被爲含、格別の御恩遇をも御表被成下候の御儀共可有之歟、家の規模無此上、累代冥加の至りに奉存、永久不易安堵の領地と心得、墓所の儀無意念罷在候處、所替被仰付候に付、右代々數多之墳墓、今更如何共致方無之、前段の改葬難澁の次第に有之、今度他領に其儘に

差置き候事は勿論不ㇾ相成、去りながら二百二十年來、土中に腐朽致し居り候〔屍骸カ〕・堀發の儀も、且又難ㇾ忍、數多の棺槨輸難遠路の持運、危殆の變不ㇾ堪二痛心一進退相窮、當惑至極仕り候。依つて奉二恐入一何共難二申上一儀とは奉ㇾ存候へ共、格別の御憐愍を以て、右大督寺地面永々被二下置一、是迄の通り御居置被二成下一度、此段無二餘儀一奉二願上一候。右願の通り被二仰付一被二下置一候はゞ、三の丸要害の儀は松平大和守へも申談、如何樣にも取直候儀、猶又奉ㇾ願城戶外ゟ墓所へ出入仕候事に致度候。右樣罷成候上は、忌日年忌等の節、代參申付候ても差支無ㇾ之、尤墓所荒廢に至り不ㇾ申、難ㇾ有仕合にて、此上の安心に奉ㇾ存候。何分哀歎當惑の情實、深御扱取被二成下一、奉ㇾ願候通被二仰付一被二下置一度奉ㇾ存候。以上。

二月　　　　酒井左衞門尉

右の外歎願書數通幷に百姓關訴歎狀有ㇾ之候得共、長き文言にて、今便手間取得寫不ㇾ申候、後便入二御覽一可ㇾ申候。

水野越前守樣太田備後守樣へ差上候書付の寫

庄内百姓の訴状

乍レ恐以二書付一御歎訴奉二申上一候。

一、出羽國庄内田川郡百姓・飽海郡百姓共一同奉二申上一候。此度酒井左衛門尉樣所替被二仰付一候事、御沙汰御座候處、右二郡の百姓共、老若男女・子供迄皆々歎き沈み居申候。二百年前ゟ住居の殿樣にて、御代々樣ゟ預二御厚恩一、昔ゟの凶事には不レ及レ申、八年以前の年は前代未聞の凶作にて、庄内の外に、御國にて餓死人其外數不レ知候樣承及申候。又他所よりは御國へ袖乞に參候者大層に夥敷御座候得共、庄内殿樣は御米・御金共澤山にて、在・町の者共へ被二下置一、其外にも澤山御拜借被二仰付一、諸國ゟ米穀大層に御買入被レ成御救被レ下候間、庄内は一人も袖乞・非人抔出候者無二御座一候間、御恩澤の程難レ有仕合なる御事、皆々泪を流し居申候。然る處年々の凶作に相成り、殿樣には御金も盡き果て候て、殊の外御難儀に候て、諸國金持より金銀・米穀共借入れ成され候て、御救ひ被二下置一候て、其上昔ゟの拜借の御米・金共、夫々に下切に被二下置一候へ共、御時節大層に御損失奉レ掛候間、皆々涙を流し、此上は有間敷き殿樣と難レ有仕合に奉レ存候處、不二思寄一御國替被二仰付一候て、長岡へ御入國遊され候て

は、是迄莫大の御恩澤を蒙り奉ㇾ報候期も無之、一同泣騷ぎ、殿樣御留り候ゟ外無ニ御座ㇾ候と、精心に湯殿山・金峯山・羽黒山・鳥海山、其外共城下在々神佛樣へ參詣も、何卒殿樣是迄の通りに御出被ㇾ遊候所新眼なきすかし居申候。乍ㇾ恐右の通りに御座候間、御歎き申上候。庄内數代の百姓共、只今御高恩の可ㇾ報〔期脫カ〕無ニ御座ㇾ候間、百姓共格別の御慈悲を以て、殿樣永く庄内へ御在住被ㇾ成候樣、宜しく御沙汰被ニ成下ㇾ度、百姓共一同御歎き申上候。右は田川郡・飽海郡村々之者共不ㇾ殘罷出、御歎訴奉ニ申上ㇾ候心組の處、極内々にて談合候得共、ふと御領主の御耳に入候哉、皆々御差留嚴敷御叱りを蒙り候に付、私共計り致ニ夜拔ㇾ、乍ニ差越ニ奉ニ申上候。何卒格別の御慈悲を以て、殿樣永く庄内へ被ㇾ遊ニ御座ㇾ候樣、百姓共一同必至と御願奉ニ申上ㇾ候。右夫々御聞濟被ニ成下ㇾ候はゞ、生々情々の難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候、以上。

天保十子年十二月

出羽庄内田川郡村々百姓共

御公儀樣御役所

庄内ゟ江戸同家中へ文通の寫

飛脚立て候に付、啓上仕候。殿樣當廿一日彌々被レ遊二御發駕一候積り、扨て此節川北百姓大勢打寄り、願筋有レ之趣にて、最初は五丁野各地三千人程打寄り、紅白の幟押立て、のぼりの内稲荷大明神と有レ之外の幟へは、願筋の譯記し、其外田畑踏荒申間敷く、或は萱乳等取散し申間敷くなどと相認め候趣に付、御代官其外色々の御役人罷出申含め候得共、其後酒田山王山西北大濱と申す處へ、川北三組之百姓二萬三千人程打寄り、殿樣御登を差留め申候積りの由、右に付御郡代の内阿部孫太夫殿、御郡奉行の内相良文左衛門殿出役、漸く申含爲二引取一候趣、乍レ去是切にて相止事にも無レ之樣相聞え、右打寄候大將と申すは、何れも有徳なる者の伜にて、年は何れも二十代の者と相聞え申候。勿論米金等は何方より差出候哉と申す事も不二相知一候得共、澤山に集り候趣に相聞え申候。然る處、當十一日の夜所々へ建札致し候趣注進申出て候。其文言別紙の通りに御座候處、今日ゟ中川通其外の百姓、中川谷地へ貝吹立て打寄り、人數の次第未だ相知れ不レ申候。扨て此節に相成り候ては、御所替之儀も相止み候と申す事に、御殿向迄專ら取沙汰の趣に相聞え候。何卒風聞の通り

相止候方に仕度心願に御座候。右可₂申上₁如ㇾ此に御座候、以上。

二月十二日　　　平瀬林左衛門

磯部立玄様

皆々様

庄内百姓の願書

庄内にて認め差上候書付之寫

乍ㇾ恐以₂書付₁御申上候事。私共庄内の百姓共に御座候。此度御殿様御所替被₂仰付₁候御達御座候旨、誠に以て驚き入り奉ㇾ存候。扨て御殿様の儀は、御代々様ゟ蒙₂御高恩₁、昔よりの凶作又は變事の年柄は不ㇾ及₂申上₁、既に八ヶ年已前巳年は、前代未聞の凶作にて、庄内の外の御國々にては、餓死人其數不ㇾ知様に承り候折柄、他所ゟ國許へ袖乞の者多く參候に付、驚轉仕り候。其節庄内の御殿様には、在町之者へ御米大造に被₂下置₁、其外にも色々御拜借等被₂仰付₁、諸國ゟ米穀大造に御買入御救被₂成下₁候間、於₂庄内₁は袖乞・非人抔は一人も出候者無₂御座₁候間、老若男女彌々御國恩難ㇾ有迚、感涙を流し、此國恩奉ㇾ報度由、日々心掛罷在候へ共、引續き年々凶作

にて、庄内二郡の百姓共、町人に至る迄所持の品物賣拂ひ、或は質物に置き盡し、此上親妻子ちり〳〵に相成候ゟ外無之體に相成候仕合に付、御殿樣にも御不便に被思召、以前の御救其外御物入等被爲在候。御金も盡き果て候て、以ての外御難儀被遊御成候上にも、諸國の金持衆ゟ大造に御借入被成候て、御救被成下、其上昔ゟ御拜借米・金夫々に被下切に被成下候得共、御年貢御取立は不足に相成り候上、其外年々窮民救米等迄莫大に被下置候へば、御時節大造の御損失奉懸候へ共、先は町在の者共再生の心地にて、如此難有御殿樣は有間敷く、夜は繩をなひ錢を織り、又は商の土地にては品物賣數の內ゟ、一文・二文の溜錢致し差上げ、少しも御苦勞薄に成行候はゞ、夫々御國報之氣差にも可相成と奉存候處、此度思召不寄御所替と承り候へば、庄內二郡の百姓老幼男女共、上を下へと驚き騷ぎ、或は悲歎の誠を以て、目も當られぬ風情にて、其上國中の御扶持頂戴候程の金持は、皆々御供仕り度と奉願上候由、三年ゟ續いての凶作にて、皆々勞れ居候處に、當年は作合も宜敷くと悅び居り候得共、稻刈入合取仕候處、考へ候ゟは劣り候作合にて、御

年貢上納仕り候共、此節ゟ□食薩張り無之に付、色々御救方被下米等を奉願、人々の親方衆へも、夫々食幷に金銀等借り入れ可申處、夫等のねだりも不相成事にて、途方にくれ、どう考へ候ても難立體に奉存候。今度御所替に相成り候はゞ、御跡へは猶々難有候御殿樣被仰御越候て、結構に御手段被成下候ても、在町の金持衆皆々長岡に參り候事に御座候へば、前條申上候通り極窮の我々計り相殘候迚、是迄とは違ひ大造淋敷き御國と相成可申と、一向歎騷ぎ仕候。此上は只々御殿樣奉止候外無御座候迚、先達て御歎に罷登候者も御座候に付、國中嚴敷き御穿鑿にて、中々隣村へも通ひ相成難く、御仕置被仰付候へば、乍思罷登り兼ね、只々能き便宜も可參哉と、今日か明日かと相待居候得共、如何なる樣子に御座候哉、一向安否も相聞不申候は、御締りの嚴重なる故、先登の人々ゟ便り有之候ても、何方にてか被取上候事哉と案じ居無心許、密かに申合せ相登り度存候へば、口々御固めの御役人中嚴重にて、中々可通拔樣も無之、據無く三十四日の日を送り候へば、老若男女の者共、尙更歎き悲み、誠に心中思計難忘、不得止事、我々申合せ、道も

なき山谷の白雪を踏み、身命いとひなく漸々罷登申候儀に御座候。二百年來御高恩の御殿樣には別れ申上候儀故、大勢の百姓共御不便に被思召、何卒庄內に御殿樣永々御在住に被成下候樣、乍恐厚く御取扱被成下置候はゞ、二郡の百姓共難有仕合に奉存候。爲其差急ぎ以書付御願申上候。已上。

子十二月　　庄內百姓

御役所樣

庄內百姓駕籠訴の人々

天保十一子十二月廿三日、庄內出立、翌丑正月廿日江戶着。

御老中
太田備中守樣御駕籠人　　飽海郡遊佐鄕八日時村　　四郎吉・長五郎
同
水野越前守樣同　　上ノ新田館中村　　善三郎・藤七
同
脇坂中務大輔樣同　　鹿澤村・中島村　　治右衞門・三郞左衞門
同
井伊掃部頭樣同　　手島村・丁坪村　　信左衞門・彥四郞

川北大庄屋の書翰

閏正月廿八日、川北大庄屋ゟ來狀之寫

以飛札得御意候。昨日も一通り善作ゟ申上候通り、川北三鄕之御百姓、五丁野谷地

へ相詰め、私共不レ及二申扱一、佐平田之仲間共、私共役人召連右場所へ罷越し見屆候處、追々驅集り候人數凡八九百計も可レ有レ之哉、集居候に付、何等の趣と糺し候處、去年中西松組之者江戸表へ罷登り候得共、願空敷く御下げに相成り、其後川北ゟ罷登御駕籠訴訟願書差出候處、御取受無レ之、書付御返に相成り、殘念至極に奉レ存候迚、被レ遊二御引移一候へば、二百年餘の御恩澤を蒙り候儀、深難レ有奉レ存候間、一同に被二召連一被二下置一候樣、鶴ヶ岡御城下へ罷登御願申上度段申聞候間、兼々御達之通り、大勢打寄候儀御停止之上、御城下へ罷登候儀甚だ不レ宜候間、罷登申間敷候。人々歎願之儀は、早速殿樣へ御重役ゟ被二申上一候間、別拂申候樣、樣々申諭候處、昨廿七日七ッ時過ぎ、皆々罷歸り候處見屆け、私共引返申候。馳付候者途中にて行逢候者も、前段之趣申聞候。相詰め候者共、手道具等持參の者一人も無レ之、外に異變の次第無二御座一候に付、今日郡御奉行へも御屆如レ斯に御座候。急々御上へ被二仰上一可レ被二下度一奉レ願上一候。以上。

閏正月廿八日

荒下郷大庄屋
相馬東助
堀　善右衛門
佐藤八右衛門

佐藤仁惣治様
渡邊儀兵衛様
村上伊之助様

平田村・牧曾根村建札之寫

平田村牧曾根村の建札

兼ねて及₂相談₁候江戸表へ御歎に罷登候儀、西郷の衆と相願ひ、空しく御返しに相成候に付、二の手川北衆は艱難を致し、御訴訟首尾能く致し、願書を差上候得共、御取上不₂相成₁候。寢ても起きても歎かは敷く奉レ存候。依ては迚も人少々にては、御國中我々は歎き候處も御取上不₂相成₁候に付、此上は最早御談に及び候通り、二郡の總百姓罷登り、御すがり付、御歎可レ奉₂申上₁事に可レ仕候間、皆々樣左様御承知可レ被レ下候。以上。

一、黑の丸印の旗纏にて拵立て、村々半鐘打ち相集り候由。

一、先頃御下しに相成候者、公事場へ相願候積にて、又々罷登り候哉之旨相聞ゆ。

一、先達て罷登り候十一人の者共、江戸小塚原を通り候節、晒首二ッ有りしを見て、我々も定めて如レ斯に可二相成一間、此内に不同心の者あらば、是より國元へ可レ被レ歸、彌々同心に候はゞ、血判可レ被レ致候と申し、一同同心にて血判致し、江戸へ被レ致レ着候由。夫より旅宿へも我々御成敗にも相成候はゞ、跡々の儀宜敷御取計ひ可レ被レ下、又庄内へも其段早速に爲二御知一被レ遣可レ被レ下と呉々相願ひ、取置料の金子遣置候との事の由。

一、二月朔日又々庄内大濱千餘人相寄り、願書差出候て、二日には三千人計り鶴ケ岡御城下へ罷出て、願書持參之由、朔日差出候願書は、大庄屋へ留置候由に相聞え候。

一、同三日心珠院様御法事にて、大督寺へ御參詣可レ有レ之旨、昨日被二仰出一に御座候に付、早朝より坂上と申す町へ人數集り居り候由、爰に願の趣も可レ有レ之趣取沙汰致し候處、此日殿様御病氣にて、御參詣相止み候。但御供揃申上げ、御召替も

相済候上御延引、八郎右衛門殿御名代相勤め申され候。昨〔日カ〕中夜中、御家老始不レ寐に所々御固め、御下知有レ之候哉之由。

乍レ恐以二書付一奉二願上一候。

川北村百姓の願書

私共儀は川北百姓共に御座候。此度御殿様御所替被レ為レ蒙レ仰候段、一同奉二驚入一候。元来私先祖ゟ蒙二御高恩一、當國に永久相續罷在候處、如何成凶作、又は往昔ゟ種々の變御座候年柄は不レ及レ申上、莫大之御米・金等迄被レ下切被二仰付一、誠に以て無借財同様に罷成候間、右御高恩を荷ひ、晝夜一同農業出精仕り、民之竈も賑敷時節に相成り悦び居り候處、此度不レ存寄一御所替被レ為レ蒙レ仰、何共苦々敷く、一同歎悲之不レ得レ止事、先達てゟ乍レ恐追々江戸へ委細以二書付一愁訴罷登候者も御座候に付、又々一統罷登り申度奉レ存候へ共、夫にては却て御爲筋に不二相成一趣にて、村々日々夜々に御役元ゟ厳重に被二仰含一候儀共、御尤も承知乍レ仕居、江戸表御左右相待罷在候處、此節御雑説には御座候へ共、御所替日延に相成り、又は川北御添地にも可二相成一抔、専ら風聞

御座候に付、少々は猶豫仕り居候處、當月中御發駕にて、御殿樣江戸へ被ㇾ遊㆓御登㆒候趣奉㆓承知㆒、再び驚轉を仕候て、願上候筋も御座候へ共、差掛り候儀、今度被ㇾ遊㆓御登㆒候て、又々御下り遊され候儀難ㇾ斗奉ㇾ存候へば、二百餘年の憂歎悲之愁傷罷在候仕合に付、此度御登の儀は御延引被㆓成下㆒、庄内に永久被ㇾ爲ㇾ在㆓御在城㆒候樣、御止め申上候外無㆓御座㆒候事と、一同打寄り評議仕り候間、此段御取上げ無㆓御座㆒候事にては、農業植付出精行屆かせ候て、跡々江戸表へ御迎に罷登り申すべく候より外無㆓御座㆒候間、此段得と被㆓聞召譯㆒、左樣可㆓相成㆒樣、此度の御登り御延引被㆓成下㆒候はゞ、大小の百姓一同難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。爲ㇾ其乍ㇾ恐御書付を以て、奉㆓願上㆒候。

以上。

丑二月　　川北總百姓

御役所樣

右書付、二月二日庄内御家老松平甚三郎殿へ、川北總百姓共の内、重立候者大勢にて持參。若又御取用無ㇾ之候はゞ、同三日殿樣大督寺へ御參詣之節、御駕籠訴可ㇾ仕心組の處、甚三郎殿速に被㆓留置㆒、右百姓へ酒

肴大造に被レ下罷歸候由。

被二仰渡一書

其方共二百廿年來、先祖代々蒙二御恩澤一候百姓共の事に候へば、此度御所替御殘り多く奉二存上一候儀は、尤も至極之事、亦殿樣にも其方共先祖ゟ、代々農業出精致し、御年貢諸役も、畢竟其方共本務不レ怠故と常々御悅びの所、思召候は、地に付居候其方共の心中も同樣の事にて、其方共心中も深く察入り候は同じ道、其方共殿樣を大切に奉二存上一候はゞ、殿樣、公儀を大切に被二思召一候も御同樣の御事にて、御由緒の被レ爲レ在候御家柄に候へ共、無二他事一御一筋被レ遊二御恭敬一候儀には、如レ此公儀を被レ遊二御尊敬一候に付ては、萬一其方共儀、殿樣の御事斗は奉二存上一手前勝手の心得違よりして、御違背らしき筋仕出候はゞ、却て殊の外被レ遊二御心配一度々被二仰出一も有レ之事に候。其方にも能々御尊慮を奉二勘辨一、殿樣御爲めと奉二存上一候はゞ、御爲めに不二相成一樣之事仕出不レ申樣に、此所は肝要に心得可レ申。此筋合能々勘辨仕候て、如レ斯物々敷き振舞いはれなき願ひまでは有るまじき事にて、是併し其方共の

心にしては、公儀への御勤筋被ㇾ遊御立ㇾ候處には、心付く場も無ㇾ之、ひたすら殿樣の御恩澤をしたひ奉りし心よりして、深雪嶮敷難路を忍びて、江戶へ出訴をも致し候へ共不ㇾ相叶。外には手段もなく、兎に角も御發駕候旨聞き傳へ、前後の辨なく、今度被ㇾ遊ㇾ御登ㇾ候て、再度此地へ被ㇾ遊ㇾ御下ㇾ間敷と一途に及び迫り、御留め申上げ、〔思カ〕又は御跡ゟ江戶へ一同可ㇾ罷登ㇾと存付候は、愚昧の誠心無ㇾ餘儀ㇾ次第、不便至極に心中一同感涙に及び候事共に候。此心入の次第、神佛も加護可ㇾ有。尤も殿樣にも深く御不便に被ㇾ思召ㇾ候に付、被ㇾ爲ㇾ在ㇾ御尊慮ㇾ、大和守樣へも御願方も可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在事、尤も是迄の御振合を以て、夫食御貸渡等の次第迄、委しく不ㇾ遊ㇾ御申送ㇾ候事故、相談方の儀不ㇾ心掛ㇾ、此已後別て農業等出精致し、貢物・納物遲滯無ㇾ之樣、總て御役人中ゟ被ㇾ仰出ㇾ候事相守り、御恩澤蒙り候殿樣への御恩送りと可ㇾ奉ㇾ存候。然らば後來安榮にも可ㇾ有ㇾ之と被ㇾ遊ㇾ安心ㇾ候御事に候。此段厚く申合候樣にとの御沙汰に候。尙委細御上にて可ㇾ申聞ㇾ候。

丑二月

山口五四郎の書翰

酒田御足輕目付山口五四郎殿ゟ來狀之寫

先月廿八日、川北御百姓六七百人、五丁野谷地へ打寄申候。只長岡へ御供被仰付被下度旨、鶴ケ岡へ願出申度き相談にて、打寄り候者三四千人、所々村々にて差留め申候由に相聞き、右に付難捨置、御頭中へ申上候處、御在番所御差圖にて被仰付候者、角次郎太・金太夫・久太外一人、五丁野谷地へ罷越候處、大庄屋其外肝煎も相詰め居り候由、木綿一反の幟差立。下寫なし。

所々建札の寫

所々建札之寫

覺

一、此度御所替被為蒙候段、兩郡中一同愁傷難忍、已に十一月中兩郷組中十二人、江戸表へ御歎訴に罷登候處、空しく御下げ被成、續いて川北ゟ十一人罷登り首尾能く為仕課候へ共、願書御下げ戻に相成り候段、川北一同心外に存じ、又々二の手先月中出立、猶三の手も差出候哉に相決候。人數は乍恐、御殿樣御發駕御留め奉申上度くと、五丁野谷地・大濱其外へ一萬餘人打寄り候儀、全く以て二百餘年

蒙二御恩澤一候儀につき、御郡中一同の人情勿論に可レ有レ之、差控ては對二川北一恥入候。乍レ去大勢騷立候ては、對二公儀一難レ被レ爲二御濟一、却て御爲筋に不レ宜。尙此上にも不レ得レ止事候はゞ、嚴しく御仕置可レ被二仰付一御旨、御重役之御方ゟ度々御廻符にて被二仰達一、尙組々へ御役元ゟ、日々夜々嚴重に御達有レ之、川南鄕中の儀は、御膝元近く別て恐入、無二餘儀一差控罷在候へ共、心外不レ得二止事一、田川郡組の內ゟ投二身命一密に申合ひ、尙又便にも兼々申合通り山濱・横川兩組は東山、狩川・中川・原田三組は中川各地へ打寄り候趣致二約定一候處、今般御中陰被二仰達一候間、一先差控可二罷在一候。若其內彌々御轉領御日限被二仰達一御詰候はゞ、右人數の內江戸へ罷登り、乍レ恐御訴訟可レ奉二申上一と存候。於レ然は御跡御領主樣へ御敵對に罷成候に付、御仕置可レ被二仰付一と覺悟に候。右訴訟人共御引渡に相成候はゞ、相殘候組々一同爲二打寄一評定之通り、長岡へ御慕ひ申上度旨可レ奉レ願。若御取上げ無二御座一候はゞ、無據御跡に殘り、組々手分を定め、御境目口々場所見立、一同餓死可レ仕所存相聞え候間、相圖次第組々村々御一同片時も猶豫なく、早速場所へ相詰可レ被レ申候。右は往古の變難、近くは十

年已來莫大の蒙二御救一、一同無レ難助命罷在候。貳百餘年の可レ奉レ報二御高恩一は此時也、若し身命を惜み不參の輩は、人面獸心に候。右爲二承知一致二建札一候。以上。

丑二月　　川田統一郎

川南組々村々惣中

黑瀨橋東へ 大小札二枚　押江村へ 大札一枚　加藤村へ 小札一枚　地方長沼海道へ 同斷

藤島村大橋詰 大札一枚　押江村・對馬村 同斷　長沼村 小札一枚　〆

庄內江戶屋敷より公儀へ屆書

庄內江戶御屋敷ゟ公儀へ御屆書之寫

左衞門尉只今迄の領分出羽國庄內、田川・飽海兩郡百姓共數百人、或は數千人、或は一萬人餘打群立ち、最寄々々騷がしく相集り候段、鄕方役人共ゟ訴出候に付、早速郡奉行代官幷目附役の者等、右場所へ差出し、打寄候趣意爲レ承候處、今度左衞門尉所替被二仰付一、永く引離れ候儀相歎き、祈禱等の爲め打寄り候趣、或は長岡へ供致し度く、或は江戶へ供致し度き旨可二申立一爲めに打寄趣申聞、無レ謂無レ筋の願ひ心得違ひの趣、精々爲二申諭一候處、孰れ致二承知一退散候趣、在所表ゟ申越候。全く愚昧の

百姓共、一途に久來の離別を惜み候ゟの事のみ。外に子細無₂御座₁候得共、多人數物騷しく相集り候事に御座候間、此段御屆申上候。以上。

三月

酒井左衛門尉內
關　茂太夫

庄內より江戶表への書狀

庄內ゟ江戶表へ御屆書

此間家來の者ゟ御屆申上候通り、唯今迄の恩誼を相慕ひ、所替被₂仰付₁候に付、永々引離候儀相歎き、大勢所々へ打寄り、長岡へ供致し度抔、無₂謂申立候に付、役人共差出し、心得違の趣達て利害爲₂申諭₁候處、孰も致₂承伏₁一旦は引取候へ共、其後又々大勢の百姓共度々相集り、既に昨廿日には凡三四萬人に及び候て、兎角同樣無₂謂申立は、對₂公儀₁候ても恐入り候筋故、尙其內役人共差出し、心得違不埒之旨、精々申含め相宥め悉く致₂從服退散₁候得共、多人數度々群立候儀に付、尙此段御屆申上候。已上。

二月廿一日

酒井左衛門尉

此書付、江戶へ三月七日御屆に相成候由。右之通に御座候。

酒井左衞門尉の聞置書

丑六月廿一日、御差出の御聞置書寫

私是迄の領分田川・飽海兩郡の百姓共、兎角愁訴之一念相止不ㇾ申、最前ゟ夫々念度申諭し、手當向無ㇾ油斷ㇾ申付置候者勿論に御座候得共、不ㇾ惜ㇾ身命ㇾ忍出、度々及ㇾ御駕籠訴訟ㇾ既に越前守殿ゟ御沙汰向御座候に付ては、猶又嚴く密に爲ㇾ致ㇾ手當ㇾ役人共土着同樣差出し、嚴しく制止置候處、誰魁首と申すも無ㇾ之、夜中等五人・七人・八九人宛密に忍出て、無ㇾ路深山を拔出て、又は小船に取乘り風波を侵し、先々月末ゟ先月上旬迄、餘程多人數罷登候の由相聞え、其向役人共不ㇾ取敢ㇾ致ㇾ手分ㇾ追驅つれど、中途ゟ爲ㇾ引返ㇾ候者も有之、乘て最上越後筋へ足輕共差出置候手にて差戻候も有ㇾ之、又右役人共差留候を恐れ、何方へ潜居候哉、一向不ㇾ相知ㇾ者も多分にて、役人共無ㇾ據此表迄致ㇾ參着ㇾ御府内口々は不ㇾ申及ㇾ四方其最寄に無ㇾ之所迄手當相増し、船路等も悉く致ㇾ穿鑿ㇾ押捕、屋敷へ引取候人數爲ㇾ相改ㇾ候處、庄内拔出候人別に相違無ㇾ之、尤追々罷登候次第、具に遂ㇾ糺明ㇾ候處、別に子細無ㇾ之、全く引離候を悲み、永城歎訴之心掛、又は長岡へ是非罷越度抔無ㇾ謂事のみ申聞候。且又右拔出候者共の內、

彼此人數追々三百餘人、仙臺領通り候處、松平陸奥守役人致出張、多人數の儀に付通行差留め、逐一承糺候上、再三利害爲申聞、右之内五人引留め、其餘は不殘引返し右之趣同人役人ゟ、在京家來共へ及掛合、差留置候五人の者も引渡受取候段申越候。私庄内發足前、丁寧懇志に申諭し致承服、其後も無油斷役人共爲致出張、增手當嚴重に致置候得共、表向は農稼出精の樣爲相見、夜分等忍々拔出て、無路深山を越え或は小船にて海上相廻り、剩へ仙臺領相通り、被差留候砌、彼是愁訴等、愚昧の者共不埒至極の致方、於私迷惑至極存じ候間、夫々急度咎申付置候。道中ゟ引戻し候者も餘程有之候得共、此表にて押捕へ候人數も二百人に餘り及び申候。近々手分け爲致警固差下可申、此節柄少人數にも無之、御關所罷通り、其上於仙臺領の始末、他に引合にも相成り、尤も最初ゟ無油斷手當者致置候處、御沙汰向も有之、猶又嚴密申付置候得共、前段之次第にて、何分無據恐入奉存候。依て猶取締方精々沙汰致し置き候。此段御聞置被成可被下候。以上。

六月　　酒井左衞門尉

險岨の艱難を不厭、道も無之山路を拔出て、海邊の者共は漁船又は手船等にて、他領へ罷出候趣申聞候。尤も路用に貯へ無之者は、田畑・家財等を賣拂ひ、中には妻子を奉公に差出し、路銀調達之者も有之由に御座候。一體邊鄙愚昧の百姓共、一圖に凝固り無謂歎願申立候儀、不埒至極にて御座候へ共、何分兩郡百姓共一致の儀には、農業に相障り、嚴しく咎申付候事も相成り兼ね、誠に當惑仕候。既に先達て水野越前守樣ゟ御達之趣も御座候間、左衛門尉儀は不及申、家來共一同奉恐入、領內手當向猶又嚴重申付置候。然る處今度又々百姓共多人數領內罷出候趣相聞候に付、郷方掛り役人郡奉行・郷目附・代官手代の者召連れ、近國往還筋諸方へ手分致し、見當り次第引戻し候手當には罷出候處、中途ゟ引戻も有之、最上越後筋へ兼て足輕共差出置候手にて、引戻も有之候得共、右樣役人共罷登り候を承傳へ、彌々間道に潜居候哉、往還筋にては其後見當り不申候。段々罷登り御府內近邊宿々へ右役人共罷出居り、追々罷登り候百姓共、品川・松戶・板橋は勿論、向寄に無之口々船路迄悉く致手當、見當り取押へ、屋敷へ引入候者共、此節迄都合二百廿三人に

相成申候。右の者共夫々相糺候處、庄内兩郡の百姓其申合せ、左衞門尉永城之儀、猶又歎願の爲、密々四五人或は七八人宛忍出て候處、前條の通り領内口には不申及、間道迄も嚴重手當有之候間山詰道者に相紛れ、他領へ罷越し、或は漁船にて越後路へ罷出て、其外御大名樣方領內御通行の節、夫役に出候者直樣罷登候由に有之、右何れも往還筋不罷通、野道・畑道を撰み通行致し、止宿等不仕、行當次第野宿致し罷登り候內、途中にて落合ひ、一群十人・廿人と相成り出府仕候趣、段々遂糺明候處、別に子細無之、兎角引離れ候を悲み、永城歎訴之心掛、又は長岡へ是非召連呉候樣存詰候外無之候旨、種々愚昧の不辨より無謂事申聞候。右の外に三百人餘り仙臺領通行致候處、多人數無謂通行の儀に付被差留、精々預利解漸致納得、領分へ引戾し、其內五人被差留、在所役人彼方御役人引合之上、是又引戾し候趣、右に付於在所、夫々役人共猶又精々取調の上捕押へ、前文中途より爲引戾候者も彼是貳百人餘に相聞え申候。尙又取押への爲め、近國へ追々役人共差出し、境目口には申すに及ばず、海邊・山路嚴しく手當申付置き候得共、何分庄內二郡の百姓共、一同

一圖に死を相極め存詰め候事に相聞え候付ては、自然制止方行屆兼候義にも相聞え可レ申哉と、一統甚以て心配當惑仕候。此段幾重にも厚く御含被二成下一候樣仕り度奉レ存候。已上。

六月　　酒井左衛門尉内　關　茂太夫

所替中止

丑七月十七日御老中御連名、御奉書到來、明十二日四ツ時可レ令二登城一之旨、御不快故爲二御名代一、本田隼人正樣江州膳所若殿也御登城之處、御老中列座之上、水野越前守樣被二仰渡一。

思召有レ立、今度所替不レ被レ及二御沙汰一、其儘庄內領被二下置一候。

酒井左衛門尉名代　本田隼人正

思召有レ之、不レ及二所替一長岡領被二下置一候。

牧野備前守名代　牧野玄蕃頭若殿

不レ及二所替一、大藏大輔願置候次第有レ之、二萬石御加增被二付仰一候。

松平大和守名代　山內遠江守土佐之分家

右恐悦被仰出候。本田隼人正様御下城は、八ッ時少し過にも相成候得共、江戸中評判は晝時頃より致し候哉、同日着六ッ時止、庄内兩郡の百姓何れも隱居り候哉、又何方にて相圖仕り候哉、五人組・十人組として、西瓜一宛獻上とて、相集り候人數凡三四百も可有之候歟、右の者御役家又は外御大名樣方へ入込み奉公致し、或は乞食又は其日過ぎの商ひ、色々姿變へ入込み有之候哉、前段御召捕の餘りに御座候。右之趣態々飛脚之者申居り候事。

御使番　三百石
奥津彌傳次

早追にて恐悦庄内へ被仰下候御使者、

右神田橋十二日八ッ時出立、庄内十六日夜六ッ時着。道中追々人足定式十二人之處、五六十人駕に付、庄内着の頃は百姓共も駕につき、追々六七百人に相成申候。

一、庄内其夜市中夜通にて往來ばた向□て酒宴開き候由、誠に賑々しき儀に御座候。

天保十二丑七月十七日ゟ同八月朔迄庄内御郡中恐悦獻上　左之通

庄内百姓の献納金

一金貳千兩（田川山濱郡加茂）秋野茂右衞門、一金七百兩酒田二の町中、一金千兩（酒田）伊藤四郞右衞門、一金三百兩（鶴ケ岡）金屋幸右衞門、一金二十兩（同別家）金屋富治郞　一金五十兩　豚屋大策、一金百兩肴屋大八木、一金三百兩　西海三郞右衞門、一金二百兩　村井千右衞門、一金百兩西海有次、一金三百兩　鷲田長兵衞、一金二百兩（長兵衞別家）鷲田仁兵衞、一金百五十兩　西海五兵衞、一金百兩西海順吉、一金二百兩三井、一金五十兩　大山御領酒屋中、一金百兩田林牛九郞、一金十五兩　三日町問屋中、一錢百貫文、八日町旅宿屋中、一金百兩永井喜兵衞、一金十兩　三日町與助、一金三兩一步。錢八貫三百五十文　八日町小前者共、一金五十兩　三日町帶屋、一御□五ヶ年獻上、外に金三十兩（御家中足輕）三浦菊三郞、一金五十兩　柴田慶藏、一金三百兩（新堀村）孫右衞門、一金二百　兩同村勘藏、一金百兩（添川村）鈴木彌一右衞門、一金五十兩（羽根田）喜右衞門、一金二十兩　金子民彌、一米百俵　新與屋彌右衞門、一金二百俵　田中德右衞門、一金百俵　小野田吉右衞門、一餅五重（差渡五尺）（美濃）藤島組、一同五重・同こんぶ（細切）長沼組、一貳斗入十樽・鰹節二連　田澤組、一御樽五荷・鰹節昆布　添川組、一上々白搗十俵・鰹節二連　黑川組、一昆布二十・御肴代金子五十兩・御

樽一荷京田組、一御樽一荷・御肴代金五十兩（御預り所下余目）御田組、一てんこ一臺・たなご四臺由良組一餅二重・するめ一把（黒川）能役者中、一餅二重狩川組、一三斗入酒二樽・しほ鮎二桶本郷組、一長芋五十本・昆布二把・酒一樽・肴代金五十兩京田組、一御酒一荷・鰹節五連跡組、一御樽肴・鰹節田澤組、一五重三俵餅・白木五斗入之酒銘鶴命 龜の壽石持かじか青龍寺百姓、

鶴龜の齢も永く御城持猶も石持添へ奉るなり

日本に御名のかゞやく鏡餅御國たもちて民のしり餅

庄内ぶし 飽海郡中　川北の踊歌

かけごゑ 御所替もおやめになりました。やれ〳〵おめでたう存じます。

萬代の君をとゞめて我等まで豊なる世に大泉

養老の瀧のようたのそして大濱燒腹合せて婚禮のさいたようたの〳〵

汲むとも盡せぬ龜ヶ崎草木もなびく時津風

目出度ひ酒井そのはやりうたて一ツおとろて〳〵

はや船錠て留る君の御船は國のつなよい〳〵。松も色增す時なれや。

右の外酒田金持衆獻上金未レ不二相定一、第一本間家一統、矢橋・大屋酒田郡中追々獻上、鶴ヶ岡にては地方林其外未定に候由。

大坂御舘入御永城恐悅獻上

御扇子料一白銀五枚　上田三郎右衞門、御馬具料同五百枚　御藏元　米屋喜兵衞、御肴料同五十枚　肥前屋篤兵衞、御扇子料同二枚　大津屋新助、同　金一兩　篤兵衞手代　肥前屋十兵衞、御酒料　白銀五十枚　攝州神戸　俵屋利三郎、同五十枚、同二つ茶臺　木屋藤左衞門。

八月廿日於二大阪一御藏屋敷・大阪御舘入・神戸其外船掛り口入迄御料理下され候事。

酒井左衞門尉家來留守居
關　茂太夫

右之者儀、去子十一月朔日、主人領分替被二仰付一候上は、歎願致迚相戻り候筋は無レ之處、主家の爲めと存じ迷ひ、一己の取斗ひを以て、元御側衆水野美濃守家來西川瀧之進其外へも歎願いたし候段、殊と音物等相贈候儀は無レ之共、右始末不埒に

つき、押込申付け候。

同人家來郡代役
石川權兵衛

右之者儀、主人領分替於在所表同役共領内の者へ申渡し候處、領主の離別を歎き、去る子十一月已來、追々百姓共御當地へ出て、重き御役人方へ御駕訴致し、主人方へ引渡しに相成、在所表へ差出候者有之、不便に存じ候迚、自分心得を以て、聊かながら手當金差遣し候段、既に外百姓共賞美受け候儀と心得違ひ致し、尙又駕訴致し候仕儀に至り候段、麁忽の取計ひ、右始末不埒につき押込申付け候。

八月十二日

右矢部左近將監宅に於て申渡。

以上庄内大坂藏屋敷ゟ、右館入上田三郎右衛門が借り得て寫せる所也。

一、先達て庄内の沙汰申上候。全く實說と被存候。漸く右所替止み候に付、相分り申候。先達ての儀も申出候風說申觸す譯も有之候。此節川越不取沙汰にて、誠に大和守樣にも面目無之次第也。

一、大和守樣御家來小熊小仲太・鈴木宗藏其外八人計り、四月朔日立にて川越ゟ庄内へ罷越し、何角の取調に罷下り候由。此人々庄内家中の内、兩三人幷當時浪人者、御領分高持百姓の内、數多大和守樣方に相成り、右役人へ□を以て附從ひ、江戸表へも罷越、大和守樣へ入込み、或は家來になりし者も有之。大和守樣引移の上にて、何れも夫々に役付度き趣を願ひ、追從致し、金子五百金も差上げ、御紋付をも拜領せし者も有之候由。多くの農商何れも一統に信義を盡せる中にも、又斯樣なる不埒者も有之故、此者共は追つて取締の上、缺所・追放等相成候由に承り申候。是迄にも庄内の惡說を申觸し候も、川越の不評言語に絕したる事故、是を妨げんとて、是等の惡徒等川越の役人共と申合せて、跡形もなき事を事々しく言觸せし者なるべし。酒井家の由緒歎願の趣、悉く道理に當り、領中一統の愁訴投身命の鐵石心、天下の人をして大いに感動せしむるに至ること、全く數代仁政を施し、民を撫育せられしに、當侯又至りて仁君なる事顯然たる事也。又川越の不評なることは、言語同斷なることとなり。

右庄内の一件の如きは、神君世を知召してより、元和已來、天下に無類の事にして、酒井家代々仁政を施せし積善顯れ、當侯の仁慈諸人の知る所なり。此故に國人幼子の慈母を慕ふが如くなるに至る。實に諸侯の龜鑑となるべき事なり。

牧野備前守樣御所替に付、在江戸御家中へ被遣候書付之寫

此度所替仰せ蒙り難有き事に候。乍去寶性院殿御武功を以て、拜領以來二百廿四年苦樂を共に致し候地所、自分代に至り他所へ引移り候條悲歎の至り、家中の者共同樣に可有之、殊に銘々先祖よりの墓所に離れ、其外萬事幾許の哀愁深く察入り痛心の事に候。然れ共公命に依つては水火をも辭すべからざる家柄の儀、殊更大家の跡へ移轉命蒙り候はゞ難有可存之處、萬一不心得之眼中唱へ、又は不愼の次第等有之候ては、公儀に對し恐れ多く、家に對し不孝之事に候。唯々勝手向差支の時節、當惑之至りに候得共、含も有之候間、一統艱難を忍び平穩其事に引移相濟し、家中風説の外聞宜しき樣致し方也□心掛け候儀、第一之誠忠に候條、急々末々の者

迄希ふ所に候。猶自分心中委細頼母へ申含め、不ㇾ違差し下し候。

牧野侯は先年より京都諸司代を勤め、仙洞様御崩御等の御大禮等を相勤め、過分の物入等これありし事は、諸人の能く知れる所にして、勝手向の困窮なるは左もあるべき事に覺ゆ。所替の入用、京都町人を頼みて手當せられしが、其事止みし故、之を斷られしと云ふ噂なりし。

庄内百姓歎願書

乍ㇾ恐以二書付一御歎願奉二申上一候

酒井左衛門尉領分、羽州庄内田川・飽海兩郡十八ヶ村百姓總代三十三人の者共、一同奉二申上一候。去る子年十一月中領主所替仰せ蒙られ候趣承知仕り、一同驚入り奉り悲歎愁傷に堪ず罷在候。元來當御領主の儀は、二百二十ヶ年已前御出國、初めて鶴ヶ岡御再興有ㇾ之候程の儀と承知仕り候。元來右兩郡之儀は、濕地多□□にて、最上川其外川々數多有ㇾ之、荒地同樣にて全く御高丈け無ㇾ之程の場所、多年御丹誠遣され御手元御入用にて、右川々屈曲水吐等宜しからざる場所は、夫々堀割或は海邊へ切落し、種々御手入在らせられ、水損等の災害無ㇾ之樣罷成、其上追々新田畑開墾等遊され、近年御高並に罷成り候趣、然る處往古より變難有ㇾ之候年柄は、莫大の御

高恩を蒙り 領内の者共一同安堵に相續仕り、就中近年に相成り、去る巳年當領の儀は、前代未聞の大凶作にて、餓死にも可レ及候處、領主役場に於て、總家中へ格外の省略仰付られ、右餘米を以て領内百姓共へ御救被二成下一、其上精力衰へざる樣にとの御趣意を以て、鮭鹽引・鰹節等迄、村々家々人別にて下し置かれ、在町の分は日日米穀御手當又は拜借等仰付けられ、諸國より米穀莫大に御買ひ入れ、御撫育被二成下一候に付、孤獨の者に至る迄餓死仕らず候段、誠に以て廣大無邊の御恩澤、重々難レ有一同感涙を流し、右御高恩九牛の一毛も奉レ報度く心掛け、農業出精罷在候へ共、兎角連年凶作相續き、別して去る申年迄は當領内冷氣強く、村々諸作共皆無にて、必至と難澁至極仕り凌ぎ方盡き果て、如何とも取續ぐべき手段無レ之、此上は乍レ恐御領主樣にも如何可レ被二成下一哉に奉レ存候譯は、當御領主樣御代に相成り、京都御名代再度迄御勤め遊され、其上御役向にて御物入多く、内連年の凶作、其度に百姓共御扱ひ方に付、莫大の御借財遊され候由に御座候へ共、猶又役場に於て、諸國身元宜しき者共より、金銀御借入被二成下一候て、又々巳年同樣夫々御手當被二成下一、其

上前々ゟ拜借之米穀金銀は、殘らず被レ下切に被二成下一置、御年貢は格別の御宥免、不足の御取立に相成候に付、領內の者共一同無借同樣に罷成り、猶又極く困窮の者共へは、別段の御救米錢被二下置一、其外古着類・夜具等に至る迄御憐愍以被二下置一候段、誠に以て莫大の御仁德、言語・筆紙に難二申上一、誠に難レ有仕合奉レ存候、此上は百姓共之丹誠を抽て農業相勵み、粉骨碎身の餘情を以て、聊かづつも返納請錢仕り、少しは御恩德奉レ報度、一同晝夜心掛罷在候處、此段存寄らず所替仰せ蒙られ候に付、領內百姓共闇夜に燈火を失ひ、赤子の母に放れ候如く、老幼男女共一同悲歎に堪へず、晝夜飲食も仕らざる程に愁傷仕り罷在候。右奉二申上一候通り、御恩君に奉レ離候儀何とも難レ忍、領內百姓共精進潔齋仕り、銘々居村の鎭守氏神は申すに及ばず、領內靈山・靈社・佛閣へ祈誓をかけ、只管御領主樣御永城在らせられ度く願ひ奉り、各々手の舞ひ足の踏む所も覺え申さず、愁憫仕り候折柄、領主よりは御救願等の儀は決して難二相成一旨、領內一同へ嚴重に被二仰渡一御取締にて、嚴しき所をも奉レ犯、去る子年十一月下旬嶮岨の深山雪中を潜り、漸く出府仕候處、領主屋敷にて御差留に相

成り、嚴重の御手當にて空しく國許へ御差下に相成り、其上愼み被仰付、猶又御境目口々には役人を増して差置かれ、歎願等心得違ひの者共は、嚴密の御調にて御取締に御座候へ共、如何にも心外不得止事、同十二月下旬より當丑二月迄に、四ヶ度忍び出でて江戸表へ罷登り、御役方樣へ縋り愁訴奉申上候處、御取上は無之候へ共、御理解被仰諭、領主屋敷へ御引渡に相成候ては、空しく御國許へ御差下に相成候得共、前々申上げ奉り候通り、御恩君に離れ奉り候儀、各々一命に懸け忍び難く、御領内の者共一同申合せ、所々の廣場々々へ二三萬人又は三四萬人、或は五六萬人づつ追ひ〳〵數ヶ所へ相集り、幸ひ此節御領主樣御在城被遊候儀に付、向後御參府の儀御差留め申上奉るべき旨にて、何卒御永城被成下、領内一同の百姓共御撫育被成下、安堵之思ひ仕候樣只管御歎願申上げ奉り候得共、更に御取上げ無之、且此時節柄大勢打ち寄り候ては、一揆の姿に相聞え、公儀樣に對し奉り濟され難き旨、嚴重に仰付られ、御察し計りの段一同恐入り奉り、深く愼み候へ共、兎角一日片時も忍び難く、止む事を得ず御領主樣御參府遊され候儀、組々村々密々申合

せ、峻嶇の深山幽谷を數日野宿仕り、度々出府の上重き御役方樣御駕に縋り、愁訴奉二申上一候得共、是又御取上無レ之、一同歎かはしく彌々以て悲歎に沈み、夫々伊勢參宮を初め、諸國の名山諸州の神社・佛閣より、靈山・靈社の諸寺院代拜相立て、參籠祈禱・修法等怠りなく執行仕り候儀に付、定めて諸天神明の靈驗可レ有御座候と一筋に願ひ上奉り候處、未だ御永城之被二仰出一も無レ之候は、時至り申さず哉、是迄都合七ヶ度の歎願も空しく罷り成り候上は、最早や外に縋り奉るべき方無レ之候と、深く恐入り奉り候得共、水戸樣御城内へ罷越し御歎願申上げ奉り候處、色々御教訓被二成下一候得共、御取上無レ之候に付、愚昧の百姓共辨へもなく樣々手配勘定仕り、然る上は御隣國樣方へ御愁訴奉二申上一候より外有レ之間敷事に奉レ存、極く密々夜中人跡無レ之山々谷々樹蔭より、追々五十人宛落合ひ、都合三百餘人に罷成候て、仙臺樣御領分尿前御番所へ差かゝり候處、御差留に相成り御糺の上、段々御調を蒙り候につき、私共御領主樣所替の儀につき、御歎願申上げ奉り候段有體申上候處、如レ此大勢にて騷ぎ立て、如何敷く相聞え却て御領主の御爲筋と相成間敷くと、厚く御教訓成し

下され候へ共、乍レ恐押し返し深く御歎願奉二申上一候處　願書は御預り成し下され、

右人數の内五人は江戸表へ御伺ひの上御沙汰有之候迄と、御殘に相成り、あと三百餘人皆國元へ罷歸候樣にと厚く御諭を蒙り候に付歸村仕り候。猶又會津樣御儀は、御同席樣にも在らせられ候樣奉二承知一候に付、是又御歎願奉二申上一候處、前條同樣の御理解にて御内々仰せ含められ候者、水戸樣・仙臺樣御方へ御問答の上、猶又御同席中樣へ御内談在らせらるべく候趣御諭を蒙り、難レ有歸國仕り罷在候處、此節に至り川越より御役人方御引移りの由、中には御家内御召連にて御出での方有レ之候趣承り及び候。其上江戸表よりの御飛脚御模樣承り候處、彌々日限御催促等在らせられ候由承知仕り候て、國中一同の人氣猶々騷ぎ立ち、荒々敷く罷成り、愚痴文盲の百姓共此上如何の儀相働可レ申哉も難レ計奉レ存候。乍レ恐當御代御治世より二百五十餘年以來御靜謐に相治り候御世、此庄内より如何之次第出來可レ仕哉、右に付ては尙御屋形樣へ縋り奉二申上一、歎願御取扱奉二願上一候より外御座なくと存じ、先頃中より三ヶ度迄も罷出候へ共、山々・谷々打越し候内、領主役人方に見咎められ御差留に相

成り、其上度々御取締を犯し奉り候儀に付、津々・浦々漁船迄も御差留に相成り候得共、人力の一心不レ得二止事一、此度押して罷出、乍レ恐領內百姓爲二相代一、私共斗り御國許へ推參仕り候。何卒格別の御憐愍を以て、尙領ニ御永城成らせられ、領內百姓共一同永く安堵に相續き仕候樣、御慈悲御仁惠の御取扱被二成下一置候はゞ、國中一同御仁惠之段、生々世々忘却仕る間敷、難レ有仕合奉レ存候。偏に御救助の御憐愍、一同伏して奉レ願上一候以上。

天保十二丑年六月

酒井左衛門尉領分
羽州庄内田川飽海兩郡百姓惣代
菅野村　永　藏
外三十二人

久保田御領主樣

右書面丑六月廿二日、佐竹侯於二御領分一御川狩に御出張の處へ願ひ出で候に付、川狩延引、直に御城內へ御引取り御評定の上、七月二日於二江戸一御屋敷留主居田代新左衛門取扱ひ、公邊へ進達、同十二日願濟に相成。

阿片戰爭の風聞書

此書面天保十四癸卯年三月廿一日江戸住人

唐國風說書

唐國表ヱキリス人立騷ぎ候風聞有レ之、御尋ねの趣奉レ畏候。當十一月□浦出船迄大略左に奉二申上一候。

近年唐國所々、阿片にて製し候煙草相用ゐ、數多の人命を害するにより、去る亥年以來外國より阿片持參候て、商賣仕り候儀停止に相成候處、ヱキリス國商船に限り不二相守一、又候去る亥年廣東表へ多分持渡り候儀、京都上聞に達し候故、福建府に相詰め候官人林則徐を被二差越一、殘らず差出させ燒捨てに相成り、已後持渡り停止の旨達し有レ之候へ共、ヱキリス人共種々苦情申立て强訴致し候に付、數十人刑罪に取り行はれ、其末去る亥年秋九月八日に至り、歸帆の砌數船參り、石火矢を打掛け候故、廣東表備場備船より同じく打出し、双方共手負・死人多く有レ之候に付、尙嚴重に備へ有レ之、尤も唐國の掟を相守り候外國の分は、是迄の通り商賣差免され候得共、ヱキリス國の商船に限り前條の次第故、其儀出來兼ね、之に依つて當子六月七日、寧

波附近へヱキリス船四十八艘參り候。翌八日船山定海縣へ船寄せ參り、此所の官兵と双方石火矢を以て打合ひ、互に手負・死人有之、纔かに總官兵討死致し候に付、知縣も恐怖の餘り、餘城の堀へ身を投じ死去仕り候儀故、居民共見聞致し、何れも相驚き四方へ散亂仕り候虚に乘じ、一縣を奪取り申候。此縣中に十五ケ所の小湊有之、一湊に二三艘づつ般分け、上陸致し所々の墳墓を發掘し、石碑等取集め、城外には一重高塀を築き添へ、今以て割據仕り居り候。偖又當六月二十四日、□浦湊縣りヱキリス船一艘來り候に付、城内より石火矢を打出し、ヱキリス人九人打殺し申候處、同じく打出し城門を打崩し、居民十一人程打殺され候故、居住共相驚き、住家を明け捨て、殘らず蘇州海邊所々へ逃げ移り申候。その後九月二十日頃、寧波府入内餘姚縣へ、同じく一艘寄せ來り、處々相伺ひ居り候內、此處の居民共數萬馳寄り防禦いたし、双方戰ひ候半ばに、船中より石火矢二放程打出申候。此邊の海中至つて淺く、潮の滿干に隨ひ砂高に相成候儀を、ヱキリス人共相辨ぜず打ち出て候故、右の餘勢にて船底を突破り相洗み候を、數萬人の居民追詰め相戰候に付、多勢に敵せず、端

船に乘り移り迯げ去り、漸く二十一人程生捕り申候。此内女一人有之、至つて勇猛にて鎗刀を數十本打折り申候。此女ヱキリス第三の王女の由に付、ヱキリス人共不得止事、定海縣へ引き退き書札を以て申越候は、右の王女返し吳れ候はば、奪ひ取り候定海縣早速相渡すべく、萬一殺し候時は領國の軍船を出し押し寄せるとの事故、當時寧波府へ差越に相成り居り候滿洲大將軍伊里布と申す者、二萬餘の兵卒を引き具し相集められ候、此伊里布より返書に、右王女受けとり度候はば、船々の諸軍器石火夫共殘らず差出し、かつ定海縣引拂ひ廣東表へ罷越し、若し願の筋有之候はば、同所の官府へ申立て候樣可致、右王女は陸地差返し、同所にて相渡すべき旨申越され候得共、ヱキリス人相欺かれ候哉も難計く惑ひ致候故哉、兎角の返答も致さず、今以て定海縣に滯船仕り居り、晝は上陸致し、夜に入り候はゞ日々滯船仕り候。依つて寧波府は申すに及ばず、海邊所々津留ながらに相成り、出入を嚴重に禁じ、備有之、漸く當十月來より、商船出入免され候儀に御座候。當時も右戰爭の半と申し、殊更僅の間双方にて、三船程も破船に及び、商業

取り續くべき術に盡果て難澁仕り候得共、御取締り已來、專ら交易信義を不㆓取失㆒候事のみ肝膽を碎き候折柄、一乘にても仕出申さず候ては、貴國に於ても商情御憐愐下され候。重ねて御沙汰も蒙り、尙當時已來厚く御恩澤を戴き候儀に對し、相濟ざる譯に付、エキリス船亂妨中を顧ず、押して二艘仕出し申候處、天運とは申しながら、逆風强風の難に及び、不㆑得㆓止事㆒乘戾り、莫大の損毛相立ち逃去り候、空しき手を束ね居り候ては、御定數御受け仕る詮も無㆑之儀に付、責めて爲㆓御報恩㆒當冬大艘の辻仕出し、信義を顯はし度心得にて、興廢を天に任せ、双方荷主共差憤りを付候はゞ、速に被㆓仰出㆒候御主意を存じ候故、乍㆑恐御乘艦可㆑被㆓成下㆒候、エキリス一條も、人質も有之候事故、只今の模樣にては、來夏迄の內には、極めて平和に相成可㆑申候。然上は彌〻以て出精仕出し度く、相勵候樣可㆑仕候。此段御尋ねに付大略申上奉候以上。

子十二月　　諸荷主　代　副

和蘭曆數一千八百四十年天保十一子年二月十九日水曜日　アムステルダム中所

載抄錄一節

記近也魯西亜國長壽人又外國所レ無可レ想ニ其地廣大人民衆多一也

從百歲至百五歲人 八百五十八人 從百十七歲至百二十歲人 百三十八人 從百廿六歲至百四十歲

三人 從百三十一歲至百四十歲 五人 百四十五歲人 一人 從百五十歲至百五十九

歲人 三人 百六十歲人 一人 百六十五歲人 一人 通計一千百二人

唐國廣東湊の外に、古來より渡商致し候外国人の內、インキリス共何れの頃よりか唐國の者共へ、阿片にて製し候煙草を拷注に相込め置き、自分共には阿片持渡り商賣致し來り候處、阿片煙草の儀は、元より高料の品にて、數年相用候へば、終には人命をも害し候に至り候故、近年一統に制禁に相成候得共、相止まず候に付、上意により、諸方より制禁の仕法奏聞致し候內、山東の文官黃□と申者、申立て候通りを以て、改めて稠く制禁に相成候處、去秋尚又大造に文官阿片持渡り候に付、福建の文官林則徐と申す者、上使として廣東表へ罷越し、右持來候阿片二萬餘箱買上げ、殘らず燒捨に相成り以來は、持渡方停止の趣稠しく申度候。種々苦情申立候へ共、許容無

レ之所、イギリス人を始め廣東住居の外國人共、追つて本國へ引拂候由、其後尚六月寧波府之內定海縣と申す處へ、四十餘艘のイギリス船渡り來り、同廿八日鐵砲打ち掛け、双方死傷有レ之、別して定海縣の知縣並に同所總兵官討死致し、終に定海の縣をイギリス人に奪取られ候由、然る處六月廿四日、インキリス船、□浦表へ渡來、双方より鐵砲を以て打ち合ひ、死傷等有レ之候へ共引汐に乘り行方不レ知相成申候處、九月廿日頃、インキリス國第三の王女、精兵七八千人を率ゐ、端船に乘組み、寧波府の內餘姚縣の海岸に近寄り、大筒數挺打掛け候處、其處淺沼故、大筒餘勢にて終にインキリス船裂け、自然乘懸け候故、地方土民共馳せ集り右王女竝に兵卒二十人計り生捕し、其餘は逊げ去り候よし。

風説書

一、當年來朝の阿蘭陀船一艘、六月九日咬唱巴出帆仕り、海上別條無く今日着岸仕り候。右一艘の外類御座なく候。一、去年御當地より歸帆仕り候船、十一月十日海上滯りなく咬唱巴着船仕り候。一、ロシャ國嗣子アレキサンドル ニコライイッヽ和

蘭國を通行し、其節和蘭國王の方へ見舞に立ち寄り申し候。一、ヱケレス國王の娘フノキトリヤトと云へるを女王に立て申候。一、和蘭國王の嗣子ウュルテンブユルク(國名)之王女ソブイヤと縁組仕り候。一、トルコ國帝辭世仕り、嗣子位に卽き申候。一、テイネマタル(國名)王辭世仕り嗣子位に卽き申候。一、右ヱケレス國の女王サクセンコーブユルダッター(國名)王子を聟に成し申候。一、和蘭國支配之東印度奉行ヱーレンス病死仕り、テンカラーへフツホーケレトルブ跡役に相成り申候。一、イスツニヤ國一揆靜り、其重立ち候荷擔人共離散仕り、發頭人トンカルロスはフランス國へ追ひ去り申候。一、唐國にて、ヱケレス人無理非常の事共有之候處より、ヱケレス國より唐國へ師を出し、ヱケレス國は勿論、カーブテクーホーフ(エーアフ州の内)及び印度ヱケレス國の領地にて、專ら兵を揃へ唐國に仇を報ぜん爲めの仕組に御座候。一、右申上候外、印度邊相變儀無御座候。一、臺灣邊に於て、唐國船七艘見掛け申候へども、御當地通商の船には無御座候。且又右の邊に於て、歐羅巴洲の船二艘見掛け申候。右はヱケレス船共には御座無く候哉に相察し申候。右之通船頭

并にへとる阿蘭陀人申口承申上候。右之通和解差上申候。已上。

カヒタンシデユアルト　カランテソン

當春入津の船より申上候ヱンケレス人共阿片交易の儀に付、唐國に於て騒動に及び候處平定仕らず候樣有增左に申上候

一、寧波府定海縣に罷在候イキリス人共、王女を捕へられ候後は、切りに和睦を乞ひ候故、當三月頃欽差伊里布若圖にて、王女幷に虜兵二十人餘差し返し候處、イキリス人共定海の地を差し返し、和睦相整ひ出帆致し、當時寧波は以前廣東より御呼戻し、官を被レ削候。林則徐此節被二召出一新に四品京堂の官位に叙せられ、非常防禦の爲め定海に出張致し居り候由、之れに依て□浦並に江蘇の地は、先づ以て穩に相成り、御地通商の船仕出等には、差支御座無候。其後イキリス船安々廣東へ罷り越し、阿片商賣の儀歎願致し候由、右廣東にて欽差林則徐、先達つて京都に手越に相成り官職削られ候後、滿洲の官人琦善と申す者罷り越し居り候處、阿片商賣差し免し和睦致し度き段、奏聞致し候故、帝逆鱗なり。右琦善を京都へ呼び

登せられ、并に定海より罷歸り伊里布兩人共、官職を削り居宅を收められ、右の代りに差遣さるべき者選ばれ候へ共、在京の官人共多分和睦を志し候趣上聞に達し、已に天子自ら六師を引ひて征伐可ㇾ有ㇾ之處、御第三親王錦塏是を諫め止め、其身大將として軍兵を率し、廣東へ發行有ㇾ之由、其已前廣東表にはイキリス人共、願ひの趣相叶はざるにより、數度戰爭に及び、廣東の外手奥山門の內に兼て外國人押への爲め、文武の官人詰方致し居り候外城を放破し候に付、官兵共內城に逃げ入り候て、嚴しく防禦致し居り候由、尤も親王錦塏に軍略兵の剛臆未だ承知仕らず候。

右之通り私共唐船出船の頃申傳承知仕候に付、此段書付を以て奉ニ申上一候。已上。

丑ノ二番船

天保十二丑六月　　則剛沈澣香

阿片烟草(一名ホウランタバコと云ふ。)唐人共先年長崎へも持ち來りし事ありしかども、高金にして其性分らざる無用の物なる故、御買上にはならざりしと云ふ。原賀吉藏と云へる長崎の人に逢ひて、委しく此事を聞けり。御製一向に分らず。黑砂糖のゆるき樣なる物にて、とろりとせし物なれば、決して炭火にては吸ふ事

なり難く、唐人共の之を吸ひつるを見るに、蠟燭に火を燈し烟管に之を詰めて、火皿を燈火に付け置きて、其沸立つるにつけて其氣を吸ふ事なりと云ふ。斯樣の物なる故、炭火などは烟草の濕りにて、直に火消えて吸ひ難しといふ。奇なる事には、此烟草を一度吸ひつる時は、其味ひ忘れ難くして、之を止むる事なり難しと云ふ事なり。然れども此の煙草を吸へる者は、漸々に痩衰へ、一身青草の如き色と變じて死失せると云ふ、恐るべき煙草なり。又此煙草を生にて少にても飮みぬれば、直ちに舌を卷き詰めて即死すと云ふ。唐人共長崎にて金を遣ひ過し、歸國したりとも身上立行き難き者之を食して、死したる者ありしとなり。心得べき事なり。

寬永十二乙亥年六月廿二日將軍家光公御當家先例に准じて

武家掟被仰候書附の寫

一、文武弓馬之道專可相嗜事。左文右武古之法也。兼備へずんば有るべからず、弓馬は是武家之要樞也。武器と申し用之。

一、止事を得ず治に亂を不忘、何ぞ條陳を不勵哉。

一、大名在江戶交替中相定也。每年四月中參勤可致、從者員數近來多し。且國郡之費は且人民之勞也。向後相應を以減少すべし。但上洛之節は都合に任せ分限に可隨事。

一、新規之城郭構營禁ニ止之一、居城湟壘・石垣以下敗壞之の時、奉行に達し其旨を可レ受、櫓・塀・門等之分は先規之如く可ニ修補一事。

一、於ニ江戸竝何國一縦何遍之事有レ之と雖も、新規を止め徒黨を結び、誓約を成候儀制禁之事。

一、縦於ニ何所一刑罪に行といふ共、役者之外出向ふべからず。但檢使之左右に可レ任事。

一、諸國主幷領主等、私之爭論致すべからず。平日須レ加ニ謹愼一也。若遲滯に可レ及儀あらば、奉行所へ達し其旨を可レ受事。

一、音信贈答・嫁娶之儀、或は饗應或は家宅營作等、當時甚だ華麗也。自今已後簡略可レ致。其外萬事儉約を可レ用事。

一、衣裳は料混亂たるべからず、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上聽レ之、紫袷・紫裏練・無紋之小袖猥に著レ之べからず。公諸家中郎徒諸輩、綾羅錦繡之服を飾事古法に非ず。全制禁之事。

一、乘輿一明之歷々〔頭書〕一明の字解し難し本文の儘之を書記す。國主・城主一萬石以上、國大名之息・城主及

侍從以上之嫡子、或年五十以上醫院之兩道病人免㆑之、禁濫吹但免許之輩者格別也
諸家中に至ては其國に於て其人を選み可㆑乘之。公卿・門跡・諸出家は可㆑爲㆓制外㆒。

一、本玄障〔頭書〕玄源乎有之ば、不㆑可㆓和拘㆒。若叛逆人を殺害之告あらは可㆑通㆑之可㆓追出㆒之事。

一、陪臣人質所㆑應之者、追放・死刑に可㆑及、右可㆑伺㆓上意㆒、若當座難㆑逃儀有ば、誅伐之者其仔細可㆓言上㆒事。

一、知行所務清廉に沙汰之非法を不㆑致、國郡不㆑可㆑令㆓衰弊㆒事。

一、道路・驛馬・舟梁等、斷絕なく不㆑可㆑令㆓往還停滯㆒事。

一、私之關所・新法之津留制禁之事。

一、諸國散在寺社領、古より今に至り附來所は、向後不㆑可㆓取放㆒事。

一、萬事江戸如㆓法度㆒國々所々不㆑可㆓過行㆒事。

右之條々准㆓當家先制之旨㆒今度潤色して定訖。堅可㆓相守㆒者也

寛永十二年己亥六月廿一日

右御掟書は、昔仰出されし事なれば、諸家に其寫之ある事なれども、當時御政事改りぬる時節にして、質素儉約の事に付、種々の御觸限りなく仰出さるゝ事故、其本源を知らしめんが爲め、爰に之を記し置く者なり。公儀御政事、將軍御上洛、日光御社參、天草一揆、諸侯の興廢せるなど委細に書記せる處の元寛日記とて寫本あり。其中に右掟書も書記せり。總て將軍家常住座臥の御日記なれば、之も一見なし置くべき寫本なり。

一、問云ふ、乘輿の儀は以前も今時の如く、御吟味強くありたる事に候哉。答曰く、只今とてもと申す內に、我等抔若き時の儀は、乘輿の御制禁別て嚴しく之あり候樣に覺え申候。仔細を申すに、以前の儀は御直勤家の儀は格別、大名方は家來共五十有餘に罷成り、乘輿の御願を致す事は大家・小家によらず、其家に於て家老職を申付け置くと之ある儀を、主人方より御斷仰上げられ候へば、乘物を御免被ㇾ遊、其外にはたとへ高知行を取置き役儀を勤め候者たりとも、竹輿ならでは御免無ㇾ之に付、何れも竹輿を澁塗りに仕て乘り申し候事有ㇾ之、町人・職人の儀も五十以上に罷成り、

又は法體など仕り候者、御願を申上げ候へば、右の竹輿を御免遊ばされ候へ共、一同に黒く塗り候て乘り申す儀は、外々の竹輿に紛不レ申樣との儀に有レ之候となり。右竹輿の儀に付、御代々公儀の御用を相勤め候者に、橋本甚三郎とやらん申したる町人御願を申上げ、法體仕り、橋本源入と改名仕り候頃、御禮日の事に候處、蒲張の竹輿に乘り下乘橋迄乘來り候に付、御徒目附中是を見咎め、其方は何者なれば竹輿にて是へ參りたるぞと尋ね候に付、私儀は御用を承り候橋本源入と申す者の由申候へば、御徒目附中衆被レ聞、たとへ御用達にもあれ、下乘迄竹輿に乘り、御大法を背き候へば通し候事ならず。吟味を不レ相遂レしては不レ叶との儀に付、源入大に迷惑仕り、御堀端につくばひ罷在候處に、朽木民部少殿登城あられ、源入を御見掛け御徒目附衆へ、あの者は何故に爰もとに居候哉と御尋有レ之候へば、總て町人類の者の儀は何れも御心外にて下乘仕り候筈の儀に御座候處に、此邊迄竹輿に乘り罷越候に付、差控罷在候樣に申付候由申候へば、民部殿御聞有られ、あの者の儀は近き頃御願申上げ、法體の身となり竹輿に乘り候へば、いづく迄も乘り候事と心得、是迄も乘付

けたると相見え候。近頃不調法なる事共に候。乍レ然我等狂歌を一首詠み候間、此歌に免んじ、今日の儀は宥め被レ致申し給へと申候に付、御目附衆の儀も民部殿の御申しの儀に候へば、何か扨と被レ申候へば民部取あへず、

橋本でおりべきものが乗物で深入をしてとがめられたり

右落穂集（友山といへる老人の聞書にして十巻の寫本なり、外に靈欽夜話といへる聞書候、此も此人の著述なり、）にあつる處なり。前に寛永の御掟を記置きぬる故、筆のついでに之をも心得てよろしきことなるにぞ、こゝに書記せる者なり。友山といへる九十歳計りの老人にして、此聞書は元祿の頃諸人の尋ねによりて、己が幼年の頃より聞覺えし事共を悉く答へしよしを書けるなり。悉く御當家の始め、神君御代を知召してより以來の事を委しく書記しあり。

浮世の有樣卷之九下 終

天保十一年、十二年雜記

浮世の有様　巻之十

天保十四癸卯年　物の直の五八度を守り二三割下げ、霜正に九にの間ひ、四海に天地を合せ、六の内に十二小十も七九治れる御代

（元日の天候）舊臘廿九日夜に入りて頻りに雨降出しかば、元朝の天氣如何あらんと思ひしに、寅の刻に至りて雨止みぬ。され共巳の刻頃迄は曇り勝なりしが、夫より空晴れて風もなく、天氣至つて穩なり。昨年御改革の仰を守り、何れも粗服を着て年禮を勤む、至つて物靜なる事なりし。四日晴、今日例年の如く米の初相場立つ、其直段書を見るに、

（米穀初相場）

初相場

筑前米　六十六匁	同小麥　七十四匁
同古米　六十七匁三分	中國米　六十七匁九分
肥後米　七十一匁七分	同古米　七十五匁
同古米　七十五匁	廣島米　六十八匁六分
同餅米　七十六匁	同古米　六十六匁

今宮の蛭子祭

肥前米　六十七匁七分	讃岐米　六十一匁	備前米　六十七匁	淡路米　七十三匁	筑後米　六十六匁五分
豐前米　六十八匁五分	薩摩米　七十五匁六分	岡　米　六十五匁六分	柳川米　六十九匁五分	臼杵米　五十三匁
伊豫米　五十五匁	加賀米　五十七匁	米子米　五十七匁	出雲米　五十匁	秋田米　四十七匁
弘前米　四十六匁	岡大豆　七十五匁	大洲大豆　七十七匁	南部大豆　六十一匁	帳合寄附　六十八匁八分

金六十四匁八分五厘九分五厘　錢九匁五六分

九日晴、今日八ツ過ぎに至りて琉球人到着す。十日晴、昨今今宮の蛭子へ參詣群をなす事、例年の如し。され共御制禁嚴しき事故、遊女の駕籠に乘れる抔一人もなく、男女何れも粗服にして群集せる樣、又商人共の商へる賣盡し、其外の品々至つて鹿相にして、見世物等の小屋掛せしもなく、さながら遠國邊境なる神事祭禮を見るが如し。今宮北なる處の小溝に架かれる石橋の邊にて、大に群をなし、押倒されて怪我せし者其數を知らず。死せる者二三人も有りしと云ふ。斯る程の參詣なりし故、蛭子の賽錢は例年よりも至つて多く、千三百貫餘ありしと云ふ事なりし。十三日晴、今日未の刻琉球人出帆す。見物群をなす。晦日晴、昨日より寒氣少しく緩み、春色を

盛場移轉を命ぜらる

盜賊減ず

催すに至る。當月七日、島の內堀江新屋敷其外の靑樓の者共、明後九日迄に新町・幸町・北の新地・新堀等へ引取り候樣仰付けらる。兼て當月廿五日迄の日延願は聞濟み有りし事なる故、其心得にて居たりし處、思掛けなく火急に引越申付けられし事なる故、何れも大に狼狽し、幸町抔は家なき處へ暴に繩張をなし、名前を引取り、家內の者共は何れも家々を明けて、各々其しるべ又は親類等へ引移り、詮方なくて外商賣をなしぬる者は、其儘にて矢張其家に有りて動く事なしと云ふ。早春よりして至つて騷々しき事なりし。九日琉球人到着し、十三日出帆す。道中に於て三人病死せしと云ふ、見物大に群集。廿三日美濃大垣城下二百軒餘燒失す。夷中の小城下にしては至つて大火なりと云ふ。京攝共昨冬盜賊の手當嚴しく、町毎に自身番晝夜共怠る事なき故、賊の働き出來難きと見えて、少々宛の小盜の噂はありと雖も、格別の事はあらざりし。當月二十日過、丹州龜山の城下にて、矢田山と云へるに盜賊十二人にて籠り居しを、八人は召捕らる。殘り四人は出奔せしと云ふ。直に龜山より京都へ差出しとなる。昨年專ら噂有りし大盜人の群れなりと云ふ事なりし。〔頭書〕琉球人胡蘿

が來朝して詠める歌。松積レ年、年を經し子の日の祝ひ今日はまた君が八千代のためしにぞ引く無レ風散レ花、おのづから風も吹かぬに散る花は心かろしと云ふべかりける　富士山にて、白雪の空しき空に積もるかと怪むばかり高き不二の根　江戸出發立日、ふるさとを出でしにまさる涙かな又も問ふべき都ならねば　浪華にて、津國のなにはは思はず倭人君が代よしと月を見るらん　伏見にて、今よりは鶏の床もうさからん初霜白し深草の里。以上中山王の詠五つなり。

火消年番年寄に覺す

昨五日北組火消年番町年寄當鄕總會所へ被二召呼一、總年寄永瀨幾代助より御達左之通

市中も取締宜しく、冬向火事沙汰少く竝に盜賊取締方も相付、畢竟精々世話行屆き候故の儀と、一段の事に存じ候。此上無二油斷一屆き候樣末々迄急度被レ及二沙汰一候樣に被レ存候事。右の通り舊臘廿九日御城下より御沙汰有レ之候。右は兼々其方共初め、末末町役人共に於ても、世話行屆き候故の儀にて、一同規模の事に候條、猶此上無二油斷一行屆き候樣末々迄可二申達一候事。

卯正月

衣服の驕奢を戒む

今日當鄕總會所へ通達年番町々年寄被二召招一永瀨七三郎より可二申聞一左之通

衣類の事能く相心得、守居候內末々の者は行屆きかね、用ひまじき品の帶又は襦袢

女髪結嚴禁

し・袗或は髪の飾り等にも、稀には縮緬の類不二相除一、其儘相用ひ候も有レ之由にて、今一際右等の處不行屆き殘念の事に候。此上小前の者へ篤と被二申諭一、聊にても右樣の儀無レ之樣精々勘辨可レ有レ之候。

女髪結の儀、先達て職替へ致し候後、弟子の内等に今以て不二相止一者も有レ之哉、左樣の儀は無レ之筈に候へ共、猶又不束の儀無レ之樣入念取調べ可レ被レ申候。右の通り可二相達一旨被二申聞一、尙乍レ序左に被二申聞一候。

文恭院樣御三回忌御法事、明後廿八日ゟ來る晦日迄於二四天王寺一就二執行一、右御法事中於二三郷市中一、喧嘩・口論無レ之樣相愼み、火の元別て可レ入レ念事。右之通り被二仰出一候間、町々入念可レ被二相觸一候。以上。

卯正月廿六日　　北組 總年寄

一、文恭院樣三回御忌之御法事、於二東叡山一御執行の事に候間、今廿六日ゟ廿八日迄町中致二穩便一諸事相愼み、別て火の元可レ入レ念事。一、御法事中公事訴訟は令二裁許一候事。一、御法事中、普請・鳴物・祭禮・法事等不レ及二相止一候事。一、來る晦日は殺生の儀

阿部遠江守出府

久須美佐渡守大阪町奉行となる

女醫の禁止

停止申付け候事。右の通り三郷町中可二觸知一者也。

卯正月廿六日 若狹 遠江

北組 總年寄

西町奉行阿部遠江守殿、御改革の儀に付、剪紙を以て被レ爲レ召、當月晦日立にて出府ある。與力内山彦三郎供にて罷下りしと云ふ事なり。こは昨年御改革の儀に付、大坂表の儀は外々とは何か振合の違へる所なれば、餘りに嚴しくも申付け難し。其始末出府仕りて申上げたしとの願ひ有りしに、其儀に及ばずとて、御差留になりし由なりしが、當春に至り召さるゝ樣になりぬ。町奉行の在役中に出府せらるる事、昔よりして其例なき事なりと云ふ事なり。〔頭書〕阿部の召されしは、御改革の事に付、大坂御政事御取締りの事に付、御尋の筋ありて、急御召の由專ら取沙汰にて、又大坂へ歸り來られ候由の噂なりしが、直に江戸町奉行となられぬ。その代りには久須美佐渡守といへる人小普請より大坂町奉行仰付けられしなり。

御觸

市中女醫師と唱へ候者、血道の療治正しく致し候儀は不レ苦候處、中には一通り姙娠の者を、賴みに應じ預り置き、爲レ致二墮胎一候類も有レ之候哉に相聞え、不屆の至りに候。向後右樣の儀相聞き候に於ては、賴人迄も逐一致二穿鑿一急度可レ申間、右の趣

三郷町中端々迄不ㇾ洩樣可ㇾ申聞ㇾ候事。

卯二月

二月朔日晴。二日雨、巳の刻より小雨。同下刻止む。午の刻又小雨にて時に止み降り不ㇾ定しが、暮過戌の方より酉の方へ向つて白氣立つ、虹の如し、諸人怪しみ見る。十三日晴、今戌の刻御靈筋淡路町南東角より東南の方へ、小半(町カ)計り燒失す。昨年來此邊燒失する事都合四度、其中には三度の火事毎に、近邊へ家を燒いて居を轉じて、三度ながら火難を不ㇾ免して丸裸になりし者不ㇾ少。又火中の交りながらにして、灰屋九郎兵衛其隣家の賣藥屋等、昔よりして七度まで近火を逃れ、此度も亦無事なりし。幸不幸は之にて思ひ量るべき事なり。今月朔月より獨活(うど)・孟宗筍等を賣る事を免されしにぞ、天滿市の側にて始めて之を賣出す。うど十本括り一把にて鳥目六百文なり。御城代よりの廻し者獨活一本を八十五文にて買取り歸りしが、忽ちに御咎を蒙り、鳥目十文の過料仰せられしと云ふ。然るに其翌日は十本にて七百文となり、又其翌日は八百文となる。昨年初物と稱し、早く作り出せる事を嚴しく禁ぜ

獨活筍の賣買

高島四郎太夫等江戸に召さる

られし故、作れる事少き故か、又御趣意に逆うて態と斯くする事にや、其趣意知り難し。

覺

一、糸割職人數の外爲二商賣一、長崎へ罷下り候者共、於二彼地一御停止の品々堅く相守り拔荷物一圓に買取るべからず、若し相背く者有レ之ば、後日に相知れ候といふ共可レ行二罪科一事。

一、長崎へ罷下り候節、大坂にて居年寄へ相斷り、至二長崎一下着次第、下り年寄へ早速申屆の面々、居處をも申聞可レ受二指圖一事。

一、西國筋へ商賣に罷越し若し直に長崎へ罷下り候者、大坂にて居年寄へ不二相斷一者有レ之ば、於二長崎一下り年寄へは其旨申斷り、借宅知らせ置き、尤御法度之趣不二相背一樣諸商賣人手代共迄急度可二申含一事。右の趣可二相守一旨三鄉町中可二觸知一者也。

卯二月三日 若狹 遠江

北組 總年寄

昨年來於二長崎一囚人となりし科人共、當十五日大坂着にて江戸表へ罷越し、高島が

罪の箇條二十餘箇條有りと云ふ。其内二十箇條計りは、長崎に於て白狀せしかども、其内にても重なる四箇條とやらんは、公邊に於て委細に申上ぐべしとて、之を白狀せざる故とも、又重き科人なる故江戸へ引るゝ共云へる噂なりし。

黑網乘物與力格會所相役高島四郎大夫・同七島造り網乘物町年寄同悴淺五郎・黑網乘物唐大通詞神代德十郎・藤丸駕籠唐通事出奔雅城事山田蘇作、榊清衛門と云ふ名をかへて、後藤に到りくじら漬をなせしと云・同四郎大夫手附城戸利八・同同飯野文太事猶林嘉平・白七島造駕籠唐方大通詞頭西村駿次郎・同長崎會所元方栢植長治郎・同同俵物方橫瀨大助・同反物目利城戸御役假親に付掛合石井儀平・同清人周壽寧合方女郎儀平假親遊女初紫・同遊女初紫親父貞助事山口屋政八。

御附添　御役所附船番町使廿四人・町年寄藥師寺四郎太夫親子附添・與力水野源太夫・同心二人・町乙名六人。都合八十人餘、以上天滿總會所へ着、重たる罪人の分は、直に松屋町牢屋敷へ遣し、輕き者共は總會所に止宿の由。長崎會所吟味役並掛方役佐藤忠八郎・河竹伴次郎・村上宗十郎・春孫次郎・同掛方岡田又左衛門・大津山善八郎・小澤彌平太・俵物掛り山本玄太郎・筆者工藤左十郎。以上押込ゝ長崎御勘役平林貞之助是も不埒にて其罪難レ逃思へるにや私に切腹・同御普請役篠原官次郎平林が切腹せし翌日に出奔せしと云ふ未練の事なり

昨年召捕られ入牢せし、天滿與力安部文藏も牢死せしと云ふ。之も未だ御吟味中なれば、定めて鹽漬となりしならん。近年は大罪人の鹽漬至つて多く、磔に掛かれるも鹽漬にせし死骸なれば、見苦しきのみにて何の詮なきものなり。文藏が牢死せしも、餘りに與方・同心共己れ同樣に私欲にて、惡事多き事を頻りに言罵る故、何れも戰慄して恐れをなせる事なれば、此上如何なる事を申出さんも計り難き事故、態と牢死せしめしとも、亦牢中に羽交〆になして縛せられぬる故、寒氣痛苦等に堪へ難くして死せしとも、種々の取沙汰なり。如何なる事にや知らず。

江戸出火

正月廿六日夜丑の刻、常盤橋内松平越前守殿上屋敷殘らず燒失、寅の刻に至りて火鎭まりし由、江戸より申來る。

井上河内守退役

御老中井上河内守殿、舊冬退役仰付けられしが、今之を聞くに、此侯至つて貧窮にして暮し方むつかしく、當時御改革にて下地の如く賄賂を取る事も成難ければ、如何ともなし難き處よりして、家老用人、謀書・謀判をなして、大金を外方にて借入れし事露顯に及び、家來・用人共遠島仰付けられて、侯にも御役召上げられしと云ふ。

素より斯くなるべきは、兼ねて覺悟にて謀られし事なり抔云へる風說にて、至て宜しからぬ取沙汰なり。

能役者に注意す

諸大名御改革に付、金紋先箱・虎皮鞍覆・朱爪折傘等相止め候樣仰出され、外々は之に從ひしかども、肥後と高松とは家格を落す事相成難しとて、相變らず之を用ふるにぞ、又々御沙汰之ありしにぞ、兩家共に夫より引込みて出勤せられざる由、三月には水戸侯御出府之ある事故、其上にて申立てんとの了簡なりと云ふ噂なり。近來賄賂又は大御處御贔屓等にて御免蒙り、金紋唐皮の類相用ひし諸侯の分は、相止めしとぞ。四座の猿樂其外能役者共への仰渡されには、「其方共何れも能興行の節は謝禮を多く取り候上に、ならひ事などいひて、又其上にも餘分に謝物を取り候事、金銀を貪るに當りて、甚だ宜からざる事なり。諸大名にて能を爲さんと思へるも、過分の物入有る事故、之を厭ひ自らせざる樣に成り行き、其方共の爲に相成り難し。此故に已來は何程にても、其家々の振合に任せ、謝物の多少に拘らず、賴人ある時は之を勤むべし。又他流の者とは一處には、之迄立會せざる事なれども、之よりしては互に申合せ、打混りて能を勤むべし。これ家業

僧侶を取締

繁昌の基なり」と仰渡され、其後諸侯方へも「能役者共へ右の通り申渡しぬる事故、遠慮なく能を慰むべし」と御沙汰ありて、其よりしては御老中毎に月に二度づつ常例となつて、能の催し之ある故、能役者共何れも大に困り果つる事なりとて、當地にて其筋合の者へ申來りぬ。金春太夫より「能御興行被二仰付一候節、謝物には無二頓着一謝禮下さるゝ事なくとも、已來相勤め申すべけれ共、他流と打混じて興行の事は、古來よりして流儀の掟にてなさゞる事故、此儀は御免蒙るべし」と申出しにぞ「追て沙汰に及ぶべし」との事にて、其儘に成行き御老中方にて頻に能興行せらるゝ事なりと云ふ。定めて謝物も聊の事なるべし、之等は世間の嘲りを免れ難き事也。

御觸 二月六日

諸寺院の僧侶破戒不律の儀に付、天明・寛政・文政の度追々取締方申渡し、殊に先般流弊改革の御趣意厚く被二仰出一候後も、今以て不如法の僧侶多く有レ之〔○脫カ〕時々相聞え候。右は本寺觸頭・法類師兄等厚く敎諭に及び、宗祖の戒行、法義の軌範を研窮致し候はゞ、風俗も堅固可二相成一處、追々申達し候次第心得方等閑故に候。出家の儀は殊

更貪欲の情を絶ち、學德を相磨き寺務專一に可二相心掛一處、利欲の念深く放逸無慙の輩不レ少、歎かはしき事に候。市中托鉢修業の僧徒行作不レ宜、又は略服・美服を着、往來致し候類も今以て相見え、或は開帳・宗祖の法會・釋門に有レ之まじき造り物等致し候段は、佛戒に背き候のみならず、自ら世上の風俗に推移り、質素・節儉の儀御改正の憲法に相響、以ての外に候。向後本寺觸頭等修學は勿論、精々宗風興隆の儀厚く申合ひ、夫々末流の者如法質朴に勤學修業致し候樣嚴しく教戒を加へ、舊弊相去り候樣可二取計一、一體不如法相聞え候輩、吟味の上夫々可レ處二嚴科一當然の儀に候得共、此度厚き御仁政の御改革に付、今一段教諭致し取締方念入れ申付け候はゞ、如法質朴に遷り候者も可レ有レ之。若不二取用一者於レ有レ之は、其段本寺觸頭等ゟ可二申出一、向後何事に寄らず不如法の儀相聞ゆるに於ては、聊か無二用捨一嚴重に可レ及二吟味一間、其旨兼ねて心得可レ罷在レ候。右は今般御沙汰の趣を以て申渡し候。此上取締方不行屆不如法の僧侶不レ絶に於ては、本寺觸頭の可レ爲二越度一間、精々無二油斷一可二取計一候。右之通り從二江戸一被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

衣類に對する觸書

卯二月　若狹　遠江

衣類の儀に付ては、先達て已來追々被二仰出一、猶又先月廿六日御達有ㇾ之候。然る處身輕き者の内には、帶其外衿・袖口・裾廻り又は袗裏等に至る迄、今以て御法度の品々押して相用ひ居り候者も有ㇾ之哉にて、此間中於二途中一御見咎めに相成候者も有ㇾ之、是迄度々被二仰出一候趣は、逐一申諭し、自分限り能く相辨へ罷在りながら、右體用ふまじき品々不二相除一其儘相用ひ候は不埒の事に付、夫々御捕の上嚴しく御咎被二仰付一候共致し方無ㇾ之、左樣相成り候節は、自分の心得違を忘れ、却て迷惑抔と申す族も有ㇾ之、右に付ては家主・町役人迄も申付け方不行屆の廉蒙二御察當一候次第、種々心配致し候詮無ㇾ之殘念の事に候。兎角に末々の者、別て女抔は不二相用一趣相聞え候間最早此上申渡しを背き候者は、御上にも思召有ㇾ之趣御內沙汰有ㇾ之候事。右の通り被二仰渡一候間、銘々は不ㇾ及ㇾ申、召仕其外借家有ㇾ之向は末々迄篤と被二申聞一、聊心得違無ㇾ之樣精々入念可二申聞一候。已上。

卯二月六日

菓子賣買の注意

荷ひ賣致し候飴の鳥と唱へ候者、又餅にて菓（くだもの）或は人形等造り候者、畢竟幼き者當座の翫び迄に候處、先般菓子類誂の外、價二分以上は製すまじき旨御沙汰の趣達置き候に付ては、右樣飴餅等にて拵へ賣歩行き候品も隨分手籠り候事無之、直安專一に致し、尤も望み候者有レ之候共、二十文ゟ以上の品賣り候儀無用可レ致、且如何しき形は勿論、兼ねて被二仰出一候通り歌舞伎役者の似顔紋等決して造り申すまじく候。右等の趣其業體の者へ爲二心得置一可レ被レ申事。

二月三日　　直下げ掛り　總年寄

井上河内守殿病氣に付、願の通り御役御免被二仰付一候旨、從二江戸一被二仰下一候條、三鄕市中可二觸知一者也。

卯二月

濱田侯所替と海防

石州濱田の城主松平左近將監は、先年御老中にて仙石道之助家來仙石左京といへる奸惡の者、主家を押領せんと工み事をなせし時賄賂を貪り、此者に荷擔し、御役柄の事故御威光を以て事を謀らんとせしに、其事忽ち露顯し、夫々に御仕置を蒙り

しが、其時濱田の城を被二召上一奥州棚倉所替被二仰付一、這々の體にて引越しぬる松平周防守が跡へ、上州館林よりして濱田へ引移りて、當時の領主たり。（此時棚倉城主井上河内守上州館林へ所替となる。）然るに昨來異國船處々の沖を徘徊する由にて、濱手々々は申すに及ばず、深山幽谷と雖も其手當嚴重に被二仰付一、今にも異國より攻來れる抔とて騷々しき世間の風聞なりし。濱田の領地といへるは外々の國に比すれば、知行高よりも至つて廣うして、內分の所納餘分なり。如レ此なれば領中數十里の間に七濱有りと云ふ、（所替被二仰付一しは、公儀よりして御養子に入らせられし君侯なり。此故に館林よりしてかゝる宜敷處へ御引越仰付けられしとなり。され共此侯間もなく逝去なり。）然るに家中至て少くして、二濱の備へも立ち難く、其上大砲は漸々四挺ならではあらざれば、一濱へ一挺づつ仕掛けても三挺足り難く、人は足らず武器はなし、其狼狽せし有樣至て見苦しき事にして、大に世間の物笑となりぬ。周防守には大砲二百挺も所持し、家來も至て多く、かゝる備に事を缺かざる程の用意は兼ねて有りし事なりと云ふ。され共御役被二召上一押込隱居と成り、棚倉へ所替被二仰付一程の事故、大に困窮に及べる上、斯る有樣に至れる事故、下地より出入する處の町人共も、誰有りて金銀を貸せる者なく、

先祖代々持傳への家寶、其外書物類に至る迄之を賣り代なして、漸々と奧州へ引越しぬ。斯る有樣なる故家來の者共三分にして、二は暇を出されしにぞ、此者共今更流浪して他國へさまよふも覺束なく思へるにぞ、多くは所緣を求めて濱田領中にて百姓・町人となり、何れも哀れなる暮しをなして住居せる者共を悉く召出し、何れも不案なればとて、此者共の指圖を受け、百姓・町人迄も其外に狩集め、纔なる家來を夫々に少々づつ交へてこれを割符し、大狼狽に狼狽へし樣、餘りに見苦しくして目もあてられぬ事なりしとて、或人予にこの事を委しく語りぬ。防州所持の大砲の內に、三百五十〆目の大砲一挺ありて、遠路の運送其費をなし難く、其儘にて濱田へ殘し置き、此度借り用ひしと云ふ。差當り大砲に事缺きぬる故、暴に四挺拵へて、當時にては大砲八挺ありと云ふ。

忍川越兩侯の貧窮

武州忍・川越等は入海にて、江戶へ引續き里數も纔かなる處故、別て兩侯へ嚴重の備被二仰付一しにぞ、川越は別て貧乏の諸侯故大に困窮し、諸役人代る〴〵出來たり。大坂の町人共ゟ金借らんと種々肝膽を碎きぬれ共、下地よりして不實なる仕向

故、誰有りて之を聞入るゝ事なし、淺ましき事なり。右手當として公儀より金子一萬兩被ㇾ下しと云ふ。忍も定めて同樣の事なるべし。此先如何なる事にや。

二月九日、昨年來入牢せし專念寺・大長寺・不動寺等の惡僧共、何れも流罪となり、相手となりし女五人新町へ引渡され、一人は押込めとなりしと云ふ。

御觸

疱瘡見舞に遣ひ候人形・鯛・馬等の形の類、全く手遊の譯に付、銀一匁・錢百文已下に限り可ㇾ申候。此旨心得違無ㇾ之樣、其筋商人へは猶更可ㇾ被ㇾ申聞置ㇾ候。已上。

卯二月八日　北組總年寄

口達

願人共作法近年猥に相成り、連立市中其外踊步行き、三衣も不ㇾ着頭を包み、又裸にて家々門口へ立ち、押して施物を乞ひ往來の妨げをなし、其上婬奔戲論を唱へ、或は判じ物の札を配り、兒女子の興に入り候事のみを心掛け、錢貰請け候段不行跡の上、佛門に有ㇾ之間敷儀、右故惰弱放蕩にて產業を嫌ひ候者、多く弟子に相成り乞食非人

等に等しく、以の外の事に候。殊に半田稲荷勸進・住吉祭之類、近年の仕癖にて全く僧侶の體を失ひ、且つ新規之儀、以來右類之修行難二相成一、縱へ貧窮の者に候共、輪袈裟計り或は裸にて勸進致し候儀は、僧形に背き候事に付、水行其外願人共作業頭を包まず、三衣を着し佛道を唱へ、乞食非人に不レ紛樣無二違失一鑑札處持致し、如法質朴に修行を可レ致、且仕來りにて六十六部廻國順禮・千ケ寺參等止宿爲レ致候趣相聞え、右體の儀は有レ之間敷筋にて、既に奉行所より尋の者隱れ居り候次第にも至り不取締に付、以來他處の者決して止宿爲レ致間敷候。

僧徒を取締る

右の通り配下の者共へ嚴しく可二申渡一、向後三衣不レ着不行作之者有レ之候はゞ、嚴重の可レ及二沙汰一候間、無二等閑一精々取締可レ致候。

右の通り於二江戸表一被二仰渡一候間、可レ令二承知一。尤當表願人共儀も勸進修行の內、寒垢離と唱へ、施主人有レ之節、町內空地・濱地等に於て、裸にて水をあび、火災除祈念を致し、其餘にも頭を包み輪袈裟を不レ拭法衣を不レ着修行致し、或は兒女子の輿に入り候板行物の札を與へ、施物を乞ひ候族も有レ之由相聞え候。僧侶の體を失ひ、風儀

不ㇾ宜以の外の事に候。前々より仕癖に泥み候は全く心得違の至りに候。以來右體の處作は勿論、假令水行たり共裸にて修行致し候儀は不二相成一候。總て頭を不ㇾ包勸進修行致し候節は、三衣を着僧體を不ㇾ失樣相心得、其餘先年より申渡し候御法度の次第幷に文政元寅年申渡し候通り堅相守り、奉行所へ書出し有之行作の外、猥の儀致すまじく候。尤組入の者鑑札印紙等相渡し候儀、右文政度申渡しの節、差留め置き候得共御改革に付、江戸表同樣鑑札所持致し、勸進修行致し、不行作無ㇾ之樣願人共へ申付け、取締可ㇾ致候。自今申渡しの趣相背き候者有ㇾ之に於ては、嚴しく可ㇾ被二沙汰一候。右の通り鞍馬大藏院下願人組頭へ申渡し候間、爲二心得一三鄕町中へ不ㇾ洩樣可二申通一候事。

卯二月九日

右之通り被二仰出一候間、町々入念可ㇾ被二相觸一候。以上

北組總年寄

日光御社參に付國司諸大名御役割

御城番安藝・御本丸大手姫路榊原式部・西御本丸追手松平大和守・御本丸留守居但西丸兼帶水戸・中

山道より尾張・千住通りより紀州。御所様は中道より（御三人様御同道若年寄衆御老中三人）其外御老中方は日光幷に東海道御通り、其外上目附以下の御役人衆數不レ知、日光御山内の御人數凡三萬八千人、御番代の面々大方御供奉様衆は三十六人（目附共入れ）

仙臺、箱根固め、人數六千人・騎馬七百人・萬石以上七人・番頭以上五人・先陣三島宿片倉小十郎、右日數十三日の間。（信州上州堺）碓井峠　加賀・（早州）駒木根　細川・（相州）浦賀　薩摩・（下總）銚子　小笠原・（常州）大津　備前・（奥州）玉川　毛利・（下野）高原峠　藤堂・（日光）中禪寺　酒井左衛門・（常州）關宿　丹波・（東海道）大井川　南部・（同）新井　佐竹・（駿河府中）御城番（久能山兼帶）上杉・有馬　上野宮土佐・芝宮　出雲・御濱御殿　津輕・（日光）今市　阿波・（宇都宮）御城番　黒田・（古河）御城番　松平相模守。

昨年至て豐作なりし故、田舍は都會と違ひ物毎豐かなるにぞ、何れの國々も大勢連立ちて正月の半ば過より伊勢參宮せる者其限りなく、次第々々に多く出來り、參宮下向の道者行違ひ、市中を徘徊せる有様は、大坂の不景氣なるに引替へて、何れも勇ましき有様に見ゆ。

（感涙銘肝）有賀湯　（ユミハ袋入一夕、一帖不レ論折々御觸出御用可レ被レ成候）

有賀湯

抑ゝ此御藥の儀は、往昔天照大神天津兒屋根命に勅して、初て調合有りしより以來、聖代世に相傳の王法にして、剰へ中華は三皇・五帝より傳ふる孔老の名法、又四天釋氏の佛意合法の神丹にして、海內無双稀代の靈藥なり。故に享保・寬政の頃普く世に行はれしも、良星霜推移り、加減感應の良正なく、自然功能衰へ用ふる人稀にして、病の爲に苦しむ者少からず。予之を歎く事數年、然るに或夜夢中に不思議の神靈忽然として現じ給ひ、善哉々々今より汝等が塗炭の苦みを救ひ得させんと、忽ち目覺めぬ。餘りの難有さに感淚止まざりければ、頓て之を藥名に標し、廣く世に弘まる者なり。第一、上下和し、國家を治め內をとゝへ、驕奢を止め職を勸め和らげ、心を安くし身を明かにするの良劑なり。一、時のはやりを止むるによし。一、分限を忘れ氣の高ぶるによし。一、樣々熱をふくによし。一、欲心にて眼闇み天窓の割るゝを不知によし。一、義理を失ひ冥加に氣の付かざるによし。一、錢金逼迫によし。一、一寸先の見えぬによし。一、貧にして食事ならざるによし。一、節季胸に支ふるによし。一、財布腹を下すによし。一、此藥を常に服する時は三理に通じ、借貸

の滯りを解かし、物前・頭痛鉢卷どうせようの患ひなく、近所惡黨ごろつきを退け、枕を高く寐らるゝ事妙なり。尤病により反て動じて萬事差支へ融通止り、途方に暮れ、持ちたる物を取られたる樣に覺ゆる事あり。或は泥水を吐き苦しむ者有り、是皆藥の的中したるにて、暫時堪ゆれば後目の覺めたる如く、本快する事神の如し。株仲間・贅澤・疾け・邪淫・物好・勝負事・喧嘩口論・不實人の害に成る事、其外諸商賣故障差合ひなし。

・調合所　御免　三都御觸通り立町行度り　道濫世和吳海製

同御侍町正銘戸西　尾神伍九郎

南名一道安都　今仁伍郎治

取次處　諸國內津ゝ喜豊年　泰平萬作

〆此節世上紛らはしき贋藥有ㇾ之由、御用心可ㇾ被ㇾ成候。

一、此御藥近頃諸人に與へて試むるに、藥力强嚴なるに依り、瞑眩する者多し。斯くては角を直さん爲に牛を殺すの害あり。病治する共命を失うては甲斐なく、是本法に非ず。體を養ひ元氣を落さずして病を退けてこそ、古法の仁術共いふべければな

と誹る人有り。是等は病の爲に本心を奪はれ、病本心に侵さるゝが如し。斯る人々は疾難症に成りて心づかず、是迄流行の外邪に三日藥を用ひ、頭上に蠅の留まらぬを心得、上は直にして濟む故に、病根深く入つて一旦治する共再發自滅の外有るべからず。又良藥口に苦し共合點して、病動て苦むと雖も、後已前の無病に勝る壯健の身となるべしとのみ思ふ者有り、是又違へり。譬是迄三椀の常食滿腹すと雖も、尙不足の心有り、當時此藥を服して當時一椀を凌ぎて病全く治す時は、已前三椀にて不足の處、二椀にて滿腹の不足を思はざるは、是正法の良劑にて全快の驗と思ふべし。偶五七椀も進む事あらば、是又病の萌しと知るべし。或人癖疝を病める者水に浸して快とせんより、疾まざるに如かずといへり。されども身を動しての大食はさのみ害なし。兎ても角ても一升の袋は一升なれば、分限の上を不顧、八合にて事足る工夫をする事、服藥中の愼なり。養生惡るければ奇法の妙藥たりと雖も其功空しかるべし。尤藥性至て劇劑なりと雖も人を殺すの害なし。唯疾病を懲らし根元を助け、身命を堅固に保たしむるのみ。　一、婦人身の廻り、及び天窓の上に時々望み

佛事の簡なるを諷す

出來る症には、五制湯絶えず用ひてよし。一、小兒の倭左には、御趣意を能く嚙碎き含ませてよし。

地獄御觸之趣

一、娑婆世界以之外勘略に付、佛事等取扱方輕く相成り候間、地獄一統困窮に付、何卒御救被ㇾ遊度思召候へ共、時節柄故被ㇾ成方無ㇾ之候に付、向後は急度儉約爲二相守一可ㇾ申條被二仰出一候。一、先年より善人成佛申付け方、其品々上中下の三段に分けて、九品の淨土を相立て有ㇾ之候へ共、法事の施物等輕く有ㇾ之、依て大概は下品下生にて事相濟み可ㇾ申事。一、菩薩の位に至り候善人及二往生一候節、只今迄三尊佛來迎に被ㇾ及候へ共、向後は夫に及び申間敷候。併觀音勢至計りは迎に被二差出一候事勝手次第之事。但し靈香を薫じ、花を降らせ候儀にも、華美を不ㇾ用、虎屋の五種香並に花は神明前又は淺草邊に有ㇾ之候出來合の造花、隨分手輕き方を相用ひ可ㇾ申事。一、觀音勢至迎に被ㇾ出候節、天蓋又は蓮台等持參被ㇾ致候へ共、以來は堅く無用可ㇾ爲候。蓮の葉一枚の上に亡者を乘せ、成佛の規式を相用ひ、餘り目立ち不ㇾ申候樣可二相濟一

候事。一、死人共致持參候六道錢の儀、是迄は牛頭・馬頭の鬼共致配分候へ共停止被仰付候、向後は集置き、月々切に致算用、急度相納可申候、地獄・極樂諸色修復に相成り候事。但し地獄・極樂共兩役所に一人宛元〆役人定置き取集め候上、追々利付に貸付可申事。一、弘誓の船毎年修復入用夥しく候間、以後は亡者の分は陸を通し可申候、廿五の菩薩の音樂堅く停止の事。一、地藏菩薩毎度賽の河原に被出候に付、衣の裾損じ迷惑の由相聞え候間、是も月に三度宛被出子供のみ集め見譯等可被致候事。但し慈愛の子供たり共、毎度手土產持參の儀は可被致無用候。其内施主方賽錢等にても被致候取納無據筋たり共、隨分手輕の品等可被致持參候事。一、十王千體閻魔大王へ出仕の節、束帶にて相勤め來り候へ共、御時節柄の儀にも候間、五節句之外袴計りにて可被相勤候、朔・望・廿八日は御目見え致し候事故、羽織・袴着用可申事。一、三途川の姥只今迄は剝取り候帷子の類、致所務來り候へ共、向後は先方役人へ相渡し、太布の類は雜巾に相用ひ可申事。一、極樂世界佛達の家造等隨分致手輕、金銀瑠璃之□竝に金銀砂子の類急度可爲停止候程は、

杉丸太等胡粉にて塗り、金銀は石砂・濱砂等敷き可ㇾ申事。一、罪人御改の節、見る眼・嗅鼻兩人共罷出て、立合ひ相改め來り候へ共、一人宛罷出束帶相勤め可ㇾ申候。且又常破利の鏡の儀、磨き彩しく費え候間、仕廻置き重き科人計り寫置き見せ可ㇾ申候。尤度々つや切れにて拭ひ曇り不ㇾ申樣手入れ可ㇾ致候。一、鬼共儀是迄虎の皮の脚布致し來り候へ共、以後は令二停止一候。重ねては猫の皮・馬の皮等相用ひ可ㇾ申候。但し馬の皮は新規に取調へ候ては、却て費に相成り候間、持參の品破れ損じ候迄は、相用ひ可ㇾ申事。

右の條々急度相守り可ㇾ申候。支配向鬼共へは、其頭より能々申渡し、一百三十六地獄の末々迄心を付、儉約を相用ひ候樣可ㇾ被ㇾ致候。別て無間地獄の釜の始末仕焚可ㇾ申候。鬼共私を以て薪等盜取り候趣相聞え候へば、早速召捕り於二六道の辻一三日晒の上、鐵棒にて五十たゝき、死出の山へ追放可ㇾ申事。但修羅の太鼓度々張替の儀甚に候間、成るたけ靜に打ち可ㇾ申候。萬端娑婆世界に准じ、其旨役々より巨細心付け、少も御益に相成り候儀は無二遠慮一可二申上一候事、右之趣向々へ可二相觸一候。

倶生神

御觸

一、諸國酒造取締方の儀、先達て申渡し候通り、箇條の內去る巳年已前迄造來る米高を以て、永々造高等相定め、諸國一統御料・私領・寺社共以後爲取締鑑札相渡し置き、酒造人身上衰へ酒造相止め候はゞ、鑑札取上げ候迄有之候へ共、親所持の酒造稼高悴相續致し、或は親類身寄の者へ相讓り同樣爲致相續の儀は勿論、譬へ親類身寄等の者に無之迄も、勝手を以て餘人へ讓渡し候儀も、其向々にて吟味の上聞屆け候筈に有之候。尤酒造人身上衰へ酒造稼ぎ相止め候分は、鑑札取上げ減切り申付候。

一、酒造人居宅手狹に付、兼ねて他所に酒造場所持致し、右場處にて稼來り候分は、出造出稼等迄其譯も違ひ候間、是迄の通り取計り候ても不苦候得共、右酒造□他支配他領有之候分は不相成候。

右之通り猶又取締方申渡し候。其餘の儀は先達て申渡し置き候定めの通り心得、正路に相稼ぎ可申候。右之趣被仰渡候間、此段御達し申上候。御承知の上無御止置

刻付にて早々御順達可レ被レ下候。以上。

卯二月十九日午中刻

通達年番
江戶堀二丁目

御改正に付諸商人竝に職人等正路に致し、其外節儉の儀厚く心掛け、御趣意を難レ有奉レ存相守、格別奇特成る者は可レ被二申聞一候。且各より被レ致二敎諭一候ても不二相用一者有レ之候はゞ、是又名前可レ被二申聞一候。追て質素の儀も相心得、猶此上の處精々風儀宜樣相成り候儀、專一に各方竝に町內老分の町人等申合せ、平世に世話致し取締有レ之候樣取計らひ可レ被レ申候事。

卯二月

人參の增殖を計る

朝鮮人參の儀、拂底の品にて高値なる故、輕き者共及二大病一候ても、容易に用候事成難きに付、享保年中より朝鮮種を以て人參作殖の儀御世話有レ之候處、次第に增長致し、當時は諸國にて作り覺え、世上差支に無レ之趣に候間、公儀より作殖被二仰付一候儀以來被二差止一、製法所にて座賣相止め候。是迄は朝鮮種人參作り候儀無レ謂候て

は不ニ相成一候處、以來は作候儀は勿論賣買共可レ爲ニ勝手次第一候、右の通り寛政二戌年十二月相觸れ候處、享和三亥年三月、當分の內野州一國の儀は不レ殘御用作被ニ申付一候旨相達し候、以來又々人參拂底にて高價に相成り、下賤の者共及ニ難儀一旨相聞え候に付、猶又向後は寛政の度相觸れ候通り相心得、作り候儀竝に賣買勝手次第に候間、可レ成丈人參作增し候樣可レ被ニ申付一候。

右の趣下野・陸奧・出羽・信濃・越後國御料所は御代官、私領は領主・地頭より可ニ相達一旨可ニ相觸一候。

十二月

右の通り從ニ江戶一被ニ仰下一候條、此旨三郷市中可ニ觸知一者也。

卯二月廿八日 若狹 遠江

大工等取締

京都御大工頭中井岡治郎支配五畿內・近江六箇國の大工・杣・木挽三職の者共、是迄向寄々々にて組合相立て、京・大坂・伏見・奈良・堺・大津共外國違へは互に稼ぎに不ニ能越一且他の得意先へ立入り候節は屆合ひ、口錢取遣仕來り候由の處、今般株札竝に問

屋組合等御停止に付、向後右三職の者共組々の唱へ相止め、互に國違へも入込み手廣に相稼ぎ、屆合ひ口錢取遣致すまじく、雇主に於ても、何方の職人相雇ひ候共勝手次第に致し、三職共作料賃銀は其土地仕來り又は自他の見競に不ㇾ拘、銘々成るたけ引下げ可ㇾ申候。右三職の者共多人數に付、向寄々々人數改之者岡治郎より申付、印札は是迄の通り可二相渡一候。以來他國之者六箇國内へ罷越し、又は六箇國内の者にても百姓共新規三職の稼致し候節は、御領は御代官、〔私領は脱カ〕領主・地頭へ相願ひ、其筋より岡治郎方へ達有ㇾ之印札受取りの上、相稼ぎ可ㇾ申候。尤新規の分は、高役免除不二相成一候。

一、洛中・洛外三職之者共より差出し來り候、岡治郎方火消人足夫代銀竝に見分大工の儀は、一通り無賃人足共譯違ひ候間、是迄の通り可二差出一候。右の通り今度申渡し候間、岡治郎支配三職の者共心得違ひ致すまじく候。若不二相守一者有ㇾ之候はゞ、急度可二申付一候。尤右三職之者共は、前々より御所方御造營竝に御普請の節、役仕事等相勤め候事に候間、右體之節は岡治郎指圖次第無二遲滯一可ㇾ被ㇾ出候。

右の趣五畿內・近江國中共不レ洩樣可二相觸一者也。

右の通り從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

卯二月 若狹遠江

下げ紙に

かもじ髷い形に致し賣出し候儀不二相成一候旨、先日申渡し置候。有來りのかもじ計りを賣り可レ申樣、其筋商人へ爲二心得一可レ申事。

昨二十八日町觸の節通達年番町々へ總年寄永瀨幾代助ゟ口上にて、左の通り被二申渡一候。

風俗上善からざる錦繪類を禁す

今日乍レ序に候得共申達し置き候。町々の內かもじを髷の形に致し賣出し候儀、女の嗜にも相背き不レ宜候間、賣買可二相止一旨則ち張出しに下げ紙致し置き候に付、承知にも之レ有候得共、猶又序の砌組合町々へ通達可レ被二致置一候。猶又町々商賣體に寄り、看板の內には金銀の箔置き候も有レ之、且襖・屛風其外品々に役者似顏・紋付抔書き繪・張繪等有レ之、是等は先達て被二仰出一も有レ之聊にても不二相成一候處、既に今以て不

〻用者有〻之哉御察度受け候者不〻少候間、町々に於て能々行き屆取調べ聊にても看板に金銀の箔置き有〻之類、又襖・屛風其外品物に役者似顏・紋・妓女姿繪抔有〻之候はゞ早々取除けさせ可〻被〻申候。尤隣町相互に御趣意に相觸候儀も見當り候はゞ、互に心を付合ひ、御趣意厚く行屆き候樣可〻被〻致候。是又寄々組合町々へ申達し可〻被〻置候。

卯二月二十九日

二月九日、江戶大地震、箱根・小田原等尤も甚しく、人馬鷄犬多く死せしと云ふ。

阿部遠江守町奉行被〻仰付〻候。此旨三鄉町中可〻觸知〻者也。

卯三月三日若狹

右之通り被〻仰出〻候間、町々入念可〻被〻相觸〻候。

阿部遠江守大阪町奉行となる

大坂町奉行なりしが、御改革の儀に付、御用の筋有りて御召に相成候由なりしにぞ、此御奉行には仁慈の心有る人故、大坂の土風を申上げられ、何か緩かに相なるべしなどとて樣々の取沙汰なりしが、直に江戶表に於て、遠山左衞門尉大目附に轉役被〻仰付〻、其跡役に被〻仰付〻町奉行になられしと云ふ。

白氣出現す

右に對する勘文

二月上旬よりして、西方に白氣立ちし事に付、種々の浮說有りて、世人大に恐怖せり。こは只水氣のなせる業にして、少しも怪むに足らず。於京都陰陽寮よりして奏聞せし勘文左の如し。

勘申白氣出現之事

當月上旬以來昏白氣出現於申酉之方、其形如布。長數十丈、戌刻後沒。從十日頃晴陰不定委難測。十三日・十四日之夜所見白氣次第薄、從婁宿之度至參星之南東南指、非雲慧星如光芒。天氣者種々之氣雖多此度所現、去秋已來晴寒暖、至于今不順而所爲也。但歷史擧其占兵草・疾病・喪亡・水火等之徵也。氣出現之事和漢共徵有無者、因時之治亂無定例者也。此度氣所發分野當西國金氣冐陽、其所大風若有洪水・失火・疾病之類歟。雖有其理妖不勝德、元來治世聖德遍四方、何有變異之應乎。白氣漸薄、無異而可消散、勘勘申如件

天保十四年二月十八日

從五位下　幸德井權曆博士加茂保行

從五位上　同陰陽權介播磨同　保源

從五位下　同陰陽介兼曆博士同　保行

前にもいへる如く、怪しむに足らざる事なれども、何となりとも名目をつけて奏聞せざれば、陰陽博士の立ち難き故、斯る事を捧げしものなり。之に付博士は勿論諸社寺々へ御祈禱の勅命下さるゝ事、古よりの定例なり。此度も同樣の事なるべければ、何れも其徒の利益なるべし。

土御門樣勘文

從二今月上旬一每夜昏時見二白氣一。長五許丈、自二西方一向二東南方一。其芒氣所レ指赤道以南二十五六度、夜々漸移レ北、指二赤道以南十一二度一也、因レ是推レ之有二慧星微動一似レ移レ座。太陽天與二慧星一所レ潤レ天雖レ有二高卑一、被レ照二太陽一生二光芒一、又隨二太陽一入二地下一者也。天經或問慧星之條云、慧者火氣挾レ土上升、結聚而成レ慧云々。又云、晨見二東方一芒則東指云云。又云、日久勢盡レ力衰漸乃滅云云。近來時氣不順、今春餘寒難レ去之故、上升之氣漸結成レ慧者歟、又諸書擧二其占一者、或爲二兵革・喪亡・水火・地震・流疫等之徵一、然而慧星出現古來每度其應二徵有無一者、因二治亂之時世一無二定例一。今也聖德遍二四方一恩光及二萬民一之

金錢延商賣の者にさとす

時也。何有變異應乎。況今度所出現不近紫微天市等之垣、何有其恐乎。且追日春暖舒暢、芒氣自然可消散歟。

天保十四年二月廿一日　　晴雄

勘申天變之事

當月上旬以來出現白氣申酉間、如一匹布之長數丈、自天囷之邊至參南。前漢建平元年十二月白氣出西南、從地上至天出參、下貫天厠、皇天子有疾病。晉書云、凡白虹者百殃之本、衆亂所基、霧者衆邪之氣、陰來冒陽、凡白虹霧者姦臣謀君、同光熙元年十二月甲申有白氣如虹。中天北下至地有夜見。五日乃滅、占云大兵起。

謹考此度之天變・疾病、或大風或大旱・大水狀、不勝德云々、依御愼災却爲慶。

天保十四年二月　　陰陽助保救

御觸

當表金錢延賣買會所之儀、寶曆度より商致し來、南農人町一丁目茨木屋季兵衛年季請負致し候に付、延賣買望の者は、右會所に於て賣買可致旨、去る子正月相觸置き

候處、今般御改革之御趣意に依て、右延賣買は勿論、會所も以來差留め候段、其筋の者へ申渡し、會所爲ニ引拂ー候。右の通り三郷町中へ可ニ觸知ー者也。

卯三月廿八日 若狹 佐渡　北組 總年寄

非人を取締る

舊冬江戸の觸の寫

近年無宿竝に野非人共多く御府内徘徊致し、右之内には品々不屆きの及ニ所業ー候類不ㇾ少。依ㇾ之今般御府内立廻り候分は、於ニ町奉行所ー召捕り、糺の上男女共夫々舊里へ歸郷申付け、御料分其所の奉行所、又は御代官御預り所役人方、萬石以上は領主家來、萬石以下給知、且つ寺社領の分は、家來竝に村役人等呼出し可ニ引渡遣ー候間、銘帳外迄の者、或は格別の罪科も無ㇾ之分は村役人竝に身寄りの者共へ引渡し、可ㇾ成丈改心歸農爲ㇾ致、又は山海の稼其外人夫に遣ひ候共勝手次第、都て舊里を不ㇾ離樣取計らひ可ㇾ申候。尤右の内所役人共申付けても不ニ相用ー、手餘り候類竝に舊里にて手放難ニ差置ー惡黨、或は度々出奔等致し候者は、公儀に於ても京・大坂其外奉行所有ㇾ之場處は勿論、御代官御預り處等へ新規寄場取建て差置き、夫々相應の手業爲ㇾ致、又は

荒地起返等其外夫役に遣ひ候共、是又勝手次第之旨申渡し候間、私領に於ても同樣相心得、萬石以上は一領毎に牢體之圍を補理ひ、萬石以下知行給知の分は、最寄奉行或は御代官御預り所の寄場へ引渡し、其外寺社領之分は附屬の有無に隨ひ、其領主の圍又は右寄場へ入れ置き候樣相心得、且私領に於て領分拂・村拂等に相成候者も、其品に寄り同樣引渡し可ㇾ遣候間、萬石以上の分は是又右圍へ入れ置き、不ㇾ斷敎諭致し、右の者共却て心底を改め歸農を遂げ候はゞ、圍外の住居差免し候儀は勿論、往々身分有付をも厚く世話致し遣し、若又右圍内逃去り候歟、又は盜其外惡事致し候類は罪の輕重に隨ひ、罪刑其外仕置をも申付け其段兼て申諭し置き、右女は別圍に致し差置き候樣取計らひ、且此度引渡し候者の内には、其以前牢拔顯然の者は直に入牢申付け、尙吟味の上夫々仕置き申付け候樣可ㇾ被ㇾ致候。何れも其度に伺屆けにも不ㇾ及候。但引渡の者の内、歸農致し候歟、又家業等有付き候か、或は出奔病罪等致し候者有ㇾ之候はゞ、急度申出で候樣兼て村役人共等へ申渡し置き、一ヶ年限り奉行所へ可ㇾ被㆓相屆㆒候。尤村役人等計り方行屆き、本心に立歸り候者多く有ㇾ之候は

ば、其品に應じ、夫々警め置き、若心得違等閑にて度々出奔等爲ㇾ致候類は、相當の咎をも可ㇾ被二申付一候。

穢多の取締

一、穢多・非人の類は其處の頭穢多へ引渡し、手放し難二差置一分は別段閙補理ひ差置き、手業等爲ㇾ致　萬石以下最寄奉行所又は御代官御預り所の寄場へ差遣し候儀、都て前條の通りたるべく候。右引渡し候無宿共可ㇾ成丈相應の百姓にも相成り、身分有付き出來候樣との御趣意に候條、村役人共等平日厚く教諭を加へ、歸農の儀行屆き候樣精々可ㇾ被二申付一候事。右之趣萬石以上以下領分知行所給知有ㇾ之面々、並に寺社の向々へ不ㇾ洩樣可ㇾ被二相觸一候。

寅十一月

右は水野越前守樣御渡被ㇾ成候書付の寫、江戸表ゟ申來り候故、爰に記置く者也。

三月廿九日京都大雷鳴にて、仙洞御所御庭・勸修寺殿御門・富小路・二條・堀川其餘三箇處、都合七箇處に落ちしと云ふ。中にも勸修寺殿は大典侍御局の御里なり、近來御所勞の故御所を御下りにて、勸修寺殿の御内に別に御殿を建て、御築地の内日野殿

と並に新に御門を建てゝ當時御局をば建禮門院と稱し奉る。然るに御養生叶はせられずして御逝去あり。廿九日御葬式にて出棺の時に當りて、右の通りなる大雷鳴なりしが、御門内の柳に落ちかゝり、御門燒失せしと云ふ。御局樣には　今上皇帝の御腹なりと云ふ。此局には至て嫉妬深く、飛鳥井殿の姫君を新典侍殿と稱し、光格天皇の至て御寵愛にして、皇子御降誕ありしにぞ深く之を妬み、北野に於て祝子に命じて新典侍殿を呪咀し、藁人形を拵へて之に釘打等せられし事有り。又皇子をば年久しく京極宮御無位なる故、此宮をつがせ給ふ叡慮なりしに、大典侍殿手づから之を懷き庭へ取落し、誤て落せし樣にもてなされしが、之より驚風となりて皇子も薨じ、新典侍殿にも逝去し給ひしが、其事餘り甚しかりし故、御所を御下げとなりしが、今上帝の御腹なる故、御下げとなりし迄にて事濟みしが、三年許りも立ちて後、御機嫌伺ひ申上げ度き由を願ひ奉りて勅許を蒙り、參內せられしが、其儘にて御下りなく禁中に留まられしと云ふ。斯る大變なりし事故、玉藻前などと云ひて其頃の世評甚しき事なりし。

其頃の噂には、此一件は宰相典侍殿なりと云ひしなり。此局は正親町殿の姫君なり。されども其節の噂に、勧修寺家の姫なりと專らいひし事なれば、大典侍殿の事なるが、大典侍といへるは昔勾當内侍といへる者にして、武家・寺社等の事共を取次げる御役にして、御局の頭なり。此故に御局方の取調べをなす。左右手役にして此局には天子の御手かゝりぬる事なきが御定法なり。之を思へば矢張宰相典侍どのなるべき樣に思はる。勧修寺殿の姫君といひ、同家へ御下げ有りしには故ある事ならんと思はる。

日光社參に付ての諸注意

覺

一、日光御社參に付、明後十三日より還御の御左右有レ之迄、町中火用心彌々無ニ油斷一、自身番可レ仕候。總て物騷がしき事無レ之樣に諸事相愼み可レ申候。

一、夜中四ツ打門を建通り候者吟味致し、不レ叶用事有レ之て斷り申す者は、自身番の者罷出て承屆け、其上町送り可レ仕事。

一、若し怪しき者有レ之候はゞ、早速召捕り奉行所へ召連れ可ニ罷出一候。縱ひ致ニ捕違一

候ても、其段は不ㇾ苦候事。
一、明後十三日より還御の御沙汰有ㇾ之迄、人集並に諸開帳・處々芝居辻打令ニ停止一候。且又遊山所等穩便に可ㇾ仕事。
右の通り三鄕町中へ爲ニ觸知一、急度可ニ相守一者也。
卯四月十一日
北組
總年寄

總年寄心得を以て口達の覺

總年寄の諸法意

一、明後十三日より自身番町人自分罷出て可ㇾ申候。老人或は長病名代の者差遣し候はゞ、慥かなる者出し可ㇾ申、夜に入り候はゞ立番相增し可ㇾ申候。一、町々寄木戸無ㇾ之處は、町境に立番相務め可ㇾ申候。火を取扱ひ候職人、急度火の元入念勿論風吹き候日は相止め可ㇾ申候。一、傾城町商賣は御差留め無ㇾ之候間、火の元の儀は不ㇾ及ㇾ申、喧嘩・口論無ㇾ之樣諸事致ニ穩便一相愼可ㇾ申候。

錢相場の注意

一、近來上方筋錢相場下直にて、專ら諸色小賣直段にも拘り身輕の者致ニ難澁一に付、以來錢一貫文に付銀十匁內の相場を以て賣買致間敷候。尤十匁以上の相場相立候

其頃の噂には、此一件は宰相典侍殿なりと云ひしなり。此局は正親町殿の姫君なり。されども其節の噂に、勸修寺家の姫なりと專らいひし事なれば、大典侍殿の事なるが、大典侍といへるは昔勾當内侍といへる者にして、武家・寺社等の事共を取次げる御役にして、御局の頭なり。此故に御局方の取調べをなす。左右手役にして此局には天子の御手かゝりぬる事なきが御定法なり。之を思へば矢張宰相典侍どのなるべき樣に思はる。勸修寺殿の姫君といひ、同家へ御下げ有りしには故ある事ならんと思はる。

覺

一、日光御社參に付、明後十三日より還御の御左右有レ之迄、町中火用心彌々無二油斷一、自身番可レ仕候。總て物騷がしき事無レ之樣に諸事相愼み可レ申候。

日光社參に付ての諸注意

一、夜中四ッ打門を建通り候者吟味致し、不レ叶用事有レ之て斷り申す者は、自身番の者罷出て承屆け、其上町送り可レ仕事。

一、若し怪しき者有レ之候はゞ、早速召捕り奉行所へ召連れ可二罷出一候。縱ひ致二捕違一

候ても、其段は不ㇾ苦候事。

一、明後十三日より還御の御沙汰有ㇾ之迄、人集並に諸開帳・處々芝居辻打令二停止一候。且又遊山所等穩便に可ㇾ仕事。

右の通り三鄕町中へ爲二觸知一、急度可二相守一者也。

卯四月十一日

北組
總年寄

總年寄心得を以て口達の覺

總年寄の諸法意

一、明後十三日より自身番町人自分罷出て可ㇾ申候。老人或は長病名代の者差遣し候はゞ、慥かなる者出し可ㇾ申、夜に入り候はゞ立番相增し可ㇾ申候。一、町々寄木戸無ㇾ之處は、町境に立番相務め可ㇾ申候。火を取扱ひ候職人、急度火の元入念勿論風吹き候日は相止め可ㇾ申候。一、傾城町商賣は御差留め無ㇾ之候間、火の元の儀は不ㇾ及ㇾ申、喧嘩・口論無ㇾ之樣諸事致二穩便一相愼可ㇾ申候。

錢相場の注意

一、近來上方筋錢相場下直にて、專ら諸色小賣直段にも拘り身輕の者致二難澁一に付、以來錢一貫文に付銀十匁內の相場を以て賣買致間敷候。尤十匁以上の相場相立候

兩替する者にさとす

儀は不レ苦候間、其旨相心得一統可レ致二通用一候。右の趣三郷町中不レ洩樣可二觸知一者也。

卯四月　若狹 佐渡

口　達

御役者當表へ罷越し、勸進能興行の儀は、寛政の度より五年目毎興行致し來り候處、文政十亥年御役者共依レ願、前々町割金の內六十五兩餘相減じ、增□竝に諸祝儀等も相止め、隔年興行致し候樣被二仰渡一候處、隔年興行に付ては、右の通り金高相減じ候とは乍レ申、五年目毎興行の割に引當て候はゞ、町々出金格別相增し町人共致二難澁一候趣にも相聞き候に付、向後寛政度の振合の通り、五年目毎興行の積、於二江戶表一御役者共へ被二仰渡一候間、町割金の儀も寛政度振合の通り出金可レ致積相心得可レ申候。此段令二承知一町々へ可二申達一候事。

卯四月

當表富有の町人共は、多分兩替致二渡世一金銀を貸出し、又は右を口入致し候より、外身過無レ之者も以來相應の商賣相營み、其餘暇を以て金銀貸付又は口入等可レ致旨、去

駕籠にて歩行するを禁ず

河船に對する注意

る寅六月相觸れ候に付、追々商賣相始め候儀に可ㇾ有ㇾ之候へ共、右富有の者共は兩替計りに無ㇾ之、何なり共有用の品一と廉の商ひ相始め、諸國荷元より便利宜き品勝手次第に引受け、其餘無商賣の者共は猶更身分相應の商賣相始め、可ㇾ成丈手廣に渡世可ㇾ致候。尤此後新規に商賣相始め候者は、此段一鄕限り總會所へ可二申出一候。

一、町人共の內山駕籠と唱へ、乘駕籠仕立ての引戶駕籠乘歩行くの趣相聞え候。右は町人の身分にては不相當の筋に付、向後病人或は足痛等にて無ㇾ據駕籠相用ひ候共、通例乘駕籠に乘り候儀は格別、引戶に紛らはしき駕籠に乘步行くの儀は、堅く不二相成一候。

一、營表市中川々相働き候諸船の內、家形船竝にかふだい・茶船入家形抔と唱へ候船は、全く川涼遊興之品に候へ共、元來枝川多き土地柄に付、病人又は足痛の者往來の助にも可二相成一儀に付、右かふだい茶船入家形の類は、先づ其儘差免し。家形の儀は向後町人共乘組み、川筋に橫行致し候儀堅く不二相成一候。

右三箇條の趣無二違失一可二相守一、若相背き候者有ㇾ之候はゞ、急度可二沙汰一候。右の趣三

鄕町中末々迄不㆑洩樣可㆓觸知㆒者也。

卯四月十六日 若狹 佐渡　　北組 總年寄

酒造者への注意

諸國酒造御取締被㆓仰出㆒候に付、上方筋より江戶表へ積下しの酒荷物の儀、送り高相極め、其場所限り酒造人共竝に江戶表酒屋共方にても大行司相立て、銘々送り狀の外に一船積〔衍カ〕一船積高何程銘々送り狀何通と認候一紙送り狀、其場所に大行司より江戶大行司宛にて差添へ候。右送り狀へ浦賀御番所にて改印請け通船致し候仕法相立ち候處、此度問屋組合等御差止め被㆓仰出㆒候に付ては、大行司難㆓相立㆒候間、以來江戶表酒屋共へ差遣し候一紙送り狀は、其時に積送り候酒造人共總體の名前にて、誰外何人と認め、宛名の儀は江戶酒屋共方にて年々六入宛申付け、其者共より酒造人へ及㆓掛合㆒候筈に付、右の者共宛名にて一紙送り狀差遣し、浦賀御番所改印受け可㆑申候。右の通り三鄕町中不㆑洩樣可㆓觸知㆒者也。

卯四月十七日 若狹 佐渡

口　達

諸問屋組合への御達

去る寅三月問屋名目相唱へ候儀堅く停止、其外品々御觸面の內、品物手前に買込み置き、追々賣出し候儀は勝手次第に候得共、他國へ前金遣し買留め積送り爲見合、其前へ圍置き候は、〆賣に相當り不筋之筋に候間、以後右樣の儀は致すまじき旨御觸渡有之候處、當表商人國々取引先へ貸出し候金銀は、夫々產物類稼出候仕入れにて品物買留め候筋には無之、國々の者も右金銀を以て稼方取續け候譯柄に付、前書前金の廉へは不引當勿論、當表より仕入れの厚薄に寄り、國々稼元盛衰にも拘り候趣に、口上は旁々右仕入先貸金銀は唯今の通り相心得、銘々手厚に致し取組み、何れにも諸色及潤澤候樣掛引可致候。右の通り三鄕町中不洩樣可申通候事。

卯四月

中國筋廻漕船への注意

中國筋海岸の儀は、四國・西國・北國等より、上方筋へ荷物積廻り候船路にて、殊に長州赤間ケ關は船附便利の所柄にて、風雨等に拘らず輻輳致し候に付ては、所々奸商共一己の利潤に拘はり、近來諸色不融通の地合に乘じ、右赤間ケ關へ出張、國々より上方筋を目當に積登せ候品を引留め、其外の者馴合高直に糶賣糶買致し、其外瀨

戸内と唱へ、右赤間ヶ關より大坂迄の浦々迄も國積致し、糶賣又は上方筋へ荷物刎越し候ても、其所の相場に拘はらず瀨戸內糴買直段を、荷主船頭共見競ひ賣放さず候に付、自ら相場引上り候由相聞ゆ。元來途中賣買之儀は、其所限りの融通にて、世上の爲には相成らず、却て糶賣・糴買の直段大坂等へ相響き夫々相場引上げ、右場猶又所々へ相移り、先繰に直段糴上げ候仕儀に至り候に付、諸色融通の道を塞ぎ如何の事に候。向後上方筋へ積登し候荷物の分、赤間ヶ關其外瀨戸內浦々等にて、横取り同然と糴買致間敷、假令夫々浦方へ着致し候筈の處にても、兼ねての取引相當の見積を以つて引受け候儀は格別、利欲に耽り多分の荷物買締持圍等致し候儀は勿論、或他所より出買に相廻り候胡亂の商人・船頭等へ、決して取引致間敷候。夫々所役人共も兼ねて厚く心を付け取締り正路の賣買可レ致候。若此後にも如何の儀相聞え候はゞ、無二用捨一及二吟味一、所役人共迄も急度可レ令二沙汰一候。右之通り三鄕町中可二觸知一者也。

四月十七日

三月五月の節句の飾りに制限す

今日通達年番・町々町代被ニ召呼一書取を以つて左に被ニ申渡一候。

三月節句錺物　御殿三尺以下直段百目以下・內裏雛八寸以下一ツニ付卅目以下・組二つ一錺ニ付六十目以下・官女八寸以下同十一匁五分以下・但三つ錺に付三十四匁五分・但五つ一錺に付五十一匁五分・隨身八寸以下六匁以下・但二つ一錺に付三十二匁以下・仕丁八寸以下五匁以下・但三つ一錺に付十五匁以下・立雛八寸以下一對三十目以下

五月節句錺物　人形八寸以下一ツニ付三十目以下・但二つ一錺に付六十目以下・但三つ一錺に付九十目以下・錺具足百目以下・木綿門立幟立百目以下・角火打一つに付十二匁以下・猿十五匁以下。

〆右之通りに御座候

卯四月十二日

通達年寄　江戸堀一丁目

今日通達年番・町々町代被ニ召呼一書取を以つて左に被ニ申渡一候。

菖蒲太鼓十六匁以下・軍配團十三匁以下・鐵砲十六匁以下・陣笠鞭臺共一組二十五匁以下・臺提灯二十匁以下

〆右之通りに御座候以上

卯四月十七日

通達年寄　江戸堀一丁目

御觸

金銀具所持致間敷旨、前々より度々御觸有㆑之、其上去る寅六月中引替の儀申渡し置き候處、今以つて內々所持致し候者有㆑之哉に相聞え、右は畢竟奢侈の風儀に候。自今以後若輩の品たりとも取隱し所持致し居り候を、內密相探り相顯れ候か、又は被㆓盜取㆒吟味相成候節は、嚴重の咎可㆓申付㆒候間、此上心得違不㆑致、所持罷在り候者共は、當五月限り爲㆓差出㆒可㆑申候。此段令㆓承知㆒町々へ可㆓申達㆒事。右之通り被㆓仰出㆒候間、町々入念可㆑被㆓相觸㆒候。以上。

五月七日　　　北組 總年寄

淨光寺の怪奇

五月上旬の頃より、北江戶堀二丁目淨光寺といへる門徒寺の庭に有る處の銀杏樹に新芽出し、さま婦人の西方に向ひて、手を合せゐるさまによく似たりとて、人の噂する樣になりしが、之を聞傳へ、初旬の頃よりして見物群集りしが、追々仰山になりて、晝夜の分ちなく大勢群集して、往來するにも差支へぬる程の事に及び、商人共は種々樣々の物共を出し竝べ、之を商へるに、銀杏の簪・銀杏の菓子等其形を寫せしありて、多くの利を得るに至る。　邊鄙の山林等には如㆑此に枝振のをかしく生

び繁り、人と見れば人の形、犬・猫・鹿・猿の類の如くにも思ひ見らるゝ、澤山に有れる樹木の事なれども、市中には之を珍しがり、別に大坂といへる所は、三都の內にても尤も大湊にて大都會の事なる故、自然と大猥狽に狼狽へぬる飛上りの大馬鹿者澤山の事なる故、一犬虛に吠え萬犬實を傳ふるが如し。騷々しき事なり。

僧侶の淫事

大川町淀屋橋にて、肥前屋八兵衞といへる者の母、甚しき惡徒の爲に謀られ、素より淫婦の事なる故之に陷り、公邊に召捕られ、世間にて大評判の事なり。又京都に於て、或る法華寺の住職、其檀家なる八百屋何某の妻を犯さんとて、面を墨にて眞黑に塗り、頰被にて長劍を橫へ、八百屋が門口を打破り、白刄を振つて盜賊の狀をなし、主を柱に縛付け置き、其目前にて其妻を犯す。かくなして其儘に歸りなば、不審に思はれん事を思へるにや、歸りがけに手元に有る處の聊の品を取り歸りしと云ふ。僧徒の奸惡なる俗盜も及び難し、憎むべき事なり。其事忽ちに露顯し、明る日直に召捕られ入牢せしと、心地よき事なり。銀杏樹と斯樣の噂のみにて、世間騷々しき事なりし。

淨光寺の銀杏樹

淨光寺は親鸞末派の本堂の側らに生ひし銀杏樹に、新に芽

を出し繋りぬる形、娘の西に向ひて手を合せ、佛を拜みぬる樣に能く似たりしとて、老も若きも群れ集ひて、不可思議なり、奇妙なり抔口々に言囃し、面白がり嬉しがり、氣も徐ろにて浮かれぬる樣の可笑しきに、其邊りには多くの商人、何れも店を出し連ね、種々の物など商へる樣　言葉にも盡し難く、浮れ人の氣に乘りて、頻りに利を貪らんとせる等をかしき事になんぞありぬ。斯る有樣なれば、叶はざる事の有りて、其邊りを往來せんと思ひぬるも、其浮れぬる人々に障へられて、其所をば通りぬくる事の難き程の事なるにぞ、餘りにをかしかりしと思ひ侍りしにぞ、

木を人と見る諸人も木か石かいてふもさぞやをかしかるらん
皆髮をかく結へかしと心なき木さへもひとをあはれむと知れ
髮結はぬひとはしらべと銀杏樹の心有りてや芽出しぬるらん
髮結はぬひとに見せばや砂場なる法の庭木のしげるすがたを
木を人と見れば銀杏も人をなたさるによく似た人と云ふらん〔頭書〕

木を人と見て浮かれぬる諸人を猿かひとかと木もまどふらん〔頭書〕

銀杏樹の女の姿せる事の珍らかなりとて、狂歌・落首等其邊りに數限りなく張付けて有りぬるを見るに、頻りに木娘といへる事を書記しぬるにぞ

木娘といへる言の葉ふるめかしわれなくなれる枝のすがたを

銀杏より見る諸人のかみかたち木も心あらばをかしかるらん

取りみだすすがたに同じ心かなまさなく見ゆる世の浮かれ人

和光寺の失態

淨光寺の銀杏を見物せんとて、大に群集するに、之を美しがり、堀江和光寺阿彌陀稱すの姦僧人寄せをなして賽錢を貪らんと思ひて、此寺内に有る所の銀杏樹を窃に遊女の姿に造り爲して置きぬるにぞ、愚人等又之を不思議がり、珍らしがりて大に群集せしが、素より自然の物に非ずして、姦僧の工みなせし事なれば、公邊より嚴しき御咎被₂仰付₁、見物の人をも禁ぜられしと云ふ。之に限らず坊主等の姦惡をなせる事、世間に於て澤山の事なり、惡むべし〳〵

御　觸五月十九日

家作を規定す

町中は勿論、國々在町共家作の儀に付ては、先年より度々相觸れ置き候處、追々相緩み、長押・杉戸・附書院・入側附等に珍らしき家作致し、橘形彫物・緣・棧・框を塗り、金銀の唐紙等相用ひ、門・玄關樣の物取建て、或は外見質素にても、□て工手間取懸け候茶席同樣好事の普請も有ㇾ之候趣相聞え、奢侈僭上の儀不埒の至に候。假令先代に取建て候家作に候共、此節早々造作相改め、其外別莊を補理ひ、格別手廣不相應の家作も有ㇾ之候由相聞え候間、當六月を限り、質素の家作に相改め可ㇾ申候。町人共の家作にて手廣に候共、華麗・奢侈又は身分不相應には無ㇾ之候共、物好の家作は自然耕作等怠慢の萌を生じ、風俗頽敗の基にも相成り候間、農家並の通りに家作相改め可ㇾ申候。農家の家作にて手廣に候共、華麗にも無ㇾ之物好み儀も無ㇾ之分は、取毀ち申付け候に不ㇾ及候。尤農家の家作に聊か引違有ㇾ之分は、追て普請修復等の節に古代之家作に引直し可ㇾ申候。且又百姓家不相應の家作にて引直し可二申付一分、江戸町中共國々在町に准じ、急速引直し可ㇾ申は勿論に候得共、專ら耕作の時節に差向ひ、難儀も可ㇾ致候間、農事の隙明を考へ、當十二月中迄に引直し可ㇾ申候、右

限り月を越え等閑に相心得候者も有レ之候はゞ、吟味の上嚴重の咎可ニ申付一候。右の趣町々は町奉行、御領は其所の奉行・御代官、御預り處・私領は、領主・地頭幷に寺社領共得ニ其意一、其向々にて嚴重に可レ被ニ申付一候。若等閑の取計らひも於レ有レ之は可レ爲ニ越度一候。

右之通可被相觸候。

四　月

右之趣従ニ江戸一被ニ仰下一候條、此旨三郷町中不レ洩樣可ニ觸知一者也。

若狭
遠江

北組
總　年　寄

衣服の禁を嚴にす

口　達　五月十九日

町人男女衣服其外身の廻りの儀、先達てより追々相觸れ候に付、町役人共よりも精々申しさとし、一同質素に相守り候趣には候得共、處々往來致し候女の内には、有合せ候古物故苦しからずと心得違ひ候哉、天鵞絨・縮緬・繻子等の襟・裾除、又は履物は鼻緒などにも天鵞絨を用ひ候儘、相改めず者も有レ之由相聞え、觸渡を不ニ相用一

段不埒の至に候。右は畢竟親夫の教示不行屆故の儀とは乍レ申、素々町役人共御趣意等閑に相心得、取締方疎に致し置き候故の儀と相聞え候。右の趣にては、御趣意相辨へ早速相改め候者は、却て心得違の樣に相成り、以の外に候。町人男女、絹・紬以上は不二相成一との御觸規則も有レ之上は、分限に寄り差別迷はしき廉も有レ之間敷儀に付、町役人共此上精々不二相許一樣、嚴密に世話致し、永久御趣意相貫き候樣可レ致候。

裾を捲るを禁ず

一、所々往來致し候女共の內、近來裾除に種々物好を致し、衣服の裾を捲上げ步き候者一般に相成候。右は都會の風儀には有レ之間敷事に付、向後女共裾を捲上げ、往來致し候儀は相謹しみ可レ申候。

喪服の制

一、男女喪服絹は不二相成一、布に限り可レ申旨、明曆三酉年伺の上達置き候箇條に有レ之候處、年古き儀にて心得候者無レ之。依レ之猶又右の趣相心得、夏冬に不レ限色は布相用ひ候樣可レ被二申聞一候。貸色渡世の者へは、猶更爲二心得一可レ被レ申候。

一、葬送りに出て候者方へ挨拶罷越し候節、色着用致し候儀に付ては、最前御觸達の趣無二違失一相守り、横行無レ之樣相嗜み可レ申旨可レ被二申聞一候。

問屋組合に覺す

一、辻占と唱へ商ひ候煎餅・比布に包み候文句、風儀不レ宜分は無用に可レ致事。

〔御觸脫カ〕

去る寅三月問屋唱へ方等の儀に付、御觸渡し有レ之節、賣買筋の儀、先づ唯今迄の通り可二相心得一旨申渡し置き候口々の內、大坂表兩替屋の儀は、本兩替屋・南兩替屋。錢屋は三組に相分ち商賣仕來り候處、以來右仲間組合は彌々以つて差止め、總體兩替屋と相唱へ可レ申候。尤も銀錢相場の儀は、融通第一の品にて、殊に上方の儀は、專ら銀通用之場處に付、右相場異同有レ之、自儘の取引に相成り候ては、萬價に拘はり不二輕易一儀に付、取計らひ方の儀は唯今迄通り居續ぎ候間、一統此旨を存じ、此後新規に兩替屋相始め候者は、奉行所へ可二申出一候。勿論右相場處の儀は、是迄の通り十人兩替屋共差配致し、不正の取計らひ無レ之樣取締り可レ申候。右の趣三鄉町中不レ洩樣可二觸知一者也。

五月廿二日

神道・軍書講釋・昔咄し・小見せ物等、夜に入り致す間敷旨被二仰出一候間、暮六つ時前

迄に相仕舞ひ候樣、右等に携り候者へ不ㇾ洩樣可ㇾ被ニ申聞置一候事。

卯五月

六月朔日定例御觸

祭禮の注意

一、祭禮の時分、彌々諸事輕く仕り、笠鉾に掛け候小袖竝に帶・小袋、又は吹貫・小旗・邌り物・人形の裝束等に至る迄、紬・麻布・木綿の外可ㇾ爲ニ無用一。衣類・道具等に金銀の箔押間敷、祭に出候町人、衣類、麻布・木綿の外着用仕間敷事。

神輿の注意

一、天滿天神宮祭禮の節、神輿舁き候者立願などと名付け、大勢立會ひ騷動仕り候由相聞え、不作法に付、兼ねて神輿舁き、員數竝に裝束相定め置き候。隨分物靜に可ㇾ仕、定の者の外一人にても罷出て、神輿にさはり候者於ㇾ有ㇾ之は、急度可ニ申付一候。總て外々祭禮にも無用の者神輿にさはり騷動爲ㇾ致候はゞ、詮議の上急度可ㇾ致ニ沙汰一事。

住吉祭の注意

一、住吉祭禮の節、大坂町中より持參候提灯棹、一本に人數多く附き候故、火の元無用心に候間、棹一本に提灯一つ宛可ㇾ附候。且又祭禮仕舞ひ、提灯持歸り候刻、今

宮の内にて火を可ㇾ消候。若大坂町内迄火をともし踊り候者有ㇾ之ば、其町の者出會ひ可ㇾ爲ㇾ消候。令二違背一ば番所へ可二召連一候。並に外の祭禮にも夜中提灯・松明を放埓に致し候はゞ可ㇾ爲二越度一事。

一、祭禮見物に出て候者、銘々留守の火を用心堅く可二申付一候。不沙汰致し手過ち有ㇾ之ば可ㇾ爲二曲事一。總て町々に殘置き候者町中を見廻り、別て可ㇾ致二用心一事。

一、祭禮の節暴者有ㇾ之候はゞ、其處の町人早速出會ひ、前後の門を打ち可二捕來一。若見逃し候に於ては越度可二申付一事。右之通り三郷町中可二觸知一者也。

神事を簡約にすべきをさとす

口達

毎年六月は諸社神事に付、ねり物・地車・太鼓等差出し候儀に付、前々口達を以つて爲二觸知一置候通り相心得、神事の節は隨分相賑ひ候ても不ㇾ苦候事に候。無ㇾ程神事月に至り候に付、申付け置き候。乍ㇾ去御時節柄追々觸渡し置き候趣も相心得、地車・太鼓又はねり物等の飾り、藝者の衣裳・木綿晒を相用ひ、華美の儀致す間敷候。尤右の外新規に相工み候品、決して差出し申間敷候。且地車・太鼓・ねり物等奉行所へ

不ㇾ及㆓持參㆒候。衣裳等は鄕々總會所へ被㆓書出㆒、此方より役人を差出し爲㆓引合㆒、見分可ㇾ及候。氏地の外夜に入り地車曳步行き申間敷候。若違背候者有ㇾ之ば、急度可ㇾ令㆓沙汰㆒候。右之通り三鄕町中末々迄不ㇾ洩樣可㆓申聞㆒候事。

六月朔日御觸

去る寅三月問屋唱へ方等の儀に付、御觸有ㇾ之候節、賣買筋の儀先づ只今迄の通り相心得旨申渡し置き候口々の內、當表旅籠屋之儀天滿橋外十橋掛直御修復等の爲㆓手當㆒常盤町三丁目塚口屋重三郞へ旅籠屋支配差免し、右助成を以つて橋受負ひ申付け來り候處、以後右十一橋掛直し御修復等の儀は、公儀御入用にて致し候間、重三郞橋受負ひ、旅籠屋支配共差止め候。

一、大坂町々より相納め候川浚冥加金の儀は、株仲間等より上金致し候旨は譯も違ひ候に付、右の廉は居置き候間、此後も唯今迄の通無ㇾ滯上納可ㇾ致候。

歌舞伎役者を取締る

一、當表歌舞伎役者の儀、去る寅五月以來追々身分取締方竝に住所の儀は、古來より道頓堀に限り有ㇾ之候に付、以來も唯今迄の通り相心得、市中所々に立別れ住居

致す間敷旨をも申渡し候上は、歌舞伎役者・振付師共一同道頓堀へ一纏に住居可ㇾ致儀に有ㇾ之候處、右住居外にて微若の男子を抱へ、振付師の唱へを以つて、右男子を弟子・召仕抔に致し、旅籠屋竝に料理屋、又は自宅にても客有ㇾ之候節、酒の相手に差出し、就中出家に爲ㇾ買揚ㇾ猥りなる儀も有ㇾ之由相聞ゆ。右は前書申渡しにも觸れ、旁々難ㇾ捨置ㇾ次第に付、今般嚴敷可ㇾ及ㇾ吟味ㇾ處、御改革後男子共髮の形・衣服等をも替へ、質素の風俗に相改め候趣に相聞え、如何敷しき儀に候へ共、年久敷右渡世致し來り候儀も有ㇾ之候間、格別の宥恕を以つて吟味の不ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ候。尤以來右渡世致し候儀、決して不ㇾ相成ㇾ候間、早々渡世替可ㇾ致。若渡世替差支候男子共は、道頓堀へ引移り、歌舞伎役者共弟子に相成り可ㇾ申、主人共も同所にて振付渡世致し候儀は格別、都て前書申渡しの通可ㇾ相心得ㇾ候。右の趣其筋渡世の者共へ申達し、以後の儀急度取締可ㇾ申事。

六月

一、久須美佐渡守様、今日御到着被ㇾ成候間、此段可ㇾ被ㇾ致ㇾ承知ㇾ候。以上。

六月二日　　北組　總年寄

久須美氏は七十餘の老人なる由、昨年の事かと覺ゆ。佐渡に百姓の一揆起り、奉行其外諸役人何れも散々の仕合にて、大變に及びしにぞ、此人台命を蒙り彼地へ到り、之れを取鎮めしと云ひて、大に評判せし事有り。斯る人物なる故、當時御改革の折柄なれば、選出されて大坂町奉行を命ぜられしと云ふ噂なりし。

在領の御觸

人口を調査す

一、諸國人別改め方の儀、此度被㆓仰出㆒候に付ては、自今以後在方の者身上相仕舞ひ、江戸人別に入り候儀、決して不㆓相成㆒候間、領分知行所役場等に罷り在り候家來、精々勸農の儀申諭し、成る丈人別不㆓相減㆒樣取計らひ、且つ職分に付當分出稼の者竝に奉公稼に出府致し候者共は、村役人共連印の願書爲㆓差出㆒、右願の趣承屆け候旨右役場へ相詰め候家來奥書・印形致し相渡し、小高の分知行所家來不㆓差置㆒、遠國にて當地へ願等手重の向は、割元役の者奥書・印形致し候積り、其外出家致し候者の儀は、由緒なき者弟子の望有りと雖も、猥りに不㆑可㆑令㆓出家㆒。若無㆑據仔細於㆑

江戸出稼の者に規定して國に歸らしむ

有レ之は、其所の領主・代官へ相斷り可レ任二其意一旨、寛文五年諸宗へ御條目を以つて被二仰渡一候處、近年糺方等閑の向も有レ之哉に相聞え候間、以來は出家相願ひ候者は、人柄竝に仔細等、領主・地頭にて篤と吟味の上、寺社奉行へ申斷り聞き置き、挨拶有レ之上にて可レ差二免一、竝に廻國修行・六十六部順禮等に罷出て候者も、前書出稼の者同樣に取計らひ、尤も出家願等仕來にて添翰等致し候向は、其通りに可レ致。諸藩中無レ據仔細にて出家致し候分は、是又寺社奉行へ可二相斷一、且つ吉田・白川陰陽師、神事・舞太夫等許狀申受け候者共も、其度々添翰又は前同樣願書へ奥書致し可レ被二相渡一事。

一、近年御府內入込み、妻子等も無レ之裏店借受の者の內には、一期住同樣の者も可レ有レ之、左樣の者は呼戻し、在方人別不二相減一樣取計らひ可レ申事、右の趣在所に罷在り候家來へ精々可レ被二申付一候。

三　月

在方の者當地へ出居、馴れ候に隨ひ、故鄉へ立戻り候念慮を絕し、其儘人別に加は

り候者追年相增し、在方の人別相減じ候趣相聞え、不レ可レ然儀に付、今般悉く相改め不レ殘歸鄕可レ被二仰付一候處、商賣等相始め、妻子等持ち候者も一般に差戾し被二相成一候ては可レ致二難澁一筋に付、格別の御仁惠を以つて、是迄年來人別に加はり居り候分は、歸鄕の御沙汰は不レ被レ及、以後取締方左の通り被二仰出一候。

在方の者身上相仕舞ひ、江戸人別に入り候儀、自今以後決して不二相成一。大工・左官・木挽・杣其外職分に付、當分出稼ぎの爲め出府致し、同居又は店持或は奉公稼に出で候者は、月限り年限を以つて村役人へ申立て、御代官・領主・地頭へ願出で候へば、村役人連印、御代官所は手代、私領は家來に奧書・印形免狀相渡し遣し候間、出府之上家來或は主人へ差出し、且つ何方に同居竝に奉公作致し候旨、村方へ及二通達一、期月・年限等に至り候はゞ、一旦村方へ立歸り、何箇度出府致し候共、右同樣の手續に相心得可レ申事。但し在方より出入別入手重に相成り候由を申唱へ、職人は賃銀を增し、奉公人は給金せり上げ候儀、決して致す間敷候。以來男奉公人の分は、武家方中間・町方下男迄も、金二兩二分より三兩迄、女は

一兩二分より二兩を限り、年若幼弱の者共は、其限に無﹅之候間、何程も給金引下げ、奉公住可﹅致候。若相背き主人方相對の上、給金增しの取極致すに於ては、吟味の上急度咎可﹅申付﹅事。

一、廻國修行・六部順禮等罷出で候者、是迄は村役人共或は菩提所寺院、相對の上往來手形受取る由の處、以來は村役人共より御代官・領主・地頭へ願出で、前書の振合を以つて許狀相渡し可﹅申事。出家致し候者共の儀、以來無﹅違失﹅所役人より御代官・領主・地頭へ相願ひ、聞濟みの上添翰又は奧書可﹅申受﹅。且つ吉田・白川家・陰陽師・神事・舞太夫等より新規門下に相成り、又は百姓・町人にて、身分相應の許狀受け候者勿論、縱令前々より配下にて、神道葬祭或は繼目許狀受け候節も、其度に支配領主へ相願ひ添翰又は奧書を以つて、其筋より許狀可﹅申受﹅事。

一、在方人別改方等閑の趣相聞え候。向後死亡・出生・嫁娶・出稼・奉公稼の者共、巨細に相改め、當人印判取の印判改め候はゞ、其段斷り書き致し置き、職分に付出稼・奉公稼の者、期月・期年に不﹅相戾﹅候はゞ、其段御代官・領主・地頭へ訴出で可﹅申事。

一、近年御府内へ入込み、裏店借受居り候者の内には、妻子等も無ㇾ之、一期住同樣の者も可ㇾ有ㇾ之、左樣の類は早々村方へ呼戻し可ㇾ申事。

右の趣村役人共厚く相心得、勤農の趣意深切に申諭し、村方人別相減じ不ㇾ申樣精々心付可ㇾ申候。若人別改め方等閑之取計らひ致すに於ては、村役人共役儀取放しの上、急度曲事可ㇾ申付者也。右之通り可ㇾ被ㇾ相觸候。

順禮取締

三　月

廻國修行・六十六部順禮等に罷出て候者、是迄村役人・菩提所寺院より、勝手に往來手形差出し候へ共、以來村役人より御代官・領主・地頭へ相願ひ、期月をもつて承屆け許狀相渡す筈に候間、右許狀無ㇾ之者は關所相通し申間敷旨、關所有ㇾ之向々へ可ㇾ被ㇾ相達候　右拙津守より御渡し候御書付寫し差遣し候間、御關所有ㇾ之御代官へ御達可ㇾ有ㇾ之候。已上。

三月廿八日

御目附役
櫻井庄兵衛

右の通り從ㇾ江戸表ㇾ被ㇾ仰渡ㇾ候間、御趣意の趣厚く相守り可ㇾ申候。右は畢竟其所の

人別相改め方に猥りに相成り、勝手次第出歩行き、終に故郷へも不立歸、先々に於て人別等致し、故郷出生之國所人別を減じ、土地の衰微に招き、又は物貫等致し歩行き、終には遠國他所にて行倒れ等に相成り、不取締は勿論、先々に於て無謂世話相掛け、其身銘々等も本業を失ひ候に付、種々御世話も被成下候儀に候へば、厚く御仁政の御沙汰を辨へ可申儀、尤以來支配所の者共儀、他所へ出稼ぎ、其外神社・佛閣順拜等に罷出て、或は諸用有之他國出等致し候類、右御觸面の通り聊の儀も役所に申立て、手付手代の奥印形申受け候樣可致候。別て市中續支配所村々、池田村等借家人又は店借等多き場處は、尚更村役人共厚く心掛け可申候。若不沙汰に他國出等致し、一旦缺落届等に相成り、立歸り歸住等願ひ候共、其節に及び吟味著しくは前書御觸面の趣相背き、不沙汰に他國等致し候段申立て候共、其始末に應じ、急度御咎等可申渡候間、其旨兼て可相心得候。此觸書小前並に借家人へも逸々爲讀聞可申候。

卯四月廿九日　　御役所

築山茂左衛門

右御觸書の趣、逐一承知奉ゝ畏。向後急度相守り心得違の儀仕間敷候。爲ゝ其御受印形如ゝ件

天保十四年卯年五月

節倹の法に觸るゝ者罪せらる

六月中旬、島の内心齋橋南詰の人形屋、金二百疋の馬を賣りて御預けと成る。昨年來二文。三文の繪、三十文ハ猪口などを賣りて、御預けの上、十貫文の過料取上げられし者共澤山に有りて、世間にてもよく之れを知れる事なるに、此節に至り斯樣の事に及べるは、慾深きたはけ者と云ふべし。

刑を恐れて警戒す

島の内八幡筋にて、天鵞絨鼻〔緒脱カ〕の下駄を履きし者有りしを、役人衆に見付けられ、當人は召捕られ、其町之年寄町預けと成りしにぞ、其噂大に響き渡り、毎町にぬり下駄・天鵞絨鼻緒の下駄・草履等を會所へ取上ぐるあり。又家毎に町役人出來り、下駄・草履の緒を鋏にて切り廻るありて、嚴重の事共なり。

六月十九日御堂筋邊の人形屋何れも申合せ、八寸以上の人形五月・三月等に用ふる諸道具除置きしとて、之を商ふ事ならざる故、悉く引さらへて御奉行所へ差上げし由、大層の事なりしと云ふ噂なりし。

島の内八幡筋の蒲鉾屋、是迄諸人に金銀を借り、身代限をなし、外方にて名前を

換へ店出し致し、盛んに商賣をなせる惡漢あり。又此度も諸人より數口の金銀を借入れ、之を取込む手段を工み、借財數口の內にて金高僅かなる貸人に相計り、此者より願付けさせ、之に身代限を渡し、多くの貸人共を悉く倒して、此度は道頓堀二つ井戶の邊に立派なる店出せしが、忽ち露顯にて召捕られ、日本橋に於て晒の上御拂となる。相對にて此度身代限を取りし者は、晒者の繩取を被仰付しと云ふ、心地よき事なり。

六月十六日御觸

世上金銀貸借利息の儀、金二十兩に付一分の割合を以つて取引可致旨、去る寅九月中相觸れ候に付ては、双方とも不實の儀無之樣可致は勿論に候處、借方の者ども兎角等閑に相心得、濟方不揃取、金主共も利益薄きを厭ひ、融通不宜趣相聞え候。依之奉行所に於て吟味の上、裁許申付け候分、向後切金には不申付、直に日限を以つて濟方申付け、將不明に於ては、身代限り金主へ爲相渡候間、金主共彌々無懸念十分に取引可致候。勿論借方に於ても、其旨相心得等閑の儀無之樣、實

借貸關係の期間を限定す

意に濟方可レ致候。
一、寛政九巳年以來の借金銀は、是迄の通り取上げ、裁許可二申付一候へ共、古貸借にて追々に元金に詰め、新規借用又は願金等の證文に直し候類吟味之於レ無レ紛は、素より不實の取引　付、向後相對濟申付、奉行所にては取扱致間敷候事。
一、賣掛十箇年　上の滯は、向後相對濟申付、是又奉行所にては致間敷候事。但十箇年以上の滯りにても、引續取引致し候分は、吟味の上取上げ裁許可二申付一候。
一、遊女町・傾城町等より願出で候遊女揚代金滯の儀、向後相對に可レ濟は格別、奉行所にては取上げ申間敷候事。
右の通り相心得、彌々此上金銀融通〔不融カ〕可二差支一樣取計らひ、借方の者共も勿論、貸方に於ても相互實意專らに心掛け取引可レ致候。且つ以來身代限り爲二相渡一候に付ては、先訴の分取上げ日限濟方申付置き候內、同樣の後訴有レ之候とも、金銀出入に限り先訴相濟し候上に無レ之候ては、取上げ裁許は申付間敷候條、其旨可二相心得一候。尤右に付身代を隱し、或は如何はしき所業に及び候者、其外利慾に拘はり不

埒なる心訴の類於レ有レ之は、當人は不レ及レ申、其處々町役人・村役人等迄、吟味の上嚴重に咎可二申付一候。且又武家・寺社等は是迄の裁許可二申付一候へ共、兎角濟方等閑勝或は申渡の金高不足に差出し候輩も有レ之由相聞え、尤不埒の事に候。向後右體の類有レ之に於ては、糺の上急度可レ及二沙汰一候。右の通り可レ被二相觸一候。

五月

右の趣從二江戶一被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

卯六月 若狹 佐渡

北組 總年寄

姦通せる者を處分す

昨年鴻池屋治兵衞といへる者の妻、伊勢參宮をなし、道中に於て土佐堀常安橋邊の仲衆と不義をなし、宿に歸りし後も數々金を此者に掠取にせられしが、此事相顯れ、仲衆は召捕られて入牢す。治兵衞妻も召出され、嚴しき御吟味に遇ひて、明らか白狀す。治兵衞をも召出され御しらべ有りしに、此者甚だ面目を失ひ、外聞惡き故此沙汰有ると直に、妻を離緣をなし、前以つて暇を遣せし由に申上げしにぞ、密夫せしには相ならざれども、不義の始末不レ宜故、男は鳥目五貫文の過

料にて相濟み、女は奉行所に於て髮を剃らせ、尼となして親元へ引渡しとなる。

炭屋治兵衞といへる靑樓の娘にして、之迄素人は云ふに及ばず。芝居役者なども相手となり、亂行甚だしと云ふ。鴻池治兵衞此女にほれ込み、高金を出して妻に迎へ取りしと云ふ事なり。

此者吟味掛りは、田中左馬五郞といへる與力なりしが、吟味中より此女に惚込み、己が手にて之を裁許し、落着に至ると直に手を廻し、權威を以て此女は勿論、親迄をも大に威し、直に此女を妾となし圍ひ置きしが、此事相顯れ、六月中阿房拂に被仰付しと云ふ、心地よき事なりし。

家作の心得

今日通達年番・町々年寄當鄕總會所へ被召呼、永瀨幾代助樣より被仰渡候は、先達て被仰出候家作の儀、伺濟みの上左の通りに候事、尤も口達・觸抔と申し候には無之、町々年寄心得迄に候間、組合町にても可被申達置候。

家作の儀是迄被伺出候向々心得相達し候覺

一、長押　去年御觸の節取拂ひ候へ共、猶不殘樣可申候。

一、杉戶　通り杉の戶は不苦、椽は棧等眞塗の分は御改可申候。

一、附書院　取拂ひ候事勿論、荷ひ書院と唱へ、床の横へ掛け候分も、都て椽へ張

出し候分は、御改可ㇾ申候。

一、入側　外立の雨戸有ㇾ之候ても、板緣に候へば入側に無ㇾ之、疊を入れ候を入側と申し候。其心得を以つて相改め可ㇾ申候。

一、櫛形　附書院に有ㇾ之物にて、一通りの書院等には見當り不ㇾ申、此分竝に瓦燈口等は相改め可ㇾ申候。

一、彫物　右若し有ㇾ之候はゞ、夫々取拂ひ可ㇾ申、欄間等有ㇾ之候も、たとへば草木・花鳥杯隧に彫り透し候は、彫物とも違ひ候間、年寄先計ひ透し候迄に彫拔き候内にも、目立結構相見え候分は、爲ㇾ取除ㇾ尤塗候椽は取替へさせ可ㇾ申候。

一、床緣・棧框　襖の緣の外は、都て建具類、棧框等眞塗は取除け可ㇾ申候。

一、金銀の唐紙　唐紙に金銀の箔等相交へ候には無ㇾ之、唐紙と申すは襖を唱へ候事にて、金銀の襖は取除け、金銀箔に似寄り候砂子少々相用ひ候類は、其儘に差置き不ㇾ苦候。

一、玄關　本玄關に無ㇾ之、只式臺は一同爲ㇾ取除け揚ㇾ候。踏石或は踏臺に爲ㇾ仕替ㇾ

五海道助濟金を上納す

可レ申候。

一、茶席　家續補理ひ候分は、其儘數寄屋と唱へ、別に取補理ひ候分茶道指南の者は、稽古場の儀に付不レ及二取拂一、其外の分は取拂ひ可レ申、乍レ併害に手輕の普請も有レ之、又は手輕に相見え手籠り候ものも有レ之候間、不分明の分は相伺可レ申候。

一、町々會所　臺の儀御用宿も相勤め候分其儘、尤も商開戸も同樣心學講介に有レ之候處、臺形の物不レ苦候。

一、三箇所旅籠屋は勿論、傾城町家作の儀も、御觸面の通り可二相心得一候。右の通り伺濟みに候間、相心得可レ被レ申候。御用掛り町人・醫師・儒者家作の儀は、追て御沙汰可レ有レ之候に付、其節可二相達一候。

卯六月廿九日　　取締掛り　總年寄

昨年春の頃より御國恩を難レ有思ひ候て、五海道助濟金を隨分出精致し候樣被二仰出一、五畿内は昨秋の頃專らにして、昔より之無き事なるに、京都市中小なる裏借家に至る迄之を上納す。大坂近在も去冬仰付けられし故、市中も同樣ならんと專ら噂

人形商買加金を否む

有りしかども、餘りに御觸の口數も多く、賣物御取調べ二割下げ、靑樓其外種々樣々の事にて轉々反覆せる事多く、餘り混雜せる故か其御沙汰なかりしが、當六月二十九日に至り、三鄕の年寄共を不ㇾ殘總年寄の宅へ召出し、左の通り申渡しある。

覺

一、此度東海道・甲州道中・日光道中・中山道、其外宿々及ニ困窮ㇾ候に付、江戶表より右宿々へ御成助として御手傳被ㇾ爲ㇾ在候に付、當表於ニ町々ニも國恩を難ㇾ有存じ、御冥加差出し度き者有ㇾ之候はゞ、聊にても可ㇾ被ニ差出ㇾ候事。

卯六月二十九日

右の通り口上にて言渡し有りしにぞ、其趣を以つて年寄共何れも其町々へ申渡せしに、御堂筋は人形屋の多き處なるにぞ、之迄仕入れ置きし人形類の高金なるは一つも商ふ事なり難く、已に當十九日に何れも高金の人形雛の道具類悉く御取上げに成りて、船・車等に之を持運び、手元に殘れる商ひ物の類は、下直なる品計りなるにぞ、何れも大に困窮に及びしと云ふ。斯る者共へも御冥加金の事申付けぬ

る故、何れも申合ひ年寄宅へ罷出て、「御國恩の難」有事は誰しも能く相辨へぬる事にして、御改革の結構なる事も難」有承知仕る、何れ近年の內には一統に安堵するに至るべし。去りながら此節差當り一統に日々の暮し方に當惑し、●大に困苦せる故、如何程に御國恩を難」有思へばとて、冥加金上納の事は力に及び難き事なれば、宜しく御斷被」仰上」下さるべし」と申しぬるにぞ、年寄のいへるには、「尤なる申立にはあれども、三鄕市中一統の事なれば、多少には拘らず、之を御斷り申上ぐる事は相成り難く、是非に勘辨せらるべし」と云ひしかば、「御前より御斷下さるゝ事難」相成」候はゞ、御勝手になさるべし。此上は其旨總年寄へ一統に罷出て相斷り申すべし。之も亦取上なくば、御奉行所へ出て御斷申上ぐべし」といへる故、年寄も大に困りぬる事なりと云ふ噂なりし。又外々の町とても、此度の御趣意に依りて差支へぬる商賣多く、世間一統に大に響渡り、大に金銀不融通にて、至つて困窮せる者少なからざる事故、御堂筋の如き事を申出づる者はなしと雖も、一統に難」有がりて承伏せし樣には非ず、種々樣々の風說なりし。然る上に又々七月六日に至り、

右冥加金を町人に課す

西御役所に於て御奉行久須美佐渡守・水野若狹守御勘定吟味役羽倉外記、御兩人立會にて鴻池善右衞門・加島屋久右衞門を始めとして、大家の町人共大勢召出され、御用金被₂仰付₁被₂仰渡₁左の通り、

去る丑年以來幕政一新、格別御儉素に被₂遊、追々被₂仰出₁候御仁德の程は、銘々難₂有相心得候儀に可₂有₁之、猶此上も上下安穩に太平を樂み候樣被₂遊度くとの台意に有₂之、因て此度諸家御救助窮民御賑恤の爲め多分の府財棄捐被₂仰出₁、諸家之面々へも分限を守り、節儉行屆き候樣御沙汰有₂之、然る上は追年勝手向も立直り可₂申、左候はゞ町人共融通の甘さにも相成り、自ら御餘澤を蒙り候樣可₂成行₁候、當地の儀は天下の中央、其上海運の利宜しき要地故、數百里外より諸品輻輳し、自ら商買の取引手廣く、巨萬之富を保ち候事にて、是迄御用金相勤め、近くは文化年中兩度に七十餘萬兩差出し、一廉の御奉公致し候事に付、御恩意も渥く、容易に御用金をも不₂被₂仰付₁、既に先年西城御普請の節を首として、御用金可₂被₂仰付₁候を、諸家竝に餘國の獻金等も有₂之、旁々以て御除に相成る

は、全く[illegible]候儀、其外普く御仁政を被レ爲レ播度く、右御手當御府財を以つて可レ被レ遊[illegible]、是迄に[illegible]き莫大の御用途も有レ之上の儀、萬一非常御備に差合ひ候ては、不レ容易レの儀に付、其方共一同へ御用金被レ仰付レ候事に候。勿論御用金の儀に付、明年暮より夫々二十箇年に割合せ、一箇年に二銖の被レ下金御差加へ、御下げ戻可レ有レ之候。畢竟巨萬の富を握り、又は一時に數千金の貨殖を致し候儀、皆銘々差働にて外々の助に依り候には無レ之候得共、諸家の先祖矢石を冒し、鋒鏑に觸れ候功勞を以つて得祿を保ち候子孫にても、參勤等にて安居の暇無レ之、其上御軍役の外臨時御手傳等相勤め、大金獻納致し候儀有レ之、商賈に至りては、平生の勤節と申すも無レ之、二百餘年昇平の御德澤に浴し、安逸に暮候難レ有儀は、何れも辨へ居り候儀に有レ之、此度の御用金は新政の御德意を奉レ助事にて、如レ斯明時に逢ひ、一際の御奉公致し、永世御記錄に家名を署し候と、子孫迄も聞傳へ、自ら淳[illegible]を[illegible]び、驕惰の所行相愼み、家業彌々盛に可レ相成レ間、右申渡しの趣意篤と相辨へ、無レ異議レ御受可レ致候。

久須美佐渡守の人物

右の通り被仰渡、明る日は七夕にて節句の事なる故、休日なりしが、八日よりして追々に町人共被召出、右の趣仰付らるゝ事なりとぞ。

久須美佐渡守には、小身より御小納戸に出て、先年佐渡大に騷動せしを、此人に命ぜらしに、程能く取鎮められし人なりと云ふ。當時御改革にて肝要の折節なれば、西御町奉行堀遠江守殿に代りて、此人に命ぜらる。當年七十六歳なりと云ふ。此事大坂へ聞えしかば、此度遠州に代り來らる御奉行は極老なれども、至つて嚴格なる人故、此人を御選にて奉行職を命ぜられし人なる故、至つて堅くろしき人なるべし。此上如何なる事申出さるゝ事共計り難し。此上に若し左樣に有りては、此人の苗字の如く大坂も彌々大くすみとなるべし。困り果てたる事なりとて、大につぶやける人など少なからざりしに、大坂へ着せらるゝと間もなく、國恩冥加金の事を申出され、引續き御用金御出さる。下地より大に陰氣なりし處へ、同じ金の仰出れにて一際立て陰氣を増し、御用金の仰出されにて益々物淋しく、片田舍と同樣なる有樣なり。當年は處々の神事も大方は日の暮れ限りに相濟し、天神祭にも遊

江戸近在を天領とす

新田開拓を計す

山錺は云ふに及ばず、花火等上ぐる事なく、だんじりも漸く三つ計り有りしと云ふ。之迄の神事に比れば、三つ割にして其一つにも當り難く、物靜かなる事なりし。江戸十里四方悉く公料計りに此度新になし給へるにぞ、武藏・上總の間にて、之迄入組みし諸侯の飛地、御家人の知行等悉く被召上、代りの地追て下し置かるゝと云へる事にて、未だ何れにて代地下し置かるゝとも其御沙汰なき事故、十三人の諸侯其數限りなき御家人衆、何れ途方にくれらるゝ事なりと云ふ。尤も諸侯と雖も、忍・川越の如き堀持は其儘にて、飛地にて陣屋の向は悉く召上げられしなり。御家人衆には何れも惡しき代地を給はるか、又は御藏米にて御渡になれる事もありもやせんと、一統に大に心勞せる事なりと云ふ。

上總國に印幡が沼とて、至て大なる沼あり。此沼の水を利根川へ切落しぬれば、方八里餘の新田となれる見積りにて、此度之を催さる。右御手傳として、松平因幡守・酒井左衛門尉・水野出羽守・林肥後守・黒田筑前守等へ被仰付しと云ふ。中にも林肥後守は、一萬石の身上にて、金二萬兩計りの物入なりと云ふ事なり。親肥後守一昨

大阪近在も天領となる

年八千石を被召上、大仕くじりなりしに、又過當なる御手傳被仰付しには、定めて故有る事なるべし。

大坂も五里四方悉く公料に改まりぬるにぞ、攝・河・泉の間に有る處の諸侯の領地、悉く召上げられ、陣屋引拂ひ等にて騷々しく、百姓・町人の類是迄聊の出銀等にて、領主の用を承り、又庄屋等何れも金銀にて苗字・帶刀せし者共、暴に其事なり難く、何れも平百姓となりぬる故、之迄の如く威勢振る事なり難く、之迄之等に這ひつくばひし者共も、心地よき事に思ひぬるにぞ、騷々しき中にも可笑しき事多し云ふ。又上町は谷町筋より東は悉く町家をば取拂ひとなり、江戸表より御旗本・與力・同心の類引越し來れる由。又天滿川崎町奉行附與力・同心、是も御役所近くへ替地と成り、引越し來れる由。與力・同心は云ふに不及、上町邊に住める町人共、戰々兢々として安き心なる者なしと云ふ。又難波御藏番にも、江戸より代り來りて、何れも江戸へ引越しとなれる等いへる風說にて、之れも安き心なしと云ふ。

金井伊太夫

御破損奉行金井伊太夫、昨年來組下の同心共私曲有りし由にて、數多の人々を罪し、

大に評判高かりしが、暴の御召にて出府をなす。御勘定奉行となるか、大津御代官なるべしなどいへる噂なりしが、以の外不首尾にて、薪間へ追込まる。近來仕くじり者を追込ぬるために薪間といへる場所出來す。こは小普請へ追込む迄には至らざる者を、此處へ追ひやられぬと云ふ事なり。

伏見奉行改易

伏見なる木村宗右衛門、年來淀川筋にて大に私慾筋有りし由相顯れ、此度改易になりて、川筋の事は角倉爲二郎一人の支配となると云ふ噂なり。京都御代官小堀は前にもいへる如く、支配地六七萬石被二召放一、宇治神林も甚驕り强く、不法事之有る故、御咎蒙りしと云ふ。

水戸侯高齢者に縮緬を給ふ

水戸侯江戸と本國にて、侯の目通りする處の百姓・町人共にて、六十以上の者を選ばれしに、都合六十二人之有りしにぞ、何れも目通りへ召出し、縮緬の小袖一つづつ下し置かれ、「何れも勝手次第に澤山に着用すべし」と仰付けられしにぞ、本國の者共は、領主の賜なれば仔細なしと雖も、江戸の町人共は當時嚴しき御制禁の事なる故、水戸樣よりして御法度の縮緬の小袖頂戴被二仰付一候へ共、御法度の事に候

秋元但馬守領地を替へらる

へば、如何可仕哉と伺出てしと云ふ。町奉行より、御大名より、被下置候品故、隨分大切に致し箱に入れ置き、着るべき時には勝手次第に着用致すべしとの事なりしとぞ。當時至て嚴しき處の縮緬を、斯樣に町人・百姓共へ下されしには、定めて水戸侯の深き思慮有る事なるべし。

大井川は名におふ大河にして、少し雨降れば忽ち川支に及び、諸侯の參覲交代は云ふに及ばず、旅人の大に困りて大造なる物入をなし、其費莫大の事なる故、此度船橋掛る樣になるといへる噂なり。

或人の方へ江戸より申來りし書付の寫

羽州山形秋元但馬守殿、御領地の内南河内に御座候處、去る十五日於江戸表左の通り被仰渡。

一、今度爲御取締、大坂御城最寄一圓御料所に可被成置旨被仰出候。依之但馬守領分河内國丹北郡・丹南郡の内、二萬七千百廿一石餘上知被仰付、代知は追て可被下旨被蒙仰候段、爲知參候事。

伏見奉行改易

水戸侯高齢者縮緬を給ふ

大に評判高かりしが、忝の御召にて出府をなす。御勘定奉行となるか、大津御代官なるべしなどいへる噂なりしが、以の外不首尾にて、薪間へ追込まる。近來仕くじり者を追込ぬるために薪間といへる場所出來す。こは小普請へ追込む迄には至らざる者を、此處へ追ひやられぬと云ふ事なり。

伏見なる木村宗右衛門、年來淀川筋にて大に私慾筋有りし由相顯れ、此度改易になりて、川筋の事は角倉爲二郎一人の支配となると云ふ噂なり。京都御代官小堀は前にもいへる如く、支配地六七萬石被召放、宇治神林も甚驕り强く、不法事之有る故、御咎蒙りしと云ふ。

水戸侯江戸と本國にて、侯の目通りする處の百姓・町人共にて、六十以上の者を選ばれしに、都合六十二人之有りしにぞ、何れも目通りへ召出し、縮緬の小袖一つづつ下し置かれ、「何れも勝手次第に澤山に着用すべし」と仰付けられしにぞ、本國の者共は、領主の賜なれば仔細なしと雖も、江戸の町人共は當時嚴しき御制禁の事なる故、水戸様よりして御法度の縮緬の小袖頂戴被仰付候へ共、御法度の事に候

へば、如何可レ仕哉と伺出てしと云ふ。町奉行より、御大名より、被二下置一候品故、隨分大切に致し箱に入れ置き、着るべき時には勝手次第に着用致すべしとの事なりしとぞ。當時至て嚴しき處の縮緬を、斯樣に町人・百姓共へ下されしには、定めて水戶侯の深き思慮有る事なるべし。

大井川は名におふ大河にして、少し雨降れば忽ち川支に及び、諸侯の參覲交代は云ふに及ばず、旅人の大に困りて大造なる物入をなし、其費莫大の事なる故、此度船橋掛る樣になるといへる噂なり。

秋元但馬守領地を替へらる

或人の方へ江戶より申來りし書付の寫

羽州山形秋元但馬守殿、御領地の內南河內に御座候處、去る十五日於二江戶表一左の通り被二仰渡一。

一、今度爲二御取締一、大坂御城最寄一圓御料所に可レ被二成置一旨被二仰出一候。依レ之但馬守領分河內國丹北郡・丹南郡の內、二萬七千百廿一石餘上知被二仰付一、代知は追て可レ被レ下旨被レ蒙レ仰候段、爲レ知參レ候事。

大小名貸附の布令

一、此度武家方御勝手向相直り候樣被仰出、兼ねて追々拜借有之馬喰町御貸付方、年來の御借財是迄每年利分御上納相成り居り候處、格別の思召を以つて、御借財高の內半分棄捐、半分無利益年賦濟旨被仰出候。依之大小名共先づ安心の形に御座候。尙其上にも御勝手向不如意の大小名は、願の通り御貸付有之候に付、期月の通り無相違上納可仕被仰渡候。大小名共此上堅く節儉御用ひ、勝手向相直り候樣可心掛旨厚被仰渡。右の外差て相變りし儀無御座候。右卯月六日出に申來る。

印旛沼工事任命の面々

利根川筋分水路印旛沼御用御手傳被仰付候

因州鳥取三十二萬五千石　松平因幡守。　羽州庄內十四萬石　酒井左衞門尉。　駿州沼津五萬石　水野出羽守。　筑前秋月五萬石　黑田甲斐守。　上總貝淵一萬石　林播磨守。

右同處御用掛

江戶御町奉行高三千石　鳥居甲斐守。　御勘定奉行高二千五百石　堀野士佐守。　御吟味役百俵五人扶持　篠田藤四郞。　御目附組御代官より　戶田寬十郞。

右の通り被仰渡候趣、爲御知奉申上候。

東海道筋御用命の面々

法度の條々

東海道筋御用に付御暇

御勘定御道中奉行兼 跡部能登守・ 大坂南組總會所へ着 御勘定吟味役 羽倉外記・ 同和泉一人着 同上 福田所左衛門・ 南農人町一丁目へ着 支配定役 逸見市太郎・ 材木町へ着 御勘定吟味下役 榎本定右衛門・ 同本町上三丁へ着 御普請方 北村亮三郎・ 太郎左衛門町へ着 同 櫻井三郎。

御法度の御申渡

一、髮の餝は金銀類は不㆓成相㆒候。鼈甲・蒔繪物共、前々に御觸の通り通り急度相守り、都て高直の品々相用ひ申間敷事。一、女帶は天鵞絨・繻子・小柳・博多不㆓相成㆒候、紬・太織八丈迄の内を相用ひ可㆑申事。一、縮緬・紹不㆓御成㆒候。尤も紛らはしき織方の品々、縱令古く共相用ひ申間敷事。一、男羽織は絽、其外薄羽織共不㆓相成㆒候。絹布・麻を相用ひ可㆑申事。一、袴は仙臺・川越平にても何程古く有來り候共不㆓相成㆒候。葛布・木綿計り相用可㆑申事。右の通り此度被㆓仰渡㆒候儀御守り不㆑申候者は御召捕に相成り候間、心得違無㆑之樣爲㆑念相達置き候。

卯五月十五日　　一人別承知印形仕候

水戸侯拜領品目

右は江戸表觸書の寫にて御座候。奉レ入二御覽一候。

一、水府公御拜領　包清毛貫形御太刀（代金五枚）・御鞍鐙一餝（代にて七十枚）・黄金（百枚）

右包清の御太刀拵へ、柄・鞘共金板がねにて、包緣頭の處、御目貫の品、毛彫有レ之、誠に無類結構なる物にて、代金の位何千兩共難レ申由拜見仕り候。御城坊主より富永某へ咄の段承り候儘、認め差上候事。右御使者は水野越前守なり。（上意の趣、此處へ書記有レ之候へ共、此儀は前に書記し置き候故、此處には之を略して記す事なし。）

海道用金を課すべきを申出づ

一、五海道へ勤め候助郷村々の儀は、近年及二困窮一候に付、自ら宿々も窮迫致し、難澁の旅人も難儀相嵩み、今度格別の御救御慈悲の御沙汰より、五海道御取締被二仰出一、御救御取締も相成候に付、多分の御救御入用可二相掛一候儀、右付元々御慈悲御救の廉には、諸家へ御手傳、或は身元相應の者へ御用金等不レ被レ仰候に付、此旨難レ有奉レ存候て、御國恩の冥加を辨へ候へば、御國用辨理融通第一の海道筋、宿々助郷困窮を御救候儀、數千箇村の入馬を助け、又難澁の旅人を厭ひ遣し候儀故、銘々會得致し、身柄に應じ出金致し候へば、假令一人の上は僅かの高も、諸人の上に及

びなし、不㆓容易㆒陰德も有㆑之間、相應に營み暮し候者は、御救金に差加へ候儀中立て、陰德の志相立て候樣可㆑致候。右の趣は身元宜しき者へ御用金被㆓仰付㆒、迷惑に存じ候者有㆑之共、諸方萬人御救の處には難㆑爲換儀に候へ共、元來御救筋の御慈の方に付、都て御威光を以って被㆓仰出㆒者被㆑爲㆑加御趣意㆒に付、全く其身より筋道を辨へ、出銀致し〔候脱カ〕者御取調べに相成候段は、偏に難㆑有可㆓御心付㆒、且つ寄持筋相辨へ、勵し方致し候者は、自然先祖へ孝道等存じ合せ、乘々內願等在㆑之者も難㆑計、左にては何樣なる願ひ筋なり共、存込みは可㆓申立㆒候。右の次第に付猥に御用金等被㆓仰出㆒候儀は心得違致す間敷候。尤も納方火急にては無㆑之、委細の儀は御役所に心得方等都て認め在㆑之候間、勝手次第に罷出て、一覽可㆑致候事。

寅十一月

乍㆑恐奉㆓願上㆒候書付

一、何程　但御下知次第早速上納可㆑仕候。

右は五海道筋竝に助鄉村々困窮に付、此度御救方御取調被㆑爲㆓仰出㆒、右に付身元相

應に相暮し候者御國恩の冥加を相辨へ、陰德の志有之者は、右御救金へ御差加への儀相願ひ候者、御取調の趣奉承知。然る處私儀御國恩を以つてかなりに取續き罷在候者、何共恐多く候儀に御座候へ共、右御救の廉々へ、乍聊書面の通り御差加へ相成候へば、冥加至極難有仕合に奉存候。尤右御差加へ奉願上候とて、內願等無御座候。右の趣御聞屆被成下候はゞ、難有仕合に奉存候。

別紙の通り口達にて御申付、銘々志の者外に見競ひ不申、思はく丈け書付を以つて可申出樣被仰付候に付、外々の出銀高一向承知不仕候へ共、大に不同在之、則ち承知仕居り候口々、五百兩蛭子屋・百兩岩城・五十兩槌屋四郎右衛門・百兩池田屋右衛門・五十兩大黑屋喜介・百兩づつ萬治・萬忠・萬甚・銀五十枚づつ伊彌太・竹原。右の通り三井始め大丸何程一向承り不申候。身分大に不同在之樣子に御座候。表借家近邊にては、金二朱より二百疋位に御座候。右の分承り候丈け申上候。

水戶領佛鐘を鑄潰す

水戶侯御在國の節、御領分中寺々の本尊の金佛竝に釣鐘・半鐘の類、悉く御取上にて、之を以つて石炮を鑄させられ、代りの本尊竝に鐘の類は、勝手に致し候樣に仰

付けられしと云ふ。又元祿已前より有之宮・寺の類は、其儘になし置かれ、元祿已後に建立せし宮・寺をば悉く取拂ひ被申付、社人・坊主共何れも百姓となし給ひしと云ふ。至つて快き事と云へ、とても事に天下一統如此に至らば、大に田畠もふえ、好惡を事とする處の遊民も減じて、御國益も多くなるに至るべし。

矢部駿河守家名相續

矢部駿河守家名相續被仰付左の通り

元寄合 矢部鶴松

其方儀寅年就父科、改易申付け候處、此度日光御參詣相濟み候に付、爲御祝儀御赦免被仰付候。（右鶴松。同道人。清水殿用人泉本正助）右は水野越前守殿依御指圖申渡す。其旨可被存。

卯六月十八日

大阪城修築

當春よりして大坂御城内大普請あり。來る午年には將軍御上洛あると云ふ噂有り。又朝鮮人來朝を先年對州にて御受なりしが、此度は當所にて御受に成り、御老中一人登坂有る由。是も兩三年の内なりと云ふ。右に付中の島對州の屋敷も廣く成りて、當時の處より難波橋筋迄一構に成れる由、夫に付是迄有り來れる處の居ケ

崎・津輕・佐伯等の三屋敷、其外町家等藥鑵屋町へ代地仰付けられしとなり。何れも混雜の樣子なり。琉球人も之迄出府せしかども、日數多く掛り候故、何時にても二三人程づつ死せる者之あり、道筋の諸侯何れも物入り多く、道中宿々も難澁なる故、之も當所にて引受けぬる樣になりしと云ふ事なり。

金峯山採鑛

大和國金峯山には金氣充々て、澤山に黃金有之事をば、昔より云ひ傳ふる事なり。されども藏王權現之を惜しみ給ふにぞ、之を掘る時は大なる祟りをなすと云ひ傳へて、之を恐れて昔よりして掘る事のなかりしに、此度台命を受け奉りて、羽倉外記といへる勘定吟味役、黃金を掘出す事になりぬるにぞ、山神へ告ぐる碑を立て其銘を作り、篠崎長左衛門をして之を書かしむ。山神の黃金を惜しみ、之を掘りぬる時は忽ち其罪を蒙りぬるとて、此節に至る迄之を掘る事のなかりしは、至て趣の深き事ならんと思はる。此節に至りて之を掘れる時至りしと思はる。

紫苑山に採鑛を告ぐる文

告紫苑山神文　羽倉用九撰　篠崎弼書

維天保十四年、歲次癸卯八月初吉、征夷府內署司兼審決官羽倉用九祗承官旨、敢昭

告于大和州紫苑山神。夫金之於民利用無窮、然其在山鑛氣時發、或作災害氓之蚩蚩至曰。山神惜金採之致祟、何其誣妄之甚也、蓋金之多出雖世瑞、然其非時而出反爲不瑞者有焉。嗚呼神之呵護邊口以至今日、豈有待而然歟。今奉旨入山、神其導之敢披丹衷以告。

江戸より參り候書狀の寫

一、下總印旛沼を同州船橋・大和田兩驛の間へ新川掘割、海へ水を吐かせ、新田開發の目論見は、先年田沼氏の時代取懸り候事に御座候處、丁度其頃信州淺間山燒け候て、未曾有の天災有之、此は印旛沼より淺間山へ地中の水脈相通じ有之候故の事と專ら風説致し、其上掘割り成り兼ね候場所も多く有之、成就不仕、其儘捨置き有之候を、此度は其頃の掘場所より少々違ひ候由。是迄其筋の御役人再三の御見分にて、井戸の樣なる物を幾箇も御掘らせ、豫め掘割出來可申候御ためしも有之候て、彌々の被仰出と相成り、諸家へ御手傳被仰付候事に御座候由。右沼より海邊迄凡そ四里半計りの處、幅十二三間有之之川の由に御座候。因州・庄内・沼津・

因州侯の評判

黒田御分家・林右の五家へ御手傳被ニ仰付一、是迄何れの御手傳にても、多分御金納にて相濟し候處、此度は右掘割場處へ御銘々御懸り、役人前に引かれ、御出役御高に應じ、町場を御割渡し相成り、御掘立有レ之候事に御座候。下地田沼御時代、掘かけに形ち殘り居り候を掘廣げ候場所も御座候由。因州・庄内御兩侯御持場、至つて惡しき處有レ之候趣に御座候。黒田と沼津の沙汰は一向無レ之候へども因州と庄内・林御三家の御沙汰のみ色々に申觸らし候。

一、因州家には、御國も遠路の事故、御領地の人夫御呼下しにも成り兼ね候故哉、右掘立て候近郷の者の潤ひに成り候樣にとの思召の由。明六つ時より八つ半時を限り、一人前五百銅もの御手當にて、持運びの士、一荷二人持の積に候由、至て輕く候故、老人・子供にも心やすく持運び出來候趣、御手當は何れも五百文も被レ下候に付、其邊の者大に潤ひ、近郷の百姓大悦にて、流石御大家の事、外樣と同日の論にあらず抔申觸らし、其邊の評判至て宜しく、晴天三百箇日に成就致し候樣にとの御沙汰に候由、三箇年も可ニ相懸一哉、併當夏の樣ならば、十箇月にも成就可レ致か難レ計、御

同家右御場所御出役十箇月目御交代の筈にて、御出張の趣に候。又或は山師申し候には、右掘割總て一式請負ひ五百兩ならば、註文通り因州の持場だけ不ㇾ日成就可ㇾ仕段申出で候者有ㇾ之候へども、御取用ひ不二相成一由、前書の御仕法にて、此節專ら御出精御座候趣承り可ㇾ申候。

一、庄内御持場の儀は、平地より餘程高き所の由、夫故人夫も一倍骨折れ候場處に候へ共、御領分の總百姓申合ひ、御所替の代りに被ㇾ蒙仰候御事故、一同身命を捨てても御領主へ御失費不二相懸一樣百姓の手限にて、全く成就可ㇾ爲ㇾ致との事にて、三百人・四百人程も要處に働き馴れ候屈竟の百姓選立て、一組々々いろは印を以つて合印を分け、三十日目々々々の交代にて、庄内より江戸迄の道中蟻の往來致し候如く引切りなしに往返にて、當時場處へ出居り候者、千七百餘人出精罷在り候由、猶秋作取入れ相濟み候後は、成るべきたけの人數御領分中不ㇾ殘申合はせ罷出て、相働き可ㇾ申候積の由、當御持場の儀は至てむづかしき掘場處に候處、何れも要處に馴れ候者計り故、何の苦しみもなく働き候由、御領主にても手厚く御世話有ㇾ之

場處へ、至て手廣なる長家御取立て、食事竝に暑中凌ぐ湯水の手當、竝に更代道中筋旅籠屋・中食場竝に行水等も一日に兩度とも這入り候樣御手當有レ之、合印付の木札、又は木綿手拭に印を染め、宿々立場等へ差出し有レ之、三度々々の食魚類付にて被レ下候由、其外とも手厚き御賄に有レ之趣、斯く迄御領主に歸降致し居り候事、全く仁政故の事と被レ存候。江戸の沙汰は庄內の方評判宜しく、乍レ去右場處近鄉の潤ひには一向不二相成一候故、其邊の評判は薩張無レ之候趣可レ申候。

林の評判

一、林樣は御少祿の御事故、人夫御雇入方も御存分には御屆不レ被レ成、最初殊の外御手支の事も有レ之候由、然る處中程よりは追々人夫も駈集め、掘立方捗取り候樣には成り候へ共、總人夫へ辨當被レ下候にも、結構なる煮染物等御添被レ下候由、晝休みの節、水飮み候者へも葛・砂糖・干飯等被レ下候故、人夫の評判宜しく相成り、且つ御持場平地にて働きの致しよき處の由、夫故捗取り候趣なれ共、大造なる御物入り、一日に百五十金も平均に御拂出し有レ之、何時を限りとも難二相知一御心配の趣、先づやれるだけをやつて見るより外無レ之との思召の由及レ承可レ申候。御身上御凌

ひ上るの事と巷說仕り候。
右三家の評判のみ、外々御兩家は一向善惡之沙汰無御座候。其外江戶御城近鄕處處上地被仰付候場處、凡十里四方の間□上り申し候。右高五十餘萬石、其內七萬餘石は五百石以下の御知行の分に有之、其分不殘御藏米取に相成り可申候。是にも色々風說の事有之候へ共、取用に相成り兼ね候事故不申上候。猶此後承り候儀も有之候はゞ、追て可申上候。以上。

八月十六日

尙々腫物かゆく又は痛く、執筆むづかしく候へ共、無理に認め候間、御分り被成兼候處は、御判じ物に御座候。且つ此書附御覽後、引裂き捨て可被下候。別て浮世の有さま抔へ、此文體のまゝに御寫上などは、決して御免奉願上候。口から出任せ、滅汰彌八に認め候故、他見を相恥ぢ、右の通り御斷り申上候。齋藤町先生樣へ御見せも被下候はゞ、くれぐれ御斷り可被下候。已上。

改革篇　七十二項

六十餘州歸仁政　二百年來奏太平　安樂世界極人奢　衣裳新形着流行
脚燃板絞紅鹿子　頭光金銀珊瑚珠　或有縮緬肌障惡　羽二重仕起居輕
辨當提重高蒔繪　華麗爭開御室櫻　嵯峨開帳稲荷祭　風流競立無不征
芝居役者登江戸　最屓多從初日疑　檀那殘切沒茶屋　家內夜更至生洲
無春夏無無秋冬　費多不知身代傾　依去今度御改革　江戸已定及直京
一番諸株仲間潰　運上萬金成御免　嚴重御觸難違背　洛中洛外謹奉承
縮緬問屋鬢毛縮　青物初賣顏色青　日傘入藏陽不拜　塗履削漆再作晴
上田米澤收簞笥　何年得見此世明　青樓殘留服他行　噴着纔見小紋紹
可憐奥樣御新造　於三與不異於清　却說河東藝子輩　急被呼出胸打驚
御居作並芝居裡　卽今何故望看棚　我輩芝翫見不見　堂堂役人張肩肱
重忠豈用琴攻粹　只如岩永發雷聲　汝等近來好雜臥　約束應對三倍情
不埒至極蒙御叱　於許者共難作答　一生未逢箇樣事　非重似出閻魔廳
且呼亭主嚴穿鑿　逐一客方各記帳　客方心配夜不寢　偏恐銘々及難澁

又憐新地敗風景　樓上無客軒無燈　三弦寂寂無彈所　彌登□敦不可聽
妾宅張札表貸家　髮結切髮爲尼僧　舞子爲翻羨山猫　幇漢胃□非猩猩
其他世上無益輩　細有詮議爲改正　若猩々有徇相喜　酒價下　一升
諸色萬物總准之　渡世安樂家又榮　實是廣大御仁惠　日本國中彌安寧
雖然今度御改革　雜言似男女交合　其譯不知試相問　上善下善中有鳴

御破損奉行の交替

大坂御破損奉行榊原太郎左衞門・石渡彥太夫私欲甚しく、何か不埓の筋有之、急に御召にて焚火間詰に被仰付、至て不首尾なり。之に代りて當地御金奉行金井伊太夫跡役となりて、組下の同心これ迄私欲せし者共、悉く夫々に咎申付け、中には暇を出されし者も有りと云ふ事なりし。

三代官所替となる

大津御代官石原も、何か不埓の事有りて、神君より永々大津の御代官の蒙仰、不易の身上にて由緒有之事なれ共、此度越後へ所替被仰付。京都御代官小堀にも支配地の內を數萬石御取上げと成り、江州信樂の御代官多羅尾にも不埓にて、所替被仰付しと云ふ。御代官の內にても、此三人は何れも急度せし由緒有る身分なれ共、數

御破損奉行榮達

百年の土着にて殊に長ぜし故、御政道を正しうせざりし故なるべし。

五月下旬、御破損奉行金井伊太夫急に御召にて出府、至つて上首尾にて大津御代官か御勘定奉行に轉役ならんと云ふ取沙汰なり。五月下旬御徒士目附永田鐵八・森澄太郎作、御小人目附松永定作・武井左源太・春日井藤三郎・蘆谷啓藏以上六人、御城內外兩町奉行、天滿其外何かの樣子篤と見分致すべき由にて、武家總目附役被仰付、上町に役屋敷出來し、何時となく何處彼處の差別なく、づか〳〵と踏込まれ候由、何れも大に恐れをなす。中にも天滿與力大に慄恐れ、暴に式臺を取拂ひ、塀の腰板・書院・床緣等を取拂ひ、大狼狽にて混雜甚しき事なりと云ふ。元來天滿與力・同心は、先繰りに御奉行へ附贈りにはなれる事なれども、一代切の雇はれ奉公人も同樣の身分にして、至て輕く、御役を離れ隱居する時は、町人も同樣の者なりといへり。斯る身分なれば、町御奉行の御代り每に、彼等の身上引受けの印形せし證札を、總年寄共より差入れ、以て引受人となれる由。又同心共の受人は、高津に住居せる五右衞門といへる者之をなす事なりと云ふ。此事をば唐物町にて唐物の商ひ

兩替方に用金を命ず

せる山本屋より、委しく聞きし故へ筆の序に此處に記し置く者なり。與力・同心等世間へ恥づる事にして、深く隱せる事なりと云ふ。

先日鴻池・加島屋を始め十人、兩替御融通方十六人又十九人被ㇾ召出、御用金の儀を仰付けられしにぞ、加島屋久右衛門・鴻池善右衛門の兩人は金五萬兩づつ、加島屋作兵衛金三萬八千兩、其餘は分限に應じ、二萬兩・一萬五千兩・一萬兩・八千兩など上納の儀申出で候處、右樣成る事にては、決して御聞屆なく、鴻池・加島久・加島作右三人は、金子十萬兩づつ、其餘も是に准じ上納の儀被ㇾ仰付、此度斯樣に御用金被ㇾ仰付ㇾしとて、是を申立になして、是迄仕送り致し來り候處の諸大名、仕送を相斷り候ては、諸家の差支に相成り候事故、決して斷り難ㇾ相成ㇾ候間、是迄の通り差支無ㇾ之樣用事を承り勤むべし、又此事申立てに致し、儉約致し候ては、出入其外下々の者等の難澁と相成る事なる故、家々の暮し方は是迄の通りにて、別に儉約すべからず、芝居・角力・青樓等の、遊び・見物等勝手次第になすべしと云ふ申渡に、何れも大に膽を潰し、心中に於て感服せし者一人もなく、此度の御申渡の御改革にて、

百年の土着にて敷に長ぜし故、御政道を正しうせざりし故なるべし。

御破損奉行発遣

五月下旬、御破損奉行金井伊太夫急に御召にて出府、至つて上首尾にて大津御代官か御勘定奉行に轉役ならんと云ふ取沙汰なり。五月下旬御徒士目附永田鐵八・森澄太郎作、御小人目附松永定作・武井左源太・春日井藤三郎・蘆谷啓藏以上六人、御城内外兩町奉行、天滿其外何かの樣子篤と見分致すべき由にて、武家總目附役被仰付、上町に役屋敷出來し、何時となく何處彼處の差別なく、づか〳〵と踏込まれ候由、何れも大に恐れをなす。中にも天滿與力大に慄恐れ、暴に式臺を取拂ひ、塀の腰板・書院・床緣等を取拂ひ、大狼狽にて混雜甚しき事なりと云ふ。元來天滿與力・同心は、先繰りに御奉行へ附贈りにはなれる事なれども、一代切の雇はれ奉公人も同樣の身分にして、至て輕く、御役を離れ隱居する時は、町人も同樣の者なりといへり。斯る身分なれば、町御奉行の御代り每に、彼等の身上引受けの印形せし證札を、總年寄共より差入れ、以て引受人となれる由。又同心共の受人は、高津に住居せる五右衞門といへる者之をなす事なりと云ふ。此事をば唐物町にて唐物の商ひ

両替方に用金を命ず

せる山本屋より、委しく聞きし故へ筆の序に此處に記し置く者なり。與力・同心等世間へ恥づる事にして、深く隱せる事なりと云ふ。

先日鴻池・加島屋を始め十人、兩替御融通方十六人又十九人被召出、御用金の儀を仰付けられしにぞ、加島屋久右衞門・鴻池善右衞門の兩人は金五萬兩づつ、加島屋作兵衞金三萬八千兩、其餘は分限に應じ、二萬兩・一萬五千兩・一萬兩・八千兩など上納の儀申出で候處、右樣成る事にては、決して御聞届なく、鴻池・加島久・加島作右三人は、金子十萬兩づつ、其餘も是に准じ上納の儀被仰付、此度斯樣に御用金被仰付しとて、是を申立になして、是迄仕送り致し來り候處の諸大名、仕送を相斷り候ては、諸家の差支に相成り候事故、決して斷り難相成候間、是迄の通り差支無之樣用事を承り勤むべし、又此事申立てに致し、儉約致し候ては、出入其外下々の者等の難澁と相成る事なる故、家々の暮し方は是迄の通りにて、別に儉約すべからず、芝居・角力・青樓等の、遊び・見物等勝手次第になすべしと云ふ申渡に、何れも大に膽を潰し、心中に於て感服せし者一人もなく、此度の御申渡の御改革にて、

質素儉約被仰出し御趣意とは大に轉變せし事なりと、密につぶやける事なりと云ふ、左も有るべき事なり。如何なれる事にや。

佛壇屋某の悴の建白

京都西六條木津屋橋（町名なり、今橋有るにはあらず）佛壇屋何某（予に語りし人も、其名を確かに聞きしかども、之を忘れしと云ふ事なりし。）とやらんいへる者の悴、三十四五歳の者なりと云ふ。此者町奉行所へ至り、「此度諸人の驕を禁ぜられ、一統安穩に渡世仕り候樣、諸人の難澁御救被下置候樣にと難有御趣意を以つて、質素儉約の儀仰出され、諸人御救の爲め難有御改革被仰出、御仁惠の御趣意一統に難有仕合に感服仕り候。然る處近頃に至り、難澁迫り渡世も難相成、日々の暮し方等大に差支に及び、飢渴に苦しみ候者共數限なき事にて、何れも困窮至極に及び申候。諸人難澁せざる樣にとの難有御趣意に違ひ候樣に、乍恐奉存候へば、迚もの事に御政道の御仁惠を蒙り、一統に安心仕り、斯る困窮不仕候樣なし下し置かれ候樣偏に奉願上候。斯樣の儀御願ひ申上ぐる事故、御聞屆御座候上は、私儀に於ては如何樣の御咎め被仰付、如何なる嚴科に處せられ候ても苦しからず」とて、思ひ切つて願ひ立てしと云ふ。されども是を御取上なき故、「御聞屆の

仰を蒙らざれば、何迄も此處に有るべし」と腰を居ゑて動かざる故、亂心者となし繩付にして親・町内の役人等を呼出して、之を引渡され、町預け仰付けられ、町内より番人を附置きしに、三十日計りに及びぬ。然る處此者出奔して其行衞知れざる故、其由を屆けしと云ふ。然るに程經て、江戸表より此者の親を六十四五才なりと云ふ召連れ候て、町役人附添ひ出府致すべき由の御差紙來りしにぞ、此者の江戸に出し事始めて相知れぬと云ふ。此男一命を投ち、江戸町奉行所に出てて、同樣の事を申立て、諸書の引ことなどなして少しもひるめる事なく申募れるにぞ、當時にては三奉行の町奉行・勘定奉行・寺社奉行掛りなりと云ふ。何にもせよ、諸人の困窮を救はんとて、一命を捨て此事を思ひ立てるは、一癖ある者ならんと思はる。

京都島原は、所々の青樓悉く此處へ引移されし事故、近邊の地面を買取り家を建て、又因幡藥師の芝居をも、此廓中へ引移し、青樓々々も混雜せざる樣に祇園町・宮川町・五條橋下、其外の青樓々々も一町々々に一群になりて、芝居見せつきなど之有る故、至て賑やかなる事なりと云ふ。されども古法なりとて、此度入口の番人

に穢多を居置き、毎夜青樓毎に客の有無を糺し、其客の名前・町處迄悉く委しく帳面に書留むる樣になりしと云ふ。又遊女の死せしをば、棺桶等に入れ、之迄平人の通りになせし事なれども、之も其事なり難く、菰包になして手足を一つに引くゝり、之に棒を通し、牛馬をかたげし如くにて、燒くとも埋むる共其儘にてなす事なりと云ふ。近頃至て全盛にて、諸人之が爲に多くの黃金を費せしに、此者死して右の如くせられしと、穢多の番人に町處・名前等帳面に書記さるゝとに恥ぢて、身を持てる者は、自ら遠慮して行かざる樣になりしとぞ。斯る事なれば、遊處「女カ」を受出し妾となして之を圍ひ、又甚しきに至りて、之を妻にし、又妻持てる身分にして、其色に迷ひ妻に易へて引入るゝなど、是迄不レ珍事にて、又少しく垢拔けせし娘を持てる中人已下の親々は、其娘を總て右の如き風俗に仕立て、遊女に賣らされば妾となし金儲せんと思へる者共、澤山なる事なりしに、此後に至ては、左樣なる者共も自ら減ずる樣になれる事なるべし。之等は至て宜しき事に思はる。

御觸

唐和明礬の儀、江戶・京・大坂・堺四箇所の會所に於て、致₂賣買₁候間、諸國出明礬の分、四箇處最寄の會所へ賣渡し可ㇾ申旨、先達て相觸れ候處、右會所の外薩摩竝に唐明礬計り引受け、是又江戶・京・大坂・堺四箇所へ會所相建て賣捌き候間、其旨相心得、右兩會所の外山方より直賣買一切致す間敷旨、天明二寅年相觸れ、且つ伊豫砥の儀も、大坂表江戶積問屋に於て、一手に引受け賣買致し來り候處、右は今般明礬會所竝に伊豫砥江戶積問屋共差止め候間、向後銘々勝手次第可ㇾ致₂賣買₁候。

七月十一日

右の通り其處の奉行、其外御料は御代官、私領は領主・地頭より可₂相觸₁候。

御　觸

諸國寺社修覆爲₂助成₁相對勸化巡行の節、自今は寺社奉行一判の印形持參、御料・私領・寺社領・在町可ㇾ致₂巡行₁候。公儀御免の勸化には無ㇾ之、相對次第の事に候間、御免勸化と不ㇾ紛樣可ㇾ致旨、御料は御代官、私領は領主・地頭より、兼ねて可₂申聞置₁候。右の通り明和三戌年相觸れ置きし處、年暦相立ち御免勸化の者、其度々觸有

之、相對勸化は、寺社奉行一判の印狀を持參候故、不審に存じ候向も相聞え候へ共紛らはしき者には無レ之候間、其段相心得べく候。右の通り御料は御代官、私領は領主・地頭より不レ洩樣可二觸知一者也。

卯月七月十四日

御觸　口達

用金を仰付けらる

一、此度大坂・兵庫・西宮・堺表等の身元宜しき者共へ、御用金被二仰付一候處、右人數の内には如何にも御趣意を重んじ、格別致二出精一、分限よりも相增し出金致度く存じ含み候者有レ之候ても、以來諸家への用達金、又は商賣筋取引、或は仕入金等の類、前々より凡そ割合申合せ置き候類の廉へ相響き、此後自餘割合の出金高可二相增一哉と存じ量り、又は他の出金高の手本に相成り、外々の者より難澁可レ被二申掛一抔と斟酌致し候者も有レ之哉に相聞え、以っての外の事に候。此度御用金の儀は、左樣の譯柄に拘はり候筋には毛頭無レ之、最前も直に申諭し候通り、御新政の御德意を奉レ助事にて、二百餘年昇平の御恩澤に浴し、安逸に暮し御國恩を難レ有存じ、銘々力一杯

冥加金上納を許可す

御用金可二差出一筈にて、却て自餘取引の見競に致し候者、甚だ以つて心得違の至に候間、右體の儀無レ之樣可レ致候。

一、此度御用金申付け候人數の外にも、御國恩の有難を存じ候者同事の儀に付、如レ此明時ならては、冥加を辨へ候儀不二相顯申一事を殘念に存じ候者も可レ有レ之哉に付、たとへ右人數に相洩れ居り候共、奇特の志有レ之、上納金致し度く存じ候者は、聊か不レ及二遠慮一銘々以來出可二申出一候。

一、右御用金の儀、前條にも申諭し候通り、銘々力を盡し納め候儀、正金に限らず、手形にて相納め候にても不レ苦、尤も調達の仕儀に寄り、當年より三箇年に割合相納め候ても、是又不レ苦事に候。然る上は銘々調達致し易く、差向き金銀融通等に差障り候筋、更に無レ之處、何角と浮說申觸れ、右に拘泥し、當然入用にも無レ之、兼ねての預け金銀、或は兩替屋等への入込金銀等過急に取立て、又は米切手入替へ參り、種類並合取組み、諸品仕入等差控ふる者有レ之候はて、重々心得違に候條、一統此旨を存じ、金銀取引萬事不二差支一樣可レ致候。自然一己の利慾に拘はり、如何の取引致

し候者有之由相聞き候はゞ早速召捕り、吟味の上嚴重可申付候。米右の趣三郷町中端々迄も不洩樣可申置事。

卯七月二十一日

鴻池善右衛門　加島屋久右衛門 五萬兩づつ　加島屋作兵衛 三萬八千兩　米屋平太郎
炭屋安兵衛 二萬六千兩　鴻池新十郎　近江屋休兵衛 八千兩づつ　辰巳屋彌吉 三萬兩
三井八郎右衛門 二萬千兩　平野屋五兵衛　米屋喜兵衛　千草屋宗十郎
近江屋半右衛門　鴻池庄兵衛　炭屋彦五郎 二萬兩づつ　鴻池市兵衛
天王寺屋忠二郎　米屋長兵衛 一萬千兩 づつ右の通り御受け申出で候へ共、無
御取上不被仰出左の通り、

御用金仰渡さる

天保十四年卯年七月六日五つ時、夫々町人共被召出西御役所に於て、御掛り御役人中御立會の上、御用金被仰渡候左の通り。

一、金十萬兩 今橋二丁目 鴻池屋善右衛門。玉水町 加島屋久右衛門。大川町 加島屋作兵衛。 一、同六萬兩 吉野屋町 辰巳屋彌吉。梶木町 千草屋宗十郎。 一、同五萬兩 高麗橋一丁目 三井八郎右衛門。今橋一丁目

平野屋五兵衛・安土町炭屋安兵衛。一、同四萬兩 内平野町米屋平右衛門・北久太郎町四丁目近江屋半左衛門・平野町二丁目米屋喜兵衛。一、同三萬五千兩 今橋二丁目鴻池屋庄兵衛・平野町一丁目炭屋彦五郎。一、同二萬五千兩 尼ヶ崎町鴻池屋市兵衛。一、同二萬兩 玉水町島屋市兵衛・今橋二丁目鴻池屋善五郎・過書町天王寺屋忠次郎・内平野町米屋長兵衛・玉水町加島屋重郎兵衛・平野町二丁目茨木屋安太郎・過書町鹽屋市之助・船町加島屋作五郎・今橋三丁目加島屋作次郎・堂島播磨屋仁兵衛・長堀雑賀屋捨松。一、同一萬五千兩 中之島山家屋權兵衛・尼ヶ崎町鴻池屋伊兵衛・江戸堀四丁目平野屋四郎兵衛・北久太郎町四丁目松屋伊兵衛。一、同一萬二千兩 日野屋茂兵衛伏見兩替町小橋屋伊右衛門。一、同一萬兩 江戸堀五丁目大庭屋次郎右衛門・南久太郎町三丁目舛屋傳兵衛・尼ヶ崎町一丁目米屋伊太郎・江戸堀三丁目傳法屋五左衛門・平野町二丁目泉屋六郎右衛門・今橋二丁目鴻池屋得兵衛・本町二丁目平野屋新兵衛・四軒町平野屋仁兵衛・今橋二丁目平野屋孫兵衛・薩摩堀納屋町錺屋六兵衛・立賣堀四丁目近江屋權兵衛・長堀蒲島屋次郎吉・梶木町天王寺屋伊太郎・鹽町小橋屋利右衛門・堂島難波屋太助・七郎右衛門町天王寺屋孫七・靱天滿屋市兵衛・安堂寺町河内屋平右衛門。一、同八千兩 本町二丁目伊丹屋四郎兵衛・安土町一丁目錺屋忠兵衛・淡路町一丁目小西佐兵衛・堂島箍屋勘左衛門。一、同七千五百兩 長堀住友甚兵衛・大手泉屋甚次郎。一、同

店支配人傳兵衛・京橋六丁目　大鶴屋丸藏・同米屋三右衛門・長堀熊野屋三右衛門・道修町綿屋善兵衛・北濱一丁目
肥前屋得兵衛・田中屋清兵衛・堀江　加賀屋林兵衛・瓦町一丁目　八荷屋彌助・天王寺屋元次郎・
海部堀　天滿屋甚九郎・瓦町一丁目　鐵屋庄右衛門・同二丁目　川崎屋三右衛門・大豆葉町　具足屋七左衛門・北濱
邊町　西村彌右衛門・尼ヶ崎町　井筒屋平次郎・京橋一丁目　鹽屋彌兵衛・淡路町切丁　肥前屋丈右衛門・折屋町　小川
屋和助・中津町　平野屋彦兵衛・鈴木町　大和屋善兵衛・天滿川之側　舛屋利助・天滿九丁目　綿屋左兵衛・平野町三丁目　炭
屋萬兵衛・金田町　象牙屋次郎兵衛・呉服町　節屋庄兵衛・堂島　難波屋覺兵衛・堂島　鶉屋善助・同新地三丁目　大和
屋清右衛門・茂左衛門町　河内屋勘兵衛・淡路町一丁目　大津屋新助・南本町三丁目　河内屋新兵衛・天滿十一丁目　蘭田屋太
右衛門・立賣堀　泉屋市兵衛・安治川南二丁目　泉屋次右衛門・鹽町三丁目　菱屋久兵衛・天滿旅籠屋町　伊賀屋半兵衛・同
伊賀屋宗七・吉野屋町　阿波屋嘉右衛門・南堀江四丁目　伊勢屋次兵衛・鹽町四丁目　菱屋藤五郎・堂島裏一丁目　松屋三
右衛門・南堀四丁目　播磨屋忠兵衛・丹波屋町　梅屋忠兵衛・唐物町四丁目　佃屋茂兵衛・菅原町　長濱屋伊兵衛・呉服町
舛屋長藏・材木町　米屋武右衛門・桑名町　小西屋得十郎・同　淡路屋權四郎・備後町一丁目　錢屋宗兵衛・木挽北之
町　河内屋次郎兵衛・内平野町　日野屋甚右衛門・備後町四丁目　三田屋得兵衛・南久寶寺町三丁目　小山屋儀兵衛・安土町二
丁目　泉屋庄兵衛・白髮町　新宮屋長兵衛・立賣堀四丁目　近江屋熊藏・岡崎町　阿波屋善右衛門・北濱一丁目　西岡屋

五兵衛・京町堀一丁目阿波屋伊兵衛・樵木町今木屋安兵衛・薩摩堀大和屋權次郎・瀬戸物町解屋八兵衛・權右衛門町解屋安兵衛・京町堀四丁目宮原屋儀兵衛・津村南之町伊勢屋利兵衛・南濱町灰屋平右衛門・今橋二丁目高木屋五兵衛・三郎右衛門町具足屋太右衛門・樋之上町大根屋小兵衛。一、同八千兩 備後町二丁目錢屋佐一郎。一、同四千兩 尼ケ崎町一丁目竹川彦太郎・代判孫兵衛・備後町四丁目丹波七兵衛。一、同三千兩 鹽町四丁目小橋屋彦九郎・安堂寺町五丁目大文字屋彌兵衛・島之內國分屋彌兵衛・北久寶寺町二丁目油屋彦兵衛・藤右衛門町天王寺屋利助・南久寶寺町二丁目丸屋伊兵衛・安土町二丁目錢屋清右衛門・堂島河內屋善助・南久寶寺町五丁目谷屋清兵衛・大寶寺町河內屋小兵衛・瓦町一丁目太刀屋庄兵衛・北勘四郎町河內屋捨松・上難波町山口屋次右兵衛・本町二丁目布屋市兵衛・一、同二千兩 島之內錺屋町平野屋八郎兵衛・北久太郎町一丁目柴田德翁・本町一丁目錢屋宗兵衛・茂右衛門町泉屋久兵衛・津村北之町毛馬屋茂三郎・北久太郎町三丁目菊屋長藏・天滿東樽屋町姫路屋吉兵衛・南久寶寺町糸屋忠次郎。立賣堀四丁目紙屋喜兵衛・內本町分銅屋新右衛門・備後町五丁目塚口屋喜右衛門・油掛町天野屋五郎左衛門・大川町淀屋清兵衛・伏見町佐渡屋伊兵衛・京町堀四丁目辻屋源兵衛・濱町明石屋九郎兵衛・京町堀一丁目泉屋三九郎・平野町三丁目川崎屋彌兵衛・雜喉場町柴屋孫兵衛・紛川町播磨屋久兵衛・傳馬町木屋伊兵衛。天滿檜皮屋平兵衛、安治川南一丁目播磨屋七郎兵衛・天滿又治郎町小山屋孫右衛門・長堀富田屋町大津屋作次郎・小島町堺屋善藏・北久

寶幸町二丁目八幡屋市兵衛・江戸堀一丁目竹原屋與兵衛・高麗橋三丁目苧屋吉右衛門・北久寶寺町一丁目布屋伊兵衛・白髪町
大津屋三右衛門・追手町堺屋清九郎・助右衛門町天満屋利兵衛・古川二丁目河内屋休兵衛・南本町五丁目笹島
屋平兵衛・瓦町二丁目櫻井屋八郎兵衛・納屋町大津屋吉兵衛・權右衛門町荒物屋忠兵衛・信濃町吹田屋善
兵衛・幸町一丁目木屋利兵衛・幸町五丁目淡路屋重兵衛・雑喉場尼崎屋傳兵衛・京町堀二丁目紀伊國屋又三郎・
同一丁目炭屋大次郎・御幸町河内屋九右衛門・雑喉場大和屋彌兵衛・同神崎屋平九郎・油町三丁目錢屋善
助・四軒町紀國屋與兵衛・過書町尼崎屋勘兵衛・南葺屋町炭屋五郎兵衛・北久太郎町大和屋利兵衛・中津町苅
屋清兵衛・江之子島東町天満屋清兵衛・新天満町古座屋武兵衛・傳馬町木屋九郎兵衛・淨國寺町川口屋新右衛
門・龜山町佐渡屋市兵衛・石灰町錢屋市兵衛・同鹽屋庄作・鹽町三丁目丹波屋利兵衛・西高津和泉屋源兵
衛・同佛具屋喜兵郎・金田町丹波屋與三兵衛・金田町丹波屋孫兵衛・安堂寺町三丁目同次兵衛・藤屋町神崎
屋善兵衛・西信町赤穗屋喜兵衛・齋藤町淀屋金兵衛・油町二丁目布屋市右衛門・湊橋町綿屋清八・内平野町河
内屋與三郎・南久太郎町三丁目錢屋傳兵衛・同五丁目松葉屋喜兵衛・鹽町一丁目伊賀屋利兵衛・同河内屋次兵
衛・上難波町松屋善兵衛・新戎町田中屋重兵衛同油屋長兵衛・同同長右衛門・新大黒町大根屋儀兵衛・鹽谷
二丁目大和屋又兵衛・松原町酢屋金三郎・南紺屋町奈良屋喜右衛門・阿波橋町三田屋宗兵衛・北久寶寺町三丁目錢屋

安兵衞・奈良屋町松屋四郎兵衞・安土町一丁目廣屋得兵衞・玉澤町明石屋庄右衞門・石津町阿波屋卯兵衞・高麗橋一丁目西村屋七郎兵衞・鹽町三丁目中井屋岩之助・鰻座岩田屋喜兵衞・豐後町廣屋又兵衞・高橋町平野屋市五郎・北堀江三丁目炭屋彌吉・伏見町加島屋喜助・備後町三丁目布屋利兵衞・安土町三丁目丸田屋專藏・堂島舟大工町天滿屋庄助・堂島裏町三丁目神崎屋源助・道修町三丁目備前屋彌兵衞・北久太郎町三丁目近江屋卯八・西高津町木綿屋五郎兵衞・西高津町同源左衞門・南久寶寺町三丁目平野屋五郎兵衞・平野町一丁目日野屋長左衞門・天滿伊勢町茶屋吉右衞門・□屋町明石屋庄五郎・立賣堀三丁目灰屋忠兵衞・南瓦屋町瓦屋九八郎・宇和島町米津屋正三郎・幸町四丁目島屋嘉兵衞。　〆軒數三百七十五軒、金高二百十二萬六千兩

今橋一丁目天王寺屋五兵衞・瓦町一丁目炭屋善五郎・高麗橋三丁目油屋竹之助・梶木町舛屋平右衞門・舟町助松屋忠兵衞・今橋助松屋新次郎。　〆

右金高被仰付無之候へ共、御用相勤度候はゞ、成丈け出精上納可致候。

泉町鴻池屋新十郎・立賣堀遠江屋休兵衞。

右先達て御呼出しに相成り、御用金申付け候ても、他借致し相勤候ては、御趣意に振候に付、御用相勤度候はゞ、成丈け出精被仰渡候處、此度改め二千兩被仰付候趣、

高麗橋三丁目三井元之助代判義兵衛（以上七月廿二日・廿三日・八月六日共後追々六度に被仰付候軒數也）

右御用金と申不レ被二仰付一候へ共、獻金可レ致旨被二仰渡一候事。

九月十一日追て被二仰付一候分

一、金二千兩宛　南問屋町龜屋善兵衛・安堂寺町二丁目丹波屋忠兵衛・尼崎町二丁目米屋亮右衛門・舟町鹽屋六右衛門・新天滿町仁和寺屋宗兵衛・南勘四郎町河内屋佐兵衛・天滿宮前町綿屋利八・綿屋町丹波屋仁兵衛・天滿堀川町佐野屋喜右衛門・曾根崎新地近江屋萬助・天滿堀川町木屋伊右衛門・本靱伊賀屋庄兵衛・高二越後屋藤兵衛・淡二越後屋重兵衛・津村東の町河内屋五兵衛・吉文字屋五兵衛・新靱柳崎屋惣兵衛・北國屋八兵衛・南部屋清右衛門・新天滿和泉屋勘兵衛・助松屋伊太郎・今増屋市兵衛・信濃町備前屋市兵衛・麴町天王寺屋安右衛門・玉澤町布屋七兵衛・淡二錫屋正兵衛・助右衛門町天滿屋清右衛門・藤右衛門町浮田屋善兵衛・中筋町西村屋愛助・瓦町二丁目百足屋虎吉代判由兵衛・同一丁目近江屋八右衛門・平二内田屋半兵衛・南本町三丁目奈良屋善兵衛・大庭屋清兵衛・和泉屋善兵衛・南本町四丁目河内屋半兵衛・京町堀二丁目□屋清三郎・初瀬町蕗屋平兵衛・北勘四郎町松屋太兵衛・幸町四丁町石見屋吉兵衛・源左衛門町播磨屋仁兵衛・南堀江三丁目丸屋清藏・同二丁目雛喉屋定次郎・北久太郎町二丁目利倉屋與兵衛・南久寶寺町四丁目河内屋利右衛門・阿波座堀町

讃岐屋八兵衞・南久寳寺町三丁目黒川屋三右衞門・同鍵屋半兵衞・北久太郎町紀伊國屋彌兵衞・長堀十一丁目江戸屋七兵衞・長堀平右衞門町土佐屋善七・安治川上一丁目木屋市三郎・安治川北一丁目小西屋新六・和泉町鴻池屋彦三郎・伏見町平野屋安兵衞・南問屋町綿屋重五郎・同吉田屋仙右衞門同河内屋半兵衞同京屋九兵衞・京橋六丁目米屋又兵衞・綿袋町山田屋武兵衞・櫻町松屋儀左衞門・同豐田屋卯右衞門・宗右衞門町京屋源兵衞・天滿地下町大和屋喜兵衞・同河内町元次屋仁兵衞・茂左衞門町和泉屋元之助代判喜藏・新靱吹田屋六三郎・海部堀川町加賀屋惣右衞門・元伏見坂町伊勢屋平藏・北久太郎町三丁目河内屋久右衞門・雛屋町鍵屋惣七・玉造菱屋町蛇草屋久兵衞・小西町田中屋新右衞門・ばくろ町河内屋善兵衞・本町鈴鹿屋九郎兵衞・天滿小島町松原屋喜兵衞・同中島屋長兵衞・北久太郎町五丁目大和屋源右衞門・海部堀川町佃屋五兵衞・同近江長兵衞・阿波町金屋長次郎・淡路町一丁目近江屋平兵衞・本町二丁目小澤屋新六・同布屋新三郎・同大菱屋平右衞門・同金平野屋源兵衞・富田町伊丹屋代之助・白髮町佃屋楠太郎代判辨吉・立賣堀西の町和泉屋かな代判市兵衞・新難波東の町辰巳屋喜七・幸町二丁目大和屋勘兵衞・北堀江三丁目丸屋喜兵衞・同紙屋萬兵衞・西高津町泉屋金兵衞・同錢屋林兵衞・南瓦町村來屋德兵衞・長堀治郎兵衞町泉屋善衞兵・茂左衞門町小堀屋武兵衞・南久太郎町三丁目平野屋彌兵衞・宗右衞門町紙屋吉兵衞・南疊屋町山田屋八兵衞・同同國三郎・錺屋町近江屋嘉兵衞・

高麗橋三丁目三井元之助代判義兵衛（以上七月廿二日・廿三日・八月六日共後追々六度に被仰付候軒数也）
右御用金と申不レ被ニ仰付一候へ共、獻金可レ致旨被ニ仰渡一候事。

九月十一日追て被ニ仰付一候分

一、金二千兩宛　南問屋町龜屋善兵衛・安堂寺町二丁目丹波屋忠兵衛・尼崎町二丁目米屋亮右衛門・舟町鹽屋六
右衛門・新天滿町仁和寺屋宗兵衛・南勘四郎町河内屋佐兵衛・天滿宮前町綿屋利八・綿屋町丹波屋仁兵衛・天滿
堀川町佐野屋喜右衛門・曾根崎新地近江屋萬助・天滿堀川町木屋伊右衛門・本靱伊賀屋庄兵衛・高二越後屋
藤兵衛・淡二越後屋重兵衛・津村東の町河内屋五兵衛・吉文字屋五兵衛・新靱柳崎屋惣兵衛・北國屋
八兵衛・南部屋清右衛門・新天滿和泉屋勘兵衛・助松屋伊太郎・今增屋市兵衛・信濃町備前屋
市兵衛・麹町天王寺屋安右衛門・玉澤町布屋七兵衛・淡二錫屋正兵衛・助右衛門町天滿屋清右衛門・藤右衛門
町浮田屋善兵衛・中筋町西村屋愛助・瓦町二丁目百足屋虎吉代判由兵衛・同一丁目近江屋八右衛門・平二内田屋
半兵衛・南本町三丁目奈良屋善兵衛・大庭屋清兵衛・和泉屋善兵衛、南本町四丁目河内屋半兵衛・京町堀二丁目□
屋清三郎・初瀬町蕗屋平兵衛・北勘四郎町松屋太兵衛・幸町四丁町石見屋吉兵衛・源左衛門町播磨屋仁兵衛・
南堀江三丁目丸屋清藏・同二丁目雑喉屋定次郎・北久太郎町二丁目利倉屋與兵衛・南久寶寺町四丁目河内屋利右衛門・阿波座堀町

讃岐屋八兵衛・南久寶寺町三丁目黒川屋三右衛門・同鍵屋半兵衛・北久太郎町紀伊國屋彌兵衛・長堀十一丁目江戸屋七兵衛・長堀平右衛門町土佐屋善七・安治川上一丁目木屋市三郎・安治川北一丁目小西屋新六・和泉町鴻池屋彦三郎・伏見町平野屋安兵衛・南問屋町綿屋重五郎・同吉田屋仙右衛門同河内屋半兵衛同京屋九兵衛・京橋六丁目米屋又兵衛・綿袋町山田屋武兵衛・櫻町松屋儀左衛門・同豐田屋卯右衛門・宗右衛門町京屋源兵衛・天滿地下町大和屋喜兵衛・同河内町元次屋仁兵衛・茂左衛門町和泉屋元之助代判喜藏・新靱吹田屋六三郎・海部堀川町加賀屋惣右衛門・元伏見坂町伊勢屋平藏・北久太郎町三丁目河内屋久右衛門・雛屋町鍵屋惣七・玉造菱屋町蛇草屋久兵衛・小西町田中屋新右衛門・ばくろ町河内屋善兵衛・本町鈴鹿屋九郎兵衛・天滿小島町松原屋喜兵衛・同中島屋長兵衛・北久太郎町五丁目大和屋源右衛門・海部堀川町佃屋五兵衛・同近江長兵衛・阿波町金屋長次郎・淡路町一丁目近江屋平兵衛・本町二丁目小澤屋新六・同布屋新三郎・同大菱屋平右衛門・同金平野屋源兵衛・富田町伊丹屋代之助・白髮町佃屋楠太郎代判辨吉・立賣堀西の町和泉屋かな代判市兵衛・新難波東の町辰巳屋喜七・幸町二丁目大和屋勘兵衛・北堀江三丁目丸屋喜兵衛・同紙屋萬兵衛・西高津町泉屋金兵衛・同錢屋林兵衛・南瓦町村來屋德兵衛・長堀治郎兵衛町泉屋善衛兵・茂左衛門町小堀屋武兵衛・南久太郎町三丁目平野屋彌兵衛・宗右衛門町紙屋吉兵衛・南疊屋町山田屋八兵衛・同同國三郎・錺屋町近江屋嘉兵衛・

九郎助町一丁目錢屋仙助・鰻谷町二丁目奈良屋治兵衞・追手町山口屋吉兵衞・同苧屋利兵衞・西高津新地八丁目紀伊國屋又兵衞・九之助町二丁目大和屋吉兵衞・西高津新地九丁目大國屋新兵衞・相生東町荒物屋治右衞門・南ぬしや町竹葉屋安兵衞・安堂寺町四丁目佛具屋安兵衞・同紀伊國屋佐助・東町藤屋平兵衞・北堀江田中屋榮三・同阿波屋傳次郎代判清三郎・鹽町二丁目綿屋小四郎・橘町龜屋善兵衞・出口町河内屋七兵衞・淨國寺町・河内屋茂兵衞・上難波町沼田屋仙助・南久太郎町二丁目榎並屋藤兵衞・長堀四郎兵衞町灘屋安五郎・同備前屋嘉兵衞。

〆百二十六人　　金數　二十五萬二千兩

右の外にも百二十人、九月二十六日に至り召出されて、二三千兩づつの御用金を仰付けられしと云ふ事なり。御用金も大抵先達て迄にて相締りぬる樣子なりしに、素生なき者共の幸を得て、近頃成り上りし町人共、御用金被二仰付一し町人共と面を連ね、身柄なる樣に思はれんと名を貪り、身を高ぶらんと思へる心よりして、私も二千兩・三千兩の御用承りたしと申出ぬる者兩三人、又百兩・二百兩・三百兩・五十兩三十兩等の獻金せんとて申出てし者も、十餘人有りしと云ふ。之に依りて御奉行より總年寄共へ、斯樣に御用金を差出せる者共の之有る事なるに、夫々へ申付けざる

御用金の減額を請願す

段不行屆不取調故なり。篤と相調べ可₂申付₁由との沙汰なりしにぞ、早々總年寄共より、町毎に年寄共を呼出し、其方共一町限りに御用金差出せる程の身上の者、一々申出しぬる樣にと嚴しく申渡されしにぞ、身上不如意にして、內外に借財あれども、たゞ表を張りて外見を取繕ひ、不恙なる身上なる者共外見に依りて、其名前を書出され、或は平日町入用杯の事には、嚴しく取締をなして、會所などの私なり難きによりて、其人を名指して申出で、大に迷惑なさしめし類などあつて、騷々しき事なりしが、御用金掛り羽倉外記、江戶表より急の御召にて出立せし故、夫れ切になりしにや、世間にて騷々しき取沙汰も少しは鎭まれる樣になりしかども、何分にも陰氣なる事のみにして、諸人薄氷を踏める如き樣子なりし。

御用金仰付けられし者共、何れも大に困窮し、仰付けられし高にては、一統に調達相成り難き事故、皆々減少の儀願ひ出でしと云ふ。先づ鴻池屋善右衞門は、大鹽が爲に燒拂はれしを申立てにて、金四萬兩にて御聞濟被₂下候樣申出て、加島屋久右衞門には、其難も無₂之何等の申立ても無₂之故、鴻池よりは五千兩ふやして四萬五

四萬五千兩の調達にて御開濟の事を願ひ、加島屋作兵衛は二萬兩にて御用捨被ㇾ下候樣と相歎き、島屋市兵衛は銀五百貫目にて御聞屆被ㇾ下候樣にと申出でしと云ふ。浪花に於て至て上分なる處の豪家すら如ㇾ此事にして、諸商人は不ㇾ及ㇾ申、出入の召遣ひ迄出入を差止め、大に其家々を取締ぬる程の事なる故、何れも其家々へ出入せる者共は、暴に家督を失ひし如くにて、何れも途方にくれて大に困窮せる樣子なり。豪家すら斯る有樣なれば、其餘は押して知るべき事なり。中には二萬兩の御用金を被㆓仰付㆒、二千兩も調ひ難く、困苦に迫れる者など少なからざる事なりといへる噂にて、市中一統至て物淋しく、田舍なる在町にも異ならず。然るに八月二十六日に至り、總年寄より市中一統へ口達書を以つて、申渡し左の通り、

御新政の難ㇾ有儀は、追々の被㆓仰出㆒にても相辨可㆓罷在㆒、殊に今度御用金被㆓仰付㆒候に付、御口達書の趣尙又右御用被㆓仰付㆒候者へ、御達し次第も承り、彌々難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存。依ㇾ之被㆓召出㆒御用金被㆓仰付㆒者の外にも承り傳へ、恐多も奉ㇾ助御德意を爲㆓冥加㆒御用の端にも加り度く存居候者も可ㇾ有ㇾ之、最早御呼出被㆓仰付㆒候儀は無ㇾ之

候間、右に相洩殘念に存候者も難ㇾ計候間、右樣の向は本人、又は年寄より、此方共手前に其旨可ㇾ被二申出一候。先月被二仰出一候御口達書の趣、再應致二熟讀一候樣於二町町一、見計を以、年寄より可ㇾ被二申聞一候事。

卯八月

右は卯八月二十六日、南組總會所にて、通達町々年寄へ總年寄中より被二仰渡一候旨、當番酒部町より通達付來候事。

此度御用金被二仰付一候處、御召出に相洩候向、可二申出一儀不案内にて差控居、存立の儀も空敷相過候は殘念の事に候。上金等の儀聊不ㇾ及二遠慮一可二申出一候。此方共日々西寄合所へ罷出居候間申出候者は、同所へ罷出可ㇾ申旨被二申聞一、御國恩を奉ㇾ存候者、本意相達候樣心得を以、取計遣可ㇾ被ㇾ申候事。但し此度御用金相勤、又は上金等仕候者は、五街道御救に付ての上金は相除可ㇾ申候。

卯八月二十九日

御用掛總年寄

此書付を見る者、毎に腹を抱へて笑はざる者なし。公儀へ對しては、恐入るべき事

なれども、諸人眞實に難ㇾ有とは思はざる樣子なり。何分にも未だ難ㇾ有功能一つも身に覺え候事無き事故、愚なる者共の腹を抱へて難ㇾ有からざるも、一理なきにしもあらず。

御用金被二仰付一候者、先月二十五日限りにて新に御呼出は無ㇾ之旨御達置き候。然る處御呼出無ㇾ之以前に、御用金御差加の儀願出て、又は上金申出で候者、此節日々罷出で候處、右呼出洩れ又は身元左程にも無ㇾ之候へ共、御國恩を奉ㇾ存、御用金に加り度く申立て候儀及二遠慮一御呼出に相成り候を相待ち居り候者も有ㇾ之由、右は前以つて御取調相濟有ㇾ之者の外は、此節罷出で候樣達は無ㇾ之候間、若し相洩れ候ては殘念に存じ、且金高申出で候ても、其上增方等致し候儀と及二懸念一候向も有ㇾ之哉、銘々志の限り申立て候儀に候へば、右樣の懸念に不ㇾ及、此方共へ向ひ、書面差出し候樣可ㇾ致候。御呼出相成り候を見合せ、外聞等を憚り差控へ候は、本意に無ㇾ之、最早追々御調濟に付、御用金差加り度く、又は上金等の申立の向は、來る十七日頃迄面寄會所へ書付を以て申出候樣、各より可ㇾ被ㇾ達候。折角冥加を存じ、差出

御用金出精を賞美す

し度き志に候者、其儘差控へ候内には、跡越に相成り、申立て候期を過し候へば、存意も空しく相成り、殘念の至りに候。斯樣に申立て出來候事は、不容易儀に候條、不懸本意者無之樣に、厚く取計らひ可被申事。

卯九月

御用掛り總年寄

一、此度厚き御趣意有之、富商共へ御用金被仰付候處、銘々身上に應じ勤高格別出精御受致し、又は追々御用金へ御差加へ、或は上金等願出て候者も不少、夫是の勵合ひを以て、莫大の御用途高速に相纏まり候段、全く御國恩の難有儀は辨へ及丹誠候事と、別て奇特の至り、右體一廉の御用金相勤め候方、其身の規模は不及申、土地一體の美目にて、夫々所役人共に於ても、心添へ行屆き候故の儀一同令賞美候。

一、右御用金の儀は、銘々手元蓄積の金子を以つて相勤め候御趣意にて、其上年割、上納等の儀も願の通り聞屆け遣し候上は、何共差繰り致し易く、旁々平世の融通に響合ひ候儀更に無之事に付、追々納め時節に至り、何かと浮說申出て、右に乘じ

諸商賣、又は金銀取引筋等手縮み候儀抔有レ之候ては、不融通の基にて、御趣意にも相觸れ、以ての外の事に候。右の儀無レ之樣厚く致ニ勘辨一儉素其外心得方等の儀は、先達て以來追て相觸れ候通りさへ相守り候へば、諸事分外に不レ及、遠慮正路を以って商賣筋等彌增し、及ニ繁昌一候樣可ニ心掛一、尤御用金取調も最早相濟み候間、其旨可レ存。右の通り三鄕町中不レ洩樣可ニ申通一候事。

閏九月十五日

天文臺より御届に相成候大略

當月七日の初昏、西南の方に當り、其幅一度半一尺五寸、長さ四十度餘の白氣の如き物相見え申候。尤も四日・五日頃よりも少々雲間に見え申候へ共、碇と見極も仕兼ね候處、翌八日の夜長さ五十度に亘り相見え申候。連夜同樣に相見え候上は、全く彗星の芒光にも可レ有レ之と奉レ存候。併し地下何程有レ之候哉難レ測奉レ存候へ共、先づは七十度餘りも可レ有レ之と評議仕り候　一體彗星の儀は、近來西洋にて測驗仕り候て、別に一種の行環有レ之儀にて、其種類數多候へ共、先づ豫め推測出來仕候星故、妖星

と申す譯には無之と奉存候。既に去る明和六年七月相見え候彗星は、長さ八十度に亘り、芒光も兩尖に相見え候。至て異樣の形狀に候得共、別段兆應も無之儀に御座候。但し漢土には周・秦以來殊の外凶兆の著にも、亦は除田斂新式五色に付けて、兵亂・水火災・大臣の患・大臣專權、種々の古文有之候。西洋にては往古は十二望の位次より、其意も品々有之候由、古き曆書に相見え申候へ共、已に近來咬𠺕吧航海曆の冒蝕同樣、彗星の元狀を記し候上は、一種の客星と申す迄に御座候。

天保十四卯二月九日

歌仙　こは昨年の事にて、專ら江戸にて言囃せし事の由なれども、之を見しは、此節の事なる故、此處に記し置きぬる故に、昨年の處へ記し置ける洒落文と交へ見るべし。

松青し告げごと榮ふあけの春　成島　四方の長閑は故鶴の聲　御
千町田と終にや爰も成(なる)やらん　越政　鎖(とざ)さぬ御代に鎖す商人　珍買
照るつきの兩國川や水かれて　舟啼　剥出(むきだし)家根に三味の初雁　簾止
尾花咲く其淺茅野も今ぞ知る　明店　石の枕に二町なくなり　兩座
吉原は普請なかばに金つかへ　無現越　しかけは質に苦界十年　表蓙

是程の直下げ利下げに困り果　賣人
能き振と見せて濱邊の佞ヶ松　越人
十仲間は一寸手見せの仕置物　空仁
腕立の江戸の花さへ打しほれ　盛場
遠乗の眞間鎌倉も止めになり　密成
腹のいえた家に鎗太刀弓稽古　旗本
垣間から桔梗巴が笑みかゝり　林太
あはひえの甲斐に玉味噌鹽辛　南史
餓鬼道の髪結淨瑠璃茶屋女　持夫
ほとゝぎす雪見もたえて向島　廣亭
是れからは棄捐店賃こちの番　有金
加持祈禱わけはなかやま鼠山　三晒
咲く花もあらんと松の常陸帶　礫

諸色懸りの名主時めく　おべつか
島行く船に武家の數々　皷香
東國組は辛き目を見る　米山
燒蛤のあれ行きくだる　駿州
大筒のおとも金に吃驚　所替
今もや亂と騷ぐ居場所　中町始
遼山里は月もおだやか　口水橋
水も吞れぬ今の世の中　賣子
地獄の沙汰も少し鎮る　廓入
石の地藏の哀れ消絶え　中野
地主金主の頭痛鉢卷　念陰
おや孝行もあまり澤山　勸敎
高利は解けて下の潤ひ　安成

天軒愼　地名潰　潜世穏　前町下　眞下札　家主窮　運上止　樽代歇
上懸觸　株困痛　身平禁　地懶準　新借集　酌寺歡　役諸安　日通辨
貸金弱　胴取迯　唐人聘　賎用足　古强出　銀愁癈　町悦嚴　諸好儉
儒粹卑　問酒多　結娘瓜　讀定行　藝者追　茶屋沒　女成男　戯書衰
役女尊　明現休　甲婦綿　經改盛
社新出　法越治
舊地寂　每度愼
替喧聘　急無立

浮世の有様　卷之十　終

大正九年六月二十七日印刷
大正九年六月三十日發行

國史叢書 浮世の有様 六

定價金貳圓

不許複製

編輯兼發行者 國史研究會

右代表者 今村勝一
東京市牛込區市ケ谷柳町二十九番地

印刷者 福山福太郎
東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷所 福山印刷製本所
東京市牛込區西五軒町五十二番地

發行所 國史研究會
東京市牛込區市ケ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番